

昭和二十五年電波監理委員會規則第十四号

電波法施行規則 抄

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第四
条（無線局の開設、第九条（工事設計の変更）
第十三条（免許の有効期間）、第十七条（変更等
の許可）、第二十五条（無線局の公示）、第三十
条（安全施設）、第三十一条（周波数測定装置の
備えつけ）、第三十二条（計器及び予備品の備え
つけ）、第三十四条（船舶の義務無線電信の条件
）、第三十五条（船舶の義務無線電信の条件）、第
三十七條（無線設備の機器の検定）、第三十九條
（無線設備の操作）、第四十条（無線従事者の従
事範囲）、第五十条（通信長の配置等）、第五十二
条（目的外使用の禁止等）、第六十条（報告、第
百条（高周波利用設備）及び附則第十項（この法
律の施行前になした処分等）の規定の委任に基
き、且つ電波法を実施するため、電波監理委員會
設置法（昭和二十五年法律第百三十三号）第十七
条の規定により電波法施行規則の全部を改正する
規則を次のように定める。
電波法施行規則（電波監理委員會規則第三号）
の全部を次のように改正する。

目次

第一章 総則（第一条―第四条の四）

第二章 無線局

第一節 通則（第五条―第二十條の三）

第二節 周波数割当計画の公開（第二十一
条）

第二節の二 開設指針の制定の申出の手續
（第二十一条の二）

第三節 安全施設（第二十一条の三―第二十
七条）

第四節 船舶局、航空機局等の特則（第二十
八条―第三十一条の三）

第四節の二 地球局、人工衛星局等の特則
（第三十二条―第三十二条の九）

第四節の三 無線設備の技術基準の策定等の
申出の手續（第三十二条の九の
二）

第五節 無線従事者（第三十二条の十一―第三
十六条）

第六節 目的外通信等（第三十六条の二・第
三十七條）

第七節 業務書類等（第三十八条―第四十三
条の六）

第三章 高周波利用設備

第一節 通則（第四十四条―第四十五条の
三）

第二節 総務大臣による型式の指定（第四十
六条―第四十六條の六の二）

第三節 製造業者等による型式の確認（第四
十六條の七―第四十六條の十一）

第四節 安全施設（第四十七條―第五十條）

第四章 雑則

第一節 電波天文業務等の受信設備の指定基
準等（第五十条の二―第五十条の
九）

第一節の二 審査請求及び訴訟（第五十条の
十）

第二節 無線方位測定装置の保護（第五十一
条）

第二節の二 適正な運用の確保が必要な無線
局（第五十一条の二）

第二節の二の二 指定無線設備等（第五十一
条の二の二―第五十一条の
四の三）

第二節の三 電波有効利用促進センター（第
五十一条の五―第五十一条の
九）

第二節の四 削除

第二節の五 電波利用料の徴収等（第五十一
条の九の四―第五十一条の十
四）

第二節の六 混信等の許可の申出（第五十一
条の十四の二）

第三節 権限の委任（第五十一条の十五）

第四節 提出書類（第五十二条―第五十二條
の四）

附則

第一章 総則

第一条 この規則は、別に命令で規定せられるも
のの外、電波法（昭和二十五年法律第百三十一
号）の規定を施行するために必要とする事項及び
電波法の委任に基づく事項を定めることを目的
とする。
（定義等）

第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関し
ては、別に規定するもののほか、次の定義に従
うものとする。

一 「通信憲章」とは、国際電気通信連合憲章
をいう。

二 「通信条約」とは、国際電気通信連合条約
をいう。

三 「無線通信規則」とは、国際電気通信連合
憲章に規定する無線通信規則をいう。

四 「法」とは、電波法をいう。

五 「手数料令」とは、電波法関係手数料令を
いう。

六 「施行規則」とは、電波法施行規則をいう。

七 「免許規則」とは、無線局免許手續規則を
いう。

八 「無線局根本基準」とは、無線局（基幹放
送局を除く。）の開設の根本的基準をいう。

九 「基幹放送局根本基準」とは、基幹放送局
の開設の根本的基準をいう。

十 「設備規則」とは、無線設備規則をいう。

十一 「運用規則」とは、無線局運用規則をい
う。

十二 「従事者規則」とは、無線従事者規則を
いう。

十二の二 「検定規則」とは、無線機器型式検
定規則をいう。

十二の三 「証明規則」とは、特定無線設備の
技術基準適合証明等に関する規則をいう。

十三 「登録検査等規則」とは、登録検査等事
業者等規則をいう。

十三の二 「校正規則」とは、測定器等の校正
に関する規則をいう。

十四 「審理等規則」とは、電波監理審議会が
行う審理及び意見の聴取に関する規則をい
う。

十五 「無線通信」とは、電波を使用して行う
すべての種類の記号、信号、文言、影像、音
響又は情報の送信、発射又は受信をいう。

十五の二 「宇宙無線通信」とは、宇宙局若し
くは受動衛星（人工衛星であつて、当該衛星
による電波の反射を利用して通信を行うため
に使用されるものをいう。以下同じ。）その
他宇宙にある物体へ送り、又は宇宙局若しく
はこれらの物体から受ける無線通信をいう。

十五の三 「衛星通信」とは、人工衛星局の中
継により行う無線通信をいう。

十六 「単向通信方式」とは、単一の通信の相
手方に対し、送信のみを行なう通信方式をい
う。

十七 「単信方式」とは、相対する方向で送信
が交互に行なわれる通信方式をいう。

十八 「複信方式」とは、相対する方向で送信
が同時に行なわれる通信方式をいう。

十九 「半複信方式」とは、通信路の一端にお
いては単信方式であり、他の一端においては
複信方式である通信方式をいう。

二十 「同報通信方式」とは、特定の二以上の
受信設備に対し、同時に同一内容の通報の送
信のみを行なう通信方式をいう。

二十一 「テレメーター」とは、電波を利用し
て、遠隔地点における測定器の測定結果を自
動的に表示し、又は記録するための通信設備
をいう。

二十二 「テレビジョン」とは、電波を利用し
て、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像
を送り、又は受けるための通信設備をいう。

二十三 「フアクシミリ」とは、電波を利用し
て、永久的な形に受信するために静止影像を
送り、又は受けるための通信設備をいう。

二十四 「中波放送」とは、五二六・五kHz
から一、六〇六・五kHzまでの周波数の電
波を使用して音声その他の音響を送る放送を
いう。

二十四の二 「短波放送」とは、三MHzから
三〇MHzまでの周波数の電波を使用して音
声その他の音響を送る放送をいう。

二十五 「超短波放送」とは、三〇MHzを超
える周波数の電波を使用して音声その他の音
響を送る放送（文字、図形その他の影像又は
信号を併せ送るものを含む。）であつて、テ
レビジョン放送に該当せず、かつ、他の放送
の電波に重畳して行う放送でないものをい
う。

二十六 「ステレオホニツク放送」とは、中波
放送、超短波放送又はテレビジョン放送であ
つて、その聴取者に音響の立体感を与えるた
め、左側信号及び右側信号を二つの放送局（放
送をする無線局をいう。）から同時に一の周
波数の電波により伝送して行うものをいう。

二十七 「モノホニツク放送」とは、次に掲げ
るものをいう。

(1) 中波放送であつて、音声信号のみにより
直接搬送波を変調して行うもの

(2) 超短波放送であつて、音声信号のみによ
り直接主搬送波を変調して行うもの

二十八 「テレビジョン放送」とは、静止し、
又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴
う音声その他の音響を送る放送（文字、図形
その他の影像（音声その他の音響を伴うもの
を含む。）又は信号を併せ送るものを含む。）
をいう。

二十八の二 「標準テレビジョン放送」とは、
テレビジョン放送であつて、高精細度テレビ

ジョン放送及び超高精度テレビジョン放送以外のものをいう。

二十八の三 「高精度テレビジョン放送」とは、テレビジョン放送であつて、次に掲げるものをいう。

(1) 走査方式が一本おきであつて、一の映像の有効走査線数(走査線のうち映像信号が含まれてゐる走査線数をいう。)(以下「有効走査線数」という。が一、〇八〇本以上二、一六〇本未満のもの

(2) 走査方式が順次であつて、有効走査線数が七二〇本以上二、一六〇本未満のもの

二十八の三の二 「超高精度テレビジョン放送」とは、テレビジョン放送であつて、走査方式にかかわらず有効走査線数が二、一六〇本以上のものをいう。

二十八の四 「データ放送」とは、二値のデジタル情報を送る放送であつて、超短波放送及びテレビジョン放送に該当せず、かつ、他の放送の電波に重畳して行ふ放送でないものをいう。

二十八の四の二 「マルチメディア放送」とは、二値のデジタル情報を送る放送であつて、テレビジョン放送に該当せず、かつ、他の放送の電波に重畳して行ふ放送でないものをいう。

二十八の五 「超短波音声多重放送」とは、超短波放送の電波に重畳して、音声その他の音響を送る放送であつて、超短波放送に該当しないものをいう。

二十八の六 「超短波文字多重放送」とは、超短波放送の電波に重畳して、文字、図形又は信号を送る放送であつて、超短波放送に該当しないものをいう。

二十八の七 「超短波データ多重放送」とは、超短波放送の電波に重畳して、二値のデジタル情報を送る放送であつて、超短波放送に該当しないものをいう。

二十八の八 「デジタル放送」とは、デジタル方式の無線局により行われる放送をいう。

二十八の九 「補完放送」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 超短波放送であつて、主音声(超短波放送又はテレビジョン放送において送られる主たる音声その他の音響をいう。以下この号において同じ。)に伴う音声その他の音

響を送るもの、又は主音声に併せて文字、図形その他の映像若しくは信号を送るもの

(2) テレビジョン放送であつて、静止し、若しくは移動する事物の瞬間的映像に伴う音声その他の音響(主音声を除く。)を送るもの、又は静止し、若しくは移動する事物の瞬間的映像に併せて文字、図形その他の映像(音声その他の音響を伴うものを含む。)(若しくは信号を送るもの

二十九 「無線測位」とは、電波の伝搬特性を用いてする位置の決定又は位置に関する情報の取得をいう。

三十 「無線航行」とは、航行のための無線測位(障害物の探知を含む。)をいう。

三十一 「無線標定」とは、無線航行以外の無線測位をいう。

三十二 「レーダー」とは、決定しようとする位置から反射され、又は再発射される無線信号と基準信号との比較を基礎とする無線測位の設備をいう。

三十三 「無線方向探知」とは、無線局又は物体の方向を決定するために電波を受信して行ふ無線測位をいう。

三十四 一般海岸局」とは、電気通信業務を取り扱う海岸局をいう。

三十五 「送信設備」とは、送信装置と送信空中線系とから成る電波を送る設備をいう。

三十六 「送信装置」とは、無線通信の送信のための高周波エネルギーを発生する装置及びこれに付加する装置をいう。

三十七 「送信空中線系」とは、送信装置の発生する高周波エネルギーを空間へ輻射する装置をいう。

三十七の二 「双方向無線電話」とは、船舶局の無線電話であつて、船舶が遭難した場合に当該船舶若しくは他の船舶(救命いかだを誘導し、又はえい航する艇を含む。)(と生存艇(救命艇及び救命いかだをいう。以下同じ。)(若しくは救助艇(船舶救命設備規則(昭和四十年運輸省令第三十六号)第二条第一号の二の一般救助艇及び高速救助艇をいう。以下同じ。)(との間、生存艇と救助艇との間、生存艇相互間又は救助艇相互間で人命の救助に係る双方向の通信を行うため使用するものをいう。

三十七の三 「船舶航空機間双方向無線電話」とは、船舶局の無線電話であつて、船舶が遭

難した場合に当該船舶又は他の船舶と航空機との間で当該船舶の搜索及び人命の救助に係る双方向の通信を行うため使用するものをいう。

三十七の四 「船舶自動識別装置」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 船舶局、海岸局又は船舶地球局の無線設備であつて、船舶の船名その他の船舶を識別する情報、位置、針路、速度その他の自動的に更新される情報であつて航行の安全に関する情報及び目的地、目的地への到着予定時刻その他の手動で更新される情報であつて運航に関する情報を船舶局相互間、船舶局と海岸局との間、船舶局と人工衛星局との間又は船舶地球局と人工衛星局との間において自動的に送受信する機能を有するもの

(2) 海岸局の無線設備であつて、航路標識(航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第一条第二項の航路標識をいう。以下同じ。)(の種別、名称、位置その他の情報を自動的に送信する機能を有するもの

三十七の五 「簡易型船舶自動識別装置」とは、船舶局又は船舶地球局の無線設備であつて、船舶の船名その他の船舶を識別する情報及び位置、針路、速度その他の自動的に更新される情報であつて航行の安全に関する情報のみを船舶局相互間、船舶局と海岸局との間、船舶局と人工衛星局との間又は船舶地球局と人工衛星局との間において自動的に送受信する機能を有するものをいう。

三十七の六 「VHFデータ交換装置」とは、船舶局又は海岸局の無線設備であつて、無線通信規則付録第十八の表に掲げる周波数の電波を使用し、船舶局相互間又は船舶局と海岸局との間においてデジタル変調方式によるデータ交換を行うもの(デジタル選択呼出装置、船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及び搜索救助用位置指示送信装置を除く。)(をいう。

三十七の七 「衛星位置指示無線標識」とは、人工衛星局の中継により、並びに船舶局及び航空機局に対して、電波の送信の地点を探知させるための信号を送信する無線設備をいう。

三十七の八 「携帯用位置指示無線標識」とは、人工衛星局の中継により、及び航空機局に対

して、電波の送信の地点を探知させるための信号を送信する遭難自動通報設備であつて、携帯して使用するものをいう。

三十八 「衛星非常用位置指示無線標識」とは、遭難自動通報設備であつて、船舶が遭難した場合に、人工衛星局の中継により、並びに船舶局及び航空機局に対して、当該遭難自動通報設備の送信の地点を探知させるための信号を送信するものをいう。

三十九 「搜索救助用レーダートランスポンダ」とは、遭難自動通報設備であつて、船舶が遭難した場合に、レーダーから発射された電波を受信したとき、それに応答して電波を発射し、当該レーダーの指示器上にその位置を表示させるものをいう。

三十九の二 「搜索救助用位置指示送信装置」とは、遭難自動通報設備であつて、船舶が遭難した場合に、船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置の指示器上にその位置を表示させるための情報を送信するものをいう。

四十 「航空機用救命無線機」とは、航空機が遭難した場合に、その送信の地点を探知させるための信号を自動的に送信するもの(Ａ3E電波を使用する無線電話を附置するもの又は人工衛星の中継によりその送信の地点を探知させるための信号を併せて送信するものを含む。)(をいう。

四十の二 「航空機用携帯無線機」とは、専ら航空機の遭難に係る通信を行うため携帯して使用する航空機局の無線設備であつて、航空機用救命無線機以外のものをいう。

四十の三 「船上通信設備」とは、次の(一)、(二)、(三)又は(四)に掲げる通信のみを行うための単一通信路の無線設備であつて、第十三条の三の規定する電波の型式、周波数及び空中線電力の電波を使用するものをいう。

(1) 操船、荷役その他の船舶の運航上必要な作業のための通信で当該船舶内において行われるもの

(2) 救助又は救助訓練のための通信で船舶とその生存艇又は救命浮機との間において行われるもの

(3) 船舶援助のための通信で引き船と引かれ

る船舶又は押し船と押される船舶との間において行われるもの

(4) 船舶を接岸させ又は係留させるための通信で、船舶相互間又は船舶とさん橋若しくは埠頭との間において行われるもの

四十一 「ラジオ・ブイ」とは、浮標の用に供するための無線設備であつて、無線測位業務に使用するものをいう。

四十二 「ラジオゾンデ」とは、航空機、自由気球、たこ又は落下傘に通常装置する気象援助業務用の自動送信設備であつて、気象資料を送信するものをいう。

四十三 「気象用ラジオ・ロボット」とは、陸上又は海上に設置する気象援助業務用の無線設備であつて、気象資料を自動的に送信し、又は中継するものをいう。

四十四 「無給電中継装置」とは、送信機、受信機その他の電源を必要とする機器を使用しないで電波の伝搬方向を変える中継装置をいう。

四十五 「無人方式の無線設備」とは、自動的に動作する無線設備であつて、通常の状態においては技術操作を直接必要としないものをいう。

四十六 「周波数偏位電位」とは、周波数変動による無線電波であつて、搬送波の周波数を所定の値の間で偏位させるものをいう。

四十七 「四周波ダイプレックス」とは、二電信通信路に対応する四個の信号の組合せのそれぞれが別の周波数で表わされる周波数偏位電位をいう。

四十八 「音声周波多重電位」とは、音声周波数帯域内において二以上の周波数偏位電位の通信路を構成する多重電位であつて、副搬送波のそれぞれが独立して特定の通信路を構成するものをいう。

四十九 「ILS」とは、計器着陸方式（航空機に対し、その着陸降下直前又は着陸降下中に、水平及び垂直の誘導を与え、かつ、定点において着陸基準点までの距離を示すことにより、着陸のための一の固定した進入の経路を設定する無線航行方式）をいう。

五十 「MLS」とは、マイクロ波着陸方式（航空機に対し、その着陸降下直前又は着陸降下中に、水平及び垂直の誘導を与え、かつ、着陸基準点までの距離を示すことにより、着陸のための複数の進入の経路を設定する無線航行方式をいい、航空機に対し、その

離陸中又は着陸復行を行うための上昇中に水平の誘導を与えるものを含む。）をいう。

四十九の三 「MLS角度系」とは、MLSの無線局の無線設備のうち、水平又は垂直の誘導を与えるための無線航行業務を行う設備をいう。

四十九の四 「ATCRBS」とは、地表の定点において、位置、識別、高度その他航空機に関する情報（飛行場内を移動する車両に関するものを含む）を取得するための航空交通管制の用に供する通信の方式をいう。

四十九の五 「ACAS」とは、航空機局の無線設備であつて、他の航空機的位置、高度その他の情報を取得し、他の航空機との衝突を防止するための情報を自動的に表示するものをいう。

五十 「VOR」とは、一〇八MHzから一一八MHzまでの周波数の電波を全方向に放射する回転式の無線標識業務を行なう設備をいう。

五十一 「航空用DME」とは、九六〇MHzから一一五MHzまでの周波数の電波を使用し、航空機において、当該航空機から地表の定点までの見通し距離を測定するための無線航行業務を行う設備をいう。

五十一の二 「タカン」とは、九六〇MHzから一一五MHzまでの周波数の電波を使用し、航空機において、当該航空機から地表の定点までの見通し距離及び方位を測定するための無線航行業務を行う設備をいう。

五十一の三 「GBAS」とは、地上から航空機に対し、無線測位衛星からの測位情報の精度及び安全性を向上させる補強信号並びに進入降下経路情報を送信し、航空機を安全に滑走路へ誘導する無線航行方式をいう。

五十二 「kHz」とは、キロ（ 10^3 ）ヘルツをいう。

五十三 「MHz」とは、メガ（ 10^6 ）ヘルツをいう。

五十四 「GHz」とは、ギガ（ 10^9 ）ヘルツをいう。

五十八 「基準周波数」とは、割当周波数に対する、固定し、かつ、特定した位置にある周波数をいう。この場合において、この周波数の割当周波数に対する偏位は、特性周波数が放射によつて占有する周波数帯の中央の周波数に対してかつ偏位と同一の絶対値及び同一の符号をもつものとする。

五十九 「周波数の許容偏差」とは、放射によつて占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は放射の特性周波数の基準周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、百分率又はヘルツで表わす。

六十 「指定周波数帯」とは、その周波数帯の中央の周波数が割当周波数と一致し、かつ、その周波数帯幅が占有周波数帯幅の許容値と周波数の許容偏差の絶対値の二倍との和に等しい周波数帯をいう。

六十一 「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数をこえて輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた放射によつて輻射される全平均電力の〇・五パーセントに等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジョン伝送の場合等〇・五パーセントの比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。

六十二 「必要周波数帯幅」とは、与えられた放射の種類について、特定の条件のもとにおいて、使用される方式に必要な速度及び質で情報の伝送を確保するためにじゅうぶんな占有周波数帯幅の最小値をいう。この場合、低減搬送波方式の搬送波に相当する放射等受信装置の良好な動作に有用な放射は、これに含まれるものとする。

六十三 「スプリアス放射」とは、必要周波数帯外における一又は二以上の周波数の電波の放射であつて、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで低減することができものをいい、高調波放射、低調波放射、寄生放射及び相互変調積を含み、帯域外放射を含まないものとする。

六十三の二 「帯域外放射」とは、必要周波数帯に近接する周波数の電波の放射で情報の伝送のための変調の過程において生ずるものをいう。

六十三の三 「不要放射」とは、スプリアス放射及び帯域外放射をいう。

六十三の四 「スプリアス領域」とは、帯域外領域の外側のスプリアス放射が支配的な周波数帯をいう。

六十三の五 「帯域外領域」とは、必要周波数帯の外側の帯域外放射が支配的な周波数帯をいう。

六十四 「混信」とは、他の無線局の正常な業務の運行を妨害する電波の放射、輻射又は誘導をいう。

六十五 「抑圧搬送波」とは、受信側において利用しないため搬送波を抑圧して送出する電波をいう。

六十六 「低減搬送波」とは、受信側において局部周波数の制御等に利用するため一定のレベルまで搬送波を低減して送出する電波をいう。

六十七 「全搬送波」とは、両側波帯用の受信機で受信可能となるよう搬送波を一定のレベルで送出する電波をいう。

六十八 「空中線電力」とは、尖頭電力、平均電力、搬送波電力又は規格電力をいう。

六十九 「尖頭電力」とは、通常の動作状態において、変調包絡線の最高尖頭における無線周波数一サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。

七十 「平均電力」とは、通常の動作中の送信機から空中線系の給電線に供給される電力であつて、変調において用いられる最低周波数の周期に比較してじゅうぶんな長い時間（通常、平均の電力が最大である約十分の一秒間）にわたつて平均されたものをいう。

七十一 「搬送波電力」とは、変調のない状態における無線周波数一サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。ただし、この定義は、パルス変調の放射には適用しない。

七十二 「規格電力」とは、終段真空管の使用状態における出力規格の値をいう。

七十三 「終段陽極入力」とは、無変調時における終段の真空管に供給される直流陽極電圧と直流陽極電流との積の値をいう。

七十四 「空中線の利得」とは、与えられた空中線の入力部に供給される電力に対する、与えられた方向において、同一の距離で同一の電界を生ずるために、基準空中線の入力部で

必要とする電力の比をいう。この場合において、別段の定めがないときは、空中線の利得を表わす数値は、主輻射の方向における利得を示す。

注 散乱伝搬を使用する業務においては、空中線の全利得は、実際上得られるとは限らず、また、見かけの利得は、時間によつて変化することがある。

七十五 「空中線の絶対利得」とは、基準空中線が空間に隔離された等方性空中線であるときの与えられた方向における空中線の利得をいう。

七十六 「空中線の相対利得」とは、基準空中線が空間に隔離され、かつ、その垂直二等分面が与えられた方向を含む半波無損失ダイポールであるときの与えられた方向における空中線の利得をいう。

七十七 「短小垂直空中線に対する利得」とは、基準空中線が、完全導体平面上に置かれた、四分の一波長よりも非常に短い完全垂直空中線であるときの与えられた方向における空中線の利得をいう。

七十八 「実効輻射電力」とは、空中線に供給される電力に、与えられた方向における空中線の相対利得を乗じたものをいう。

七十八の二 「等価等方輻射電力」とは、空中線に供給される電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じたものをいう。

七十九 「水平面の主輻射の角度の幅」とは、その方向における輻射電力と最大輻射の方向における輻射電力との差が最大三デシベルであるすべての方向を含む全角度をいい、度でこれを示す。

八十 「走査」とは、画面を構成する絵素の輝度又は色（輝度、色相及び彩度をいう。）に従つて、一定の方法により、画面を逐次分析して行くことをいう。

八十一 「映像信号」とは、走査に従つて生ずる直接的な電気的変化であつて、静止し、又は移動する事物の瞬間的映像を伝送するためのものをいう。

八十二 「同期信号」とは、映像を同期させるために伝送する信号をいう。

八十二の二 「文字信号」とは、文字、図形又は信号を二値のデジタル情報に変換して得られる電気的変化であつて、文字、図形又は信号を伝送するためのものをいう。

八十二の三 「フアクシミリ信号」とは、静止映像を二値のデジタル情報に変換して得られる電気的変化であつて、永久的な形に受信されることを目的として静止映像を伝送するためのものをいう。

八十三 「音声信号」とは、音声その他の音響に従つて生ずる直接的な電気的変化であつて、音声その他の音響を伝送するためのものをいう。

八十四 「左側信号」とは、「右側信号」とは、放送の聴取者の位置から向かつて左右両側に拡声器を配置する一の受信機により聴取者にその聴取する音響の立体感を与えるため、その左側（左側信号の場合に限る。）又は右側（右側信号の場合に限る。）の拡声器によつて再現するように収音された音響を伝送するための音声信号をいう。

八十四の二 「緊急警報信号」とは、災害に関する放送の受信の補助のために伝送する信号であつて、第一種開始信号、第二種開始信号又は終了信号をいう。

八十四の三 「第一種開始信号」とは、待受状態にあるすべての受信機を作動させるために伝送する信号をいう。

八十四の四 「第二種開始信号」とは、特別の待受状態にある受信機のみを作動させるために伝送する信号をいう。

八十四の五 「終了信号」とは、第一種開始信号又は第二種開始信号の受信によつて動作状態にある受信機を当該緊急警報信号を受信する前の状態に復させるために伝送する信号をいう。

八十五 「クロック周波数」とは、文字信号を一定の速度で伝送するための時刻の基準となるパルスの基本周波数をいう。

八十六 削除

八十七 「ブレレンファシス」とは、正常の信号波をその周波数帯のある部分について、他の部分に比し、特に強めることをいう。

八十八 「デイエンファシス」とは、ブレレンファシスを行なつた信号波を正常の信号波にもどすことをいう。

八十九 「感度抑圧効果」とは、希望波信号を受信しているときにおいて、妨害波のために受信機の感度が抑圧される現象をいう。

九十 「受信機の相互変調」とは、希望波信号を受信しているときにおいて、二以上の強力な妨害波が到来し、それが、受信機の前直線性により、受信機内部に希望波信号周波数又は受信機の間周波数と等しい周波数を発生させ、希望波信号の受信を妨害する現象をいう。

九十一 「受信機入力電圧」とは、受信機の入力端子における信号源の開放電圧をいう。

九十二 「航空無線電話通信網」とは、一定の区域において、航空機局及び二以上の航空局が共通の周波数の電波により運用され、一体となつて形成する無線電話通信の系統をいう。

九十三 「船舶保安警報」とは、船舶に危害を及ぼす行為が発生した場合に送信する通報であつて、当該行為によつて当該船舶の安全が脅かされていることを示す情報その他の情報からなるものをいう。

二 A二A電波、A二B電波、A二D電波又はA二X電波を使用する無線局（変調波を電鍵操作する送信設備に係るものに限る。）に対する法に基づく命令及びこれに基づく告示の適用に関しては、別段の定めがある場合を除くほか、空中線電力のワット数は、当該命令又は告示において規定するワット数に十五分の四十を乗じて得たワット数とする。

（業務の分類及び定義）

第三条 宇宙無線通信の業務以外の無線通信業務を次のとおり分類し、それぞれ当該各号に定めるとおり定義する。

一 固定業務 一定の固定地点の間の無線通信業務（陸上移動中継局との間のものを除く。）をいう。

二 削除

三 放送業務 一般公衆によつて直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はフアクシミリによる無線通信業務をいう。

四 放送試験業務 放送及びその受信の進捗発達に必要な試験、研究又は調査のため試験的に行なう放送業務をいう。

五 移動業務 移動局（陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。次条第一項第六号、第七号の三、第十二号及び第十三号において同じ。）を移動中又はその特定しない地点に停止中に使用する受信設備（無線局のものを除く。第八号及び第八号の三において「陸上移動受信設備」という。）を含む。）と

陸上局との間又は移動局相互間の無線通信業務（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）をいう。

六 海上移動業務 船舶局と海岸局との間、船舶局相互間、船舶局と船上通信局との間、船上通信局相互間又は遭難自動通報局と船舶局若しくは海岸局との間の無線通信業務をいう。

七 航空移動業務 航空機局と航空局との間又は航空機局相互間の無線通信業務をいう。

七の二 航空移動（R）業務 主として国内民間航空路又は国際民間航空路において安全及び正常な飛行に関する通信のために確保された航空移動業務をいう。

七の三 航空移動（OR）業務 主として国内民間航空路又は国際民間航空路以外の飛行の調整に関するものを含む通信を目的とする航空移動業務をいう。

八 陸上移動業務 基地局と陸上移動局（陸上移動受信設備（第八号の三の携帯受信設備を除く。）を含む。次条第一項第六号において同じ。）との間又は陸上移動局相互間の無線通信業務（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）をいう。

八の二 携帯移動業務 携帯局と携帯基地局との間又は携帯局相互間の無線通信業務をいう。

八の三 無線呼出業務 携帯受信設備（陸上移動受信設備であつて、その携帯者に対する呼出し（これに付随する通報を含む。以下この号において同じ。）を受けるためのものをいう。）の携帯者に対する呼出しを行う無線通信業務をいう。

九 無線測位業務 無線測位のための無線通信業務をいう。

十 無線航行業務 無線航行のための無線測位業務をいう。

十一 海上無線航行業務 船舶のための無線航行業務をいう。

十二 航空無線航行業務 航空機のための無線航行業務をいう。

十二の二 無線標定業務 無線航行業務以外の無線測位業務をいう。

十三 無線標識業務 移動局に対して電波を発射し、その電波発射の位置からの方向又は方位をその移動局に決定させることができるための無線航行業務をいう。

十四 非常通信業務 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行う無線通信業務をいう。

十五 アマチュア業務 金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によつて行う自己訓練、通信及び技術的研究その他総務大臣が別に告示する業務を行う無線通信業務をいう。

十六 簡易無線業務 簡易な業務のために行われる無線通信業務をいう。

十七 構内無線業務 一の構内において行われる無線通信業務をいう。

十八 気象援助業務 水象を含む気象上の観測及び調査のための無線通信業務をいう。

十九 標準周波数業務 科学、技術その他のために利用されることを目的として、一般的に受信されるように、明示された高い精度の特定の周波数の電波の発射を行なう無線通信業務をいう。

二十 特別業務 前各号に規定する業務及び電気通信業務（不特定多数の者に同時に送信するものを除く。）のいづれにも該当しない無線通信業務であつて、一定の公共の利益のために行われるものをいう。

2 宇宙無線通信の業務のうち、次の各号に掲げる業務を当該各号に定めるとおり定義する。

一 海上移動衛星業務 船舶地球局と海岸地球局との間又は船舶地球局相互間の衛星通信の業務をいう。

二 航空移動衛星業務 航空機地球局と航空地球局との間又は航空機地球局相互間の衛星通信の業務をいう。

三 携帯移動衛星業務 携帯移動地球局と携帯基地地球局との間又は携帯移動地球局相互間の衛星通信の業務をいう。

3 前二項各号に規定するもののほか、無線局の行う業務の分類を別に定めることがある。

（無線局の種類及び定義）

第四條 無線局の種類を次のとおり定め、それぞれ当該各号に定めるとおり定義する。

一 固定局 固定業務を行う無線局をいう。

二 基幹放送局 基幹放送（法第五条第四項の基幹放送をいう。以下同じ。）を行う無線局（当該基幹放送に加えて基幹放送以外の無線

通信の送信をするものを含む。）であつて、基幹放送を行う実用化試験局以外のものをいう。

二の二 地上基幹放送局 地上基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第十五号の地上基幹放送をいう。以下同じ。）又は移動受信用地上基幹放送（同法第二条第十四号に規定する移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ。）を行う基幹放送局（放送試験業務を行うものを除く。）をいう。

二の三 特定地上基幹放送局 基幹放送局のうち法第六条第二項第七号に規定する特定地上基幹放送局（放送試験業務を行うものを除く。）をいう。

三 地上基幹放送試験局 地上基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局（放送試験業務を行うものに限る。）をいう。

三の二 特定地上基幹放送試験局 基幹放送局のうち法第六条第二項第七号に規定する特定地上基幹放送局（放送試験業務を行うものに限る。）をいう。

三の三 地上一般放送局 地上一般放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第二条第四号の二に規定する地上一般放送をいう。以下同じ。）を行う無線局であつて、地上一般放送を行う実用化試験局以外のものをいう。

四 海岸局 船舶局、遭難自動通報局又は航路標識に開設する海岸局（船舶自動識別装置により通信を行うものに限る。）と通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局（航路標識に開設するものを含む。）をいう。

五 航空局 航空機局と通信を行なうため陸上に開設する移動中の運用を目的としない無線局（船舶に開設するものを含む。）をいう。

六 基地局 陸上移動局との通信（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）を行うため陸上に開設する移動しない無線局（陸上移動中継局を除く。）をいう。

七 携帯基地局 携帯局と通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局をいう。

七の二 無線呼出局 無線呼出業務を行う陸上に開設する無線局をいう。

七の三 陸上移動中継局 基地局と陸上移動局との間及び陸上移動局相互間の通信の中継するため陸上に開設する移動しない無線局をいう。

八 陸上局 海岸局、航空局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局その他移動中の運用を目的としない移動業務を行う無線局をいう。

九 船舶局 船舶の無線局（人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。）のうち、無線設備が遭難自動通報設備又はレーダーのみのものの以外のものをいう。

十 遭難自動通報局 遭難自動通報設備のみを使用して無線通信業務を行なう無線局をいう。

十の二 船上通信局 船上通信設備のみを使用して無線通信業務を行う移動する無線局をいう。

十一 航空機局 航空機の無線局（人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。）のうち、無線設備がレーダーのみのものの以外のものをいう。

十二 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局（船上通信局を除く。）をいう。

十三 携帯局 陸上、海上若しくは上空の一若しくは二以上にわたり携帯して移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局（船上通信局及び陸上移動局を除く。）をいう。

十四 移動局 船舶局、遭難自動通報局、船上通信局、航空機局、陸上移動局、携帯局その他移動中又は特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。

十五 無線測位局 無線測位業務を行う無線局をいう。

十六 無線航行局 無線航行業務を行う無線局をいう。

十七 無線航行陸上局 移動しない無線航行局をいう。

十八 無線航行移動局 移動する無線航行局をいう。

十八の二 無線標定陸上局 無線標定業務を行なう移動しない無線局をいう。

十九 無線標定移動局 無線標定業務を行なう移動する無線局をいう。

二十 無線標識局 無線標識業務を行う無線局をいう。

二十の二 地球局 宇宙局と通信を行ない、又は受動衛星その他の宇宙にある物体を利用して通信（宇宙局とのものを除く。）を行なう

ため、地表又は地球の大気圏の主要部分に開設する無線局をいう。

二十の三 海岸地球局 法第六十三条に規定する海岸地球局をいう。

二十の四 航空地球局 法第七十条の三第二項に規定する航空地球局をいう。

二十の五 携帯基地地球局 人工衛星局の中継により携帯移動地球局と通信を行うため陸上に開設する無線局をいう。

二十の六 船舶地球局 法第六条第一項第四号ロに規定する船舶地球局をいう。

二十の七 航空機地球局 法第六条第一項第四号ロに規定する航空機地球局をいう。

二十の八 携帯移動地球局 自動車その他陸上を移動するものに開設し、又は陸上、海上若しくは上空の一若しくは二以上にわたり携帯して使用するために開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの（船舶地球局及び航空機地球局を除く。）をいう。

二十の九 宇宙局 地球の大気圏の主要部分の外にある物体（その主要部分の外に出ることを目的とし、又はその主要部分の外から入つたものを含む。以下「宇宙物体」という。）に開設する無線局をいう。

二十の十 人工衛星局 法第六条第一項第四号イに規定する人工衛星局をいう。

二十の十一 衛星基幹放送局 衛星基幹放送（放送法第一条第十三号の衛星基幹放送をいう。以下同じ。）を行う基幹放送局（衛星基幹放送試験局を除く。）をいう。

二十の十二 衛星基幹放送試験局 衛星基幹放送を行う基幹放送局（放送及びその受信の進歩発達に必要な試験、研究又は調査のため、一般公衆によつて直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はファクシミリによる無線通信業務を試験的に行うものに限る。）をいう。

二十一 非常局 非常通信業務のみを行うことを目的として開設する無線局をいう。

二十二 実験試験局 科学若しくは技術の発達のための実験、電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査を行うために開設する無線局であつて、実用に供しないもの（放送をするものを除く。）をいう。

二十三 実用化試験局 当該無線通信業務を実用に移す目的で試験的に開設する無線局をいう。 二十四 アマチュア局 アマチュア業務を行う無線局をいう。 二十五 簡易無線局 簡易無線業務を行う無線局をいう。 二十六 構内無線局 構内無線業務を行う無線局をいう。 二十七 気象援助局 気象援助業務を行う無線局をいう。 二十八 標準周波数局 標準周波数業務を行う無線局をいう。 二十九 特別業務の局 特別業務を行う無線局をいう。	二 前項各号に規定するもののほか、無線局の種類を別に定めることがある。 (電波の型式の表示) 第四条の二 電波の主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式は、次の各号に掲げるように分類し、それぞれ当該各号に掲げる記号をもつて表示する。ただし、主搬送波を変調する信号の性質を表示する記号は、対応する算用数字をもつて表示することがあるものとする。 一 主搬送波の変調の型式 (1) 無変調 (2) 振幅変調 (三) 両側波帯 (二) 全搬送波による単側波帯 (三) 低減搬送波による単側波帯 (四) 抑圧搬送波による単側波帯 (五) 独立側波帯 (六) 残留側波帯 (3) 角度変調 (二) 周波数変調 (二) 位相変調 (4) 同時に、又は一定の順序で振幅変調及び角度変調を行うもの (5) パルス変調 (二) 無変調パルス列 (二) 変調パルス列 ア 振幅変調 イ 幅変調又は時間変調 ウ 位置変調又は位相変調																																								
エ パルスの期間中に搬送波を角度変調するもの オ アからエまでの各変調の組合せ又は他の方法によつて変調するもの (6) (1) から (5) までに該当しないものであつて、同時に、又は一定の順序で振幅変調、角度変調又はパルス変調のうちの二以上を組み合わせて行うもの (7) その他のもの 二 主搬送波を変調する信号の性質 (1) 変調信号のないもの (2) デジタル信号である単一チャネルのもの (二) 変調のための副搬送波を使用しないもの (二) 変調のための副搬送波を使用するもの (3) アナログ信号である単一チャネルのもの (4) デジタル信号である二以上のチャネルのもの (5) アナログ信号である二以上のチャネルのもの (6) デジタル信号の一又は二以上のチャネルとアナログ信号の一又は二以上のチャネルを複合したもの (7) その他のもの 三 伝送情報の型式 (1) 無情報 (二) 電信 (二) 聴覚受信を目的とするもの (二) 自動受信を目的とするもの (3) フラクシミリ (4) データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令 (5) 電話 (音響の放送を含む。) (6) テレビジョン (映像に限る。) (7) (1) から (6) までの型式の組合せのもの (8) その他のもの 2 この規則その他法に基づく省令、告示等において電波の型式は、前項に規定する主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式を同項に規定する記号をもつて、かつ、その順序に従つて表記する。	Q V W X 記号 一 二 三 七 八 九 X 記号 N A H R J B C F D G P K L M																																								
3 この規則その他法に基づく省令、告示等においては、電波は、電波の型式、「電波」の文字、周波数の順序に従つて表示することを例とする。 (周波数の表示) 第四条の三 電波の周波数は、三、〇〇〇kHz以下のものはkHz、三、〇〇〇kHzをこえ三、〇〇〇MHz以下のものはMHz、三、〇〇〇MHzをこえ三、〇〇〇GHz以下のものはGHzで表示する。ただし、周波数の使用上特に必要がある場合は、この表示方法によらないことができる。 2 電波のスペクトルは、その周波数の範囲に及び、次の表に掲げるように九の周波数帯に区分する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>周波数帯の周波数の範囲</th> <th>周波数帯の番号</th> <th>周波数帯の略称</th> <th>周波数帯の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3kHzをこえ、30kHz以下</td> <td>4</td> <td>V</td> <td>ミリメートル波</td> </tr> <tr> <td>30kHzをこえ、300kHz以下</td> <td>5</td> <td>L</td> <td>キロメートル波</td> </tr> <tr> <td>300kHzをこえ、3MHz以下</td> <td>6</td> <td>M</td> <td>ヘクトメートル波</td> </tr> <tr> <td>3MHzをこえ、30MHz以下</td> <td>7</td> <td>H</td> <td>デカメートル波</td> </tr> <tr> <td>30MHzをこえ、300MHz以下</td> <td>8</td> <td>V</td> <td>メートル波</td> </tr> <tr> <td>300MHzをこえ、3GHz以下</td> <td>9</td> <td>F</td> <td>デシメートル波</td> </tr> <tr> <td>3GHzをこえ、30GHz以下</td> <td>10</td> <td>S</td> <td>センチメートル波</td> </tr> <tr> <td>30GHzをこえ、300GHz以下</td> <td>11</td> <td>F</td> <td>ミリメートル波</td> </tr> <tr> <td>300GHzをこえ、3THz以下</td> <td>12</td> <td>E</td> <td>デシミリメートル波</td> </tr> </tbody> </table>	周波数帯の周波数の範囲	周波数帯の番号	周波数帯の略称	周波数帯の単位	3kHzをこえ、30kHz以下	4	V	ミリメートル波	30kHzをこえ、300kHz以下	5	L	キロメートル波	300kHzをこえ、3MHz以下	6	M	ヘクトメートル波	3MHzをこえ、30MHz以下	7	H	デカメートル波	30MHzをこえ、300MHz以下	8	V	メートル波	300MHzをこえ、3GHz以下	9	F	デシメートル波	3GHzをこえ、30GHz以下	10	S	センチメートル波	30GHzをこえ、300GHz以下	11	F	ミリメートル波	300GHzをこえ、3THz以下	12	E	デシミリメートル波
周波数帯の周波数の範囲	周波数帯の番号	周波数帯の略称	周波数帯の単位																																						
3kHzをこえ、30kHz以下	4	V	ミリメートル波																																						
30kHzをこえ、300kHz以下	5	L	キロメートル波																																						
300kHzをこえ、3MHz以下	6	M	ヘクトメートル波																																						
3MHzをこえ、30MHz以下	7	H	デカメートル波																																						
30MHzをこえ、300MHz以下	8	V	メートル波																																						
300MHzをこえ、3GHz以下	9	F	デシメートル波																																						
3GHzをこえ、30GHz以下	10	S	センチメートル波																																						
30GHzをこえ、300GHz以下	11	F	ミリメートル波																																						
300GHzをこえ、3THz以下	12	E	デシミリメートル波																																						
区分 H二A、H二B又はH二D (1) 選択呼搬送周波数から一、〇〇ヘルツ高い周波数 (2) (1) 以外のもの (2) (1) 以外のもの H三E、J二C、J三C、J三E又はR線設備に係るもの (2) (1) 以外のもの (2) (1) 以外のもの J二D 搬送周波数から一、四〇〇ヘルツ高い周波数 搬送周波数から一、四〇〇ヘルツ高い周波数 搬送周波数から一、四〇〇ヘルツ高い周波数 搬送周波数から一、四〇〇ヘルツ高い周波数	主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調する信号の性質 記号 空中線電力 空中線電力の表示 第四条の四 空中線電力は、電波の型式のうち主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調する信号の性質が次の上欄に掲げる記号で表される電波を使用する送信設備について、それぞれ同表の下欄に掲げる電力をもつて表示する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調する信号の性質</th> <th>記号</th> <th>空中線電力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 尖頭電力 (pX)</td> <td>一</td> <td>(1) 主搬送波を断続するものにあつては尖頭電力 (pX)</td> </tr> <tr> <td>二 平均電力 (pY)</td> <td>二</td> <td>(1) 主搬送波を断続するものにあつては平均電力 (pY)</td> </tr> <tr> <td>三</td> <td>三</td> <td>(1) 地上基幹放送局 (地上基幹放送試験局及び基幹放送を行う実用化試験局を含む。以下この表において同じ。) の設備にあつては搬送波電力 (pZ)</td> </tr> </tbody> </table> (2) 携帯用位置指示無線標識、衛星非常用位置指示無線標識、設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備、航空機用救命無線機又は航空機用携帯無線機	主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調する信号の性質	記号	空中線電力	一 尖頭電力 (pX)	一	(1) 主搬送波を断続するものにあつては尖頭電力 (pX)	二 平均電力 (pY)	二	(1) 主搬送波を断続するものにあつては平均電力 (pY)	三	三	(1) 地上基幹放送局 (地上基幹放送試験局及び基幹放送を行う実用化試験局を含む。以下この表において同じ。) の設備にあつては搬送波電力 (pZ)																												
主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調する信号の性質	記号	空中線電力																																							
一 尖頭電力 (pX)	一	(1) 主搬送波を断続するものにあつては尖頭電力 (pX)																																							
二 平均電力 (pY)	二	(1) 主搬送波を断続するものにあつては平均電力 (pY)																																							
三	三	(1) 地上基幹放送局 (地上基幹放送試験局及び基幹放送を行う実用化試験局を含む。以下この表において同じ。) の設備にあつては搬送波電力 (pZ)																																							

一五〇GH zを超え るもの	毎メートル五〇〇マイク ロ ボルト
----------------------	-------------------------

二 当該無線局の無線設備から五〇〇メートルの距離において、その電界強度が毎メートル二〇〇マイクロボルト以下のものであつて、総務大臣が用途並びに電波の型式及び周波数を定めて告示するもの

三 標準電界発生器、ヘテロダイン周波数計その他の測定用小型発振器

2 前項第一号の電界強度の測定方法については、別に告示する。

3 法第四条第二号の総務省令で定める無線局は、A三E電波二六・九六八MHz、二六・九七六MHz、二七・〇四MHz、二七・〇八MHz、二七・〇八八MHz、二七・一一二MHz、二七・一二MHz又は二七・一四四MHzの周波数を使用し、かつ、空中線電力が〇・五ワット以下であるものとする。

4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

- 一 F一D若しくはF二D電波二五四・四二五MHz若しくは二五四・九六二五MHzの周波数及びF一D、F二A、F二B、F二C、F二D、F二N、F二X若しくはF三E電波二五三・八六二五MHz以上二五四・九五MHz以下の周波数であつて、二五三・八六二五MHz及び二五三・八六二五MHzに二・五kHzの整数倍を加えたもの（二五四・四二五MHzを除く。）を使用し、かつ、空中線電力が〇・〇一ワット以下であるもの、又はF一D若しくはF二D電波三八〇・七七五MHz若しくは三八一・三一二五MHzの周波数及びF一D、F二A、F二B、F二C、F二D、F二N、F二X若しくはF三E電波三八〇・二一二五MHz以上三八一・三三〇MHz以下の周波数であつて、三八〇・二一二五MHz及び三八〇・二一二五MHzに二・五kHzの整数倍を加えたもの（三八〇・七七五MHzを除く。）を使用し、かつ、空中線電力が〇・〇一ワット以下であるもの（以下「コードレス電話の無線局」という。）
- 二 次に掲げる条件に適合するものであつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び空中線電力に適合するもの（以下「特定小電力無線局」という。）
- (1) テレメーター（（2）に規定する医療用テレメーターを除く。）用、テレコントロ

ール（電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動し、変更し、又は終止させることを目的とする信号の伝送をいう。）用及びデータ伝送（主に符号によつて処理される、又は処理された情報の伝送交換をいい、（3）に規定する体内植込型医療用データ伝送及び体内植込型医療用遠隔計測並びに（4）に規定する国際輸送用データ伝送を除く。）用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの

- (一) 三一二MHzを超え三二五・二五MHz以下の周波数
- (二) 四一〇MHzを超え四三〇MHz以下の周波数
- (三) 四四〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数
- (四) 九一五MHzを超え九三〇MHz以下の周波数
- (五) 一、二一五MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数
- (6) 医療用テレメーター（病院、診療所その他の医療機関又は研究機関において、生体信号の伝送を行うテレメーターをいう。）用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの
- (一) 四一〇MHzを超え四三〇MHz以下の周波数
- (二) 四四〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数
- (3) 体内植込型医療用データ伝送（体内に植え込まれた医療機器から得た情報を体内に植え込まれた無線設備と体外の無線設備との間又は体外の無線設備相互間で行うデータ伝送をいう。）用及び体内植込型医療用遠隔計測（体内に植え込まれた医療機器から得た情報を体外の受信設備に対して自動的に送信することをいう。）用で使用するものであつて、四一〇MHzを超え四三〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの
- (4) 国際輸送用データ伝送（国際輸送用貨物（設備規則第四十九条の十四第五号イに規定する国際輸送用貨物をいう。）の管理の業務の用に供するものであつて、国際輸送用データ伝送設備（同号イに規定する国際輸送用データ伝送設備をいう。以下同じ。）と国際輸送用データ制御設備（同号イに規定する国際輸送用データ制御設備をいう。）との間又は国際輸送用データ伝送設備相互間のデータ伝送をいう。）用で使用するものであつて、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下の周波数の電波を使用するもの
- (5) 無線呼出用で使用するものであつて、四一〇MHzを超え四三〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの
- (6) ラジオマイク（（7）に規定する補聴援助用ラジオマイクを除く。）用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの
- (一) 七三・六MHzを超え七四・八MHz以下の周波数
- (二) 三二二MHzを超え三三三MHz以下の周波数
- (三) 八〇六MHzを超え八一〇MHz以下の周波数
- (7) 補聴援助用ラジオマイク（聴覚障害者の補聴を援助するための音声その他の音響の伝送を行うラジオマイクをいう。）用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの
- (一) 七五・二MHzを超え七六・〇MHz以下の周波数
- (二) 一六九・三九MHzを超え一六九・八MHz以下の周波数
- (8) 無線電話（（6）に規定するラジオマイク、（7）に規定する補聴援助用ラジオマイク及び（9）に規定する音声アシスト用無線電話を除く。）用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの
- (一) 四一〇MHzを超え四三〇MHz以下の周波数
- (二) 四四〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数
- (9) 音声アシスト用無線電話（視覚障害者の歩行を援助するための情報を音声によつて

伝達する無線電話をいう。）用で使用するものであつて、七五・二MHzを超え七六・〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの

- (10) 移動体識別（設備規則第三条第十六号に規定する移動体識別をいう。第十六条第二号において同じ。）用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの
- (一) 九一五MHzを超え九三〇MHz以下の周波数
- (二) 二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数
- (11) ミリ波レーダー（ミリメートル波帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、無線標定業務を行うもの（（12）に規定する移動体検知センサーを除く。）をいう。）用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの
- (一) 六〇GHzを超え六一GHz以下の周波数
- (二) 七六GHzを超え七七GHz以下の周波数
- (三) 七七GHzを超え八一GHz以下の周波数
- (12) 移動体検知センサー（主として移動する人又は物体の状況を把握するため、それに関する情報（対象物の存在、位置、動き、大きさ等）を高精度で取得するために使用するセンサーであつて、無線標定業務を行うものをいう。）用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの
- (一) 一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下の周波数（屋内において使用する場合に限る。）
- (二) 二四・〇五GHzを超え二四・二五GHz以下の周波数
- (三) 五七GHzを超え六六GHz以下の周波数
- (13) 人・動物検知通報システム（国内において主として人又は動物の行動及び状態に関

する情報の通報又はこれに付随する制御をするための無線通信を行う無線局の無線設備をいう。)用で使用するものであつて、一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下及び一四六・九三MHzを超え一四六・九九MHz以下の周波数の電波を使用するもの

三 主として火災、盗難その他非常の通報又はこれに付随する制御を行うものであつて、F一D、F二D若しくはG一D電波四二六・二五MHz以下四二六・二五MHz及び四二六・二五MHzの整数倍を加えたもの(占有周波数帯幅が八・五kHz以下の場合に限る。)(又は四二六・二六二五MHz及び四二六・二六二五MHzに二五kHzの整数倍を加えたもの(占有周波数帯幅が八・五kHzを超え一六kHz以下の場合に限る。))を使用し、かつ、空中線電力が一ワット以下であるもの(以下「小電力セキュリティシステムの無線局」という。)

四 主としてデータ伝送のために無線通信を行うもの(電気通信回線設備に接続するものを含む。)であつて、次に掲げる周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五八ワット以下であるもの(第十一号に規定する五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局を除く。)(以下「小電力データ通信システムの無線局」という。)

(1) 一、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数(無線標定業務を行うものにあつては、総務大臣が別に告示する条件に適合するものに限る。)

(2) 二、四七一MHz以上二、四九七MHz以下の周波数

(3) 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下の周波数(複数の電波を同時に使用する場合は、総務大臣が別に告示する周波数に限る。)(総務大臣が別に告示する場所において使用するものを除く。)

(4) 五、九二五MHzを超え六、四二五MHz以下の周波数(総務大臣が別に告示する条件に適合するものに限る。)

(5) 二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数であつて二四・七七GHz又

は二四・七七GHzに一〇MHzの整数倍を加えたもの

(6) 五七GHzを超え六六GHz以下の周波数

五 一、八九三・六五MHz以上一、九〇五・九五MHz以下の周波数の電波であつて、一、八九三・六五MHz及び一、八九三・六五MHzに三〇〇kHzの整数倍を加えたもの、一、八八五・二四八MHz以上一、九〇四・二五六MHz以下の周波数の電波であつて、一、八八五・二四八MHz及び一、八八五・二四八MHzに一、七二八kHzの整数倍を加えたもの又は一、八九一MHz、一、八九七・四MHz、一、八九九・一MHz、一、九〇九・一MHz、一、九一一・六MHz若しくは一、九一四・一MHzの周波数の電波を使用し、空中線電力が二四〇ミリワット以下であつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び用途に適合するもの(以下「デジタルコードレス電話の無線局」という。)

六 一、八八四・六五MHz以上一、九一五・五五MHz以下の周波数であつて一、八八四・六五MHz及び一、八八四・六五MHzに三〇〇kHzの整数倍を加えたもの(総務大臣が別に告示する周波数を除く。)(使用し、空中線電力が〇・〇一ワット以下であつて総務大臣が別に告示する電波の型式及び用途に適合するもの(無線通信を中継する機能を備えるものを除く。以下「PHSの陸上移動局」という。)

七 狭域通信システムの陸上移動局(A一D又はG一D電波による五・八一五GHz、五・八二〇GHz、五・八二五GHz、五・八三〇GHz、五・八三五GHz、五・八四〇GHz又は五・八四五GHzの周波数を使用し、かつ、空中線電力が〇・〇一ワット以下である陸上移動局をいう。以下同じ。)(及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局(狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験若しくは調整を行うための無線通信を行う無線局であつて、A一D又はG一D電波による五・七五GHz、五・七八〇GHz、五・七八五GHz、五・七九〇GHz、五・七九五GHz、五・八〇〇GHz又は五・八〇五GHz

の周波数を使用し、かつ、空中線電力が〇・〇一ワット以下であるものをいう。)

八 五GHz帯無線アクセスシステム(四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下のうち総務大臣が別に告示する周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために基地局と陸上移動局との間若しくは陸上移動局相互間で行う無線通信(陸上移動中継局の中継によるものを含む。)(又は携帯基地局と携帯局(上空での運用を除く。))との間若しくは携帯局(上空での運用を除く。))相互間で行う無線通信をいう。))の陸上移動局又は携帯局であつて、かつ、空中線電力が〇・〇一ワット以下であるもの

九 超広帯域無線システムの無線局
十 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局
十一 五・二GHz帯高出力データ通信システム(五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために基地局(屋外で利用するもの又は最大等価平方輻射電力が二〇〇ミリワットを超えるものに限る。))と陸上移動局との間(基地局と当該周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局との間を含む。)(で行う無線通信(陸上移動中継局の中継によるもの及び電気通信回線設備に接続するものを含む。))をいう。以下同じ。))の陸上移動局であつて、かつ、空中線電力が〇・二ワット以下であるもの

第六条の二 法第四条第三号の総務省令で定める機能は、次の各号に掲げるものとする。

一 通信の相手方である無線局からの呼出符号又は呼出名称を受信した場合に限り、通話チャネルの設定を行うもの

二 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十号)第二条第五号に規定する電気通信事業者その他総務大臣が別に告示する者が管理する識別符号(通信の相手方を識別するための符号であつて、法第八号第一項第三号に規定する識別信号以外のものをいう。以下この条において同じ。))を自動的に送信し、又は受信するもの

三 主として同一の構内において使用される無線局の無線設備であつて、識別符号を自動的に送信し、又は受信するもの

四 電気通信回線に接続しない無線局の無線設備であつて、利用者による周波数の切替え又

は電波の発射の停止が容易に行うことができるもの

五 受信した電波の変調方式その他の特性を識別することにより、自局が送信した電波の反射波と他の無線局が送信した電波を判別できるもの

第六条の二の二 法第四条第三号又は第四号に掲げる無線局に使用するための無線設備について、当該無線設備を使用する無線局の呼出符号又は呼出名称の指定を受けようとする者は、別表第一号に定める様式の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 総務大臣は、前項の申請について、呼出符号又は呼出名称の指定を行つたときは、別表第一号の二に定める様式の呼出符号又は呼出名称指定書をもつて申請者に通知する。

第六条の二の三 法第四条の二第一項の総務省令で定める無線局は、小電力データ通信システムの無線局(第六条第四項第四号(一)、(三)及び(四)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。)(及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局であつて、総務大臣が別に告示する条件に適合するもの(実験試験局を除く。))とする。

第六条の二の四 法第四条の二第二項の総務省令で定める無線局は、次に掲げる無線局であつて、総務大臣が別に告示する条件に適合するものとする。

一 特定小電力無線局のうち、次に掲げるもの
(1) 第六条第四項第二号(一)に規定するもの(同号(一)(四)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。)

(2) 第六条第四項第二号(一〇)に規定するもの(同号(一〇)(二)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。)

(3) 第六条第四項第二号(一一)に規定するもの

(4) 第六条第四項第二号(一二)に規定するもの(同号(一二)(三)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。)

二 小電力データ通信システムの無線局(第六条第四項第四号(一)、(三)及び(六)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。)

三 デジタルコードレス電話の無線局であつて、一、八八五・二四八MHz以上一、九〇

四・二五六MHz以下の周波数のうち、一、八八五・二四八MHz及び一、八八五・二四八MHzに、七二八kHzの整数倍を加えたもの並びに、八九七・四MHz、一、八九九・二MHz及び一、九〇一MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇kHzのものに限る。）、一、八九九・一MHz、一、九〇九・一MHz及び一、九一四・一MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇kHzのものに限る。）並びに、九一・一・六MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が一〇MHzのものに限る。）

五・二GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局

第六條の三 法第四條の二第一項の総務省令で定める期間は、九十日とする。

二 法第四條の二第三項の総務省令で定める期間は、百八十日とする。

(間接に占められる議決権の割合)

第六條の三の二 法第五條第四項第三号に規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、一の同号イに掲げる者（以下この条において「外国法人等」という。）について、地上基幹放送を行う基幹放送局の免許人（免許を受けようとする者を含む。以下この条において「地上基幹放送局免許人等」という。）の議決権の割合の十分の一以上を占める同号ロに掲げる者（当該放送免許人等をその子会社とする認定放送持株会社（放送法第二条第二十七号に規定する認定放送持株会社をいう。以下同じ。）を除く。以下この条において「外資系日本法人」という。）が直接占める地上基幹放送局免許人等の議決権の割合に、当該外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合（十分の一以上である場合における当該割合をいう。）を乗じて計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該外資系日本法人に係る間接に占められる議決権の割合は、当該外資系日本法人が占める地上基幹放送局免許人等の議決権の割合とする。

3 法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、他の外国法人等について当該一の外資系日本法人に係る計算をすることを要しない。
一の外国法人等が地上基幹放送局免許人等の

議決権を有する二以上の法人（当該地上基幹放送局免許人等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。）又は団体の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が十分の一未満であるために前二項の規定による間接に占められる議決権の割合がないときに、当該一の外国法人等について、これらの議決権の割合（当該法人又は団体が占める地上基幹放送局免許人等の議決権の割合が千分の一以上であるものに限る。）を用いて前二項の規定により計算し、これらを合算した割合が十分の一以上となるときは、前二項の規定にかかわらず、当該合算した割合を間接に占められる議決権の割合とする。

4 地上基幹放送局免許人等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体である。以下この項において同じ。）とする一の外国法人等がある場合（当該一の外国法人等の子会社等が、地上基幹放送局免許人等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体でない場合であつて、当該子会社等が子会社等である他の法人又は団体を通じて当該地上基幹放送局免許人等の議決権を有する法人又は団体の議決権を含む。）は、当該地上基幹放送局免許人等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体である。該一の外国法人等とみなして前三項の規定を適用する。

5 放送法第百十六條第一項に規定する基幹放送事業者（同法第二條第二十三号の基幹放送事業者をいう。以下同じ。）（特定地上の基幹放送事業者に限る。）である地上基幹放送局免許人等が、同法第百十六條第一項若しくは第二項に規定する請求若しくは通知を受けた場合において第一項及び第二項の規定により算出される間接に占められる議決権の割合を確認し、又は同法第四項に規定する株式会社である特定地上基幹放送事業者が、同項に規定する議決権を有することとなる株式以外の株式を特定するため、地上基幹放送局免許人等の議決権を有する法人又は団体（地上基幹放送局免許人等の議決権の十分の

一以上を占める者（当該地上基幹放送局免許人等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。）に限る。次項において同じ。）に対し、書面又は電子情報処理組織（地上基幹放送局免許人等の使用に係る電子計算機と照会を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）の使用により、その者に占める一の外、国法人等の議決権の割合その他の事項について照会をした場合において、当該法人又は団体が当該照会を受けた日から起算して七営業日以内にその回答が得られないときは、当該法人又は団体の占めるこれらの地上基幹放送局免許人等の議決権の全てを間接に占められる議決権の割合として第一項の計算をする。

6 放送法第百二十五条第一項第三号に規定する地上基幹放送をする無線局の免許を受けた基幹放送局提供事業者（同法第二条第二十四号の基幹放送局提供事業者をいう。以下同じ。）である地上基幹放送局免許人等が、同法第百二十五条第一項若しくは第二項において準用する同法第百十六条第二項に規定する請求若しくは通知を受けた場合において第一項及び第二項の規定により算出される間接に占められる議決権の割合を確認し、又は同法第百二十五条第二項において準用する同法第百十六条第四項に規定する株式会社である地上基幹放送をする無線局の免許を受けた基幹放送局提供事業者が、同項に規定する議決権を有することとなる株式以外の株式を特定するため、地上基幹放送局免許人等の議決権を有する法人又は団体に對し、書面又は電子情報処理組織の使用により、その他に占める一の外国法人等の議決権の割合その他の事項について照会をした場合において、当該法人又は団体は当該照会を受けた日から起算して七営業日以内にその回答が得られないときは、当該法人又は団体の占めるこれらの地上基幹放送局免許人等の議決権の全てを間接に占められる議決権の割合として第一項の計算をする。

7 地上基幹放送局免許人等は、第三項及び第四項の規定に基づく計算をするべき事実があることを知つたときは、速やかにその旨を総務大臣に報告するものとし、第三項及び第四項の規定に基づく計算は当該報告をした日にされたものとする。

第六条の三の三 法第五条第四項第三号ロの総務省令で定める割合は、前条のとおりとする。

(事業計画の公表等)
 第六條の三の四 総務大臣は、法第六條第二項の

申請書（免許規則第二十條の二の規定による届出書並びに第二十條の三及び第二十條の三の二の規定による申請書を含む。）及び同項第四号の事業計画（第四十三條の二第一項の規定に基づき届け出る書類を含む。）に記載された事項のうち、特に公表することが適當であるものを告示する。

2 総務大臣は、前項の規定により告示した事項について、インターネットの利用その他の方法により公表する。

(公示する期間内に申請することを要しない無線局)

第六條の四 法第六條第八項の總務省令で定める

一 日本放送協会又は放送大学学園法（平成十

四年法律第五十六号) 第三条に規定する放
送大学学園(以下単に「放送大学学園」とい

う。)の基幹放送局(基幹放送を行う実用化

試験局を含む。第七条、第八条及び第四十一条の二の六を除き、以下同じ。）であつて、

他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うもの以外のもの

二 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局

三 内外放送を行う基幹放送局

四 多重放送を行う基幹放送局（次号及び第六号に掲げるものを除く。）

五 放送法第八条の規定による臨時かつ一時の

目的のための放送（以下「臨時目的放送」という。）を専ら行う基幹放送局

六 コミュニティ放送（放送法第九十三条第一項第七号に規定するコミュニティ放送をい

う。以下同じ。）を行う基幹放送局

七 同一人に属する他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う基幹放

送局（第二号及び前三号に掲げるもの並びに
総務大臣が別に告示するもの（再免許の申請

に係るものを除く。）を除く。）

示した期間内に免許の申請が行われた無線局

が開設されている人工衛星（当該無線局が開設されていたものを含む。）に開設する基幹

放送局（第三号及び第五号に掲げるものを除く。）

九 電気通信業務を行うことを目的として開設

七条 法第十三条第一項の総務省令で定める免許の有効期間は、次の各号に掲げる無線局の種類に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

三 衛星基幹放送局（臨時目的放送を専ら行う）

数、当該周波数の使用が可能な地域及び期間並びに空中線電力の範囲内で開設する実験試験局をいう。以下同じ。）当該周波数の使用が可能な期間

七条の三 法第二十七条の二十四の総務省令で定める登録の有効期間は、五年とする。

上基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重

基幹放送局の区別とする。)に属する無線局

之地上基幹放送局設備規則第三條第一号に規定する携帯無線通言を行う無線局並びに同条第

二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用す

定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第

十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム
の無線局のうち二、五四五MHzを超え二、
五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え

局、無線航行移動局及び地球局にあつては、毎

年一の別に告示で定める日（以下この項において「一定日」という。）に免許等（法第二十五条第一項の免許等をいう。以下同じ。）をした無線局に適用があるものとし、免許等をする時

線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動

前項の規定は、次の各号に掲げる無線局には

もの及び中継国際放送を行うものに限る。）

ア放送をいう。以下同じ。を行うものに限

五 航空機局

七 衛星基幹放送試験局

十一 簡易無線局
十二 溝内無線局

る無線局（無線局根本基準第七条の三に規定

十五 包括免許に係る特定無線局であつて、電

定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち、五五五MHzを占有し、五七

第九條 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通

信事務所長を含む。以下同じ。）は、次に掲げる場合は、第七条から前条までに規定する期間に満たない期間を免許等の有効期間とすることができる。

二 周波数割当計画（法第二十六条第一項に規

計画をいふ）により、周波数を害り当てるこ

信業務用基地局又は当該既設電気通信業務用

アマチュア局（本邦に永住することを許可さ

に在留する期間が五年に満たないとき。

る開計計画の認定の有無其間には、当該認定の日から起算して十年（去第二十七条の十二第三項

の認定にあつては、二十年を超えない範囲内

総務大臣又は総合通信局長は、設備

局に係る法第十七条第一項の規定による無線設

(許可を要しない工事設計の変更等)

第十条 法第九条第一項ただし書の規定により変更の許可を要しない工事設計の軽微な事項は、別表第一号の三のとおりとする。

2 前項の規定は、法第十七条第三項において法第九条第一項ただし書の規定を準用する場合に準用する。

3 法第九条第四項及び第十七条第一項の規定により変更の許可を要しない基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の軽微な変更は、別表第一号の四のとおりとする。

(許可を要しないアマチュア局の無線設備に係る工事設計の変更)

第十条の二 法第九条第一項ただし書の規定により変更の許可を要しないアマチュア局の無線設備に係る工事設計の軽微な事項は、前条第一項及び第二項に規定するもののほか、次の各号に掲げるものとする。

一 アマチュア局(人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。)の無線設備の送信機に接続する附属装置(当該送信機の外部入力端子に接続するものであつて、当該接続により当該送信機に係る無線設備の電気的特性(電波の型式に係るものを除く。)に変更を来さないものに限る。)の工事設計の全部又は一部について変更するもの

二 その他総務大臣が別に告示するもの

2 前項の規定は、法第十七条第三項において法第九条第一項ただし書の規定を準用する場合に準用する。

(運用開始の届出を要しない無線局)

第十条の二の二 法第十六条第一項ただし書の規定により運用開始の届出を要しない無線局は、次に掲げる無線局以外の無線局とする。

一 基幹放送局

二 海岸局であつて、電気通信業務を取り扱うものの、海上安全情報の送信を行うもの又は二、一八七・五kHz、四、二〇七・五kHz、六、三二二kHz、八、四一四・五kHz、一二、五七七kHz、一六、八〇四・五kHz、二七、五二四kHz、一五六・五MHz若しくは一五六・八MHzの電波を送信に使用するもの

三 航空局であつて、電気通信業務を取り扱うもの又は航空交通管制の用に供するもの

四 無線航行陸上局

四の二 海岸地球局

四の三 航空地球局(航空機の安全運航又は平常運航に関する通信を行うものに限る。)

五 標準周波数局

六 特別業務の局(携帯無線通信等を抑止する無線局、道路交通情報通信を行う無線局(設備規則第四十九条の二十二に規定する無線局をいう。第四十一条の二の六第二十六号において同じ。))及びA三E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。)

(特定無線局の運用開始の届出を要しない場合)

第十条の三 法第二十七条の六第二項ただし書の規定による特定無線局の運用開始の届出を要しない場合は、その包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくする他の特定無線局(当該包括免許に係る特定無線局の無線設備の規格と同一の無線設備及び周波数を使用するものに限る。)が既に運用されている場合及び当該特定無線局の再免許を受けた場合とする。

(変更検査を要しない場合)

第十条の四 法第十八条第一項ただし書の規定により、変更検査を受けることを要しない場合は、別表第二号のとおりとする。

(公表する免許状記載事項等)

第十一条 法第二十五条第一項の規定により、免許状に記載された事項若しくは法第二十七条の六第三項の規定により届け出られた事項(法第十四条第二項各号に掲げる事項に相当する事項に限る。)(又は法第二十七条の二十五第一項の登録状に記載された事項若しくは法第二十七条の三十四の規定により届け出られた事項(法第二十七条の二十五第二項に規定する事項に相当する事項に限る。)(以下「免許状記載事項等」という。))のうち総務大臣が公表するものは、次に掲げる事項以外のものとする。

一 免許等の番号

二 免許人等の個人の氏名(法人又は団体の名称の一部として用いられているものを除く。)

二の二 地上基幹放送の業務の用に供する無線局に係る認定基幹放送事業者の個人の氏名(法人又は団体の名称の一部として用いられているものを除く。)

三 識別信号(通信の相手方に記載されているものを含む。))のうちの呼出名称

2 前項の規定にかかわらず、移動する無線局以外の無線局の無線設備の設置場所は、都道府県名及び市区町村名を公表する。

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる無線局の周波数は、当該無線局に指定されている周波数が一GHz以上のものについては、五〇MHz未満の端数があるときはこれを切り捨て、五〇MHz以上一GHz未満の端数があるときはこれを一GHzに切り上げて公表し、当該無線局に指定されている周波数が一GHz未満のものについては、五〇MHz未満の端数があるときはこれを切り捨て、五〇MHz以上一〇〇MHz未満の端数があるときはこれを一〇〇MHzに切り上げて公表する。ただし、当該無線局に指定されている周波数が五〇MHz未満のものについては、当該無線局の周波数として、一〇〇MHzと公表する。

一 新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社が開設する無線局であつて、取材又は報道上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

二 基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が開設する無線局であつて、放送事業の円滑な遂行を図るための無線通信を行うことを目的とするもの(次条第十六号に該当するものを除く。)

三 有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う者であつて、放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者又は有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第三条第一項及び第二項の届出をした者が、当該放送の業務の円滑な遂行を図るために開設するもの

四 放送法第二条第三号に規定する一般放送の業務を行う者が、一般放送の業務の円滑な遂行を図るために開設するもの(前号に該当するもの、エリア放送の業務を行う者が開設するもの及び有線電気通信設備を用いてラジオ放送の業務を行う者が開設するものを除く。)

4 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる無線局の周波数は、当該無線局に指定されている周波数が五〇MHz以下のものについては、五〇MHz未満の端数があるときはこれを切り捨て、五〇MHz以上一〇〇MHz未満の端数があるときはこれを一〇〇MHzに切り上げて公表する。ただし、当該無線局に指定されている周波数が五〇MHz未満のものについては、当該無線局の周波数として、一〇〇MHzと公表する。

5 前項の規定にかかわらず、別表第二号の二に定める無線局(第十条の二の二第二号から第五号までに掲げる無線局、非常局及び特別業務の局を除く。以下同じ。))について総務大臣が公表する免許状記載事項等は、次に掲げるものとする。ただし、登録局については、第三号、第一号包括免許人が開設する特定無線局(法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。))については、第四号を除く。

一 免許人等の名称

二 無線局の種別又は無線設備の規格

ては、当該無線局の周波数として、一〇〇MHzと公表する。

一 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第三条第一項の規定により鉄道事業の許可を受けた者が開設する無線局であつて、鉄道の客車及び貨車の安全かつ円滑な運行を確保することを目的とするもの

二 軌道法(大正十年法律第七十六号)第三条の規定により特許を受けた軌道経営者が開設する無線局であつて、軌道用の客車及び貨車の安全かつ円滑な運行を確保することを目的とするもの

三 電気事業法(昭和三十九年法律第七十七号)第三条の規定により一般送配電事業の許可を受けた者、同法第二十七条の四の規定により送電事業の許可を受けた者、同法第二十七号の十三第一項の規定により特定送配電事業の届出をした者又は同法第二十七号の二十七第一項の規定により発電事業の届出をした者が開設する無線局であつて、給電指令又は電気工作物の建設工事若しくは保安の確保上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

四 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第三条の規定によりガス小売事業の登録を受けた者、同法第三十五条の規定により一般ガス導管事業の許可を受けた者、同法第七十二条第一項の規定により特定ガス導管事業の届出をした者又は同法第八十六条第一項の規定によりガス製造事業の届出をした者が開設する無線局であつて、ガス供給指令又はガス工作物の建設工事若しくは保安の確保上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

五 電気通信業務を行う無線局であつて、前各号に規定する者の、それぞれ当該各号に規定する目的の遂行に必要な電気通信役務を提供するためのもの

前四項の規定にかかわらず、別表第二号の二に定める無線局(第十条の二の二第二号から第五号までに掲げる無線局、非常局及び特別業務の局を除く。以下同じ。))について総務大臣が公表する免許状記載事項等は、次に掲げるものとする。ただし、登録局については、第三号、第一号包括免許人が開設する特定無線局(法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。))については、第四号を除く。

一 免許人等の名称

二 無線局の種別又は無線設備の規格

三 無線局の目的
無線設備の設置場所、移動範囲又は無線設備を設置しようとする区域

五 周波数

6 前項の規定にかかわらず、別表第二号の二に掲げる無線局の前項第一号の規定の適用については、「その他の免許人等」という名称で公表する。

7 第五項の規定にかかわらず、別表第二号の二に定める無線局の第五項第四号の規定の適用については、次の各号に掲げる免許状記載事項等に応じて、当該各号のとおり公表する。

一 無線設備の設置場所

(1) 同表第1に掲げる無線局にあつては、都道府県名（船舶又は航空機に開設された無線局にあつては単に「船舶」又は「航空機」若しくは「船舶又は航空機」、人工衛星に開設された無線局にあつては単に「人工衛星」とする。）

(2) 同表第2に掲げる無線局にあつては、都道府県名及び市区町村名（船舶又は航空機に開設された無線局にあつては当該船舶の名称又は当該航空機の国籍記号及び登録記号、人工衛星に開設された無線局にあつては当該人工衛星の軌道又は位置とする。）

二 移動範囲又は無線設備を設置しようとする区域 免許状記載事項等（ただし、総務大臣が移動範囲又は無線設備を設置しようとする区域が特定されるおそれがあると認めるものは、次の（1）又は（2）若しくは当該移動範囲又は当該無線設備を設置しようとする区域が特定されないよう必要な措置を講じたもの。）

(1) 同表第1に掲げる無線局にあつては、都道府県名

(2) 同表第2に掲げる無線局にあつては、都道府県名及び市区町村名

8 第五項の規定にかかわらず、別表第二号の二に定める無線局の第五項第五号の規定の適用については、無線通信規則第五条に規定する周波数の分配の区分（当該無線局に指定される周波数を含む。）を公表する。

（免許状記載事項等を公表しない無線局）

第十一条の二 法第二十五条第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

一 特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条に規定する特定秘密として指定するものに係るもの

二 人工衛星、宇宙物体又はロケットの位置及び姿勢を制御するための無線通信を行うことを目的とするもの

三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号）第五十七条の八に規定する原子力事業者等が、事業の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

四 別表第二号の二に定める無線局であつて免許等の有効期間が六箇月以内であるもの

五 前各号に掲げる無線局と同様の無線通信の態様を行い、かつ、同様の目的を有する無線局であつて、特に総務大臣が認めるもの（混信又はふくそうに関する調査を行うとする場合）

第十一条の二の二 法第二十五条第二項の総務省令で定める場合は、免許人又は法第八条の予備免許を受けた者が、次のいずれかの工事又は変更を行うおとする場合及び登録人（法第二十七条の二十六第六項に規定する登録人をいう。以下同じ。）が、第三号又は第六号の変更を行うおとする場合とする。

一 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事（第十条に規定する許可を要しない工事設計の変更等を除く。）

二 通信の相手方の変更

三 無線設備の設置場所又は無線設備を設置しようとする区域の変更

四 放送区域の変更

五 電波の型式の変更

六 空中線電力の変更

七 運用許容時間の変更

（混信若しくはふくそうに関する調査又は終了促進措置のために提供する情報）

第十一条の二の三 法第二十五条第二項の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるもののうち、混信又はふくそうに関する調査に係るものは別表第二号の二の二、終了促進措置に係るものは別表第二号の二の三のとおりとする。ただし、別表第二号の二第1（2）、第1（9）、第1（10）及び第1（11）に規定する無線局（第十条の二の二第二号から第五号までに掲げる無線局、非常局及び特別業務の局を除く。）のもの並びに同表第1（13）、

第2（5）及び第2（6）に規定する無線局のうち一GHz未満の周波数を使用する無線局のものについては、この限りでない。

（情報の提供の請求）

第十一条の二の四 法第二十五条第二項の規定による情報の提供を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を、混信又はふくそうに関する調査に係るものについては総合通信局長に、法第二十七条の十二第三項第七号に規定する終了促進措置（以下「終了促進措置」という。）に係るものについては総務大臣に提出しなければならない。

一 請求者の氏名及び住所
二 請求理由
三 開設又は変更しようとする無線局の概要
四 希望する情報提供の範囲
五 希望する情報提供の実施の方法

2 前項の請求書の様式は、混信又はふくそうに関する調査に係るものについては別表第二号の二の四、終了促進措置に係るものについては別表第二号の二の五のとおりとする。

3 第一項の請求に係る無線局の行う無線通信の態様及び目的は、周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数ごとに記載している事項に合致しているものでなければならぬ。

4 総務大臣又は総合通信局長は、第一項の請求が、法第二十五条第二項に規定する混信若しくはふくそうに関する調査又は終了促進措置の用に供する目的以外の目的に使用することが明らかとなるときその他当該請求を拒むことについて正当な理由があると認めるときは、情報を提供しないものとする。

5 第一項の請求に際し、総合通信局長は、次に掲げる書類のいずれかであつて、請求者の氏名が記載されているものの提示を求めるものとする。

一 運転免許証、健康保険の被保険者証、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他の法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該請求者が本人であることを確認するに足りるもの

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示することができない場合には、当該請求者が本人であることを確認するため総合通信局長が適当と認める書類（請求の単位）

第十一条の二の五 混信又はふくそうに関する調査に係る前条第一項の請求は、次に掲げる無線局の種別に従い、開設又は変更しようとする無線局の送信設備の設置場所及び周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数ごとに行わなければならない。

一 固定局
二 地上基幹放送局
三 地上基幹放送試験局
三の二 地上一般放送局
四 海岸局
五 航空局
六 基地局
七 携帯基地局
八 無線呼出局
九 陸上移動中継局
十 無線航行陸上局
十一 無線標定陸上局
十二 無線標識局
十三 海岸地球局
十四 航空地球局
十五 携帯基地地球局
十六 地球局（第十三号から第十五号に該当するものを除く。）

十七 宇宙局
十八 衛星基幹放送局
十九 衛星基幹放送試験局
二十 人工衛星局（第十七号及び第十八号に該当するものを除く。）

二十一 実験試験局
二十二 実用化試験局
二十三 気象援助局
二十四 標準周波数局
二十五 特別業務の局

2 前項の規定にかかわらず、登録局（法第四条第四号に規定する登録局をいう。以下同じ。）に関する、混信又はふくそうに関する調査に係る前条第一項の請求は、次に掲げる無線局の種別に従い、開設又は変更しようとする無線局の送信設備の設置場所（移動する無線局にあつては、移動範囲）及び周波数割当計画に示される

割り当てる事が可能である周波数ごとに行わなければならない。

- 一 基地局
- 二 陸上移動中継局
- 三 陸上移動局

3 終了促進措置に係る前条第一項の請求については、一の開設指針ごとに行わなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十一条の二の五の二 手数料令第五条の総務省令で定める方法は、電子情報処理組織を使用するものであつて次に掲げるものの他の情報通信の技術を利用するものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- 二 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

(電波の有効利用の程度の基準)

第十一条の二の六 法第二十七条の十二第二項第一号の総務省令で定める基準は、電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令(平成十四年総務省令第百十号)第四

条第二号に掲げる総合通信局の管轄区域又は同条第三号に掲げる全国の区域における一の周波数帯(法第二十六条の二第一項第一号に規定する周波数帯をいう。)に属する周波数(当該周波数に係る法第二十七条の十五第三項に規定する認定計画の認定の有効期間中であるものを除く。以下この条において同じ。)であつて、電気通信業務用基地局(法第六条第八項第二号に規定する電気通信業務用基地局をいう。以下この条において同じ。)が使用するものに係る評価事項(法第二十六条の三第一項に規定する評価事項をいう。)の全体の総合的な評価の結果(同条第二項に規定する方針に定める電気通信業務用基地局が使用する周波数の電波の有効利用の程度の実績に関する評価に係る基準のうち、免許人ごとの総合的な評価に係る基準によるものに限る。)が、二回以上連続して最下位の段階でないこととする。

(免許人に対する意見の聴取)

第十一条の二の七 法第二十七条の十二第四項の規定による意見の聴取は、総務大臣が指名する総務省の職員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。

2 総務大臣は、意見聴取会を開こうとするときは、その期日の一週間前までに、件名、意見聴取会の期日及び場所並びに開設指針を定めようとする理由を法第二十七条の十二第四項の既設電気通信業務用基地局の免許人に通知しなければならない。

3 前項の免許人は、意見聴取会に出席して意見を述べ、及び証拠書類を提出し、又は意見聴取会への出席に代えて意見書及び証拠書類を提出することができる。

4 第二項の免許人の代理人として意見聴取会に出席しようとする者は、書面をもつて代理人であることを疎明しなければならない。

5 意見聴取会は、非公開とする。ただし、総務大臣が必要があると認める場合は、この限りでない。

(技術的及び経済的な影響の調査の方法)

第十一条の二の八 法第二十七条の十二第五項の規定による調査を行う場合には、次の各号に掲げる者に対して、それぞれ当該各号に定める事項を通知するものとする。

- 一 法第二十七条の十二第五項の既設電気通信業務用基地局の免許人 次に掲げる事項
 - イ 調査の対象となる無線局及びその無線局に割り当てられている周波数
 - ロ 当該無線局の無線設備の取得価格及び取得時期その他の調査事項
- ハ 調査方法
- ニ その他調査を実施するために必要な事項

二 法第二十七条の十二第五項の規定による調査が同条第二項第二号に定める電気通信業務用基地局を特定基地局とする開設指針の制定に必要なものである場合にあつては、当該開設指針に係る申出人 次に掲げる事項

- イ 調査の対象となる周波数
- ロ 当該特定基地局に係る事項その他の調査事項

ハ 調査方法

ニ その他調査を実施するために必要な事項(申出人等に対する意見の聴取)

第十一条の二の九 第十一条の二の七の規定は、法第二十七条の十三第三項の規定による意見の

聴取について準用する。この場合において、第十一条の二の七第二項中「開設指針を定めようとする理由」とあるのは「法第二十七条の十三第一項の規定による申出の概要」と、「法第二十七条の十二第四項の既設電気通信業務用基地局の免許人」とあるのは「法第二十七条の十三第三項の申出人及び既設電気通信業務用基地局の免許人」と、同条第三項中「前項の免許人」とあるのは「前項の申出人及び免許人」と、第四項中「第二項の免許人」とあるのは「第二項の申出人及び免許人」と読み替えるものとする。

(開設計画の認定の公示)

第十一条の二の十 法第二十七条の十四第九項の総務省令で定める公示する事項は、次のとおりとする。

- 一 認定を受けた者の氏名又は名称
- 二 当該認定計画に係る特定基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局の移動範囲又は当該認定計画に係る特定基地局により行われる移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域

2 総務大臣は、前項第一号に掲げる事項について法第二十七条の十五第五項の規定による届出があつたときは、その旨を公示する。

(開設計画の認定の取消猶予の勘案事項)

第十一条の二の十一 法第二十七条の十六第二項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第五条第一項第四号に該当することとならないようにするために必要な期間
- 二 法第五条第一項第四号に該当することとなつた認定開設者において、過去に法第二十七条の十六第二項の規定により当該認定開設者の認定を取り消さないこととされたことがあるかどうかの別

(周波数測定装置の備付け)

第十一条の三 法第三十一条の総務省令で定める送信設備は、次の各号に掲げる送信設備以外のものとする。

- 一 二六・一七五MHzを超える周波数の電波を利用するもの
- 二 空中線電力一〇ワット以下のもの

三 法第三十一条に規定する周波数測定装置を備え付けている相手方の無線局によつてその使用電波の周波数が測定されることとなつて

四 当該送信設備の無線局の免許人が別に備え付けた法第三十一条に規定する周波数測定装置をもつてその使用電波の周波数を随時測定し得るもの

五 基幹放送局の送信設備であつて、空中線電力五〇ワット以下のもの

六 標準周波数局において使用されるもの

七 アマチュア局の送信設備であつて、当該設備から発射される電波の特性周波数を〇・〇二五パーセント(九kHzを超え五二六・五kHz以下の周波数の電波を使用する場合は、〇・〇〇五パーセント)以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの

八 その他総務大臣が別に告示するもの

(型式検定を要する機器)

第十一条の四 法第三十七条第三号の船舶に施設する救命用の無線設備の機器であつて総務省令で定めるものは、旅客船又は総トン数三〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するものに備える双方向無線電話、船舶航空機関双方向無線電話(旅客船に限る。)、衛星非常用位置指示無線標識、搜索救助用レーダートランスポンダ及び搜索救助用位置指示送信装置とする。

2 法第三十七条第六号の航空機に施設する無線設備の機器であつて総務省令で定めるものは、義務航空機局(法第十三条第二項の航空機局をいう。以下同じ。)に設置する無線設備の機器とする。

3 前項の機器は、その機器を施設しようとする航空機が航行する場合における温度、高度等の環境の条件の区別に従い、型式検定が行われたものでなければならない。

(型式検定を要しない機器)

第十一条の五 法第三十七条ただし書の総務省令で定める機器は、次のとおりとする。

一 外国において、検定規則で定める型式検定に相当するものと総務大臣が認める型式検定に合格しているもの

二 その他総務大臣が別に告示するもの(具備すべき電波等)

第十二条 デジタル選択呼出装置により通信を行う船舶局は、当該船舶局の区別に従い、次の表に掲げる電波を送り、及び受けることができるものでなければならない。

11	航空機局は、総務大臣が別に告示する電波を送り、及び受けることができるものでなければならない。	
12	海上移動業務の無線局との間に通信を行う航空機局は、前項の規定によるほか、当該通信を行うために必要な海上移動業務の電波を送り、及び受けることができるものでなければならない。	
13	無線電信により非常通信を行う無線局は、なるべくA—A電波四、六三〇kHzを送り、及び受けることができるものでなければならぬ。	
第十三条	簡易無線局の周波数及びその空中線電力は、別に告示する。	
2	航空機局の送信設備のうち、H三E電波又はJ三E電波一、六〇六・五kHzから二八、〇〇kHzまでの周波数を使用するものの空中線電力は、一〇ワット以上とする。	
3	ACAS、航空用DME、タカン又はVORを使用する無線局及びILS、MLS、ATCRBS又はGBASの無線局の周波数は、別表第二号の三に定めるとおりとする。	
第十三条の二	アマチュア局が動作することを許される周波数帯は、別に告示する。	
第十三条の三	ラジオ・ブイの局の電波の型式及び周波数並びに空中線電力をそれぞれ次の表のとおり定める。ただし、総合通信局長が特に必要と認める場合は、この限りでない。	
電波の型式及び周波数	空中線電力	
A—A電波、A—B電波又はF—B電波三ワット以下	五〇kHz以下	
A—A電波、A—B電波、F—B電波三ワット又はV—B電波四—MHzを超え四四以下MHz以下		
第十三条の三の二	気象援助局（ラジオゾンデのもの）及び気象用ラジオ・ロボットのものに限る。）に指定する電波の型式及び周波数並びに空中線電力は、別に告示するものを除き、送信設備の区別に従い、次の表のとおりとする。	
送信設備の区別	電波の型周波数	空中線電力
一（1）当K二D、一、六七三M—ワット以下	式	電力
ラジ該ラジオV—D又Hz		
ゾンデにはV三D		

[illegible]

F—D電波及びF—E電波又はF3E二ワット電波四五〇MHzを超え四七〇MHz以下以下の周波数で別に告示するもの

第十四条 構内無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力は、別に告示する。

第十五条 二八MHz以下の周波数の電波を使用する単一通信路の無線電話の無線局に指定する電波の型式は、当該無線電話につき、次のとおりとする。ただし、基幹放送局、アマチュア局、簡易無線局その他別に告示する無線局の無線電話については、この限りでない。

電波の型式 H3E、J3E又はR3E
(特定無線局の対象とする無線局)

第十五条之二 法第二十七条の二第一号の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一 削除

二 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局

三 電気通信業務を行うことを目的とする地球局（設備規則第五十四条の三において無線設備の条件が定められている地球局（以下「VSA T地球局」という。）（同条第三項に規定する無線設備を使用するものにあつては、一四・四GHzを超え一四・五GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）に限る。）。

四 電気通信業務を行うことを目的とする航空機地球局

五 電気通信業務を行うことを目的とする携帯移動地球局（設備規則第四十九条の二三の五において無線設備の条件が定められている携帯移動地球局であつて、一四・四GHzを超え一四・五GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）

六 設備規則第三条第六号に規定するデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局

七 設備規則第三条第六号の二に規定する高度MCA陸上移動通信を行う陸上移動局

七の二 設備規則第三条第九号の二に規定する防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局

七の三 設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）

七の四 設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gの無線局のうち陸上移動局（電気

通信業務を行うことを目的とするものを除く。

八 実数零点単側波帯変調方式及び狭帯域デジタル通信方式（設備規則第五十七条の三の二に規定する通信方式をいう。以下同じ。）の無線局のうち陸上移動局

九 実数零点単側波帯変調方式及び狭帯域デジタル通信方式の無線局のうち携帯局

法第二十七条の二第二号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

一 広範囲の地域において同一の者により開設される無線局に専ら使用させることを目的として総務大臣が別に告示する周波数の電波のみを使用する基地局（次号に掲げるものを除く。）

二 屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置する基地局

三 広範囲の地域において同一の者により開設される無線局に専ら使用させることを目的として総務大臣が別に告示する周波数の電波のみを使用する陸上移動中継局

（特定無線局の無線設備の規格）

第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 削除

二 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局

（一）設備規則第四十九条の六に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

（二）設備規則第四十九条の六の四に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

（三）設備規則第四十九条の六の五に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

（四）設備規則第四十九条の六の六に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

（五）設備規則第四十九条の六の七に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

（六）設備規則第四十九条の六の八に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

- (7) 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
- (8) 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
- (9) 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第六項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
- (10) 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第三項に規定する技術基準
- (11) 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第四項に規定する技術基準
- (12) 設備規則第四十九条の六の十一に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
- (13) 設備規則第四十九条の六の十二第一項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
- (14) 設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
- (15) 設備規則第四十九条の六の十三に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
- (16) 設備規則第四十九条の十五第一項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
- (17) 設備規則第四十九条の十九第一項及び第二項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
- (18) 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
- (19) 設備規則第四十九条の二十五に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
- (20) 設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
- (21) 設備規則第四十九条の二十九第一項、第三項及び第八項並びに第一項、第四項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
- (22) 設備規則第四十九条の二十九第一項、第七項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

- (23) 設備規則第四十九条の二十九の二に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
- 三 電気通信業務を行うことを目的とする地球局
- (1) 設備規則第五十四条の第三第一項に規定する技術基準
- (2) 設備規則第五十四条の第三第二項に規定する技術基準
- (3) 設備規則第五十四条の第三第三項に規定する技術基準
- (4) 設備規則第五十四条の第三第四項に規定する技術基準
- 四 電気通信業務を行うことを目的とする航空機地球局
- (1) 設備規則第四十九条の十八第一項に規定する技術基準のうち携帯移動地球局に係るもの
- (2) 設備規則第四十九条の十八第二項に規定する技術基準のうち携帯移動地球局に係るもの
- (3) 設備規則第四十九条の二十三第一項に規定する技術基準のうち携帯移動地球局に係るもの
- (4) 設備規則第四十九条の二十三第二項に規定する技術基準のうち携帯移動地球局に係るもの
- 五 移動地球局
- (1) 設備規則第四十九条の十八第一項に規定する技術基準のうち携帯移動地球局に係るもの
- (2) 設備規則第四十九条の十八第二項に規定する技術基準のうち携帯移動地球局に係るもの
- (3) 設備規則第四十九条の二十三第一項に規定する技術基準のうち携帯移動地球局に係るもの
- (4) 設備規則第四十九条の二十三第二項に規定する技術基準のうち携帯移動地球局に係るもの
- (5) 設備規則第四十九条の二十三の二に規定する技術基準
- (6) 設備規則第四十九条の二十三の三第一項に規定する技術基準
- (7) 設備規則第四十九条の二十三の四に規定する技術基準
- (8) 設備規則第四十九条の二十三の五に規定する技術基準
- (9) 設備規則第四十九条の二十三の六に規定する技術基準
- (10) 設備規則第四十九条の二十四第一項に規定する技術基準

- (11) 設備規則第四十九条の二十四第二項に規定する技術基準
- (12) 設備規則第四十九条の二十四第三項第一号に規定する技術基準
- (13) 設備規則第四十九条の二十四第三項第二号に規定する技術基準
- (14) 設備規則第四十九条の二十四第四項に規定する技術基準
- (15) 設備規則第四十九条の二十四第五項に規定する技術基準
- (16) 設備規則第四十九条の二十四の二に規定する技術基準
- (17) 設備規則第四十九条の二十四の三に規定する技術基準
- 六 設備規則第三条第六号に規定するデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局
- 設備規則第四十九条の七の三に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
- 七 設備規則第三条第六号の二に規定する高度MCA陸上移動通信を行う陸上移動局
- 設備規則第四十九条の七の四に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
- 七の二 設備規則第三条第九号の二に規定する防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局
- 設備規則第四十九条の二十四の四に規定する技術基準
- 七の三 設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）
- (1) 設備規則第四十九条の二十九第一項、第三項及び第八項並びに第一項、第四項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
- (2) 設備規則第四十九条の二十九第一項、第七項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
- (3) 設備規則第四十九条の二十九の二に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
- 七の四 設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）

- (1) 設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
- (2) 設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
- 八 実数零点単側波帯変調方式及び狭帯域デジタル通信方式の無線局のうち陸上移動局
- (1) 設備規則第五十七条の二の二第一項及び第二項に規定する技術基準
- (2) 設備規則第五十七条の二の二第二項から第三項までに規定する技術基準
- (3) 設備規則第五十七条の三の二第一項及び第二項に規定する技術基準
- (4) 設備規則第五十七条の三の二第二項から第三項までに規定する技術基準
- 九 実数零点単側波帯変調方式及び狭帯域デジタル通信方式の無線局のうち携帯局
- 前号（一）から（四）までに掲げる技術基準のうちいずれかのも
- 十 前条第二項第一号に規定する基地局
- (1) 設備規則第四十九条の六の四第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号（一）及び（二）に掲げるものを除く。）
- (2) 設備規則第四十九条の六の五第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号（三）及び（四）に掲げるものを除く。）
- (3) 設備規則第四十九条の六の九第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号（五）及び（六）に掲げるものを除く。）
- (4) 設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの
- (5) 設備規則第四十九条の六の十三に規定する技術基準のうち基地局に係るもの
- (6) 設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号（九）及び（一〇）に掲げるものを除く。）
- (7) 設備規則第四十九条の二十九に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号

- (11) 及び(12)に掲げるものを除く。
- (8) 設備規則第四十九条の二十九の二に規定する技術基準のうち基地局に係るもの
- 十一 前条第二項第二号に規定する基地局
- (1) 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第三項に規定する技術基準
- (2) 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第四項に規定する技術基準
- (3) 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第三項に規定する技術基準
- (4) 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第四項に規定する技術基準
- (5) 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第三項に規定する技術基準
- (6) 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第四項に規定する技術基準
- (7) 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第五項に規定する技術基準
- (8) 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第六項に規定する技術基準
- (9) 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準
- (10) 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第六項及び第七項に規定する技術基準
- (11) 設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第八項に規定する技術基準
- (12) 設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第六項及び第八項に規定する技術基準
- 十二 前条第二項第三号に規定する陸上移動中継局
- (1) 設備規則第四十九条の六に規定する技術基準のうち陸上移動中継局に係るもの
- (2) 設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準のうち陸上移動中継局に係るもの
- (3) 設備規則第四十九条の二十九に規定する技術基準のうち陸上移動中継局に係るもの

- (特定無線局の開設等の届出期間)
- 第十五条の四** 法第二十七条の六第三項の総務省令で定める期間は、十五日とする。
- (登録の対象とする無線局)
- 第十六条** 法第二十七条の二十一第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。
- 一 設備規則第四十九条の八の三に規定する技術基準に係る無線設備を使用する空中線電力が一ワット以下の基地局
- 二 設備規則第四十九条の八の三第四項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する空中線電力が一〇ミリワット以下の陸上移動局
- 二 設備規則第四十九条の九第一号に規定する技術基準に係る無線設備(同号二ただし書に該当するものを除く。)を使用する構内無線局(専ら移動体識別用で使用するものに限る。)
- 三 設備規則第四十九条の九第三号に規定する技術基準に係る無線設備(同号ハの技術基準が適用されるものに限る。)を使用する構内無線局
- 四 設備規則第四十九条の二十の二第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局
- 五 設備規則第四十九条の二十の二第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する陸上移動中継局
- 六 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局
- 七 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する陸上移動中継局
- 八 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する陸上移動局
- 九 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する携帯基地局
- 十 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する携帯局
- 十一 設備規則第四十九条の三十四第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する陸上移動局
- 十一の二 設備規則第四十九条の三十四第二項に規定する技術基準に係る無線設備(同項第

- 五号ただし書に該当するものを除く。)を使用する陸上移動局
- 十二 設備規則第五十四条第二号及び同条第二号の二に規定する技術基準に係る無線設備(同条第二号チの技術基準が適用されるものに限る。)を使用する簡易無線局
- (登録局の無線設備の規格)
- 第十七条** 法第二十七条の二十一第一項の総務省令で定める無線設備の規格は、次に掲げるものとする。
- 一 設備規則第四十九条の八の三に規定する技術基準のうち基地局に係るもの
- 二 設備規則第四十九条の八の三第四項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
- 二 設備規則第四十九条の九第一号に規定する技術基準
- 三 設備規則第四十九条の九第三号に規定する技術基準
- 四 設備規則第四十九条の二十の二第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの
- 五 設備規則第四十九条の二十の二第一項に規定する技術基準のうち陸上移動中継局に係るもの
- 六 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
- 七 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準のうち陸上移動中継局に係るもの
- 八 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
- 九 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準のうち携帯基地局に係るもの
- 十 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準のうち携帯局に係るもの
- 十一 設備規則第四十九条の三十四第一項に規定する技術基準
- 十一の二 設備規則第四十九条の三十四第二項に規定する技術基準
- 十二 設備規則第五十四条第二号及び同条第二号の二に規定する技術基準
- (登録局の開設区域)
- 第十八条** 法第二十七条の二十一第一項の総務省令で定める区域は、次に掲げるとおりとする。
- 一 三五一・〇三二五MHz以上三五一・六三二五MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、総務大臣が別に告示する区域とする。

- 二 四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、総務大臣が別に告示する区域とする。
- 三 五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、総務大臣が別に告示する区域とする。
- 2 前項に掲げる無線局以外のものの開設区域は、全国とする。
- (軽微な事項)
- 第十九条** 法第二十七条の二十六第一項ただし書の総務省令で定める軽微な事項は、次に掲げるとおりとする。
- 一 前条に規定する区域内における無線設備の設置場所(移動する無線局にあつては、常置場所又は移動範囲)の変更であつて、登録をした総合通信局長の管轄区域を越えないもの
- 二 周波数又は空中線電力の変更であつて、無線設備の変更の工事を伴わないもの
- 2 法第二十七条の三十三第一項ただし書の総務省令で定める軽微な事項は、次に掲げるとおりとする。
- 一 無線設備を設置しようとする区域(移動する無線局にあつては、移動範囲)の変更であつて、その変更が第十八条に規定する区域内であり、かつ、登録をした総合通信局長の管轄区域を越えないもの
- 二 周波数又は空中線電力の変更であつて、無線設備の変更の工事を伴わないもの
- (無線局の開設の届出期間)
- 第二十条** 法第二十七条の三十四の総務省令で定める期間は、十五日とする。
- (あつせん等の対象となる無線局に係る業務)
- 第二十条の二** 法第二十七条の三十八第一項の総務省令で定める業務は、次に掲げるものとする。
- 一 電気通信業務
- 二 放送の業務
- 三 人命若しくは財産の保護又は治安の維持に係る業務
- 四 電気事業に係る電気の供給の業務
- 五 鉄道事業に係る列車の運行の業務
- 六 ガス事業に係るガスの供給の業務
- 七 設備規則第三条第六号に規定するデジタルMCA陸上移動通信又は同条第六号の二に規

定する高度MCA陸上移動通信を行う無線局を使用する業務

(あつせん等に係る無線局に関する事項)

第二十條の三 法第二十七條の三十八第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 通信の相手方
- 二 通信事項
- 三 無線設備の設置場所(包括登録に係る登録局にあつては、無線設備を設置しようとする区域(移動する無線局にあつては、移動範囲))
- 四 無線設備
- 五 放送事項
- 六 放送区域
- 七 識別信号
- 八 電波の型式
- 九 周波数
- 十 空中線電力
- 十一 運用許容時間

第二節 周波数割当計画の公開(閲覧の場所)

第二十一條 周波数割当計画は、次の場所において公衆の閲覧に供する。

- 一 総務省総合通信基盤局
- 二 総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。)

第二節の二 開設指針の制定の申出の手続

第二十二條の二 法第二十七條の十三第一項の規定による申出は、別表第二号の三の二の様式の申出書を総務大臣に提出することによつて行わなければならない。

2 法第二十七條の十三第一項ただし書の総務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- 一 法第二十七條の十三第一項の規定による申出をした者が、当該申出に係る開設指針の制定の可否の決定(以下この条において単に「要否の決定」という。)がされてない間に、当該申出において開設を希望する特定基地局が使用する周波数として申し出たもの(以下この条において「申出周波数」という。)(同一のものについて、別に同項の規定による申出をしようとする場合 当該申出をした者

二 法第二十七條の十三第一項の規定による申出をした者が、当該申出に係る開設指針が制定された場合において、第八項の規定による報告をせず、かつ、当該開設指針に係る開設計画の認定の申請を正当な理由なく法第二十七條の十四第三項に規定する期間内に行わない場合であつて、当該期間が満了した日の翌日から起算して二年を経過しないとき 当該申出をした者

3 法第二十七條の十三第一項第六号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第二十六條の三第三項に規定する有効利用評価の結果を踏まえた、申出人が開設を希望する特定基地局による申出周波数の電波の有効利用の程度の見込みに関する事項
- 二 申出人が、電気通信事業法第九條の登録を受けている場合にあつては当該登録の年月日及び登録番号(同法第十二條の二第一項の登録の更新を受けている場合にあつては当該登録及びその更新の年月日並びに登録番号)、同法第九條の登録を受けていない場合にあつては同條の登録の申請に関する事項
- 三 申出人の財務に関する事項
- 四 申出人が開設を希望する特定基地局の通信の相手方である移動する無線局が使用する周波数

4 法第二十七條の十三第一項の規定による申出をしようとする者は、申し出ようとする周波数を現に使用している既設電気通信業務用基地局(法第二十七條の十二第二項に規定する既設電気通信業務用基地局をいう。第六項第四号及び第十項において同じ。)に係る認定計画の認定の有効期間が満了していない場合には、当該有効期間の満了前一年以内に限り当該申出をすることができ。

5 総務大臣は、法第二十七條の十三第二項の規定により開設指針の制定の可否を決定するに当たつて必要があると認めるときは、申出人に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。

6 法第二十七條の十三第二項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申出人の電気通信事業法第九條の登録若しくは同法第十二條の二第一項の登録の更新の状況又は同法第九條の登録の見込み
- 二 申出人の財務の状況
- 三 申出に係る法第二十七條の十三第一項第四号に規定する特定基地局の開設時期が、申出

周波数に係る認定計画の認定の有効期間の満了日後であるか否かの別

四 既設電気通信業務用基地局が現に使用している周波数の電波の有効利用の程度

五 電波の特性その他の事項を勘案して申出周波数の電波と同等と認められる電波の周波数について、新たな割当てが現に可能であるか否かの別又は早期に可能となる見込み

六 申出周波数に係る認定計画がその認定を受けた日から法第二十七條の十三第一項の規定による申出があつた日までの期間

七 申出周波数に係る認定計画の認定の有効期間が満了する年度の翌年度の法第二十六條の三第四項の規定による有効利用評価の結果の報告がされていない場合にあつては、当該認定計画

7 申出人は、当該申出人がした法第二十七條の十三第一項の規定による申出に係る要否の決定がされるまでは、当該申出を取り下げることができる。

8 申出人は、前項の申出に係る要否の決定がされた場合において、当該決定の日から当該申出に係る開設指針に係る法第二十七條の十四第三項に規定する期間の開始の日までの間において当該申出に係る特定基地局を開設する必要があるとなつた場合には、速やかにその旨を総務大臣に報告しなければならない。

9 総務大臣は、前項の規定による報告があつたときは、前項の開設指針を制定しないこと又は廃止することができる。

10 総務大臣は、前項の規定により開設指針を制定しないこととしたとき、又は廃止したときは、申出人及び第七項の申出に係る要否の決定に係る既設電気通信業務用基地局の免許人に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知し、公表するとともに、電波監理審議会に報告しなければならない。

第三節 安全施設

(無線設備の安全性の確保)

第二十一條の三 無線設備は、破損、発火、発煙等により人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがあつてはならない。

(電波の強度に対する安全施設)

第二十一條の四 無線設備には、当該無線設備から放射される電波の強度(電界強度、磁界強度、電力束密度及び磁束密度をいう。以下同じ。)が別表第二号の三の三に定める値を超えない。

る場所(人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。)に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

一 平均電力が二〇ミリワット以下の無線局の無線設備

二 移動する無線局の無線設備

三 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備

四 前三号に掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備

2 前項の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(高圧電氣に対する安全施設)

第二十二條 高圧電氣(高周波若しくは交流の電圧三〇〇ボルト又は直流の電圧七五〇ボルトをこえる電氣をいう。以下同じ。)を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易にふれることができないように、絶縁しやへい体又は接地された金属しやへい体の内に收容しなければならない。但し、取扱者のほか出入りできないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

第二十三條 送信設備の各単位装置相互間をつなぐ電線であつて高圧電氣を通ずるものは、線溝若しくは丈夫な絶縁体又は接地された金属しやへい体の内に收容しなければならない。但し、取扱者のほか出入りできないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

第二十四條 送信設備の調整盤又は外箱から露出する電線に高圧電氣を通ずる場合においては、その電線が絶縁されているときであつても、電氣設備に関する技術基準を定める省令(昭和四十年通商産業省令第六十一号)の規定するところ準じて保護しなければならない。

第二十五條 送信設備の空中線、給電線若しくはカウンタポイズがあつて高圧電氣を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から二・五メートル以上のものでなければならない。但し、左の各号の場合は、この限りでない。

一 二・五メートルに満たない高さの部分、人体に容易にふれない構造である場合又は人体が容易にふれない位置にある場合

二 移動局であつて、その移動体の構造上困難であり、且つ、無線従事者以外の者が出入しない場所にある場合

(空中線等の保安施設)

第二十六條 無線設備の空中線系には避雷器又は接地装置を、また、カウンタポイズには接地装置をそれぞれ設けなければならない。ただし、二六・一七五MHzを超える周波数を使用する無線局の無線設備及び陸上移動局又は携帯局の無線設備の空中線については、この限りでない。

(航空機用気象レーダーの安全施設)

第二十七條 航空機用気象レーダーには、その設備の操作に伴つて人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれのある場合は、必要と認められる施設をしなければならない。

第四節 船舶局、航空機局等の特則

(義務船舶局の無線設備の機器)

第二十八條 法第三十三條の規定により船舶及び航行区域の区分に応じて義務船舶局の無線設備に備えなければならない機器は、次のとおりとする。ただし、当該義務船舶局のある船舶の船体の構造その他の事情により当該機器を備えることが困難であると総合通信局長が認めるものについては、この限りでない。

- 一 A一海域（F二B電波一五六・五二五MHzによる遭難通信を行うことができる海岸局の通信圏であつて、総務大臣が別に表示するもの及び外国の政府が定めるものをいう。以下同じ。）のみを航行する船舶の義務船舶局にあつては、次の機器
- (1) 送信設備及び受信設備の機器

超短波帯（一五六MHzを超え一五七・四五MHz以下の周波数帯をいう。以下この条及び第三十二條の十において同じ。）の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。）の機器 一台

(2) 遭難自動通報設備の機器

- (一) 搜索救助用レーダートランスポンダ又は搜索救助用位置指示送信装置 一台（旅客船又は総トン数五〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するもの

及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの（国際航海に従事するものを除く。）の義務船舶局については、二台（旅客船（国際航海に従事しないものにあつては、遠洋区域又は近海区域を航行区域とするものに限る。）であつて、船首、船尾又は舷側に開口部を有するもの義務船舶局については、当該船舶に積載する生存艇の数四に対し一の割合の台数を加えるものとする。）

(二) 衛星非常用位置指示無線標識 一台

(三) 船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器

- (一) ナプテックス受信機（F一B電波五一八kHzを受信することができるものに限る。以下この項において同じ。） 一台
- (二) 高機能グループ呼出受信機（ナプテックス受信機のための海上安全情報を送信する無線局の通信圏として、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものを超えて航行する船舶の義務船舶局に限る。次号及び第三号において同じ。） 一台
- (四) その他の機器

(一) 双方向無線電話（生存艇に固定して使用するものを除く。次号及び第三号において同じ。） 二台（旅客船又は総トン数五〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するもの及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする旅客船（国際航海に従事するものを除く。）の義務船舶局については、三台）

(二) 船舶航空機間双方向無線電話（国際航海に従事する旅客船の義務船舶局に限る。次号及び第三号において同じ。） 一台

(三) 超短波帯のデジタル選択呼出専用受信機 一台

(四) 船舶自動識別装置の機器（旅客船であつて国際航海に従事するもの、総トン数三〇〇トン以上の旅客船以外の船舶であつて国際航海に従事するもの及び国際航海に従事しない総トン数五〇〇トン以上の船舶の義務船舶局に限る。次号及び第三号において同じ。） 一台

(五) 地上無線航法装置又は衛星無線航法装置の機器（旅客船であつて国際航海に従事するもの、及び国際航海に従事する旅客船以外の船舶であつて総トン数二〇〇トン以上の船舶（国際航海に従事しない総トン数五〇〇トン未満の船舶のうち総務大臣が別に告示するものを除く。）の義務船舶局に限る。次号及び第三号において同じ。） 一台

二 A一海域及びA二海域（F一B電波二、一八七・五kHzによる遭難通信を行うことができる海岸局の通信圏（A一海域を除く。）であつて、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものをいう。以下同じ。）のみを航行する船舶の義務船舶局にあつては、次の機器

(1) 送信設備及び受信設備の機器

(一) 超短波帯の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。）の機器 一台

(二) 中短波帯（一、六〇六・五kHzを超え三、九〇〇kHz以下の周波数帯をいう。以下この条及び第三十二條の十において同じ。）の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。）の機器 一台

(2) 遭難自動通報設備の機器

(一) 搜索救助用レーダートランスポンダ又は搜索救助用位置指示送信装置 一台（旅客船又は総トン数五〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するもの及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの（国際航海に従事するものを除く。）の義務船舶局については、二台（旅客船（国際航海に従事しないものにあつては、遠洋区域又は近海区域を航行区域とするものに限る。）であつて、船首、船尾又は舷側に開口部を有するもの義務船舶局については、当該船舶に積載する生存艇の数四に対し一の割合の台数を加えるものとする。）

(二) 衛星非常用位置指示無線標識 一台

(三) 船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器

(一) ナプテックス受信機 一台

(二) 高機能グループ呼出受信機 一台

(三) その他の機器

(四) 双方向無線電話 二台（旅客船又は総トン数五〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するもの及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする旅客船（国際航海に従事するものを除く。）の義務船舶局については、三台）

(五) 船舶航空機間双方向無線電話 一台

(六) 超短波帯のデジタル選択呼出専用受信機 一台

(七) 中短波帯のデジタル選択呼出専用受信機 一台

(八) 船舶自動識別装置の機器 一台

(九) 地上無線航法装置又は衛星無線航法装置の機器 一台

(十) A一海域、A二海域及びその他の海域を航行する船舶の義務船舶局にあつては、次の機器

(1) 送信設備及び受信設備の機器

(一) 超短波帯の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。）の機器 一台

(二) 中短波帯及び短波帯（四MHzを超え二六・一七五MHz以下の周波数帯をいう。以下この条及び第三十二條の十において同じ。）の無線設備（デジタル選択呼出装置、無線電話及び狭帯域直接印刷電信装置による通信（国際航海に従事しない船舶の義務船舶局の場合にあつては、デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信とする。）が可能なものに限る。）の機器 一台

(3) 遭難自動通報設備の機器

(一) 搜索救助用レーダートランスポンダ又は搜索救助用位置指示送信装置 一台（旅客船又は総トン数五〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するもの及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの（国際航海に従事するものを除く。）の義務船舶局については、二台

(二) 超短波帯のデジタル選択呼出専用受信機 一台

(三) 衛星非常用位置指示無線標識 一台

(四) 船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器

(旅客船（国際航海に従事しないものにあつては、遠洋区域又は近海区域を航行区域とするものに限り。）であつて、船首、船尾又は舷側に開口部を有するもの義務船舶局については、当該船舶に積載する生存艇の数四に対し一の割合の台数を加えるものとする。)

(二) 衛星非常用位置指示無線標識 一台
(三) 船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器

(一) ナブテックス受信機 一台
(二) 高機能グループ呼出受信機 一台
(三) その他の機器

(一) 双方向無線電話 二台（旅客船又は総トン数五〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するもの及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする旅客船（国際航海に従事するものを除く。）の義務船舶局については、三台）
(二) 船舶航空機間双方向無線電話 一台
(三) 超短波帯のデジタル選択呼出専用受信機 一台

(四) 中短波帯及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機 一台
(五) 船舶自動識別装置の機器 一台
(六) 地上無線航法装置又は衛星無線航法装置の機器 一台

2 義務船舶局の無線設備には、前項に掲げる機器のほか、当該義務船舶局のある船舶の航行する海域に於いて、当該船舶を運航するために必要な陸上との間の通信を行うことができる機器を備えなければならない。ただし、前項の機器又は当該義務船舶局のある船舶に開設する他の無線局の無線設備により当該通信を行うことができる場合は、この限りでない。

3 義務船舶局のある船舶のうち、旅客船であつて国際航海に従事するもの及び総トン数五〇〇トン以上の旅客船以外の船舶であつて国際航海に従事するもの（総務大臣が別に告示するものを除く。）の義務船舶局の無線設備には、前二項の機器のほか、船舶保安警報装置（海上保安庁に対して船舶保安警報を伝送できることその他総務大臣が別に告示する要件を満たす機器を

いう。）を備えなければならない。ただし、前二項の機器により、当該要件を満たすことができる場合は、この限りでない。

4 国際航海に従事する次の表の上欄に掲げる船舶の義務船舶局の無線設備には、前三項の機器のほか、設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備であつてそれぞれ同表の下欄に掲げる装置を備えるものを備えなければならない。

船舶の区分	装置	航海情報記録装置	総トン数三、〇〇〇トン以上の旅客船以外の船舶（専ら漁業に従事する船舶を除き、平成十四年七月一日以降に建造されたものに限り。）	総トン数三、〇〇〇船舶設備規程等の一部航海トン以上の旅客船を改正する省令（平成情報外の船舶（専ら漁業十四年国土交通省令第記録に従事する船舶を除く七十五号）附則第二条装置き、平成十四年六月第九項に規定する簡易型航海情報記録装置を備えていないもの	船舶設備規程（昭和九簡易年通信省令第六号）第二型簡易百四十六条の三十に規海情定する航海情報記録装置又は船舶設備規程等録装の一部分を改正する省令置附則第二条第九項に規定する簡易型航海情報記録装置（電波を使用しないものに限る。）を備えていないもの

5 義務船舶局のある船舶に積載する高速救助艇には、当該高速救助艇ごとに、手で保持しなくても、送信を行うことができるようにするため、の附属装置を有する双方向無線電話を備えなければならない。

6 義務船舶局のある船舶のうち、旅客船であつて国際航海に従事するもの及び総トン数三〇〇トン以上の旅客船以外の船舶であつて国際航海に従事するもの（総務大臣が別に告示するものを除く。）の義務船舶局の無線設備には、第一項及び第二項の機器のほか、船舶長距離識別追跡装置（海上保安庁に対して自船の識別及び位置（その取得日時を含む。）に係る情報を自動的に伝送できることその他総務大臣が別に告示する要件を満たす機器をいう。）を備えなければならない。ただし、第一項及び第二項の機器により、当該要件を満たすことができる場合は、この限りでない。

7 第一項第三号の義務船舶局であつて、その義務船舶局のある船舶にインマルサット船舶地球局のインマルサットC型又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備を備えるものは、第一項の規定にかかわらず、（四）の機器を備えることを要しない。ただし、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備を備えるものであつて、総務大臣が別に告示するインマルサット人工衛星局の通信圏を超えて航行する船舶の義務船舶局の場合は、この限りでない。

8 前項の場合において、その義務船舶局には、第一項第二号の（一）の（二）及び（四）の（四）の機器を備えなければならない。

9 第一項の義務船舶局であつて、その義務船舶局のある船舶に高機能グループ呼出受信機の機能を持つインマルサット船舶地球局の無線設備又は高機能グループ呼出受信機の機能を持つ第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備を備えるものは、第一項の規定にかかわらず、高機能グループ呼出受信機を備えることを要しない。この場合において、当該インマルサット船舶地球局又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備は、第一項に規定する高機能グループ呼出受信機とみなして、義務船舶局における当該機器に係る規定を適用する。

10 小型の船舶又は我が国の沿岸海域のみを航行する船舶の義務船舶局は、総務大臣が別に告示するところにより、当該告示において定める機器をもつて第一項及び第二項の規定により備えなければならない機器に代えることができる。（義務船舶局等の無線設備の条件等）
第二十八條の二 法第三十四条本文の総務省令で定める船舶地球局は、前条第七項の規定によ

り、同条第一項第三号の（一）の（二）及び（四）の（四）の機器を備えることを要しないこととした場合における当該インマルサット船舶地球局又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するもの及び第二十八條の五第三項の規定により、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備を同条第一項の予備設備とした場合における当該インマルサット船舶地球局又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するものとする。

2 法第三十四条ただし書の総務省令で定める無線設備は、次に掲げる義務船舶局等（法第三十四条の義務船舶局等をいう。以下同じ。）の無線設備とする。

一 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数一、六〇〇トン未満の船舶（旅客船を除く。）及び沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶の義務船舶局等（国際航海に従事しない船舶のものに限る。）であつて、総務大臣が別に告示するもの

二 総トン数三〇〇トン未満の漁船の義務船舶局等

第二十八條の三 義務船舶局等には、遭難通信の通信方法に関する事項で総務大臣が告示するものを記載した表を備え付け、その無線設備の通信操作を行う位置から容易にその記載事項を見ることができるよう箇所に掲げておかなければならない。

第二十八條の四 法第三十五条の規定により、義務船舶局等の無線設備についてとらなければならない措置は、次のとおりとする。

一 旅客船又は総トン数三〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するもの（A一海域のみを航行するもの並びにA一海域及びA二海域のみを航行するものを除く。）の義務船舶局等の無線設備については、法第三十五条各号の措置のうち二の措置
二 前号以外の義務船舶局等の無線設備については、法第三十五条各号の措置のうち一の措置

第二十八條の五 法第三十五條第一号の規定により備えなければならない予備設備は、次に掲げる無線設備の機器とする。

- 一 第二十八條第一号の無線設備
- 二 第二十八條第一号の無線設備
- 三 第二十八條第一号の無線設備
- 四 (四)の受信機

2 前項の予備設備は、専用の空中線に接続され、直ちに運用できる状態に維持されたものでなければならぬ。

3 第一項の予備設備は、同項の規定による機器を備えることが困難又は不合理である場合には、総務大臣が別に告示するところにより、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち、六二・一三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備の機器その他の当該告示において定める機器とすることができ。

4 法第三十五條第二号の規定により行わなければならない点検は、同号の措置をとることとなつた日から一年ごとの日の前後三月を超えない時期（総合通信局長が別に指定した場合は、その指定した時期）に、無線設備の機器に応じて総務大臣が別に告示する方法により行うものとする。

5 法第三十五條第二号の規定により備えなければならない計器及び予備品は、総務大臣が別に告示する。

6 法第三十五條第二号の措置は、総務大臣が別に告示するところにより、他の者に委託することができる。

7 法第三十五條第三号の規定により備えなければならない計器及び予備品は、総務大臣が別に告示する。

第二十九條 法第三十五條ただし書の総務省令で定める無線設備は、次のとおりとする。

- 一 A一海域のみを航行する船舶並びにA一海域及びA二海域のみを航行する船舶（旅客船を除く。）であつて、国際航海に従事しないものの義務船舶局等の無線設備
- 二 その他総務大臣が別に告示する無線設備

第三十條 法第三十二條の規定により船舶局の送信設備に備え付けなければならない計器は、次のとおりとする。

のとおりとす。この場合において、電圧及び電流について相互に切換測定することができ計器を共通に使用することを妨げない。

- 一 補助電源の電圧計
- 二 蓄電池の充放電電流計
- 三 終段電力増幅管の陽極電流計（終段電力増幅管に替えて半導体素子を使用する送信設備については、陽極電流計に相当するもの）
- 四 空中線電流計
- 五 電波の発射を表示する指示器
- 六 回路試験器
- 七 比重計（蒸留水の補給を必要とする蓄電池を使用するものに限る。）
- 八 温度計（蒸留水の補給を必要とする蓄電池を使用するものに限る。）

2 二六・一七五MHzを超える周波数の電波を使用する送信設備、空中線電力一〇ワット以下の送信設備その他総務大臣が別に告示する送信設備については、前項に掲げる計器のうち、別に告示するものを省略することができる。

第三十一條 法第三十二條の規定により船舶局の無線設備に備え付けなければならない予備品は、無線設備（空中線電力一〇ワット以下のもの、二六・一七五MHzを超える周波数の電波を使用するものその他総務大臣が別に告示するものを除く。）の各装置ごとにそれぞれ次のとおりとする。ただし、各装置に共通に使用することができものについては、装置ごとに備え付けることを要しないものとする。

- 一 送信用の真空管及び整流管 現用数と同数
- 二 送話器（コード及びプラグを含む。）（無線電話に限る。） 一個
- 三 ブレークインリレー 各種一個
- 四 空中線用線条及び空中線素子 空中線用線条にあつては現用の最長のものと同一長さのもの一条及び空中線素子にあつては各種一個
- 五 空中線用碑子（固着して用いるものを除く。） 現用数の五分の一
- 六 蒸留水（蒸留水の補給を必要とする蓄電池を使用するものに限る。） 五リットル（義務船舶局以外は二リットルとする。）
- 七 修繕用器具及び材料 一式
- 八 ヒューズ 現用数と同数

2 法第三十七條に規定するレーダー（沿海区域を航行区域とする船舶の船舶局及び専ら海洋生物を採捕するための漁船の船舶局及び総務大臣が別に告示する船舶局に設置するものを除く。）に備え付けなければならない予備品は、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、二台のレーダーを備え付ける船舶局にあつては、各装置に共通に使用することができものについては、装置ごとに備え付けることを要しないものとする。

一 マグネトロン 一個

- 二 サイラトロン 一個
- 三 受信用の局部発振管及び高周波混合素子（集積回路に使用されているものを除く。） 各種一個
- 四 送受切換用特殊管（ATR管を除く。） 一個
- 五 空中線駆動用電動機のブラシ 現用数と同数
- 六 ヒューズ 現用数と同数

3 第一項に規定する無線設備であつて、送信用終段電力増幅管に替えて半導体素子を使用するものについては、同項第一号の規定にかかわらず、予備品の備付けを要しないものとする。

4 第二項に規定するレーダーであつて、現用する同項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものについては、同項第一号から第四号までの規定にかかわらず、予備品の備付けを要しないものとする。

5 第一項及び第二項の場合において、総務大臣が特に備付けの必要がないと認めた予備品については、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その備付けを要しないものとする。

第三十一條の二 航空機局及び航空機地球局（航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行わないものを除く。次項において同じ。）の受信設備は、なるべく、航空機の電氣的雑音によつて妨害を受けないような箇所に設置されていなければならない。

2 航空機局 航空機地球局及び航空機において使用する携帯局の無線設備は、なるべく、雨、海水、燃料、油、熱気その他これらに類するもの又はその航空機の積載物により損傷を受け、又は機能が低下することがないように設置されていなければならない。

第三十一條の三 法第三十六條の規定による義務航空機局の送信設備の有効到達距離は、次の各号に掲げるとおりとする。

（義務航空機局の有効到達距離）

一 A三E電波一八MHzから一四四MHzまでの周波数を使用する送信設備及びATCRBSの無線局のうち航空機に開設するものの無線設備（以下「ATCトランスポンダ」という。）の送信設備については、三七〇・四キロメートル（当該航空機の飛行する最高高度について、次に掲げる式により求められるDの値が三七〇・四キロメートル未満のものにあつては、その値）以上であること。

Dは、当該航空機の飛行する最高高度をメートルで表した数とする。

二 航空機に設置する航空用DME（以下「機上DME」という。）及び航空機に設置するタカン（以下「機上タカン」という。）の送信設備については、三一四・八キロメートル（当該航空機の飛行する最高高度について、前号に掲げる式により求められるDの値が三一四・八キロメートル未満のものにあつては、その値）以上であること。

三 航空機用気象レーダーの送信設備については、当該航空機の最大巡航速度の区別に従い、次の表のとおりとする。

最大巡航速度	有効到達距離
毎時一八五・二キロメートル以下	四六・三キロメートル以上
毎時三七〇・四キロメートル以下	九二・六キロメートル以上
毎時六四八・二キロメートル以下	一三八・九キロメートル以上
毎時九二六キロメートル以下	一八五・二キロメートル以上
毎時一、二〇三・八キロメートル以下	二三一・五キロメートル以上
毎時一、二〇三・八キロメートルを超え	二七七・八キロメートル以上

四 前三号の送信設備であつて、総務大臣が前三号の規定によることが適当でないとして認めたものについては、別に告示する。

第四節の二 地球局、人工衛星局等の特別

第三十二條（地球局の送信空中線の最小仰角）地球局（宇宙無線通信を行う実験試験局を含む。以下同じ。）の送信空中線の最大輻射の方向の仰角の値は、次の各号に掲げる場

合においてそれぞれ当該各号に規定する値でなければならぬ。

一 深宇宙（地球からの距離が二百万キロメートル以上である宇宙をいう。以下同じ。）に係る宇宙研究業務（科学又は技術に関する研究又は調査のための宇宙無線通信の業務をいう。以下同じ。）を行うとき 一〇度以上

二 前号の宇宙研究業務以外の宇宙研究業務を行うとき 五度以上

三 宇宙研究業務以外の宇宙無線通信の業務を行うとき 三度以上

（地球局の等価等方輻射電力等）

第三十二条の二 地球局の地表線（一の地点からみた地形及び地物と空との境界線をいう。以下同じ。）に対する等価等方輻射電力の許容値は、別表第二号の四に定めるとおりとする。

2 一、六一〇MHzを超え一、六二六・五MHz以下の周波数の電波を使用して無線測位のための宇宙無線通信を行う地球局の等価等方輻射電力（搬送波のスペクトルのうち最大の電力密度の四kHzの帯域幅における等価等方輻射電力とする。）は、（一）三デシベル（一ワットを〇デシベルとする。第三十二条の六から第三十二条の八までにおいて同じ。）を超えてはならない。

3 一三・七五GHzを超え一四GHz以下の周波数の電波を使用し、かつ、直径四・五メートル未満の空中線を使用して対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。）に開設する人工衛星局と宇宙無線通信を行う固定地点の地球局の送信空中線から輻射されるMHzの帯域幅当たりの電力は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

主輻射の方向からの最大輻射電力 離角（θ）	次に掲げる式による値以下
二度以上七度以下	$43.12510\log_{10}\theta$ デシベル
七度を超え九・二度	二二デシベル以下
以下	
九・二度を超え四八度	次に掲げる式による値以下
度以下	

四八度超	46.12510log ₁₀ θ デシベル
四八度超	シベル

第三十二条の三 対地静止衛星に開設する人工衛星局（一般公衆によつて直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はファクシミリによる無線通信業務を行うことを目的とするものを除く。）の送信空中線の地球に対する最大輻射の方向は、公称されている指向方向に対して、〇・三度又は主輻射の角度の幅の一〇パーセントのいずれか大きい角度の範囲内に、維持されなければならない。

2 対地静止衛星に開設する人工衛星局（一般公衆によつて直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はファクシミリによる無線通信業務を行うことを目的とするものに限る。）の送信空中線の地球に対する最大輻射の方向は、公称されている指向方向に対して、〇・一度の範囲内に維持されなければならない。（人工衛星局の位置の維持）

第三十二条の四 対地静止衛星に開設する人工衛星局（実験試験局を除く。）であつて、固定地点の地球局相互間の無線通信の中継を行うものは、公称されている位置から経度の（H）〇・一度以内の位置を維持することができるものでなければならない。

2 対地静止衛星に開設する人工衛星局（一般公衆によつて直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はファクシミリによる無線通信業務を行うことを目的とするものに限る。）は、公称されている位置から緯度及び経度のそれぞれ（H）〇・一度以内の位置を維持することができるものでなければならない。

3 対地静止衛星に開設する人工衛星局であつて、前二項の人工衛星局以外のものは、公称されている位置から経度の（H）〇・五度以内にその位置を維持することができるものでなければならない。（人工衛星局の設置場所変更機能の特例）

第三十二条の五 法第三十六条の二第二項ただし書の総務省令で定める人工衛星局は、対地静止衛星に開設する人工衛星局以外の人工衛星局とする。

第三十二条の六 人工衛星局（一、五二五MHzを超え一、五三〇MHz以下又は二、五〇〇MHz

Hzを超え二、五三五MHz以下の周波数の電波を使用して移動する地球局と無線通信を行う人工衛星局を除く。）その他の宇宙局の地表面における電力束密度の許容値は、別表第二号の五に定めるとおりとする。

2 八・〇二五GHzを超え八・四GHz以下の周波数の電波を使用して地球の特性及び自然現象に関する情報を取得するための宇宙無線通信を行う人工衛星局であつて、対地静止衛星に開設する人工衛星局以外のものの対地静止衛星の軌道における電力束密度（搬送波のスペクトルのうち最大の電力密度の四kHzの帯域幅における電力束密度とする。）は、一平方メートル当たり（一）一七四デシベルを超えてはならない。

3 六・七GHzを超え七・〇七五GHz以下の周波数の電波を使用して固定地点の地球局と無線通信を行う人工衛星局であつて、対地静止衛星に開設する人工衛星局以外のものの対地静止衛星の軌道及びその軌道から傾斜角の（H）五度以内の軌道における電力束密度の総和（搬送波のスペクトルのうち、最大の電力密度の四kHzの帯域幅における電力束密度の総和とする。）は、一平方メートル当たり（一）一六八デシベルを超えてはならない。（固定局等の最大等価等方輻射電力等）

第三十二条の七 一、九八〇MHzを超え二、〇一〇MHz以下、二、〇二五MHzを超え二、一〇MHz以下、二、二〇〇MHzを超え二、二九〇MHz以下、二、六五五MHzを超え二、六九〇MHz以下、五・六七GHzを超え五・七二五GHz以下、五・八五GHzを超え七・〇七五GHz以下、七・一四五GHzを超え七・二三五GHz以下又は七・九GHzを超え八・五GHz以下の周波数の電波を使用する固定局、陸上局及び移動局は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 最大等価等方輻射電力は、五五デシベル以下であること。

二 空中線電力は、二〇ワット以下であること。

2 前項の無線局（七・一四五GHzを超え七・二三五GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）であつて、最大等価等方輻射電力が三五デシベルを超えるものの送信空中線の最大輻射の方向は、対地静止衛星の軌道から二度以上離れていなければならない。

第三十二条の八 一二・七五GHzを超え一三・二五GHz以下、一四GHzを超え一四・八GHz以下、一七・七GHzを超え一八・四GHz以下、一九・三GHzを超え一九・七GHz以下、二二・五五GHzを超え二三・五五GHz以下又は二四・四五GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用する固定局、陸上局及び移動局は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。	第三十二条の八の二 設備規則第四十九条の二十四の二に規定する携帯移動地球局は、最大輻射の方向を通信の相手方となる人工衛星局の方向に対して〇・二度の範囲内に維持することができるものであつて、送信空中線から輻射される水平線方向の電力（一ワットを〇デシベルとする。）は、次の表の上欄に掲げる場合に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものでなければならない。
五、九二五MHzを超え六、四二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合	一 単一の無線局から輻射されるzを超え六、四二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合
〇・八デシベル以下	二 単一の無線局から輻射されるzを超え六、四二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合

一四・〇GHz一 単一の無線局から輻射されるを超え一四・五水平線方向の一MHzの帯域幅当GHz以下の周たりの最大輻射電力 一二・五デ波数の電波を使シベル以下

二 単一の無線局から輻射される水平線方向の最大輻射電力 一六・三デシベル以下

(無線電力伝送用構内無線局の条件)

第三十二條の八の三 無線電力伝送(無線設備が、送信設備から発射された電波を受信することにより行う電力の伝送をいう。)用で使用する構内無線局は、混信を防止し、及び人体にばく露される電波の強度が人体に危害を及ぼすことのないよう、総務大臣が別に告示する条件に適合するものでなければならない。

(適用除外)

第三十二條の九 第三十二條から第三十二條の四まで及び第三十二條の六から前条までの規定は、総務大臣が特に支障がないと認める場合には、適用しない。

第四節の三 無線設備の技術基準の策定等の申出の手續

(無線設備の技術基準の策定等の申出の手續)
第三十二條の九の二 法第三十八條の二第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した別表第二号の六の様式の申出書に、原案を添えて、総務大臣に提出することによって行わなければならない。

一 申出人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 技術基準の策定又は変更の申出の別策定すべき技術基準の概要又は行うべき技術基準の変更の概要

四 申出に係る技術基準を策定し、又は変更すべき理由

五 申出に係る技術基準の原案に適合する無線設備が他の無線局に混信その他の妨害を与えないことについての試験の結果その他の原案の妥当性の評価に資する事項

六 申出人が従事している事業の種類及びその内容(申出人が法人又は団体であるときは、その法人又は団体の目的及び事業の内容)

総務大臣は、申出の審査に際し、必要があると認めるときは、申出人に出頭又は資料の提出を求めることができる。

第五節 無線従事者

(義務船舶局等の無線設備の操作)

第三十二條の十 法第三十九條第一項本文の総務省令で定める義務船舶局等の無線設備は、次の

とおりとする。ただし、航海の態様が特殊な船舶の無線設備その他総務大臣又は総合通信局長が特に認めるものについては、この限りでない。

一 次に掲げる船舶の義務船舶局の超短波帯の無線設備、中短波帯の無線設備並びに中短波帯及び短波帯の無線設備であつて、デジタル選択呼出装置による通信及び無線電話又は狭帯域直接印刷電信装置による通信が可能なもの

(1) 旅客船(A一海域のみを航行するもの並びにA一海域及びA二海域のみを航行するものであつて、国際航海に従事しないものを除く。)

(2) 旅客船及び漁船(専ら海洋生物を採捕するためのもので、国際航海に従事する総トン数三〇〇トン以上のものを除く。以下この号において同じ。)以外の船舶(国際航海に従事する総トン数三〇〇トン未満のもの(A一海域のみを航行するもの並びにA一海域及びA二海域のみを航行するものに限る。))及び国際航海に従事しないものを除く。)

(3) 漁船(A一海域のみを航行するもの並びにA一海域及びA二海域のみを航行するものを除く。)

二 前号の(1)から(3)までに掲げる船舶に開設されたインマルサット船舶地球局の無線設備(第二十八條の二第一項に規定するインマルサット船舶地球局のインマルサットC型のものに限る。))又は第十二條第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備

(簡易な操作)
第三十三條 法第三十九條第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四條の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

一 法第四條第一号から第三号までに規定する免許を要しない無線局の無線設備の操作

二 法第二十七條の二に規定する特定無線局(同条第一号に掲げるもの(航空機地球局にあつては、航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行わないものに限る。))に限る。)

の無線設備の通信操作及び当該無線設備

の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

三 次に掲げる無線局の無線設備の操作で当該無線局の無線従事者の管理の下に行うもの

(1) 船舶局(船上通信設備、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話、船舶自動識別装置(通信操作を除く。))及びVHFデータ交換装置(通信操作を除く。))に限る。)

(2) 船上通信局

四 次に掲げる無線局(特定無線局に該当するものを除く。))の無線設備の通信操作

(1) 陸上に開設した無線局(海岸局(2)に掲げるものを除く。)、航空局、船上通信局、無線航行局及び海岸地球局並びに次号(4)の航空地球局を除く。)

(2) 海岸局(船舶自動識別装置及びVHFデータ交換装置に限る。)

(3) 船舶局(船舶自動識別装置及びVHFデータ交換装置に限る。)

(4) 携帯局

(5) 船舶地球局(船舶自動識別装置に限る。)

(6) 航空機地球局(航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行わないものに限る。)

(7) 携帯移動地球局

五 次に掲げる無線局(特定無線局に該当するものを除く。))の無線設備の連絡の設定及び終了(自動装置により行われるものを除く。))に関する通信操作以外の通信操作で当該無線局の無線従事者の管理の下に行うもの

(1) 船舶局(第三号(1)及び前号(3)に該当する無線設備を除く。)

(2) 航空機局

(3) 海岸地球局

(4) 航空地球局(航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものに限る。)

(5) 船舶地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。)

(6) 航空機地球局(前号(6)に該当するものを除く。)

六 次に掲げる無線局(適合表示無線設備のみを使用するものに限る。))の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

(1) 基地局(第十五條の二第二項第二号に規定するものであつて、設備規則第四十九條の六の四第一項及び第三項、第四十九條の六の五第一項及び第三項、第四十九條の六の九第一項及び第三項、第四十九條の六の十第一項及び第五項、第四十九條の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項又は第四十九條の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものに限る。以下「フエムトセル基地局」という。)

(2) 陸上移動中継局(設備規則第四十九條の六又は第四十九條の六の十に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものであつて、屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するものに限る。以下「特定陸上移動中継局」という。)

(3) 簡易無線局

(4) 無線標準陸上局その他の総務大臣が別に告示する無線局

七 次に掲げる無線局(特定無線局に該当するものを除く。))の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作で他の無線局の無線従事者(他の無線局が外国の無線局である場合は、当該他の無線局の無線設備を操作することができる法第四十條第一項の無線従事者の資格を有する者であつて、総務大臣が告示で定めるところにより、免許人が当該技術操作を管理する者として総合通信局長に届け出たものを含む。))に管理されるもの

(1) 基地局(陸上移動中継局の中継により通信を行うものに限る。)

(2) 陸上移動局

(3) 携帯局

(4) 簡易無線局(前号に該当するものを除く。)

(5) VSA T地球局

(6) 航空機地球局、携帯移動地球局その他の
総務大臣が別に告示する無線局
八 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が別
に告示するもの
(無線設備の操作の特例)

第三十三條の二 法第三十九條第一項ただし書の
規定により、無線従事者の資格のない者が無線
設備の操作を行うことができる場合は、次のと
おりとする。

一 外国各地間のみを航行する船舶又は航空機
その他外国にある船舶又は航空機に開設する
無線局において、無線従事者を得ることがで
きない場合であつて、その船舶又は航空機が
日本国内の目的地に到着するまでの間、次の
表の上欄に掲げる無線通信規則第三十七條又
は第四十七條の規定により外国政府が発給し
た証明書を有する者が、それぞれ同表の下欄
に掲げる資格の無線従事者の操作の範囲に属
する無線設備の操作を行うとき(無線通信規
則第三十七條の規定による証明書を有する者
は航空機局又は航空機地球局の無線設備の操
作に、同規則第四十七條の規定による証明書
を有する者は船舶局又は船舶地球局の無線設
備の操作に限る。)

無線通信士一般証明書 又は第一級無線電信 通信士証明書を有す る者	第一級総合無線 通信士
第二級無線電信通信士 証明書を有する者	第二級総合無線 通信士
無線電信通信士特別証 明書を有する者	第三級総合無線 通信士
第一級無線電子証明書 を有する者	第一級海上無線 通信士
第二級無線電子証明書 を有する者	第二級海上無線 通信士
一般無線通信士証明書 を有する者	第三級海上無線 通信士
無線電話通信士一般証 明書を有する者	航空無線通信士 又は第四級海 上無線通信士
制限無線通信士証明書 を有する者	第一級海上特殊 無線技士

二 非常通信業務を行う場合であつて、無線従
事者を無線設備の操作に充てることができる
いとき、又は主任無線従事者を無線設備の操
作の監督に充てることができるいとき。

三 航空機の操縦の練習を行うに際し、航空機
内において第一級総合無線通信士、第二級総
合無線通信士又は航空無線通信士の指揮の下
に、当該航空機に開設する航空機局又は航空
機地球局の無線設備の操作を行うとき。
四 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が別
に告示するもの
法第三十九條第一項ただし書の規定により、
船舶局無線従事者証明を要しない場合は、次の
とおりとする。

一 外国各地間のみを航行する船舶その他外国
にある船舶に開設する無線局において、船舶
局無線従事者証明を受けた者を得ることがで
きない場合であつて、その船舶が日本国内の
目的地に到着するまでの間、船員の訓練及び
資格証明並びに当直の基準に関する国際条約
第六條の規定により外国の政府が発給した証
明書を有する者が当該船舶に開設する無線局
の無線設備の操作を行うとき。
二 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十
六年法律第百四十九号)第二条第二項の規定
による船舶職員(通信長及び通信士の職務を
行うものに限る。)、以外の者で船舶局無線従
事者証明を受けていない無線従事者が、義務
船舶局等の無線従事者で船舶局無線従事者証
明を受けたものの管理の下に当該義務船舶局
等の無線設備の操作を行うとき。

第三十四條 法第三十九條第一項ただし書の規定
により、船舶又は航空機が航行中であるため無
線従事者の資格のない者が無線設備の操作を行
う場合においては、その操作は、遭難通信、緊
急通信及び安全通信を行う場合に限る。この場
合において、その船舶又は航空機が日本国内の
目的地に到着したときは、速やかに一定の無線
従事者を補充しなければならない。
(無線従事者でなければ行つてはならない無線
設備の操作)

第三十四條の二 法第三十九條第二項の総務省令
で定める無線設備の操作は、次のとおりとす
る。
一 海岸局、船舶局、海岸地球局又は船舶地球
局の無線設備の通信操作で遭難通信、緊急通
信又は安全通信に関するもの
二 航空局、航空機局、航空地球局又は航空機
地球局の無線設備の通信操作で遭難通信又は
緊急通信に関するもの
三 航空局の無線設備の通信操作で次に掲げる
通信の連絡の設定及び終了に関するもの(自

動装置による連絡設定が行われる無線局の無
線設備のものを除く。)
(1) 無線方向探知に関する通信
(2) 航空機の安全運航に関する通信
(3) 気象通報に関する通信(2)に掲げる
ものを除く。)
四 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が別
に告示するもの
第三十四條の三 法第三十九條第三項の総務省令
で定める事由は、次のとおりとする。
一 法第四十二條第一号に該当する者であるこ
と。
二 法第七十九條第一項第一号(同条第二項に
おいて準用する場合を含む。)、の規定により
業務に従事することを停止され、その処分の
期間が終了した日から三箇月を経過していな
い者であること。
三 主任無線従事者として選任される日以前五
年間に於いて無線局(無線従事者の選任を要
する無線局でアマチュア局以外のものに限
る。)、の無線設備の操作又はその監督の業務
に従事した期間が三箇月に満たない者である
こと。
(選任及び解任の届出)

第三十四條の四 法第三十九條第四項(法第五十
一條(法第七十條の九第三項において準用する
場合を含む。))及び第七十條の九第三項におい
て準用する場合を含む。)、の規定による届出は、
別表第三号の様式によつて行うものとする。
(主任無線従事者の職務)

第三十四條の五 法第三十九條第五項の総務省令
で定める職務は、次のとおりとする。
一 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の
操作を行う者に対する訓練(実習を含む。)
の計画を立案し、実施すること。
二 無線設備の機器の点検若しくは保守を行
い、又はその監督を行うこと。
三 無線業務日誌その他の書類を作成し、又は
その作成を監督すること(記載された事項に
関し必要な措置を執ることを含む。)。)
四 主任無線従事者の職務を遂行するために必
要な事項に関し免許人等又は法第七十條の九
第一項の規定により登録局を運用する当該登
録局の登録人以外の者に対して意見を述べる
こと。

第三十四條の六 法第三十九條第七項(法第七十
條の九第三項において準用する場合を含む。)
の総務省令で定める無線局は、次のとおりとす
る。
一 無線電話、遭難自動通報設備、レーダーそ
の他の小規模な船舶局に使用する無線設備と
して総務大臣が別に告示する無線設備のみを
設置する船舶局(国際航海に従事しない船舶
の船舶局に限る。以下「特定船舶局」とい
う。)
二 簡易無線局
三 前二号に掲げるもののほか、総務大臣が別
に告示するもの
(講習の期間)

第三十四條の七 法第三十九條第七項の規定によ
り、免許人等又は法第七十條の九第一項の規定
により登録局を運用する当該登録局の登録人
以外の者は、主任無線従事者を選任したときは、
当該主任無線従事者に選任の日から六箇月以
内に無線設備の操作の監督に關し総務大臣の行
う講習を受けさせなければならない。
二 免許人等又は法第七十條の九第一項の規定に
より登録局を運用する当該登録局の登録人以外
の者は、前項の講習を受けた主任無線従事者
にその講習を受けた日から五年以内に講習を受け
させなければならない。当該講習を受けた日以
降についても同様とする。
三 前二項の規定にかかわらず、船舶が航行中
であるとき、その他総務大臣が当該規定によるこ
とが困難又は著しく不合理であると認めるとき
は、総務大臣が別に告示するところによる。
(アマチュア局の無線設備の操作の特例)

第三十四條の八 法第三十九條の十三ただし書の
総務省令で定める資格は、外国政府(その国内
において法第四十條第一項に規定する資格を有
する者に対しアマチュア局に相当する無線局の
無線設備の操作を認めるものに限る。))が付与
する資格であつて総務大臣が別に告示する資格
とする。
第三十四條の九 前条に定める資格を有する者が
アマチュア局の無線設備の操作を行うときは、
総務大臣が別に告示するところにより行わな
ければならない。

五 その他無線局の無線設備の操作の監督に關
し必要と認められる事項
(主任無線従事者の講習を要しない無線局)
第三十四條の六 法第三十九條第七項(法第七十
條の九第三項において準用する場合を含む。)
の総務省令で定める無線局は、次のとおりとす
る。
一 無線電話、遭難自動通報設備、レーダーそ
の他の小規模な船舶局に使用する無線設備と
して総務大臣が別に告示する無線設備のみを
設置する船舶局(国際航海に従事しない船舶
の船舶局に限る。以下「特定船舶局」とい
う。)
二 簡易無線局
三 前二号に掲げるもののほか、総務大臣が別
に告示するもの
(講習の期間)

第三十四條の七 法第三十九條第七項の規定によ
り、免許人等又は法第七十條の九第一項の規定
により登録局を運用する当該登録局の登録人
以外の者は、主任無線従事者を選任したときは、
当該主任無線従事者に選任の日から六箇月以
内に無線設備の操作の監督に關し総務大臣の行
う講習を受けさせなければならない。
二 免許人等又は法第七十條の九第一項の規定に
より登録局を運用する当該登録局の登録人以外
の者は、前項の講習を受けた主任無線従事者
にその講習を受けた日から五年以内に講習を受け
させなければならない。当該講習を受けた日以
降についても同様とする。
三 前二項の規定にかかわらず、船舶が航行中
であるとき、その他総務大臣が当該規定によるこ
とが困難又は著しく不合理であると認めるとき
は、総務大臣が別に告示するところによる。
(アマチュア局の無線設備の操作の特例)

第三十四條の八 法第三十九條の十三ただし書の
総務省令で定める資格は、外国政府(その国内
において法第四十條第一項に規定する資格を有
する者に対しアマチュア局に相当する無線局の
無線設備の操作を認めるものに限る。))が付与
する資格であつて総務大臣が別に告示する資格
とする。
第三十四條の九 前条に定める資格を有する者が
アマチュア局の無線設備の操作を行うときは、
総務大臣が別に告示するところにより行わな
ければならない。

第三十四條の九 前条に定める資格を有する者が
アマチュア局の無線設備の操作を行うときは、
総務大臣が別に告示するところにより行わな
ければならない。

第三十四条の十 法第三十九条の十三ただし書の総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。以下この項において同じ。）の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者の指揮（立会い（これに相当する適切な措置を執るものを含む。）をするものに限る。以下この号及び次項において同じ。）の下に行う場合であつて、次に掲げる条件に適合するとき。

- (1) 科学技術に対する理解と関心を深めることを目的として一時的に行われるものであること。

- (2) 当該無線設備の操作を指揮する無線従事者の行うことができる無線設備の操作（モジュール符号を送り、又は受ける無線電信の操作を除く。）の範囲内であること。

- (3) 当該無線設備の操作のうち、連絡の設定及び終了に関する通信操作については、当該無線設備の操作を指揮する無線従事者が行うこと。

- (4) 当該無線設備の操作を行う者が、法第五条第三項各号のいずれか又は法第四十二条第一号若しくは第二号に該当する者でないこと。

- 二 臨時に開設するアマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者の指揮の下に行う場合であつて、総務大臣が別に告示する条件に適合するとき。

- 2 前項第一号に規定する無線設備の操作を指揮する無線従事者は、当該無線設備の操作を行う者が無線技術に対する理解と関心を深めるとともに、当該操作に関する知識及び技能を習得できるように、適切な働きかけに努めるものとする。

（船舶局無線従事者証明を行う無線従事者の資格）

第三十四条の十一 法第四十八条の二第二項の総務省令で定める無線従事者の資格は、第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士又は第一級海上特殊無線技士とする。

（船舶局無線従事者証明の効力の継続）

第三十四条の十二 法第四十八条の三第一号の総務省令で定める無線局の無線設備は、次のとおりとする。

- 一 海岸局又は船舶局の無線設備であつて、二、一八七・五kHz、四、二〇七・五kHz、六、三一二kHz、八、四一四・五kHz、一一、五七七kHz、一六、八〇四・五kHz、一五・五二五MHz又は一五・五八MHzの周波数の電波を具備するもの（法第三十九条第一項本文の総務省令で定めるものを除く。次号において同じ。）

- 二 船舶地球局の無線設備

- 三 前二号のほか、船舶の航行の安全に密接な関係のある通信を行うための無線局の無線設備であつて、総務大臣が別に告示するもの（業務経歴の記載等）

第三十五条 船舶局無線従事者証明を受けた者は、船舶局無線従事者証明書の経歴の欄に次表の上欄に掲げる事項をその事実のあった都度記載し、それぞれ下欄に掲げる者の確認を受けておかなければならない。

事項	確認を行う者
第三十二条の十又は前条その選任若しくは解任に規定する無線設備を使された無線局の免許人用する無線局の無線従事又はこれに準ずる者としての選任又は解任あつて総務大臣が別に告示するもの	法第四十八条の三第一号その訓練の実施者の訓練の課程の修了

（遭難通信責任者の要件）

第三十五条の二 法第五十条第一項の総務省令で定める無線従事者は、次の各号のいずれかの資格を有する者とする。

- 一 第一級総合無線通信士又は第一級海上無線通信士

- 二 第二級海上無線通信士

- 三 第三級海上無線通信士

- 2 遭難通信責任者は、当該無線局に選任されている無線従事者のうち、前項各号の順序に従い、できるだけ上位の資格を有する者とする。

- 3 船舶の責任者は、遭難通信責任者が病気その他やむを得ない事情によりその職務を行うことができないときは、当該無線局に選任されている無線従事者のうちから遭難通信責任者に代わつてその職務を行う者を指名することができ

（無線従事者の配置）

第三十六条 法第五十条第二項の規定による無線局に配置すべき無線従事者の最低限の資格別員数は、次の表の上欄に掲げる義務船舶局等（その無線設備について法第三十五条第三号の措置をとるものに限る。）について、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

義務船舶局等	無線従事者の資格別員数
一 第二十八条第一級総合無線通信士又は第一項第三号の級海上無線通信士の資格を有する船舶の義務船舶者であつて、船舶局無線従事者等（国際航海者証明を受けているもの一名に従事する旅客船のものに限る）	一 第一級総合無線通信士、第一級無線通信士又は第二級海上無線通信士の資格を有する者であつて、船舶局無線従事者証明を受けているもの一名
二 その他の義務船舶局等	海上無線通信士又は第二級海上無線通信士の資格を有する者であつて、船舶局無線従事者証明を受けているもの一名

- 2 前項に規定するもののほか、無線局には当該無線局の無線設備の操作を行い、又はその監督を行うために必要な無線従事者を配置しなければならぬ。

第六節 目的外通信等

第三十六条の二 法第五十二条第一号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。

- 一 デジタル選択呼出装置を使用して、別図第一号に定める構成により行うもの

- 二 船舶地球局の無線設備を使用して、別図第二号に定める構成により行うもの

- 三 海岸地球局が高機能グループ呼出しによつて行うものであつて、別図第三号に定める構成によるもの

- 四 F-B電波四二四kHz又は五一八kHzを使用して、別図第四号に定める構成により行うもの

- 五 A三X電波一一・五MHz及び二四三MHz又はG-B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三二MHz、四〇六・〇三七MHz若しくは四〇六・〇四MHzを使用して、次に掲げるものを送信するもの

- (1) A三X電波一一・五MHz及び二四三MHzは、三〇〇ヘルツから一、六〇〇ヘルツまでの任意の七〇〇ヘルツ以上の範囲を毎秒二回から四回までの割合で低い方向に変化する可聴周波数から成る信号

- (2) G-B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三二MHz、四〇六・〇三七MHz及び四〇六・〇四MHzは、別図第五号に定める構成による信号

- 六 G-B電波若しくはG-D電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三二MHz、四〇六・〇三七MHz若しくは四〇六・〇四MHz又はG-D電波四〇六・〇五MHz、A三X電波一一・五MHz並びにF-D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzを使用して、次に掲げるものを送信するもの

- (1) G-B電波若しくはG-D電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三二MHz、四〇六・〇三七MHz、四〇六・〇四MHz、四〇六・〇五MHz若しくは四〇六・〇四MHz又はG-D電波四〇六・〇五MHzは、別図第五号に定める構成による信号

ルツまでの任意の七〇〇ヘルツ以上の範囲を毎秒二回から四回までの割合で低い方向に変化する可聴周波数から成る信号

- (2) G-B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三二MHz、四〇六・〇三七MHz及び四〇六・〇四MHzは、別図第五号に定める構成による信号

- 六 G-B電波若しくはG-D電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三二MHz、四〇六・〇三七MHz若しくは四〇六・〇四MHz又はG-D電波四〇六・〇五MHz、A三X電波一一・五MHz並びにF-D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzを使用して、次に掲げるものを送信するもの

- (1) G-B電波若しくはG-D電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三二MHz、四〇六・〇三七MHz、四〇六・〇四MHz、四〇六・〇五MHz若しくは四〇六・〇四MHz又はG-D電波四〇六・〇五MHzは、別図第五号に定める構成による信号

- (2) A三X電波一一・五MHzは、三〇〇ヘルツから一、六〇〇ヘルツまでの任意の七〇〇ヘルツ以上の範囲を毎秒二回から四回までの割合で高い方向又は低い方向に変化する可聴周波数から成る信号

- (3) F-D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzは、別図第六号に定める構成による信号

- 七 Q-N電波を使用して、次の各号の条件に適合する周波数掃引を行うもの

- (1) 九、二〇〇MHzから九、五〇〇MHzまでを含む範囲を掃引するものであること。

- (2) 掃引の時間は、七・五マイクロ秒（μ）

- (3) 掃引の形式は、のこぎり波形であり、その復帰時間が〇・四マイクロ秒（μ）

- 八 搜索救助用位置指示送信装置を使用して、別図第六号に定める構成により行うもの

- 法第五十二条第二号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。

- 2

- 八

- 法第五十二条第二号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。

- 2

- 八

- 法第五十二条第二号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。

- 2

- 八

- 法第五十二条第二号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。

- 2

- 八

- 一 デジタル選択呼出装置を使用して、別図第七号に定める構成により行うもの
 - 二 船舶地球局の無線設備を使用して、別図第八号に定める構成により行うもの
 - 三 海岸地球局が高機能グループ呼出しによつて行うものであつて、別図第九号に定める構成によるもの
 - 三 法第五十二条第三号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。
 - 一 デジタル選択呼出装置を使用して、別図第十号に定める構成により行うもの
 - 二 海岸地球局が高機能グループ呼出しによつて行うものであつて、別図第十一号に定める構成によるもの
 - 三 F-B電波四二四kHz又は五一八kHzを使用して、別図第十二号に定める構成により行うもの
- (免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信)
- 第三十七条** 次に掲げる通信は、法第五十二条第六号の通信とする。この場合において、第一号の通信を除くほか、船舶局についてはその船舶の航行中、航空機局についてはその航空機の航行中又は航行の準備中に限る。ただし、運用規則第四十条第一号及び第三号並びに第四百二十二条第一号の規定の適用を妨げない。
- 一 無線機器の試験又は調整をするために行う通信
 - 二 医事通報（航行中の船舶内における傷病者の医療手当に関する通報をいう。）に関する通信
 - 三 船位通報（遭難船舶、遭難航空機又は遭難者の救助又は捜索に資するために国又は外国の行政機関が収集する船舶の位置に関する通報であつて、当該行政機関と当該船舶との間に発受するものをいう。）に関する通信
 - 四 一般海岸局において、船舶局にある通報その他船舶に関する通報であつて、急を要するものを送信するために行う他の一般海岸局との間の通信（他の電気通信系統によつては、当該通信の目的を達することが困難である場合に限る。）
 - 五 漁業用の海岸局と漁船の船舶局との間又は漁船の船舶局相互間で行う国若しくは地方公共団体の漁り等の指導監督に関する通信
 - 六 船舶局において、当該船舶局の船上通信設備相互間で行う通信

- 七 港務用の無線局と船舶局との間で行う港内における船舶の交通、港内の整理若しくは取締り又は検査のための通信
- 八 船舶局において、当該船舶局の免許人のための電報を一般海岸局又は電気通信業務を取り扱う船舶局に対して依頼するため、又はこれらの無線局から受領するために行う通信
- 九 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）又は海上交通安全法（昭和四十七年法律第十五号）の規定に基づき行う海上保安庁の無線局と船舶局との間の通信
- 十 海上保安庁（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三十八条第一項又は第二項の規定による通報を行う場合にあつては同片に相当する外国の行政機関を含む。）の海上移動業務又は航空移動業務の無線局とその他の海上移動業務又は航空移動業務の無線局との間（海岸局と航空局との間を除く。）で行う海上保安業務に関し急を要する通信
- 十一 海上保安庁の海上移動業務又は航空移動業務の無線局とその他の海上移動業務又は航空移動業務の無線局との間で行う海洋汚染等及び海上災害の防止又は海上における警備の訓練のための通信
- 十二 気象の照会又は時刻の照合のために行う海岸局と船舶局との間若しくは船舶局相互間又は航空局と航空機局との間若しくは航空機局相互間の通信
- 十三 方位を測定するために行う海岸局と船舶局との間若しくは船舶局相互間又は航空局と航空機局との間若しくは航空機局相互間の通信
- 十四 航空移動業務及び海上移動業務の無線局相互間において遭難船舶、遭難航空機若しくは遭難者の救助若しくは捜索又は航行中の船舶若しくは航空機を強取する事件が発生し、若しくは発生するおそれがあるときに当該船舶若しくは航空機の旅客等の救助のために行う通信及び当該訓練のための通信
- 十五 航空機局又は航空機に搭載して使用する携帯局と海上移動業務の無線局との間で行う砕氷、海岸の汚染の防止その他の海上における作業のための通信
- 十六 航空機局において、当該航空機局の免許人のための電報を一般航空局（電気通信業務を取り扱う航空局をいう。）又は電気通信業務を取り扱う航空機局に対して依頼するた

- め、又はこれらの無線局から受領するために行う通信
- 十七 航空局において、航空機局にある通信その他航空機の航行の安全に関する通信であつて、急を要するものを送信するために行う他の航空局との間の通信（他の電気通信系統によつては、当該通信の目的を達することが困難である場合に限る。）
- 十八 航空無線電話通信網を形成する航空局相互間で行う次に掲げる通信
 - (1) 航空機局から発する通報であつて、当該通信網内の他の航空局にあるものの中継
 - (2) 当該通信網内における通信の有効な疎通を図るため必要な通信
- 十九 航空機局が海上移動業務の無線局との間で行う次に掲げる通信
 - (1) 電気通信業務の通信
 - (2) 航空機の航行の安全に関する通信
- 二十 電気通信業務を行うことを目的とする航空局が開設されていない飛行場に開設されている航空運送事業の用に供する航空局と外国の航空機局との間の正常運航に関する通信
- 二十一 国又は地方公共団体の飛行場管制塔の航空局と当該飛行場を移動する陸上移動局又は携帯局との間で行う飛行場の交通の整理その他飛行場内の取締りに関する通信
- 二十二 一の免許人に属する航空機局と当該免許人に属する海上移動業務、陸上移動業務又は携帯移動業務の無線局との間で行う当該免許人のための急を要する通信
- 二十三 一の免許人に属する携帯局と当該免許人に属する海上移動業務、航空移動業務又は陸上移動業務の無線局との間で行う当該免許人のための急を要する通信
- 二十四 電波の規格に関する通信
- 二十五 法第七十四条第一項に規定する通信の訓練のために行う通信
- 二十六 水防法第二十七条第二項の規定による通信
- 二十七 消防組織法第四十一条の規定に基づき行う通信
- 二十八 災害救助法（昭和二十二年法律第八十八号）第十一条の規定による通信
- 二十九 気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）第十五条の規定に基づき行う通信

- 三十 災害対策基本法第五十七条又は第七十九条（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二十条又は第二十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通信
 - 三十一 携帯局と陸上移動業務の無線局との間で行う通信であつて、地方公共団体が行う次に掲げる通信及び当該通信の訓練のために行う通信
 - (1) 消防組織法第一条の任務を遂行するために行う通信
 - (2) 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項の業務を遂行するために行う通信
 - (3) 災害対策基本法第二条第十号に掲げる計画の定めるところに従い防災上必要な業務を遂行するために行う通信（第二十六号から前号まで並びに（一）及び（二）に掲げる通信を除く。）
 - 三十二 治安維持の業務をつかさどる行政機関の無線局相互間で行う治安維持に関し急を要する通信であつて、総務大臣が別に告示するもの
 - 三十三 人命の救助又は人の生命、身体若しくは財産に重大な危害を及ぼす犯罪の捜査若しくはこれらの犯罪の現行犯人若しくは被疑者の逮捕に関し急を要する通信（他の電気通信系統によつては、当該通信の目的を達することが困難である場合に限る。）
 - 三十四 法第三十三条の六の規定による許可に基づき第一号包括免許人が運用する同条第一項第二号の無線局と当該第一号包括免許人の包括免許に係る特定無線局の通信の相手方である無線局との間で行う通信
- 第七節 業務書類等**
(備付けを要する業務書類)
- 第三十八条** 法第六十条の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類は、次の表の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。
- | 無線局 | 業務書類 |
|--|------|
| 一 船舶局（一） 免許状及び船舶地（二） 無線局の免許の申請書の添付書類の写し（再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許の申請に | |

係るもの並びに免許規則第十六条の三の規定により提出を省略した添付書類と同一の記載内容を有する添付書類の写し及び同規則第十七条の規定により提出を省略した工事設計書と同一の記載内容を有する工事設計書の写し（一） （二） 免許規則第十二条（同規則第二十五条第一項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。）の変更の申請書の添付書類及び届出書の添付書類の写し（再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許後における変更に係るもの）（一） （四） 第四十三条第一項の届出書に添付した書類の写し（二）（船舶局の場合に限る。） （五） 無線従事者選解任届の写し（二） （六） 船舶局の局名録及び海上移動業務識別の割当表（三）（義務船舶局の場合に限る。） （七） 海岸局及び特別業務の局の局名録（三）（国際航海に従事する船舶の義務船舶局等の場合に限る。） （八） 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧（三）（国際通信を行う船舶局及び船舶地球局の場合に限る。） （九） 第四十三条第二項の届出書に添付した書類の写し（二）（船舶地球局の場合に限る。） （十） 法第三十五条各号の措置に応じて総務大臣が別に告示する書類（二）（同条の措置をとらなければならない義務船舶局等の場合に限る。）	三 航空機（一） 免許状 局及び航空（二）の項の（二）及び（三）に機地球局掲げる書類（一） （航空機）の（三）の項の（四）に掲げる書類（航空機）（二）（航空機地球局にあつては、電安全運航又（二）（航空機地球局にあつては、電は正常運航気通信業務を行うことを目的とするに關する通もの以外のものの場合に限る。） （四） 通信憲章、通信条約及び無線信を行うも（四） 通信規則並びに国際民間航空機関により採択された通信手続（二）（国際通信を行う航空機局及び航空機地球局の場合に限る。） （五） 一の項の（九）に掲げる書類（二）（電気通信業務を行うことを目的とする航空機地球局の場合に限る。）	四 航空局（一） 免許状 及び航空地（二）の項の（二）及び（三）に球局（航空掲げる書類（一） 機（航空運（三）の項の（四）に掲げる書類航又は正常（二）（国際通信を行う航空局及び航運航に關する空地地球局の場合に限る。）	五 アマチ（一） 免許状 ユア局（二） 無線局の免許の申請書の添付書類の写し（再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許の申請に係るもの）（一）（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局（以下この項において「人工衛星等のアマチュア局」という。の場合に限る。） （三） 一の項の（三）に掲げる書類（一）（人工衛星等のアマチュア局の場合に限る。）	六 陸上移動局、携帯局、航空機地球局（三）の項に掲げる書類（一）	二 海岸局及び海岸地球局（一） 免許状 掲げる書類（二）の項の（二）及び（三）に掲げる書類（一） （三） 一の項の（六）に掲げる書類（三）（二六・一七五MHzを超える周波数の電波を使用する海岸局にあつては、電気通信業務用又は港務用の海岸局の場合に限る。）
る航空機地球局を除く。携帯移動地球局、簡易無線局及び構内無線局 七 基幹放送局（一） 免許状 （二） 無線局の免許の申請書の添付書類の写し（再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許の申請に係るもの並びに免許規則第十六条の二の規定により無線局事項書の記載を省略した部分を有する無線局事項書（その記載を省略した部分のみのものとす。）及び同規則第十七条の規定により提出を省略した工事設計書と同一の記載内容を有する工事設計書の写し（一） （三） 一の項の（三）に掲げる書類（一）	八 遭難自（一） 免許状 動通報局、（二）の項の（二）及び（三）に船上通信掲げる書類（一） 局、無線航（三）の項の（九）に掲げる書類行移動局及（二）（遭難自動通報局（携帯用位置及び無線標定指示無線標識のみを設置するものを除く。）及び無線航行移動局の場合に限る。）	九 その他（一） 免許状 の無線局（二）の項の（二）及び（三）に掲げる書類（一）	一（一）を付した書類は、免許規則第八条第二項（同規則第十二条第四項、第十五条の四第二項、第十五条の五第二項、第十五条の六第二項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣又は総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したもの（同規則第八条第二項ただし書の規定により申請者に返したものとみなされた提出書類の写しに係る電磁的記録を含む。）とする。 二（二）を付した書類及び（三）を付した書類（第六項に規定する総務大臣の認定するものを含む。）については、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録されたものとする。この場合においては、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができない電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。ただし、第七項に規定する方法による場合は、この限りでない。	三（三）を付した書類は、無線通信規則付録第十六号に掲げる書類とする。 二 船舶局、無線航行移動局又は船舶地球局にあつては、前項の免許状は、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。 三 遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）、船上通信局、陸上移動局、携帯局、無線標定移動局、携帯移動地球局、陸上を移動する地球局であつて停止中のみ運用を行うもの又は移動する実験試験局（宇宙物体に開設するものを除く。）、アマチュア局（人工衛星に開設するものを除く。）、簡易無線局若しくは気象援助局にあつては、第一項の規定にかかわらず、その無線設備の常置場所（VSA T地球局にあつては、当該VSA T地球局の送信の制御を行う他の一の地球局（以下「VSA T制御地球局」という。）の無線設備の設置場所とする。）に同項の免許状を備え付けなければならない。	六 第一項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうち、船舶局の局名録
より記録されたものとする。この場合においては、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができない電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。ただし、第七項に規定する方法による場合は、この限りでない。	三（三）を付した書類は、無線通信規則付録第十六号に掲げる書類とする。 二 船舶局、無線航行移動局又は船舶地球局にあつては、前項の免許状は、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。 三 遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）、船上通信局、陸上移動局、携帯局、無線標定移動局、携帯移動地球局、陸上を移動する地球局であつて停止中のみ運用を行うもの又は移動する実験試験局（宇宙物体に開設するものを除く。）、アマチュア局（人工衛星に開設するものを除く。）、簡易無線局若しくは気象援助局にあつては、第一項の規定にかかわらず、その無線設備の常置場所（VSA T地球局にあつては、当該VSA T地球局の送信の制御を行う他の一の地球局（以下「VSA T制御地球局」という。）の無線設備の設置場所とする。）に同項の免許状を備え付けなければならない。	四 第一項の規定による無線局（船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局を除く。）の免許状の備付けは、当該免許状をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録をその写しとし、当該写しを無線局（前項に規定する場合にあつては、その無線設備の常置場所）に備え付けた電子計算機その他の機器に必要に応じ直ちに表示させることをもつてこれに代えることができる。	五 第一項の規定により同項の表の一の項若しくは三の項に掲げる無線局に備え付けておかなければならない申請書の添付書類及び届出書の添付書類の写しについては、当該無線局の現状を示す書類であつて総合通信局長の証明を受けたものをもつて、当該写しに代えることができる。免許規則第四条及び第八条の規定は、この場合における書類の様式及び証明の申請手続について準用する。	六 第一項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうち、船舶局の局名録	六 第一項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうち、船舶局の局名録

及び海上移動業務識別の割当表並びに海岸局及び特別業務の局の局名録で次に掲げる無線局に係るものについては、総務大臣が別に告示するところにより公表するもの又は認定するものをもって、無線通信規則付録第十六号に掲げる当該書類に代えることができる。

一 国際通信を行わない海岸局
二 総トン数一、六〇〇トン未満の漁船の船舶局
三 前号に掲げる船舶局以外の船舶局で国際通信を行わないもの

四 船舶地球局
電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）

第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う同法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）により、第一項及び第五項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうち次の各号に掲げるものに係る電磁的記録を提出した無線局については、当該書類に係る電磁的記録（総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該書類に係る電磁的記録をいう。以下この項及び第九項において同じ。）を必要に応じ直ちに表示することができする方法（当該書類に係る電磁的記録を直ちに表示することが困難又は不合理である無線局にあつては、当該書類に係る電磁的記録の内容を確認することができする方法として総務大臣が別に告示する方法。第九項において同じ。）をもつて、当該書類（第一号から第四号までに掲げるものにあつては、当該書類の写し）の備付けとすることができる。

一 無線局の免許の申請書の添付書類
二 免許規則第十二条（同規則第二十五条第一項において準用する場合を含む。）の変更の申請書の添付書類及び届出書の添付書類
三 第四十三条第一項又は第二項の届出書に添付した書類
四 無線従事者選解任届
五 無線局の現状を示す書類

前各項の規定にかかわらず、包括免許に係る特定無線局に備え付けておかなければならない書類は免許状（第十五条の二第二項第一号及び第三号に掲げる無線局にあつては、免許状及び法第三十七条の六第三項の規定による届出書の

写し）とし、当該包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所に備え付けなければならない。この場合において、第四項の規定は、当該免許状について準用する。

電子申請等により、前項の規定により包括免許に係る特定無線局に備え付けておかなければならない法第二十七条の六第三項の規定による届出書に係る電磁的記録を提出した無線局については、当該届出書に係る電磁的記録を必要に応じ直ちに表示することができる方法をもつて、当該届出書の写しの備付けとすることができる。

登録局に備え付けておかなければならない書類は、前各項の規定にかかわらず、登録状とする。この場合において、第四項の規定は、当該登録状について準用する。

無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証（法第三十九条又は法第五十条の規定により船舶局無線従事者証明を要することとされた者については、免許証及び船舶局無線従事者証明書）を携帯していなければならない。（時計、業務書類等の省略）

第三十八条の二 法第六十条ただし書の規定により、時計、無線業務日誌及び前条に規定する書類の全部又は一部について、その備付けを省略できる無線局は、総務大臣が別に告示する。

前項の規定にかかわらず、登録局にあつては、時計及び無線業務日誌の備付けを省略することができる。

第三十八条の三 法第六十条の規定により無線局に備え付けなければならない無線業務日誌又は第三十八条に規定する書類であつて、当該無線局に備え付けておくことが困難であるか又は不合理であるものについては、総務大臣が別に指定する場所（登録局にあつては、登録人の住所）に備え付けておくことができる。この場合において、同条第四項の規定は、この項の規定により総務大臣が別に指定する場所に備え付ける免許状又は登録状について準用する。

前項の場合において、総務大臣が無線局ごとに備え付ける必要がないと認めるものについては、同一の免許人等に属する一の無線局に備え付けたものを共用することができる。

前項の規定は、二以上の無線局が無線設備を共用している場合の当該無線局に備え付けなければならない時計、無線業務日誌又は第三十八条に規定する書類（次項において「時計等」という。）について準用する。

同一の船舶又は航空機を設置場所とする二以上の無線局において当該無線局に備え付けなければならない時計等であつて総務大臣が無線局ごとに備え付ける必要がないと認めるものについては、いずれかの無線局に備え付けたものを共用することができる。

前各項の無線局その他必要な事項は、総務大臣が別に告示する。

（機能試験の記録）
第三十八条の四 遭難自動通報設備を備える無線局の免許人は、運用規則第八条の二の規定により当該設備の機能試験をしたときは、実施の日及び試験の結果に関する記録を作成し、当該試験をした日から二年間、これを保存しなければならない。

（無線局検査結果通知書等）
第三十九条 総務大臣又は総合通信局長は、法第三十九条第一項、法第十八条第一項又は法第七十三条第一項本文、同項ただし書、第五項若しくは第六項の規定による検査を行い又はその職員に行わせたとき（法第十条第二項、法第十八条第二項又は法第七十三条第四項の規定により検査の一部を省略したときを含む。）は、当該検査の結果に関する事項を別表第四号に定める様式の無線局検査結果通知書により免許人等又は予備免許を受けた者に通知するものとする。

法第七十三条第三項の規定により検査を省略したときは、その旨を別表第四号の二に定める様式の無線局検査省略通知書により免許人に通知するものとする。

免許人等は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、速やかにその措置の内容を総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。（無線業務日誌）

第四十条 法第六十条に規定する無線業務日誌には、毎日次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長において特に必要がないと認めた場合は、記載の一部を省略することができる。

一 海上移動業務、航空移動業務若しくは無線標識業務を行う無線局（船舶局又は航空機局と交信しない無線局及び船上通信局を除く。）又は海上移動衛星業務若しくは航空移動衛星業務を行う無線局（航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行わないものを除く。）

無線従事者（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。次条

において同じ。）の氏名、資格及び服務方法（変更のあったときに限る。）

通信のたびごとに次の事項（船舶局、航空機局、船舶地球局及び航空機地球局にあつては、遭難通信、緊急通信、安全通信その他無線局の運用上重要な通信に関するものに限る。）

通信の開始及び終了の時刻

（一）相手局の識別信号（国籍、無線局の名称又は機器の装置場所等を併せて記載することができる。）

（二）自局及び相手局の使用電波の型式及び周波数

（三）使用した空中線電力（正確な電力の測定が困難なときは、推定の電力を記載すること。）

（四）通信事項の区別及び通信事項別通信時間（通数のあるものについては、その通数を併せて記載すること。）

（五）相手局から通知をうけた事項の概要

（六）遭難通信、緊急通信、安全通信及び法第七十四条第一項に規定する通信の概要（遭難通信については、その全文）並びにこれに対する措置の内容

（七）空電、混信、受信、感度の減退等の通信状態

（八）発射電波の周波数の偏差を測定したときは、その結果及び許容偏差を超える偏差があるときは、その措置の内容

（九）機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容

（十）電波の規正について指示を受けたときは、その事実及び措置の内容

（十一）法第八十条第二号の場合は、その事実その他参考となる事項

（十二）基幹放送局

（十三）前号の（一）及び（三）から（五）までに掲げる事項

（十四）使用電波の周波数別の放送の開始及び終了の時刻（短波放送を行う基幹放送局の場合に限る。）

（一）相手局の識別信号（国籍、無線局の名称又は機器の装置場所等を併せて記載することができる。）

（二）自局及び相手局の使用電波の型式及び周波数

（三）使用した空中線電力（正確な電力の測定が困難なときは、推定の電力を記載すること。）

（四）通信事項の区別及び通信事項別通信時間（通数のあるものについては、その通数を併せて記載すること。）

（五）相手局から通知をうけた事項の概要

（六）遭難通信、緊急通信、安全通信及び法第七十四条第一項に規定する通信の概要（遭難通信については、その全文）並びにこれに対する措置の内容

（七）空電、混信、受信、感度の減退等の通信状態

（八）発射電波の周波数の偏差を測定したときは、その結果及び許容偏差を超える偏差があるときは、その措置の内容

（九）機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容

（十）電波の規正について指示を受けたときは、その事実及び措置の内容

（十一）法第八十条第二号の場合は、その事実その他参考となる事項

（十二）基幹放送局

（十三）前号の（一）及び（三）から（五）までに掲げる事項

（十四）使用電波の周波数別の放送の開始及び終了の時刻（短波放送を行う基幹放送局の場合に限る。）

（十五）無線局の運用上重要な通信に関するものに限る。）

一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	(3) 運用規則第三百三十八条の二の規定により緊急警報信号を使用して放送したときは、そのたびごとにその事実(受信障害対策中継放送又は同一人に属する他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う基幹放送局の場合を除き、緊急警報信号発生装置をその業務に用いる者に限る。)
		(4) 予備送信機又は予備空中線を使用した場合は、その時間
一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	(5) 運用許容時間において任意に放送を休止した時間
		(6) 放送が中断された時間
一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	(7) 遭難通信、緊急通信、安全通信及び法第七十四条第一項に規定する通信を行つたときは、そのたびごとにその通信の概要及びこれに対する措置の内容
		(8) その他参考となる事項
一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	三 非常局
		(1) 第一号(1)に掲げる事項
一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	(2) 法第七十四条第一項に規定する通信の実施状況の詳細及びこれに対する措置の内容
		(3) 空電、混信、受信感度の減退等の通信状態
一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	(4) 第一号(3)から(6)までに掲げる事項
		(5) その他参考となる事項

一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	二 船舶局
		(1) 第一号の(1)に掲げる事項
一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	(2) 船舶の位置、方向、気象状況その他船舶の安全に関する事項の通信の概要
		(3) 自局の船舶の航程(発着又は寄港その他の立ち寄り先の時刻及び地名等を記載すること。)
一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	(4) 自局の船舶の航行中正午及び午後八時におけるその船舶の位置
		(5) 運用規則第六条及び第七条に規定する機能試験の結果の詳細
一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	(6) 法第八十条第三号の場合は、その事項及び措置の内容
		(7) 送受信装置の電源用蓄電池の維持及び試験の結果の詳細(電源用蓄電池を充電したときは、その時間、充電電流及び充電前後の電圧の記載を含むものとする。)
一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	(8) レーダーの維持の概要及びその機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細
		二の二 船舶地球局
一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	(1) 第一号の(1)並びに前号の(3)、(6)及び(7)に掲げる事項
		(2) 運用規則第六条に規定する機能試験の結果の詳細
一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	三 航空局
		(1) 法第七十条の四の規定による聴守周波数
一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	(2) 第一号の(1)に掲げる事項
		三の二 航空地球局(航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行わないものを除く。)
一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	第一号の(1)に掲げる事項
		四 航空機局
一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	(1) 第三号の(1)に掲げる事項
		(2) 第二号の(6)に掲げる事項
一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	(3) 第二号の(8)に掲げる事項
		四の二 航空機地球局(航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行わないものを除く。)
一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	第二号の(6)に掲げる事項
		前二項に規定する時刻は、次に掲げる区別によるものとする。
一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	一 船舶局、航空機局、船舶地球局、航空機地球局又は国際通信を行う航空局においては、

一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	協定世界時(国際航海に従事しない船舶の船舶局若しくは船舶地球局又は国際航空に従事しない航空機の航空機局若しくは航空機地球局であつて、協定世界時によることが不便であるものにおいては、中央標準時によるものとし、その旨表示すること。)
		二 前号以外の無線局においては、中央標準時使用を終つた無線業務日誌は、使用を終つた日から二年間保存しなければならない。
一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	航空機局等に係る無線局の基準適合性の確認(間隔)
		第四十条の二 法第七十条の五の二第二項第一号の総務省令で定める時期は、次の各号に掲げる無線局の種別に従ひ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	一 航空機局
		ア 無線従事者の資格及び員数 一年
一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	イ 法第六十条に規定する時計及び備付書類 一年
		ウ 無線設備
一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	(ア) 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容と実装との照合 一年
		(イ) 電気的特性の点検 五年
一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	(ウ) 総合試験
		A A T Cトランスポンダ 二年
一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	B 航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機(個体識別コードの確認に限る。) 一年
		C その他 五年
一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	二 航空機地球局 二年
		(軽微な変更)
一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	第四十条の三 法第七十条の五の二第三項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、別表第四号の三のとおりとする。
		(無線設備等の点検その他の保守の実施状況の報告)
一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	第四十条の四 法第七十条の五の二第六項の規定による報告は、前年四月一日(法第七十条の五の二第一項の認定を受けた年度にあつては、当該認定を受けた日)から当年三月三十一日までの点検その他の保守の実施状況について、毎年六月末日までに、別表第四号の四の様式による報告書一通及びその写し二通を総務大臣に提出して行うものとする。
		第四十一条 削除
一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	(非常時運用人に対する説明)
		第四十一条の二 法第七十条の七第一項の規定により無線局を自己以外の者に運用させる免許人

一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	等は、あらかじめ、非常時運用人に対し、当該無線局の免許状又は法第二十七条の二十五第一項の登録状に記載された事項、他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約の内容(当該契約を締結している場合に限る。)、当該無線局の適正な運用の方法並びに非常時運用人が遵守すべき方法及び法に基づく命令並びにこれらに基づく処分の内容を説明しなければならない。
		(非常時運用人に対する監督)
一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	第四十一条の二の二 法第七十条の七第二項に規定する免許人等は、次に掲げる場合には、遅滞なく、非常時運用人に対し、報告させなければならない。
		一 非常時運用人が非常通信を行つたとき。
一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	二 非常時運用人が法又は法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
		三 非常時運用人が法又は法に基づく命令に基づく処分を受けたとき。
一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	二 前項の規定によるほか、法第七十条の七第二項に規定する免許人等は、非常時運用人に運用させた無線局の適正な運用を確保するために必要があるときは、非常時運用人に対し当該無線局の運用の状況を報告させ、非常時運用人による当該無線局の運用を停止し、その他必要な措置を講じなければならない。
		(免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局)
一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	第四十一条の二の三 法第七十条の八第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。
		一 フェムトセル基地局
一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	二 特定陸上移動中継局
		(免許人以外の者に特定の無線局の簡易な操作による運用を行わせる場合における準用等)
一の二 海岸地球局	前号の(1)に掲げる事項	第四十一条の二の四 第四十一条の二の規定は、法第七十条の八第一項の規定により自己以外の者に無線局の運用を行わせる免許人について準用する。この場合において、第四十一条の二の二「非常時運用人」とあるのは、「当該自己以外の者」と、「免許状又は法第二十七条の二十五第一項の登録状」とあるのは「免許状」と読み替えるものとする。
		二 第四十一条の二の二の規定は、法第七十条の八第一項の規定により自己以外の者に無線局の運用を行させた免許人について準用する。この場合において、第四十一条の二の二「非常時

運用人」とあるのは、「当該自己以外の者」と読み替えるものとする。

3 法第七十条の八第一項の規定により自己以外の者に無線局の運用を行わせた免許人は、他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、当該自己以外の者において当該措置が講じられるよう適切な措置を講じなければならない。

(登録局を自己以外の者に運用させる場合における準用)

第四十一条の二の五 第四十一条の規定は、法第七十条の九第一項の規定により登録局を自己以外の者に運用させる登録人について準用する。この場合において、第四十一条の二中「非常時運用人」とあるのは「当該自己以外の者」と、「無線局の免許状又は」とあるのは「登録局の」と、「無線局の適正」とあるのは「登録局の適正」と読み替えるものとする。

2 第四十一条の二の二及び前条第三項の規定は、法第七十条の九第一項の規定により登録局を自己以外の者に運用させた登録人について準用する。この場合において、第四十一条の二の二第一項中「非常時運用人」とあるのは「当該自己以外の者」と、同条第二項中「非常時運用人」とあるのは「当該自己以外の者」と、「無線局の」とあるのは「登録局の」と読み替えるものとする。

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一 固定局であつて、次に掲げるもの

(1) 単一通信路のもの

(2) 多重通信路のもののうち、設備規則第四十九條の二の二の二、第五十七條の二の二、第五十七條の三の二又は第五十八條の二の十二においてその無線設備の条件が定められているもの

二 地上基幹放送局であつて、次に掲げるもの

(1) 受信障害対策中継放送(超短波放送(デジタル放送を除く。))に係るものに限る。

を行うものであつて、空中線電力が〇・二五ワット以下のもの

(2) 四七〇MHzを超え七一〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送

を行うものであつて、空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの

三 地上基幹放送試験局

三の二 地上一般放送局(エリア放送を行うものに限る。)

四 基地局(空中線電力が一ワット以下のものに限る。)

五 携帯基地局(空中線電力が一ワット以下のものに限る。)

六 無線呼出局(電気通信業務を行うことを目的として開設するものであつて空中線電力が一ワットを超えるものを除く。)

七 陸上移動中継局(空中線電力が一ワット以下のものに限る。)

八 船舶局であつて、次に掲げるいずれかの無線設備のみを設置するもの

(1) F・B電波又はF・E電波一五六MHzから一五七・四五MHzまでの周波数を使用する空中線電力五ワット以下の携帯して使用するための無線設備

(2) 簡易型船舶自動識別装置(一)に掲げる無線設備と併せて設置する場合を含む。)

(3) (一)又は(二)に掲げる無線設備及び第十三号のレーダー

(4) (一)又は(二)に掲げる無線設備及び船上通信設備

九 遭難自動通報局であつて、携帯用位置指示無線標識のみを設置するもの

十 船上通信局

十一 陸上移動局

十二 携帯局

十三 無線航行移動局(総務大臣が別に告示するレーダーのみのものに限る。)

十四 無線標定陸上局(四二六・〇MHz、一〇・五二五GHz、一三・四二二五GHz、二四・二GHz又は三五・九八GHzの周波数の電波を使用するものに限る。)

十五 無線標定移動局

十六 地球局(VSAT地球局に限る。)

十七 船舶地球局(簡易型船舶自動識別装置のみを設置するものに限る。)

十八 航空機地球局(航空機の安全運航又は正

常運航に関する通信を行わないものに限る。)

十九 携帯移動地球局

二十 実験試験局

二十一 実用化試験局(基幹放送を行うものであつて人工衛星に開設するものを除く。)

二十二 アマチュア局

二十三 簡易無線局

二十四 構内無線局(空中線電力が一ワットを超えるものを除く。)

二十五 気象援助局

二十六 特別業務の局(道路交通情報通信を行う無線局及びアマチュア局に対する広報を送信する無線局に限る。)

(定期検査の実施時期)

第四十一条の三 無線局の免許(再免許を除く。)

の日(包括免許に係る特定無線局(第十五條の二第二項第一号及び第三号に掲げるものに限る。))にあつては、当該特定無線局を開設した日)以後最初に行う定期検査の時期は、総務大臣又は総合通信局長が指定した時期とする。

第四十一条の四 法第七十三条第一項の総務省令で定める時期は、別表第五号において無線局ごとに定める期間を経過した日の前後三月を超えない時期とする。ただし、免許人の申出により、その時期以外の時期に定期検査を行うことが適当であると認めて、総務大臣又は総合通信局長が定期検査を行う時期を別に定めるときは、この限りでない。

(検査を省略する場合)

第四十一条の五 法第七十三条第三項の規定により、免許人から提出された別表第五号の二の様式による無線設備等の検査結果を記載した書類(以下「検査実施報告書」という。))及び検査実施報告書に添付された同項に規定する証明書(以下「検査結果証明書」という。))が適正なものであつて、かつ、検査(点検である部分に限る。))を行った日から起算して三箇月以内に提出された場合は、法第七十三条第一項の検査を省略する。

(検査の一部を省略する場合)

第四十一条の六 法第十條第二項、第十八條第二項又は第七十三条第四項の規定により、免許人又は予備免許を受けた者から提出された別表第五号の三の様式による無線設備等の点検結果を記載した書類(以下「無線設備等の点検実施報告書」という。))が適正なものであつて、かつ、点検を実施した日から起算して三箇月以内に提出された場合は、法第十條第一項、第十八條第一項又は第七十三条第一項の検査の一部を省略する。

(人工衛星局の無線設備の設置場所の変更命令を受けた免許人の報告)

第四十二条 法第七十一条第一項の規定により人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令を受けた免許人は、同条第六項の規定により報告するときは、措置を講じた無線局の免許番号及び講じた措置の具体的内容を記載した文書を添付しなければならない。

(無線局の免許の取消猶予の勘案事項)

第四十二条の二 法第七十五条第二項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第五條第一項第四号又は第四項第二号若しくは第三号に該当することとならないようにするために必要な期間

二 法第五條第一項第四号又は第四項第二号若しくは第三号に該当することとなつた免許人において、過去に法第七十五条第二項の規定により当該免許人の免許を取り消さないこととされたことがあるか否かの別

第四十二条の三 法第七十六条の二の二の総務省令で定める場合は、五・二GHz帯高出力デ

ータ通信システムの基地局及び陸上移動中継局が増加することにより人工衛星局の運用に影響を与えるおそれがあると認められ、かつ、総務大臣が別に告示する条件に適合する場合とする。

(電波の発射の防止)

第四十二条の四 法第七十八條(法第四條の二第五項において準用する場合を含む。))の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、次の表の上欄に掲げる無線局の無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、当該無線設備のうち、設置場所(移動する無線局にあつては、移動範囲又は常置場所)、利用方法その他の事情により当該措置を行うことが困難なものであつて総務大臣が別に告示するものについては、同表の下段に掲げる措置に代え、別に告示する措置によることができる。

無線設備

必要な措置

一 携帯用位置指示無線電波を取り外すこと。

二 無線設備の位置指示無線電波を取り外すこと。

三 無線設備の位置指示無線電波を取り外すこと。

四 無線設備の位置指示無線電波を取り外すこと。

五 無線設備の位置指示無線電波を取り外すこと。

六 無線設備の位置指示無線電波を取り外すこと。

七 無線設備の位置指示無線電波を取り外すこと。

八 無線設備の位置指示無線電波を取り外すこと。

九 無線設備の位置指示無線電波を取り外すこと。

十 無線設備の位置指示無線電波を取り外すこと。

無線設備、航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機	
二 固定局、基幹放送局、空中線を撤去すること及び地上一般放送局の無(空中線を撤去すること線設備	が困難な場合にあつては、送信機、給電線又は電源設備を撤去すること。)
三 人工衛星局その他の当該無線設備に対する宇宙局(宇宙物体に開設遠隔指令の送信ができる実験試験局を含む。ないよう措置を講じる以下同じ。)	の無線設備
四 特定無線局(法第二十七條の二第一号に掲げ又は当該特定無線局の無線局に係るものに限る。)	の無線設備
五 法第四條の二第二項の届出に係る無線設備	無線設備を回収し、かつ、当該無線設備が法第四條の規定に違反して開設されることのないよう管理すること。
六 その他の無線設備	空中線を撤去すること。
(報告等)	
第四十二條の五 免許人等は、法第八十條各号の場合、できる限りすみやかに、文書によつて、総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。この場合において、遭難通信及び緊急通信にあつては、当該通報を発信したとき又は遭難通信を率領したときに限り、安全通信にあつては、総務大臣が別に告示する簡易な手続により、当該通報の発信に関し、報告するものとする。	
第四十二條の六 法第八十條の二の総務省令で定めるものは、日本放送協会とする。	
第四十二條の七 法第八十條の二の規定による報告は、別表第五号の四の様式により作成し、毎事業年度経過後三月以内に、当該様式による報告書一通及びその写し二通を当該報告を行う基幹放送局の免許人の放送対象地域を管轄する総合通信局長を経由して総務大臣に提出して行わなければならない。	
第四十二條の八 法第八十條の二の総務省令で定める期間は、免許人の事業年度とする。	

第四十二條の九 法第八十條の二第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 外国人等直接保有議決権割合(法第五條第一項第三号に規定する外国人等直接保有議決権割合をいう。以下同じ。)	又は外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合(同号に規定する外国人等間接保有議決権割合をいう。))とを合計した割合(別表第五号の四において「外国人等保有議決権割合」という。)
二 過去五年以内に法第七十五條第二項の規定により免許を取り消さないこととされた基幹放送局にあつては、法第五條第一項第四号又は第四項第二号若しくは第三号に再び該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況	(記載事項等の変更)
第四十三條 船舶局、航空機局、船舶地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)	又は航空機地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)
法第六條第三項、第四項、第五項又は第六項に規定する事項に変更があつたときは、速やかにその旨を文書によつて、総合通信局長に届け出なければならない。	
二 遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。)	無線航行移動局、船舶地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものに限り。)
又は航空機地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものに限り。)	又は航空機地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものに限り。)
の免許人は、その無線局の無線設備の設置場所である船舶又は航空機の所有者又は主たる停泊港若しくは定置場に変更があつたときは、速やかにその旨を文書によつて、総合通信局長に届け出なければならない。	
三 移動する無線局(前二項に規定する無線局を除く。)	の免許人又は特定無線局の包括免許人は、その住所(宇宙局及び包括免許に係る特定無線局であつて、その通信の相手方が人工衛星局であるものの場合に限る。)
又はその局の無線設備の常置場所若しくはその局の包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所の所在地を変更したときは、できる限り速やかに、その旨を文書によつて、総務大臣又は総合通信局長に届け出なければならない。	
四 社団(公益社団法人その他これに準ずるものであつて、総務大臣が認めるものを除く。)	であるアマチュア局の免許人は、その定款又は理事に關し変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長に届け出なければならない。
五 前各項の規定による届出書の様式は、別表第五号の五のとおりとする。	
六 第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、免許規則第四條又は第二十條の六第一項に定める無線局事項書を添付しなければならない。	
七 第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合において、その届出が所有者の変更に係るものであるときは、変更後の所有者と免許人との關係を証する書面を添付しなければならない。	
八 第四項の規定による届出をしようとするときは、免許規則第五條第二項第一号又は第三号に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。	
(事業計画の変更等)	
第四十三條の二 基幹放送局の免許人は、法第九條第五項又は法第十七條第二項の規定により法第六條第二項第四号に規定する事業計画の変更を届け出るときは、別表第五号の六の様式によつて行うものとする。	
二 基幹放送局の免許人(日本放送協会、放送大学学園、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の免許を受けた者及び臨時目的放送を専ら行う放送事業者を除く。)	は、基幹放送の業務を行う事業又は放送法第十八條第一項に規定する放送設備供給役務の提供を行う事業の決算期ごとに、その事業収支の結果を総務大臣に報告しなければならない。
三 前項の規定により報告するとき、別表第五号の七の様式によつて行うものとする。	
四 第二項の報告は、前項の規定にかかわらず、計算書類の提出をもつてこれに替えることができる。	
(非常局の無線設備の機能試験の免除)	
第四十三條の三 運用規則第九條ただし書の規定により、非常局の無線設備の機能試験の免除を受けようとする免許人は、別表第五号の八の様式による申請書を総合通信局長に提出しなければならない。	
二 総合通信局長は、前項の申請があつた場合において、無線設備の機能試験を免除することが相当と認めるときは、申請者に対しその旨を通ずる。	
(船舶局無線従事者証明の効力を確認するための書類)	
第四十三條の四 法第八十一條の二第二項の総務省令で定める書類は、次のいずれかのものとする。	
一 船員法施行規則(昭和二十二年運輸省令第二十三号)第三十九條の規定により地方運輸局長の証明した船員手帳記載事項証明書	
二 海岸局又は船舶局の免許人の証明した経歴証明書	
三 法第四十八條の三第一号の訓練の課程を修了したことを証する書類	
四 前各号のほか、これらに準ずる書類であつて総務大臣が別に告示するもの	
二 前項の書類の提出期限は、その提出を求めた日から起算して三月を経過した日とする。	
(電磁的方法により記録することができる書類)	
第四十三條の五 免許人は、次の各号に掲げる書類については、電磁的方法により記録することができる。この場合においては、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに作成、表示及び書面への印刷ができなければならない。	
一 第三十八條の四の規定に基づき作成する遭難自動通報設備の機能試験の実施の日及び試験結果の記録	
二 第四十條第一項から第三項までの規定に基づき記載する無線業務日誌	
三 前項第二号の無線業務日誌に記載する事項のうち、第四十條第一項第一号(二)(四)を除く。及び(五)、同条第二項第一号(二)並びに同項第二号(二)に掲げる事項については、音声により記録することができる。この場合においては、前項後段の規定にかかわらず、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて再生できなければならない。	
(監視制御機能及び保守運用体制に係る対策に関する確認等)	
第四十三條の六 運用規則第三百七十七條の二第一項に規定する基地局の免許人は、同項各号に規定する監視制御機能及び保守運用体制に係る対	

策を講じていることについて、当該免許人に属する基地局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局長（以下この条において「所轄総合通信局長」という。）に確認を求めることができる。

2 前項の確認を受けようとする者は、別表第五号の九の様式による申請書を所轄総合通信局長に提出しなければならない。

3 所轄総合通信局長は、前項の申請があつた場合において、監視制御機能及び保守運用体制に係る対策が講じられていると確認したときは、申請者に対して確認書を交付する。

4 前項の確認書の交付を受けた者は、その確認に係る監視制御機能又は保守運用体制に係る対策を変更した場合には、前項の確認書を所轄総合通信局長に返納し、又は返納の上改めて第二項の申請書を所轄総合通信局長に提出しなければならない。

5 所轄総合通信局長は、第三項の確認書の交付を受けた者からその確認に係る監視制御機能及び保守運用体制が確認されたとおり維持されていること並びに当該保守運用の結果について報告を求めることができる。

6 所轄総合通信局長は、第三項の確認書の交付を受けた者がその確認に係る監視制御機能又は保守運用体制に係る対策を講じなくなつたと認めるときは、当該確認を取り消すことができる。

7 前項の規定により第一項の確認が取り消された者は、速やかに第三項の確認書を所轄総合通信局長に返納しなければならない。

8 前各項の規定は、運用規則第百三十七條の二第二項に規定する基地局について準用する。この場合において、第一項中「運用規則第百三十七條の二第一項」とあるのは「運用規則第百三十七條の二第二項」と、「同項各号に」とあるのは「同項において準用する同条第一項各号に」と読み替えるものとする。

第三章 高周波利用設備

第一節 通則

（通信設備）

第四十四條 法第百條第一項第一号の規定による許可を要しない通信設備は、次に掲げるものとする。

- 一 電力線搬送通信設備（電力線に一〇kHz以上の高周波電流を重畳して通信を行う設備をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げるもの

- (1) 定格電圧六〇ボルト以下及び定格周波数五〇ヘルツ若しくは六〇ヘルツの単相交流若しくは三相交流を通ずる電力線を使用するもの又は直流を通ずる電力線を使用するもの（鋼船（鋼製の船舶をいう。以下同じ。）内で使用するものに限る。）であつて、その型式について総務大臣の指定を受けたもの
- (2) 受信のみを目的とするもの

二 誘導式通信設備（線路に一〇kHz以上の高周波電流を流すことにより発生する誘導電波を使用して通信を行う設備をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げるもの

- (1) 線路から $\lambda/2$ （ λ は搬送波の波長をメートルで表したものとし、 λ は円周率とする。）の距離における電界強度が毎メートル一五マイクロボルト以下のもの
- (2) 誘導式読み書き通信設備（一・三・五・六MHzの周波数の誘導電波を使用して記録媒体の情報を読み書きする設備をいう。以下同じ。）であつて、その設備から三メートルの距離における電界強度が毎メートル五〇マイクロボルト以下のもの

(3) 誘導式読み書き通信設備であつて、その型式について総務大臣の指定を受けたもの

前項第一号の（一）の総務大臣の指定は、次に掲げる区分ごとに行う。

- 一 一〇kHzから四五〇kHzまでの周波数の搬送波を使用する次に掲げる電力線搬送通信設備（定格電圧一〇ボルト又は二〇ボルト及び定格周波数五〇ヘルツ又は六〇ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用するものに限る。）

(1) 搬送式インターホン（音声信号を送信し、及び受信するものをいう。以下同じ。）

(2) 一般搬送式デジタル伝送装置（デジタル信号を送信し、及び受信するものであつて、四〇デシベル以上の減衰量を有するブロッキングフィルタにより他の通信に混信を与えないような措置が講じられた電力線又は他への分岐がない電力線を使用するものをいう。以下同じ。）

(3) 特別搬送式デジタル伝送装置（デジタル信号を送信し、及び受信するものであつ

て、使用する電力線に制限がないものをいう。以下同じ。）

二 事業用電気工作物（電気事業法第三十八條第二項に規定する事業用電気工作物をいう。）として維持され、及び運用される電線路と直接に電氣的に接続され引込口において設置される分電盤から負荷側又は鋼船内に設置された配電盤から負荷側において、二MHzから三〇MHzまでの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する電力線搬送通信設備（以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。）であつて、次に掲げるもの

- (1) 屋内広帯域電力線搬送通信設備（屋内（鋼船内を含む。）及び総務大臣が別に告示する場合においてのみ使用する広帯域電力線搬送通信設備をいう。以下同じ。）
- (2) コンセント（家屋の屋外に面する部分に設置されたコンセントであつて、屋内電気配線と直接に電氣的に接続されたものに限る。）に直接接続される屋外の電力線又はこの電力線の状態と同様の電力線（屋内電気配線と直接に電氣的に接続されたものに限る。）を使用し、かつ、屋内の電力線を使用する広帯域電力線搬送通信設備（通信設備以外の許可を要する設備）

第四十五條 法第百條第一項第二号の規定による許可を要する高周波電流を利用する設備を次のとおり定める。

- 一 医療用設備（高周波のエネルギーを発生させて、そのエネルギーを医療のために用いるものであつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するものをいう。以下同じ。）
- 二 工業用加熱設備（高周波のエネルギーを発生させて、そのエネルギーを木材及び合板の乾燥、繭の乾燥、金属の熔融、金属の加熱、真空管の排気等工業生産のために用いるものであつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するものをいう。以下同じ。）

三 各種設備（高周波のエネルギーを直接負荷に与え又は加熱若しくは電離等の目的に用いる設備であつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するもの（前二号に該当するもの、総務大臣が型式について指定した超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械、無電極放電ランプ、一般用非接触電力伝送装

置及び電気自動車用非接触電力伝送装置（電気自動車（電気を動力源の全部又は一部として用いる自動車をいう。）に搭載された蓄電池に対して給電できる非接触型の設備であつて、鉄道のレールから五メートル以上離れた位置に設置するものをいう。以下同じ。）並びに第四十六條の七に規定する型式確認を行った電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器を除く。）をいう。以下同じ。）

（許可を要しない変更の工事）

第四十五條の二 法第百條第五項において準用する法第十七條第三項において準用する法第九條第一項ただし書の規定により許可を要しない高周波利用設備の変更の工事は、別表第六号のとおりとする。

（準用規定）

第四十五條の二の二 第三十二條の九の二の規定は、法第百條第五項において準用する法第三十八條の二第一項の規定による申出について準用する。

（備付けを要する書類）

第四十五條の三 法第百條第一項の規定による許可を受けた者は、次に掲げる書類を当該設備の設置場所（移動する設備の場合にあつてはその常置場所）に備え付けておかなければならない。

一 高周波利用設備の許可状

二 高周波利用設備の許可の申請書の添付書類並びに免許規則第二十九條第一項の変更の申請書の添付書類及び届出書の添付書類の写し（免許規則第二十六條第四項（免許規則第二十九條第二項において準用する場合を含む。）の規定により総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したものとす。）

2 前項の規定による高周波利用設備の許可状の備付けは、当該許可状をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録をその写しとし、当該写しを設備の設置場所に備え付けた電子計算機その他の機器に必要に応じ直ちに表示させることをもつてこれに代えることができる。

3 第一項の規定により備え付けておかなければならない申請書の添付書類及び届出書の添付書類の写しについては、高周波利用設備の現状を示す書類であつて、総合通信局長の証明を受けたものをもつて、当該写しに代えることができる。免許規則第二十六條第一項、第二項及び第

四項の規定は、この場合における書類の様式及び証明の申請手続について準用する。

4 第三十八条第七項（各号を除く。）の規定は、電子申請等により第一項第二号に規定する添付書類又は前項の書類（電磁的記録を提出した高周波利用設備に準用する。この場合において、同条第七項中「第一項及び第五項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうち次の各号に掲げるもの」とあるのは「第四十五条の三第一項第二号に規定する添付書類又は同条第三項の書類」と、「した無線局」とあるのは「した高周波利用設備」と、「である無線局」とあるのは「である高周波利用設備」と、「第一号から第四号まで」とあるのは「第四十五条の三第一項第二号」と読み替えるものとする。

第二節 総務大臣による型式の指定（指定の申請）

第四十六条 第四十四条第一項第一号の（１）及び第二号の（３）並びに第四十五条第三号の総務大臣の指定を受けようとする者（指定を受けようとする設備の製造業者又は輸入業者（以下「製造業者等」という。）に限る。）は、申請書に、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

- 一 搬送式インターホン
- (1) 型式名
- (2) 接続図
- (3) 外観（図面及び写真で示すものとする。）
- (4) 通信路数及び伝送の型式
- (5) 搬送波出力の定格値及び測定値
- (6) 次に掲げる事項の設計値及び測定値
- (一) 搬送波の周波数
- (二) 漏えい電界強度
- (三) 設備の出力端子におけるスプリアス放射の強度
- 二 一般搬送式デジタル伝送装置
- (1) 前号の（１）から（３）までに掲げる事項
- (2) 搬送波の変調方式
- (3) 搬送波出力又は一〇kHzの帯域幅における搬送波出力（以下「一〇kHz幅の搬送波出力」という。）の定格値及び測定値

- (4) 次に掲げる事項の設計値及び測定値
- (一) 前号の（６）の（二）及び（三）に掲げる事項
- (二) 搬送波の周波数（搬送波の変調の方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲（以下「拡散範囲」という。）とする。）
- 三 特別搬送式デジタル伝送装置
- (1) 第一号の（１）から（３）まで並びに前号の（２）及び（３）に掲げる事項
- (2) 高周波電流の送信に関する機能
- (3) 次に掲げる事項の設計値及び測定値
- (一) 第一号の（６）の（二）及び（三）並びに前号の（４）の（二）に掲げる事項
- (二) 最大送信時間
- 四 広帯域電力線搬送通信設備
- (1) 第一号の（１）から（３）までに掲げる事項
- (2) 次に掲げる事項の設計値及び測定値
- (一) 第二号の（４）の（二）に掲げる事項
- (二) 伝導妨害波の電流及び電圧
- (三) 放射妨害波の電界強度
- (3) 屋内広帯域電力線搬送通信設備にあつては、その旨
- 五 誘導式読み書き通信設備
- (1) 第一号の（１）から（３）までに掲げる事項
- (2) 電波の強度に対する安全施設の状態
- (3) 次に掲げる事項の設計値及び測定値
- (一) 第一号の（６）の（二）及び（三）に掲げる事項
- (二) 高調波及び低調波による高周波出力
- 六 超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルダー
- (1) 第一号の（１）及び（２）に掲げる事項
- (2) 外観及び構造（図面及び写真で示すものとする。）
- (3) 発振の方式
- (4) 振動子の種類及び型名

- (5) 高周波出力の定格値及び測定値
- (6) 次に掲げる事項の設計値及び測定値
- (一) 利用する周波数（以下「利用周波数」という。）及び周波数変動幅
- (二) 電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度
- 七 電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械
- (1) 第一号の（１）及び（２）並びに前号の（二）、（三）及び（五）に掲げる事項
- (2) 次に掲げる事項の設計値及び測定値
- (一) 利用周波数及び周波数変動幅
- (二) 利用周波数による発射及びスプリアス発射の漏えい電界強度
- 八 無電極放電ランプ
- (1) 第一号の（１）及び（２）並びに第六号の（二）、（三）及び（五）に掲げる事項
- (2) 次に掲げる事項の設計値及び測定値
- (一) 利用周波数及び周波数変動幅
- (二) 妨害波電圧並びに放射妨害波の磁界強度及び電界強度
- 九 一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置
- (1) 第一号の（１）及び（２）、第五号の（二）並びに第六号の（二）及び（五）に掲げる事項
- (2) 電力伝送の方式
- (3) 次に掲げる事項の設計値及び測定値
- (一) 利用周波数
- (二) 電源端子における妨害波電圧
- (三) 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度
- (四) 送信を許容する最大伝送距離
- (五) 送信を許容する最大水平位置移動可能距離
- 2 前項の申請書及び添付書類の様式その他申請に関し必要な事項は、総務大臣が告示で定める。

第四十六条の二 総務大臣は、前条の規定による申請があつた場合において、次の各号の区別に

- 従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。
- 一 搬送式インターホン
 - (1) 単一通信路であること。
 - (2) 伝送の型式が電話（連絡設定を確保するための信号を含む。）であること。
 - (3) 搬送波出力の定格値が五〇ミリワット以下であり、かつ、動作状態における搬送波出力の最大値が定格値の一〇〇パーセントを超えないこと。
 - (4) 搬送波の周波数が一〇kHzから四五〇kHzまでの範囲にあること。
 - (5) 設備の出力端子におけるスプリアス発射の強度が搬送波出力より四〇デシベル以上低いこと。
 - (6) 設備からの漏えい電界強度が当該設備から三〇メートルの距離において次に掲げる値以下であること。
 - (一) 一〇kHzから四五〇kHzまでの周波数において毎メートル三〇〇マイクロボルト
 - (二) 五二・五kHzから一、六〇六・五kHzまでの周波数において毎メートル三〇マイクロボルト
 - (三) (一)及び(二)に掲げる周波数以外の周波数において毎メートル一〇〇マイクロボルト
 - (7) その設備の操作に伴つて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。
 - 二 一般搬送式デジタル伝送装置
 - (1) 搬送波出力は、次のとおりであること。
 - (一) 搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、一〇kHz幅の搬送波出力の定格値が一〇ミリワット以下（拡散範囲が一〇kHzから二〇〇kHzまでのものは、三〇ミリワット以下）であり、かつ、動作状態における一〇kHz幅の搬送波出力の最大値が定格値の一〇〇パーセントを超えないこと。
 - (二) スペクトル拡散方式以外の変調方式のものは、搬送波出力の定格値が一〇〇ミ

	(一) 前号の(一)の(二)に掲げる条件
	(二) スペクトル拡散方式以外の変調方式のもの、搬送波出力の定格値が一〇〇ミリワット以下(搬送波の周波数が一一五kHz又は一二三kHzであり、搬送波の変調方式が位相変調のものは、三五〇ミリワット以下)であり、かつ、動作状態における搬送波出力の最大値が定格値の一・二〇パーセントを超えないこと。
	(2) 最大送信時間が〇・七秒以下であること。
	(3) 次に掲げる高周波電流の送信に関する機能を備えていること。
	(一) 送信を行う場合は、二五ミリの間に高周波電流を受信しなかったことを確認した後に行うこと。ただし、応答信号を送信する場合又は自動再送信(応答がない相手に対し、引き続いて繰り返し自動的に行う送信をいう。以下同じ。)を行う場合は、この限りでない。
	(二) 自動再送信を行う場合にあつては、その回数は七回以内であること。
	(4) 第一号の(7)及び前号の(2)から(4)までに掲げる条件
	(一) 広帯域電力線搬送通信設備 搬送波の周波数が二MHz zから三〇MHz zまでの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が二MHz zから三〇MHz zまでの間にあるものであること。
	(2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の(一)から(四)までの各表に定める値以下であること。ただし、通信線又はそれに相当する部分が一の筐体内に収容されている場合は、(三)の規定は、適用しない。
	(一) 通信状態における電力線への伝導妨害波の電流
周波数帯	許容値(一マイクロアンペアを〇デシベルとする)
準尖頭値	平均値

五〇〇kH z以上五 M H z以 下	一五〇kH z以上五 〇〇KH z未満	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	準尖頭値	平均値	周波数帯
五六デシベル	※	六六デシベルから五 六デシベルまで	五六デシベルから四 六デシベルまで	※	
四六デシベル	※	六六デシベルから五 六デシベルまで	五六デシベルから四 六デシベルまで	※	

[illegible]

五

通信設備の機能のみを容易に停止することが可能であること。

誘導式読み書き通信設備

(1) 搬送波の周波数が一三・五六MHzであること。

(2) 搬送波の周波数の許容偏差は、百万分の五〇以内であること。

(3) 漏えい電界強度が当該設備から一〇メートルの距離において次に掲げる値以下であること。

(一) 一三・五五三MHz以上一三・五六七MHz以下の周波数において毎メートル四七・五四四ミリボルト

(二) 一三・四一MHz以上一三・五五三MHz未満又は一三・五六七MHzを超え一三・七一MHz以下の周波数において毎メートル一・〇六一ミリボルト

(三) 一三・一一MHz以上一三・四一MHz未満又は一三・七一MHzを超え一四・〇一MHz以下の周波数において毎メートル三・一六マイクロボルト

(四) (一) から (三) までに掲げる周波数以外の周波数（高調波及び低調波に係るものを除く。）において毎メートル一五〇マイクロボルト

(5) 高調波又は低調波による高周波出力は、五〇マイクロワット以下であること。

(6) 設備は、通常の使用状態において人体にばく露される六分間平均での電波の強度が、次に掲げる値を超えないよう措置されていること。

(一) 電界強度が毎メートル六〇・七七ボルト

(二) 磁界強度が毎メートル〇・一六アンペア

(6) 第一号の(7)に掲げる条件
超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルダー

(1) 利用周波数が一〇kHzから五〇kHzまでの範囲にあること。

(2) 高周波出力の定格値が五キロワット以下であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の二〇パーセントを超えないこと。

力の最大値が定格値の二〇パーセントを超えないこと。

(3) 電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯（無線通信規則に規定する我が国で用いられている産業科学医療用の周波数（以下「ISM用周波数」という。）に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一〇〇デシベル	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	八六デシベル	七六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	九〇デシベル	八〇デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(4) 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の(一)から(三)までの各表に定める値以下であること。

利用周波数における磁界強度	
周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートルマイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上五〇kHz以下	三七・一デシベル

(二) 不要発射による磁界強度

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートルマイクロアンペアを〇デシベルとする。）
五〇kHzを超え一五〇kHz以下	二三・一デシベル
一五〇kHzを超え四九〇kHz未満	五七・五デシベル
四九〇kHz以上一、七〇五kHz以下	四七・五デシベル
一、七〇五kHzを超え二、一九四kHz未満	五二・五デシベル
二、一九四kHz以上三・九五MHz未満	四三・五デシベル
三・九五MHz以上二〇MHz以上三〇MHz以下	一八・五デシベル
二〇MHz以上三〇MHz以下	八・五デシベル

(三) 不要発射による電界強度

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートルマイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHzを超え四七MHz未満	六八デシベル
四七MHz以上六八MHz以下	五〇デシベル
六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	六三デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	七八デシベル
八一・八四八MHz以上八七MHz未満	六三デシベル
八七MHz以上一三四・七八MHz以下	六〇デシベル
一三四・七八MHzを超え一三六・四一四MHz未満	七〇デシベル

一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下

一五六MHzを超え一七四MHz未満

一七四MHz以上一八八・七MHz以下

一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満

一九〇・九七九MHz以上一九〇・九七九MHz未満

一九〇・九七九MHz以上一九〇・九七九MHz未満

一九〇・九七九MHz以上一九〇・九七九MHz未満

二二〇MHzを超え四〇〇MHz以下

四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満

四七〇MHz以上一、〇〇〇MHz以下

その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(3) の電源端子における妨害波電圧並びに(4) の利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

七

(6) 第一号の(7)に掲げる条件

(1) 電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械

(2) 利用周波数が二〇・〇五kHzから一〇〇kHzまでの範囲にあること。

(3) 高周波出力の定格値が三キロワット以下であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の二〇パーセントを超えないこと。

(4) 利用周波数による発射及びスプリアス発射による漏えい電界強度がその設備の発振器から三メートルの距離において次に掲げる値以下であること。

(一) 利用周波数において毎メートル一ミリボルト

八

(4) 無電極放電ランプ

(1) 利用周波数が一〇kHzから一七五kHzまで、二〇kHzから三〇〇kHzまで、四五〇kHzから四九〇kHzまで、二・二MHzから三MHzまで又は一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲にあること。

(2) 高周波出力の定格値が四〇〇ワット以下(利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲のものにあつては、二〇〇ワット以下)であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一〇パーセントを超えないこと。

(3) 妨害波電圧並びに放射妨害波の磁界強度及び電界強度の許容値は、次の(一)から(三)までの各表に定める値以下であること(利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲のものに限る)。

(一) 電源端子における妨害波電圧

周波数帯(ISM用周波数に係る部分を除く。)	許容値(一マイクロボルトを〇デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	六六デシベルから五六デシベルまで	五六デシベルから四六デシベルまで

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(二) 三メートルの距離における磁界強度

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを○デシベルとする。）
一〇kHz以上一五〇kHz未満	四八・五デシベル
一五〇kHz以上三〇MHz未満	三九デシベルから三三デシベルまで ※

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(三) 一メートルの距離における電界強度

周波数帯(ISM用周波数に係る部分を除く。)	準尖頭値の許容値(毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。)	
	三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	八〇・八七二MHzを超え八一・八八MHz未満
八一・八八MHz以上一三四・七八MHz以下	三〇デシベル	三〇デシベル
一三四・七八MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル	五〇デシベル
一三六・四一四MHz以上一三三〇MHz以下	三〇デシベル	三〇デシベル

注 その設備(ケーブルを含む。)の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることが出来る。

(4) 妨害波電圧並びに放射妨害波の磁界強度及び電界強度の許容値は、次の(一)から(三)まで及び(四)又は(五)の各表に定める値以下であること(利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲のものを除く。)

(一) 電源端子における妨害波電圧

周波数帯	許容値(一マイクロボルトを〇デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
一〇kHz以上五〇kHz未満	一一〇デシベル	
五〇kHz以上一五〇kHz未満	九〇デシベルから八〇デシベルまで	

周波数帯	許容値(一マイクロボルトを〇デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz以下	六六デシベルから五六デシベルまで	五六デシベルから四六デシベルまで

周波数帯	許容値(一マイクロボルトを〇デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
五〇〇kHzを超え二・五MHz以下	五六デシベル	四六デシベル
二・五MHzを超え三MHz未満	七三デシベル	六三デシベル

周波数帯	許容値(一マイクロボルトを〇デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
三MHz以上五MHz以下	五六デシベル	四六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	六〇デシベル	五〇デシベル

周波数帯	許容値(一マイクロボルトを〇デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
二・二MHz以下	五八デシベル	五一デシベル
二・二MHzを超え五MHz未満	五八デシベルから二六デシベルまで	五一デシベルから二一デシベルまで

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(二) 制御端子における妨害波電圧

周波数帯	許容値(一マイクロボルトを〇デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	八〇デシベル	七〇デシベル
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	七四デシベル	六四デシベル

(三) 放射妨害波の磁界強度

周波数帯	ループアンテナの直径ごとの準尖頭値の許容値(一マイクロアンペアを〇デシベルとする。)		
	直径二メートル	直径三メートル	直径四メートル
一〇kHz以上一五〇kHz未満	八八デシベル	八一デシベル	七五デシベル
一五〇kHz以上七〇〇kHz未満	八八デシベルから五八デシベルまで	八一デシベルから五八デシベルまで	七五デシベルから四五デシベルまで
七〇〇kHz以上一五〇kHz未満	八八デシベル	八一デシベル	七五デシベル
一五〇kHz以上五〇〇kHz以下	五八デシベルから二六デシベルまで	五一デシベルから二一デシベルまで	四六デシベルから二一デシベルまで
五〇〇kHzを超え二・二MHz以下	五八デシベル	五一デシベル	四六デシベル
二・二MHzを超え五MHz未満	五八デシベルから二六デシベルまで	五一デシベルから二一デシベルまで	四六デシベルから二一デシベルまで

三〇MHzを超え 一〇〇MHz以下	六四デシベルから五四デシベル ※
一〇MHzを超え 二三〇MHz以下	五四デシベル
二三〇MHzを超え 三三〇MHz以下	六一デシベル

注
※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(5) (3) 及び (4) に掲げる妨害波電圧並びに放射妨害波の磁界強度及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(6) 第一号の (7) に掲げる条件

九 一般用非接触電力伝送装置

(1) 四〇〇kHz帯電界結合型一般用非接触電力伝送装置

(一) 利用周波数が四二五kHzから四七二kHzまで、四八〇kHzから四八九kHzまで、四九一kHzから四九四kHzまで、五〇六kHzから五一七kHzまで及び五一九kHzから五二四kHzまでの範囲にあること。

(二) 電界を使用して電力の伝送を行う設備であること。

(三) 高周波出力の定格値が一〇〇ワット以下であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一三〇パーセントを超えないこと。

(四) 電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	許容値（一マイクログラウトを〇デシベルとする。）	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz以下	六六デシベルから五五デシベル ※	五六デシベルから四六デシベル ※	

	八〇・八七二MHzを超え八一・八八MHz未満	五〇デシベル
	八一・八八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
	一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
	一三六・四一四MHz以上二二〇MHz以下	三〇デシベル
	二二〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル
(七)	高周波出力、妨害波電圧、磁界強度及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。	
(八)	設備は、通常の使用状態において人体にばく露される電波の強度が、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないよう措置されていること。	
(九)	(八)の電波の強度に対する安全施設の状態については、総務大臣が別に告示する。	
(十)	第一号の(七)に掲げる条件	
(2)	六・七MHz帯磁界結合型一般用非接触電力伝送装置	
(一)	利用周波数が六・七六五MHzから六・七九五MHzまでの範囲にあること。	
(二)	磁界を使用して電力の伝送を行う設備であること。	
(三)	高周波出力の定格値が一〇〇ワット以下であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一三〇パーセントを超えないこと。	
(四)	電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。	
周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値 平均値	

- 及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないよう措置されていること。
- (9) (8)の電波の強度に対する安全施設の状況については、総務大臣が別に告示する。
- (10) 第一号の(7)に掲げる条件
- (11) 設備の見やすい箇所に、その設備による給電は鉄道のレールから五メートル以上離れた位置においてのみ可能である旨が表示されていること。
- 2 総務大臣は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を申請者に通知するとともに、当該指定に係る型式について次に掲げる事項を公示する。
- 一 型式名
- 二 指定番号
- 三 製造業者等の氏名又は名称
- (変更の承認)
- 第四十六條の三 前条第一項に規定する指定を受けた者(以下「指定を受けた者」という。)は、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。
- 一 搬送式インターホン及び一般搬送式デジタル伝送装置
- (1) 接続図
- (2) 外観
- (3) 漏えい電界強度の設計値
- (4) 設備の出力端子におけるスプリアス発射の強度の設計値
- 二 特別搬送式デジタル伝送装置
- (1) 前号の(1)から(4)までに掲げる事項
- (2) 高周波電流の送信に関する機能
- (3) 最大送信時間の設計値
- 三 広帯域電力線搬送通信設備
- (1) 第一号の(1)及び(2)に掲げる事項
- (2) 搬送波の周波数(搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲とする。)の設計値
- (3) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の設計値

- 四 誘導式読み書き通信設備
- (1) 第一号の(1)から(3)までに掲げる事項
- (2) 電波の強度に対する安全施設の状況
- (3) 高調波及び低調波による高周波出力の設計値
- 五 超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルダー
- (1) 第一号の(1)に掲げる事項
- (2) 外観及び構造
- (3) 発振の方式
- (4) 振動子の種類及び型名
- (5) 利用周波数及び周波数変動幅の設計値
- (6) 電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の設計値
- 六 電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械
- (1) 第一号の(1)並びに前号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項
- (2) 利用周波数による発射及びスプリアス発射の漏えい電界強度の設計値
- 七 無電極放電ランプ
- (1) 第一号の(1)並びに第五号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項
- (2) 妨害波電圧並びに放射妨害波の磁界強度及び電界強度の設計値
- (3) 一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置
- 八 第一号の(1)、第四号の(2)及び第五号の(2)に掲げる事項
- (1) 利用周波数の設計値
- (2) 高周波出力の設計値
- (3) 電源端子における妨害波電圧の設計値
- (4) 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の設計値
- 2 総務大臣は、前項に規定する変更の承認に係る申請があつた場合において、前条第一項各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めるときは、当該申請について承認を行うとともに、その旨を指定を受けた者に通知する。

- 3 第四十六條の規定は、第一項に規定する承認の申請に準用する。
- 4 指定を受けた者が氏名又は名称を変更したときは、速やかに総務大臣にその旨を届け出なければならない。
- 5 総務大臣は、前項の届書を受理したときは、その変更の事項を公示するものとする。
- (表示)
- 第四十六條の四 指定を受けた者は、当該指定に係る型式の高周波利用設備に別表第七号に定める様式の表示を付さなければならない。
- 2 前項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。
- 一 別表第七号による表示を、容易に脱着しない方法により、前項の設備の見やすい箇所に付す方法
- 二 別表第七号による表示を前項の設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法
- 3 前項第二号に規定する方法により第一項の設備に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該設備への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。
- 4 何人も、第一項の規定により表示を付する場合を除くほか、一〇kHz以上の高周波電流を利用する設備に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
- (指定の取消し)
- 第四十六條の五 総務大臣は、第四十六條の第二項に規定する指定を行つた型式の高周波利用設備が同項各号に掲げる条件に適合していないため、指定の効果を維持することができないと認めたときは、その指定を取り消す。
- 2 総務大臣は、指定を受けた者が第四十六條の第三項の規定に違反したときは、その指定を取り消すことがある。
- 3 総務大臣は、第一項又は前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を指定を取り消された者に通知するとともに公示する。
- 4 前項の規定による公示の効力は、当該公示の日前に製造された高周波利用設備には及ばない。
- (資料の提出等)
- 第四十六條の六 総務大臣は、第四十六條から前条までの規定の施行に関し必要があると認める

- ときは、第四十六條第一項の規定により申請書を提出した者又は指定を受けた者に対し、資料の提出若しくは説明を求め、又は実地に調査することがある。
- (公示)
- 第四十六條の六の二 第四十六條の五第三項の公示は、官報で告示することによつて行う。
- 2 第四十六條の第二項及び第四十六條の第三項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。
- 第三節 製造業者等による型式の確認(型式確認)
- 第四十六條の七 製造業者等は、その製造し、又は輸入する電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器の型式について、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合していることの確認(以下「型式確認」という。)を行うことができる。
- 一 電子レンジ
- (1) 占有周波数帯幅に含まれる周波数が二、四五〇MHz(±)五〇MHzの範囲内にあること。
- (2) 高周波出力の定格値が二キロワット以下であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一五パーセントを超えないこと。
- (3) 電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。
- | 周波数帯(ISM用周波数に係る部分を除く。) | 許容値(一マイクロボルトを〇デシベルとする。) | 平均値 |
|------------------------|-------------------------|------------------|
| 一五〇kHz以上五〇〇kHz未満 | 七八デシベルから六八デシベルまで | 六八デシベルから五八デシベルまで |
| 五〇〇kHz以上五MHz以下 | ※ | ※ |
| 五MHzを超え三〇MHz以下 | 六〇デシベル | 五〇デシベル |

(6) 不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。		周波数帯		尖頭値の許容値 (毎メートル一マイクロボルトを○デシベルとする。)			
一・GH zを超え二・三GH z以下		二・三GH zを超え二・四GH z未満		一一〇デシベル			
二・五GH zを超え五・七二五GH z未満		五・七八五GH zを超え一一・七GH z未満		九二デシベル			
一一・七GH z以上一二・七GH z以下		七三デシベル					
一二・七GH zを超え一八GH z以下		九二デシベル					
(7) 不要発射による電界強度について、一、							
○五MH zから二、三九五MH zまでの間及び二、五〇五MH zから一七、九九五MH zまで(五、七二〇MH zから五、八八〇MH zまでを除く。)の間において尖頭値が最も高い妨害波の周波数を中心として、別表第八号第一の2(6)に定める条件で、一〇MH z掃引した値の尖頭値が、当該設備から三メートルの距離において毎メートル六〇デシベルマイクロボルト以下であること。							
(8) 漏えい電波の電力束密度は、耐久試験後において毎平方センチメートル五ミリワット以下であること。							
(9) 高圧電気により充電される器具及び電線が、絶縁遮蔽体又は接地することができるとき、構造の金属遮蔽体の内に收容されており、外部より容易に触れることができないような構造であること。							

(1) 利用周波数が二〇・〇五kHzから一〇〇kHzまでの範囲内にあること。		(2) 高周波出力の定格値が十キロワット以下であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一二〇パーセントを超えないこと。		(3) 電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。	
周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	準尖頭値	平均値		
一〇kHz以上五〇kHz未満	一二デシベル				
五〇kHz以上一四八・五kHz未満	一〇デシベルから九二デシベルまで				
一四八・五kHz以上五〇〇kHz未満	※				
五〇kHz以上五〇〇kHz以下	五六デシベル	四六デシベル			
五MHzを超え三〇MHz以下	六〇デシベル	五〇デシベル			

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(4) 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度が次の（一）及び（二）の各表に定める値以下であること。

(一) その設備の対角線の寸法が一・六メートル未満である場合

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）

磁界により直径二メートルのループアンテナに誘起される電流の準尖頭値の許容値（一マイクロアン

注	分を除く 。)	水平成分	垂直成分	注	線を減少した値は、周波数の対数に対して直 ら一、六〇・五kHzまでの周波数におい ては、水平成分について三七デシベル、垂直 成分について五五デシベルとする。	成分について五五デシベルとする。	(二) その設備の対角線の寸法が一・六メー トル以上である場合	周波数帯（ISM 用周波数に係る 部分を除く。）	注
※を付した値は、周波数の対数に対して直 線的に減少した値とし、五二・五kHzか ら九一・二kHzまでの周波数においては、一 八デシベルとする。	一〇kHz 以上七〇 kHz未 満	八八デシ ベル	一〇六デシ ベル	七〇kHz 以上一四 八・五kHz 未満	※	※	一〇kHz以上七 〇kHz未満	その設備から三メー トルの距離におけ る磁界強度の準定 値の許容値（毎 メートルマイク ロアンペアを〇デ シベルとする。）	四MHz以上三〇 MHz以下
※を付した値は、周波数の対数に対して直 線的に減少した値とし、五二・五kHzか ら九一・二kHzまでの周波数においては、一 八デシベルとする。	一〇kHz 以上七〇 kHz未 満	八八デシ ベル	一〇六デシ ベル	七〇kHz 以上一四 八・五kHz 未満	※	※	一〇kHz以上七 〇kHz未満	その設備から三メー トルの距離におけ る磁界強度の準定 値の許容値（毎 メートルマイク ロアンペアを〇デ シベルとする。）	四MHz以上三〇 MHz以下
※を付した値は、周波数の対数に対して直 線的に減少した値とし、五二・五kHzか ら九一・二kHzまでの周波数においては、一 八デシベルとする。	一〇kHz 以上七〇 kHz未 満	八八デシ ベル	一〇六デシ ベル	七〇kHz 以上一四 八・五kHz 未満	※	※	一〇kHz以上七 〇kHz未満	その設備から三メー トルの距離におけ る磁界強度の準定 値の許容値（毎 メートルマイク ロアンペアを〇デ シベルとする。）	四MHz以上三〇 MHz以下

(5) 不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートルマクトを〇デシベルとする）
三〇MHzを超え八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八八MHz未満	五〇デシベル
八一・八八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル

注 その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(6) 当該設備の操作に伴つて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

2 型式確認は、別表第八号に規定する方法により試験を行い、その型式が前項各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合していると認められた場合に限り、行うことができる。

3 製造業者等は、型式確認を行うために作成した資料を保管しなければならない。ただし、製造又は輸入を行わなくなつた後十年を経過した型式に係るものについては、この限りでない。

4 前項の規定に基づき保管する資料については、電磁的方法により記録することができる。この場合においては、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示及び書面への印刷ができなければならない。

（届出等）

第四十六條の八

型式確認を行った製造業者等は、次の事項に別表第九号に定める様式の試験成績書を添えて、総務大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 型式名、確認番号及び外観（図面及び写真で示すものとする。）

三 製造する工場又は事業場の名称及び所在地

総務大臣は、製造業者等から前項の規定により届出があつたときは、その氏名又は名称並びに型式確認を行った電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器の型式名及び確認番号を公示する。

3 第一項の規定により届出を行った製造業者等は、型式確認を行った型式に属する電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器に別表第十号に定める様式の表示を付さなければならない。

4 前項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 別表第十号による表示を、容易に脱落しない方法により、前項の電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器の見やすい箇所につず方法

二 別表第十号による表示を前項の電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるとする方法

5 前項第二号に規定する方法により第三項の電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

6 何人も、第三項の規定により表示を付する場合作を除くほか、一〇kHz以上の高周波電流を利用する設備に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（条件不適合等の場合の措置）

第四十六條の九 総務大臣は、製造業者等が型式確認を行った型式に属する電子レンジ若しくは電磁誘導加熱式調理器が第四十六條の七第一項各号に掲げる条件に適合していないため、又は第二条に規定する総務大臣の資料提出要求 説明

要求若しくは実地調査に応じないことにより当該条件に適合していることを確認できないため、型式確認の効果を持続することができないと認めるときは、その旨を当該製造業者等に通知するとともに、当該製造業者等の氏名又は名称、型式名及び確認番号を公示する。

2 前項の規定により、公示された型式に属する電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器（当該公示の日前に製造されたものを除く。）は、第四十五條第三号及び前条第三項の規定の適用については、型式確認を行つていない型式に属するものとみなす。

（資料の提出等）

第四十六條の十 総務大臣は、前三條の規定の施行に関し、必要があると認めるときは、型式確認を行つた製造業者等に対し、資料の提出若しくは説明を求め、又は実地に調査することがある（公示）

第四十六條の十一 第四十六條の九第一項の公示は、官報で告示することによつて行う。

2 第四十六條の八第二項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

第四節 安全施設

（通信設備の安全施設）

第四十七條 第二章第三節（安全施設）の規定は、許可を要する電力線搬送通信設備及び誘導式通信設備に準用する。

（医療用設備の安全施設）

第四十八條 医療用設備は、その設備の操作に伴つて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように、左の条件に適合していなければならない。

一 高圧電氣により充電される器具及び電線は、外部より容易に触れることができないように、絶縁しやへい体又は接地された金属しやへい体の内に收容すること。

二 医療電極及びその導線と発振器出力回路電力線等との間の絶縁抵抗は、五〇〇ボルト絶縁抵抗試験器によつて測定し少くとも五〇メガオーム以上あること。

三 医療電極及びその導線は、直接人体に触れることがないように良好な絶縁体で被覆すること。但し、ラジオメス等であつて、電極を直接露出し人体に触れて使用する部分については、この限りでない。

（工業用加熱設備の安全施設）

第四十九條 工業用加熱設備は、設備の操作に伴つて人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与え

ることのないように、左の条件に適合しなければならない。

一 前条第一号の事項（高周波熔接装置、真空管電極加熱用装置等のように電極を直接露出しなければ使用の目的を達することができないものを除く。）

二 設備の操作によつて、設備に近接する人体及び電氣的良導体に高周波電力を誘発するおそれのあるときは、その危険を防止するため、必要と認められる設備をすること。

（各種設備の安全施設）

第五十條 前条の規定は、第四十五條第三号の各種設備に準用する。

第四章 雑則

第一節 電波天文業務等の受信設備の指定基準等

（指定に係る受信設備の範囲）

第五十條の二 法第五十六條第一項に規定する指定（以下この節において単に「指定」という。）に係る受信設備は、次の各号に掲げるもの（移動するものを除く。）とする。

一 電波天文業務の用に供する受信設備

二 宇宙無線通信の電波の受信を行なう受信設備

（指定の基準）

第五十條の三 法第五十六條第四項に規定する指定の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 総務大臣が電波天文業務用又は宇宙無線通信の業務用に分配した周波数（それらの業務に専用に又は優先的に分配したものに限る。）により受信するものであること。

二 その受信の業務の受信設備として、適切な性能を有する装置のものであること。

三 既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。以下この条において同じ。）で公共の福祉のために必要な業務を行なうものの運用により、その受信の業務に支障を生ずるおそれのあるものでないこと。

四 公共の福祉のために必要な受信の業務を行なうものであること。

2 総務大臣は、前項第三号に掲げる基準に適合するものであるかどうかの審査に当たつては、その受信の業務及び同号に規定する無線局の業務が公共の福祉に寄与する度合を考慮するものとする。

（指定の申請）

第五十條の四 指定を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項（指定を受けようとする

範囲の受信設備に係るものに限る。)を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- 一 受信の業務の種別
- 二 その受信の業務を必要とする理由
- 三 工事設計(受信装置の感度、選択度及び内部雑音を含む。第五十条の七第一項において同じ。)

四 設置場所(経度及び緯度をもつて表示する受信空中線の位置を含む。第五十条の七第一項において同じ。)、配置図及び設置場所の附近の見取図

- 五 運用時間
- 六 希望する指定の有効期間
- 七 受信しようとする電波の発射源
- 八 受信しようとする電波の型式及び周波数(受信点における電界強度を含む。第五十条の七第一項において同じ。)

九 受信点における外部雑音電界強度又は外部雑音温度

十 受信点における妨害波の希望電界強度の限界

十一 その他参考となる事項

十二 前項第三号の工事設計を記載する書類の様式は、免許規則表第二号の二第5に掲げる受信機、受信する周波数、空中線及び給電線等のものに準ずるものとする。

十三 第一項の場合において、その申請が現に受けている指定の有効期間の満了後引き続き受けている指定に係るものであるときは、その申請書の添附書類に記載することとなる事項で、当該現に受けている指定に係る申請書の添附書類に記載されたもの(第五十条の七第一項の規定による承認又は同条第二項の規定による届出(同項第一号に係るものに限る。))があつた場合は、当該承認又は届出に係る変更後のものと同一であるものについては、その旨を記載して、その記載を省略することができる。

十四 第一項の場合において、その申請が現に受けている指定の有効期間の満了後引き続き受けている指定に係るものであるときは、その申請は、当該現に受けている指定の有効期間(一箇月以上のものに限る。)の満了前一箇月以上三箇月をこえない期間にしなければならない。

(指定)

第五十条の五 総務大臣は、前条の規定による申請があつた場合において、その申請を審査し、当該申請に係る受信設備が第五十条の三に規定する基準に適合するものと認めたときは、その受信設備について指定をし、かつ、その旨を申請者に通知する。

二 総務大臣は、前項の規定による指定に際し、その指定に十年を超えない範囲内において指定の有効期間を付するものとする。

三 総務大臣は、前二項の規定による指定をした後において、当該指定に係る申請書の添附書類に記載された希望する指定の有効期間(第五十条の七第二項の規定によりその変更の届出があつた場合は、当該変更後のもの)を考慮して、前項の規定によつて附した指定の有効期間を変更することができる。

(公示)

第五十条の六 法第五十六条第三項の規定により公示しなければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 受信の業務の種別
- 二 その受信設備を設置している者の氏名又は名称
- 三 設置場所
- 四 受信しようとする電波の型式及び周波数
- 五 運用時間
- 六 指定の有効期間
- 七 その他参考事項

二 法第五十六条第三項の規定により公示した前項各号の事項に変更があつたときは、その旨を公示する。

三 法第五十六条第三項又は前項の規定による公示は、告示によつて行なう。

(変更等)

第五十条の七 指定を受けている者は、当該指定に係る申請書又はその添附書類の記載事項で次の各号に掲げるものを変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。

- 一 受信の業務の種別
- 二 その受信の業務を必要とする理由
- 三 工事設計
- 四 設置場所
- 五 運用時間
- 六 受信しようとする電波の発射源
- 七 受信しようとする電波の型式及び周波数

二 指定を受けている者は、次の各号の一に該当する場合においては、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 一 当該指定に係る申請書又はその添附書類の記載事項(前項各号に掲げるものを除く。)に変更があつたとき。
- 二 当該指定に係る受信設備を運用しないこととなつたとき。
- 三 当該指定を受けている必要がないと認めたとき。

三 第五十条の四第五項の規定は、第一項の規定による承認の申請及び前項の規定による届出に準用する。この場合において、届出については、第五十条の四第五項中「二通」とあるのは、「二通」と読み替えるものとする。

(指定の取消し等)

第五十条の八 総務大臣は、指定をした受信設備が当該指定に係る第五十条の三の基準に適合しないものとなつたものと認めたとき又は前条第二項の規定による届出(同項第三号に係るものに限る。)があつたときは、その指定を取り消す。

二 指定を受けている者が当該指定に係る受信設備を運用しないこととなつたときは、その指定は、効力を失う。

三 第一項の規定により指定を取り消したとき及び前項の規定により効力を失つたときは、その旨を告示により公示する。

(資料の提出等)

第五十条の九 総務大臣は、この節の規定の施行に関し必要があると認めるときは、指定に係る受信設備を設置している者に対し資料の提出若しくは説明を求め、又は当該受信設備若しくはその運用について実地に調査することがある。

第一節の二 審査請求及び訴訟

(裁判書の記載事項等)

第五十条の十 法第九十四条第二項(法第百四条の三第二項又は第百四条の四第二項において準用する場合を含む。)の文書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 主文
- 二 事実及び争点
- 三 理由

二 総務大臣は、法第九十九条の十二第一項若しくは第二項又は放送法第百七十八条第一項若しくは第二項の規定による意見の聴取手続を経て電波監理審議会が答申した事案に関してつた

措置の要旨及び理由を当該意見の聴取に参加した者(解任命令の対象となる役員等を含む。)に対し通知するものとする。

第二節 無線方位測定装置の保護

(届出を要する建造物等)

第五十一条 法第百二条の規定によつて届出を要する建造物又は工作物は、左の通りとする。

- 一 無線方位測定装置の設置場所から一キロメートル以内の地域に建設しようとする左に掲げるもの。
- (1) 送信空中線及び受信空中線(放送受信用の小型のもの及びこれに準ずるものを除く。)
- (2) 架空線及び架空ケーブル(電力用、通信用、電気鉄道用その他これらに準ずるものを含む。)
- (3) 建物(木造、石造、コンクリート造その他の構造のものを含む。)
- (4) 左に掲げるもの。但し、高さが前(3)の但書の範囲のものを除く。
- (一) 鉄道、石造及び木造の塔及び柱並びにこれらの支持物件
- (二) 煙突
- (三) 避雷針
- (5) 鉄道、軌道及び索道

二 無線方位測定装置の設置場所から五〇〇メートル以内の地域に相当の距離にわたつて埋設する水道管、ガス管、電力用ケーブル、通信用ケーブルその他これらに準ずる埋設物件

第二節の二 適正な運用の確保が必要な無線局

(適正な運用の確保が必要な無線局)

第五十一条の二 法第百二条の十一第四項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

- 一 電気通信業務の用に供する無線局
- 二 放送の業務の用に供する無線局
- 三 人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線局
- 四 気象業務の用に供する無線局
- 五 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線局

六 鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線局

七 第一号から前号までに掲げるもののほか、公共の利益のための業務の用に供する無線局であつて、混信その他の妨害を与えられることにより当該業務の遂行に支障を生ずるおそれがあるもの

第二節の二の二 指定無線設備等

(指定無線設備)

第五十一条の二の二 法第二百二条の十三第一項の規定により指定する無線設備は、次に掲げるものとする。

一 二六・一MHzを超え二八MHz未満の周波数の電波を送信に使用する無線電話の無線設備であつて、次に掲げる無線設備以外のもの

(1) 二七・五二四MHzの周波数の電波を使用する注意信号発生装置を備え付けている無線設備

(2) 航空機に施設された無線設備

二 一四四MHzを超え一四六MHz以下又は四三〇MHzを超え四四〇MHz以下の周波数の電波を送信に使用する無線電話の無線設備

三 七一五MHzを超え七四八MHz以下、七七〇MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七一〇MHzを超え一、七八五MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であつて、これらの周波数の電波を受信し、当該電波を増幅して送信するもの

(契約締結前における告知の方法)

第五十一条の三 法第二百二条の十四第一項の総務省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 相手方と対面して販売する場合には、相手方の見やすいように掲示し、又は映像面に表示し、若しくは書面により提示すること。

二 相手方と対面しないで販売する場合には、指定無線設備についての広告に、相手方の見やすいように表示すること。

(契約締結時に交付する書面)

第五十一条の四 法第二百二条の十四第二項の規定により交付する書面には日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第五十一条の四の二 法第二百二条の十四の二の総務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 指定無線設備小売業者の使用に係る電子計算機と購入者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

(1) 指定無線設備小売業者の使用に係る電子計算機と購入者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2) 指定無線設備小売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて購入者の閲覧に供し、当該購入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(法第二百二条の十四の二に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定無線設備小売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、購入者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

第五十一条の四の三 電波法施行令(平成十三年政令第二百四十五号)第十条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項に規定する方法のうち指定無線設備小売業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

第二節の三 電波有効利用促進センター(指定の申請)

第五十一条の五 法第二百二条の十七第一項の規定による指定(次項において「指定」という。)

を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所

二 法第二百二条の十七第二項に規定する業務(以下この条において「照会相談業務等」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 照会相談業務等を開始しようとする日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 定款の謄本及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

五 役員の氏名及び経歴を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項を記載した書類

七 現に行っている業務の概要を記載した書類

八 照会相談業務等の実施の方法に関する計画を記載した書類

九 その他参考となる事項を記載した書類

(センターの名称等の変更の届出)

第五十一条の六 法第二百二条の十七第一項に規定する電波有効利用促進センター(以下「センター」という。)は、法第二百二条の十七第五項において準用する法第三十九条の三第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 変更後の名称又は住所若しくは所在地

二 変更しようとする年月日

(業務規程の記載事項)

第五十一条の七 法第二百二条の十七第五項において準用する法第三十九条の五第一項の総務省令で定める法第二百二条の十七第二項第一号から第三号までに掲げる業務(以下この条において「照会相談業務等」という。)の実施に関する事項は、次のとおりとする。

一 照会相談業務等を行う時間及び休日に関する事項

二 照会相談業務等を行う事務所に係る事項

三 照会相談業務等の実施の方法に関する事項

四 手数料の額及びその収納の方法に関する事項

五 法第二百二条の十七第二項第一号に掲げる業務に関する秘密の保持に関する事項

六 その他照会相談業務等の実施に関し必要な事項

(業務規程の認可の申請)

第五十一条の八 センターは、法第二百二条の十七第五項において準用する法第三十九条の五第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る業務規程を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2 センターは、法第二百二条の十七第五項において準用する法第三十九条の五第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(公示)

第五十一条の九 法第二百二条の十七第五項において準用する法第三十九条の三第一項及び第三項並びに法第三十九条の十一第三項の公示は、官報で告示することによつて行う。

第二節の四 削除

第五十一条の九の二及び第五十一条の九の三 削除

第二節の五 電波利用料の徴収等

(周波数の幅)

第五十一条の九の四 法別表第六及び別表第九の使用する電波の周波数の幅は、指定周波数(免許を受けた無線局についてはその免許の際に指定された周波数、登録局についてはその登録された周波数をいう。以下同じ。)ごとの占有周波数帯(指定周波数を中央とする周波数帯(無線通信業務及び電波の型式を考慮して指定周波数を中央とすることが適当でない総務大臣が認める場合にあつては、総務大臣が別に告示する周波数帯とする。))であつて、その周波数帯の帯域幅が当該指定周波数に係る占有周波数帯

幅の許容値（二以上の許容値を有する場合は、そのうち最も大きいものとする。）に等しいものをいう。以下同じ。）を合わせた周波数帯の帯域幅とする。ただし、四七〇MHzを超え七一〇MHz以下の周波数帯の電波を使用する無線局であつて、地理的、時間的又は技術的な理由により当該電波を使用する場所等が制限されるものとして総務大臣が別に定めるものに係る当該周波数帯の電波の周波数の幅は、総務大臣が別に定めるものとする。

（無線設備が二以上の場所に設置されている無線局等の取扱い）

第五十一条の九の五 無線設備が二以上の場所に設置されている無線局については、当該無線局の送信所の所在地を設置場所として法別表第六又は別表第九の規定を適用する。

2 法別表第六の四の項に掲げる無線局のうち六、〇〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する移動する無線局については、次の各号に掲げる当該無線局の移動範囲に応じ、それぞれ当該各号に掲げる区域を設置場所として同項の規定を適用する。

一 法別表第六備考第二号に規定する第一地域を移動範囲に含む場合 同号に規定する第一地域

二 法別表第六備考第三号に規定する第二地域を移動範囲に含む場合（前号に掲げる場合を除く。）同表備考第三号に規定する第二地域

三 法別表第六備考第四号に規定する第三地域を移動範囲に含む場合（前二号に掲げる場合を除く。）同表備考第四号に規定する第三地域

四 法別表第六備考第五号に規定する第四地域のみが移動範囲である場合 同号に規定する第四地域

（同等の機能を有する無線局との均衡を著しく失ふこととなる無線局）

第五十一条の九の六 法別表第六備考第十三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものと

一 法別表第六の一の項に掲げる無線局（設備規則第四十九条の十六に規定する特定ラジオマイク及び設備規則第四十九条の十六の二に規定するデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局を除く。）のうち、次に掲げる周波数の電波を使用するもの

（1） 設備規則第九条の四第七号イに規定するPHSの基地局が使用する電波の周波数のうち総務大臣が別に告示するもの

（2） アマチュア無線局が使用する電波の周波数

（3） 法第百三条の二第二項に規定する広域使用電波（以下単に「広域使用電波」という。）を使用する同項に規定する広域開設無線局（以下単に「広域開設無線局」という。）を通信の相手方とする無線局が使用する電波の周波数のうち総務大臣が別に告示するもの

二 法別表第六の一の項に掲げる無線局（設備規則第四十九条の十六に規定する特定ラジオマイク又は設備規則第四十九条の十六の二に規定するデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局に限る。）のうち、次に掲げる周波数の電波を使用するもの

（1） 四七〇MHzを超え七一〇MHz以下の周波数

（2） 一、二四〇MHzを超え一、二五二MHz以下又は一、二五三MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数

三 法別表第六の三の項に掲げる無線局のうち、総務大臣が別に告示する三、六〇〇MHzを超え六、〇〇〇MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて、当該周波数の電波を使用して行つた無線通信について当該周波数の電波を使用する移動通信業務を行う無線局からの混信その他の妨害を許容することを内容とする条件が免許に付されているもの

（自然的経済的諸条件を考慮して分割する区域）

第五十一条の九の七 法別表第七の十五の項の総務省令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

一 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県及び神奈川県

二 千葉県、東京都及び山梨県の区域（電波の利用の程度が第四地域と同等である区域）

第五十一条の九の八 法別表第七備考の総務省令で定める区域は、次に掲げる区域（当該区域に第四地域に該当する区域が含まれる場合は、その区域を除いた区域）とする。

一 山梨県富士吉田市の区域

二 広島県竹原市の区域
山口県下関市の区域
三 愛媛県今治市及び新居浜市の区域

2 前項各号に掲げる区域は、令和元年十月一日における行政区画によつて表示されたものとする。

（広域使用電波の指定）

第五十一条の九の九 法第百三条の二第二項又は別表第八備考の規定による周波数の指定は、総務大臣が別に告示により行うものとする。

（広域使用電波の周波数の幅）

第五十一条の九の十 広域使用電波の周波数の幅は、広域使用電波に該当する指定周波数の電波を使用する広域開設無線局（法別表第六の一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局であるもの及び包括免許に係る特定無線局であるものに限る。次条において同じ。）であつて、その広域開設無線局の免許人が同一の者であるものに係る当該広域使用電波に該当する指定周波数ごとの占有周波数帯（認定計画に従つて開設された特定基地局がある場合は、当該認定計画に係る指定された周波数の周波数帯を含む。次項において同じ。）を合わせた周波数帯の帯域幅とする。

2 前項の規定にかかわらず、設備規則又は周波数割当計画において移動しない無線局の使用する電波の周波数に応じ移動する無線局の使用する電波の周波数が定まるとされている場合は、当該移動しない無線局（広域開設無線局であるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）及び当該移動する無線局（広域開設無線局であるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の使用する広域使用電波の周波数の幅は、次に掲げる広域使用電波に該当する指定周波数ごとの占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅とする。

一 次条の規定により当該移動する無線局に係る指定周波数の電波を使用するものとされる移動範囲又は区域において設置される当該移動しない無線局に係る指定周波数

二 前号に掲げる指定周波数に応じて定まる当該移動する無線局に係る指定周波数

3 前項の場合において、当該移動する無線局であつてその免許人が当該移動しない無線局と同一であるもの（以下この項において「主たる移動局」という。）の指定周波数及び当該移動する無線局であつてその免許人が当該移動しない無線局と異なるものの指定周波数に同一のものがあつて、かつ、当該同一の指定周波数の電波が広域使用電波に該当するときは、当該主たる移動局のみが当該広域使用電波を使用する広域開設無線局であるものとして、前項の規定を適用する。

4 法第百三条の二第三項の規定により同条第二項の規定を適用する場合における広域使用電波の周波数の幅は、認定計画に係る指定された周波数の帯域幅とする。

（広域使用電波の周波数の幅の算定に用いる区域等）

第五十一条の九の十一 広域使用電波に該当する指定周波数の電波を使用する広域開設無線局については、次の各号に掲げる無線局の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める移動範囲、設置場所又は区域において、それぞれ当該無線局に係る指定周波数の電波を使用するものとして前条及び法第百三条の二第二項の規定を適用する。

一 法別表第六の一の項に掲げる無線局（第三号及び第四号に掲げるものを除く。） 当該無線局の移動範囲

二 法別表第六の二の項、四の項及び六の項に掲げる無線局（第五号に掲げるものを除く。） 当該無線局の無線設備の設置場所

三 法別表第六の五の項に掲げる無線局及び包括免許に係る特定無線局（次号及び第五号に掲げるものを除く。） 全国

四 包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）であつて、包括免許人が開設する第二号又は次号に掲げる無線局を通信の相手方とするもの 当該特定無線局の送信の制御を行う無線局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局長の管轄区域（当該包括免許において指定周波数を使用する区域に関する条件が付与されている場合にあつては、当該区域）

五 包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。） 当該特定無線局の無線設備の設置場所とすることが出来る区域

2 前項の規定にかかわらず、広域使用電波に該当する指定周波数の電波を使用する広域開設無線局であつて、法別表第六の一の項、二の項若しくは六の項に掲げる無線局又は包括免許に係る特定無線局であるものが次の各号に掲げる場合のものであるときは、当該各号に定める区域又は設置場所において、当該無線局又は当該特定無線局に係る指定周波数の電波を使用するも

のとして前条及び法第百三条の二第二項の規定を適用する。

一 法別表第六の一の項に掲げる無線局及び包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）が指定周波数を同じくするものである場合（当該無線局及び当該特定無線局の免許人が同一の者である場合に限る。）前項の規定により当該特定無線局に係る指定周波数の電波を使用するものとされる区域

二 法別表第六の二の項又は六の項に掲げる無線局が認定計画に従って開設されたものである場合 当該認定計画に記載されたすべての特定基地局の無線設備の設置場所（附属設備）

第五十一条の九の十二 法第百三条の二第四項第九号の総務省令で定める附属設備は、人命又は財産の保護の用に供する無線設備に電力を供給し、又は当該無線設備を監視し、若しくは制御するための設備とする。

2 法第百三条の二第四項第十号の総務省令で定める附属設備は、同号イ若しくはロに掲げる設備に電力を供給し、又は当該設備を監視し、若しくは制御するための設備とする。

（開設無線局数の届出）

第五十一条の十 法第百三条の二第五項及び第六項の規定による開設無線局数の届出は、別表第十一号の様式の開設無線局数届出書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

2 法第百三条の二第六項の規定による開設無線局数の届出を行う者は、その提出先である総合通信局長から他の包括免許を付与されているときに当該他の包括免許に係る特定無線局の開設無線局数が当該届出に係る期間において減少している場合は、当該他の包括免許に係る次に掲げる事項を別表第十一号の様式の開設無線局数届出書に付記することができる。

- 一 包括免許の番号
- 二 包括免許の年月日
- 三 包括免許の有効期間
- 四 特定無線局の種別
- 五 当該届出の前月末日現在において開設している特定無線局の数
- 六 当該届出の前々月末日現在において開設している特定無線局の数
- 七 当該届出の前々月末日から当該届出の前月末日までの減少局数

（広域使用電波を使用する広域開設無線局を通信の相手方とする無線局）

第五十一条の十の二 設備規則又は周波数割当計画において移動しない無線局の使用する電波の周波数に応じて移動する無線局の使用する電波の周波数が定まるとされている場合において、当該移動しない無線局に係る指定周波数のうち当該移動する無線局が使用する電波の周波数を定めるもの及び当該移動する無線局に係る指定周波数が広域使用電波に該当しないときは、当該移動する無線局は広域使用電波を使用する広域開設無線局を通信の相手方とするものに該当しないものとして、法第百三条の二第五項及び第六項の規定を適用する。

（特定無線局の数の控除）

第五十一条の十の二の二 法第百三条の二第六項の総務省令で定める無線局は、次の各号のいずれかに該当する無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局であつて、広域使用電波を使用する広域開設無線局であるものを除く。以下この条において同じ。）について、それぞれ当該各号に掲げる無線局とする。

- 一 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う陸上移動局 同号に規定する携帯無線通信を行う陸上移動局
- 二 設備規則第三条第六号に規定するデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局又は同条第六号の二に規定する高度MCA陸上移動通信を行う陸上移動局 同条第六号に規定するデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局及び同条第六号の二に規定する高度MCA陸上移動通信を行う陸上移動局
- 三 設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局 同号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局

2 法第百三条の二第六項の規定による控除は、次のとおりとする。

- 一 当該届出に係る特定無線局の開設無線局数を超えるものの数の多いものを先順位とする。
- 二 当該届出に係る特定無線局の開設無線局数を超えるものの数が同じものについては、当該届出に係る特定無線局の数の多いものを先順位とする。
- 三 当該届出に係る特定無線局の開設無線局数を超えるものの数及び当該特定無線局の数が

同じものについては、当該特定無線局の最初の包括免許の日の遅いものを先順位とする。

（同等特定無線局区分）

第五十一条の十の三 法第百三条の二第七項の総務省令で定める区分は、次に掲げる無線局（同項に規定する特定無線局に限る。）の区分とする。

- 一 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う陸上移動局
- 二 設備規則第三条第八号に規定する携帯移動衛星データ通信又は同条第九号に規定する携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局
- 三 設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局
- 四 設備規則第四十九条の二十五に規定する二GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局のうち陸上移動局

（開設特定無線局数の届出）

第五十一条の十の二の四 法第百三条の二第七項の規定による開設特定無線局数の届出は、別表第十一号の様式の届出書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

（同等特定無線局区分の周波数の幅）

第五十一条の十の五 同等特定無線局区分の周波数の幅は、同等特定無線局区分に係る広域使用電波に該当する指定周波数の電波を使用する広域開設無線局（包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）であるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）であつて、一の同等特定無線局区分に係る広域開設無線局の免許人が同一の者であるものに係る当該指定周波数幅とこの占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅とする。この場合において、当該合わせた周波数帯に法別表第八備考に規定する指定に係る広域使用電波に該当する周波数に係る部分があるときは、当該部分に係る帯域幅を当該帯域幅の二分の一に相当する帯域幅とみなして、この項の規定を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる周波数帯に係る同等特定無線局区分の周波数の幅は、それぞれ当該各号に定める帯域幅とする。この場合において、当該各号の合わせた周波数帯に法別表第八備考に規定する指定に係る広域使用電波に該当する周波数に係る部分があるときは、当該部分に係る帯域幅を当該帯域幅の二分の一に相当する帯域幅とみなして、この項の規定を適用する。

- 一 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる周波数帯に係る同等特定無線局区分の周波数の幅は、それぞれ当該各号に定める帯域幅とする。この場合において、当該各号の合わせた周波数帯に法別表第八備考に規定する指定に係る広域使用電波に該当する周波数に係る部分があるときは、当該部分に係る帯域幅を当該帯域幅の二分の一に相当する帯域幅とみなして、この項の規定を適用する。

一 第五十一条の十の三第一号又は第三号に係る開設している無線局が時分割複信方式による無線通信を行う周波数帯 同等特定無線局区分に係る広域使用電波に該当する当該指定周波数に係る指定周波数の電波を使用する広域開設無線局（当該無線局の免許人が通信の相手方とする移動しない無線局の免許人と同一の者である場合に限る。）であつて、一の同等特定無線局区分に係る広域開設無線局の免許人が同一の者であるものに係る当該指定周波数ごとの占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅の二分の一に相当する帯域幅

二 設備規則又は周波数割当計画において移動しない無線局の使用する電波の周波数に応じて移動する無線局の使用する電波の周波数が定まるとされている場合における当該移動する無線局の周波数帯（前号に掲げるものを除く。） 当該移動しない無線局（当該移動しない無線局の免許人が当該移動する無線局の免許人と同一の者である場合に限る。）に係る指定周波数に応じて定まる当該移動する無線局（同等特定無線局区分に係る広域使用電波に該当する当該指定周波数に係る指定周波数の電波を使用する広域開設無線局（当該無線局の免許人が通信の相手方とする移動しない無線局の免許人と同一の者である場合に限る。）に係る指定周波数ごとの占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅

（同等特定無線局区分の広域使用電波の算定に用いる区域）

第五十一条の十の六 同等特定無線局区分の広域使用電波に該当する指定周波数の電波を使用する広域開設無線局については、次の各号に掲げる無線局の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める区域とする。

- 一 法別表第六の五の項に掲げる無線局及び包括免許に係る特定無線局（次号に掲げるもの及び包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に限る。）を除く。） 全国の区域
- 二 包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）であつて、包括免許人が開設する法別表第六の二の項に掲げる無線局を通信の相手

方とするもの 当該特定無線局の送信の制御を行う無線局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局長の管轄区域（当該包括免許において指定周波数を使用する区域に関する条件が付与されている場合にあつては、当該区域）

（基準無線局数）

第五十一条の十の七 法第百三条の二第七項ただし書の総務省令で定める「MHz当たりの特定無線局の数」は、四十万局とする。

（新規免許開設局又は既存免許開設局の数の届出）

第五十一条の十の八 法第百三条の二第八項の規定による新規免許開設局又は既存免許開設局の数の届出は、別表第十一号の二の様式の届出書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

（新規免許開設局又は既存免許開設局に係る包括免許に基づく特定無線局の数）

第五十一条の十の九 法第百三条の二第八項の規定により届出をした場合であつて、当該届出に係る新規免許開設局又は既存免許開設局に係る包括免許に基づく特定無線局数が既に届出ている直近の新規免許開設局又は既存免許開設局に係る包括免許に基づく特定無線局数（既に届け出ている新規免許開設局の数は既存免許開設局の数の届出がない場合にあつては、同条第七項の届出に係る包括免許に基づく特定無線局数）（以下この条において「直近無線局数」という。）を下回るときは、その下回る包括免許以外の包括免許に係る特定無線局数（直近無線局数から超えた数（以下この条において「増加局数」という。）に限る。）からその下回る包括免許に係る特定無線局数（直近無線局数を下回る数に限る。）を次のとおり控除するものとする。

- 一 増加局数の多いものを先順位とする。
- 二 増加局数が同じものについては、その包括免許に基づく特定無線局数の多いものを先順位とする。
- 三 増加局数及びその包括免許に基づく特定無線局数が同じものについては、最初の包括免許の日の遅いものを先順位とする。

（開設特定免許等不要局数の届出）

第五十一条の十の三 法第百三条の二第十二項の規定による開設特定免許等不要局数の届出は、別表第十一号の三の様式の開設特定免許等不要

局数届出書を総合通信局長に提出して行わなければならない。
（特定免許等不要局に使用する無線設備の表示に係る届出）

第五十一条の十の四 法第百三条の二第十三項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとし、同項の届出は、別表第十一号の四の様式の特定免許等不要局表示無線設備届出書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

- 一 特定無線設備の種類
- 二 周波数
- 三 無線局の有する機能
（二年以内に廃止することについて総務大臣の確認を受けた無線局）

第五十一条の十の五 法第百三条の二第十五項第三号の総務大臣の確認を受けた無線局とは、法第二十二條の規定による無線局の廃止の届出が行われた無線局であつて免許規則第二十四条の三第一項第五号に規定する廃止する年月日が当該届出を受理した日以後最初に到来する応当日から始まる二年の期間内であるものとする。ただし、再免許の申請をしようとする免許人が次項の規定による届出をしたときは、当該届出において当該免許人が希望する再免許の有効期間の満了の日が当該届出を受けた日以後最初に到来する応当日又は当該無線局の免許の有効期間の満了の日の翌日から始まる二年の期間内である無線局とする。

二 再免許の申請をしようとする免許人は、次に掲げる期間内に当該申請に係る無線局を廃止するとき、その旨を当該申請をすることとされる総務大臣又は総合通信局長に申し出ることができる。この場合において、当該免許人は、再免許後速やかに法第二十二條の規定による無線局の廃止の届出をしなければならない。

一 当該無線局の応当日から始まる二年の期間

二 当該無線局の免許の有効期間の満了の日の翌日から始まる二年の期間

三 前項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した文書を提出して行ふものとする。

一 免許人の氏名又は名称及び住所

二 無線局の種類

三 免許の番号

四 免許の有効期間

五 前項第一号又は第二号に掲げる期間内に廃止する旨

四 第二項の規定による届出をした免許人は、その申し出した期間を超えて再免許の申請をしてはならない。

五 第一項本文に規定する無線局の免許人は、当該無線局に係る法第二十二條の規定による無線局の廃止の届出をした後に当該無線局を廃止する日を同項本文に規定する期間内のいずれかの日に変更しようとするときは、あらかじめ、当該日を当該届出をした総務大臣又は総合通信局長に申し出なければならない。

（前納の届出）

第五十一条の十の六 免許人等は、法第百三条の二第十七項の規定により電波利用料を前納しようとするとき（次項に規定する場合を除く。）は、その年の応当日の前日までに、次に掲げる事項を記載した文書を総合通信局長に提出するものとする。

- 一 無線局の免許等の年月日及び免許等の番号
- 二 免許人等の氏名又は名称及び住所
- 三 無線局の種類
- 四 前納に係る期間

二 一の免許人等が複数の無線局を開設しているときは、当該免許人等は、同一会計年度に納めることとなるそれぞれの無線局に係る電波利用料について、法第百三条の二第十七項の規定による前納を一括して行うことができる。この場合において、当該免許人等は、当該会計年度の前年度の一月三十一日までに、次に掲げる事項を記載した文書を総合通信局長に提出するものとする。

- 一 無線局の免許等の年月日及び免許等の番号
- 二 免許人等の氏名又は名称及び住所
- 三 無線局の種類
- 四 前納に係る期間

三 無線局の免許等を受けようとする者は、免許等を受けた場合において当該無線局に係る電波利用料を法第百三条の二第十七項の規定により前納しようとするときは、当該免許等の申請に併せて、次に掲げる事項を記載した文書を総合通信局長に提出するものとする。

- 一 無線局の免許等の申請の年月日
- 二 申請者の氏名又は名称及び住所
- 三 無線局の種類
- 四 前納に係る期間

四 前三項の場合において、前納に係る期間は一年を単位とする。ただし、応当日から無線局の免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合はその期間とする。

（前納に係る還付の請求）

第五十一条の十一 法第百三条の二第十八項の規定による還付の請求は、別表第十二号の様式の

還付請求書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

（延納の申請）

第五十一条の十一の二 免許人は、法第百三条の二第十九項の規定により延納の申請をしようとするときは、毎年十月五日までに別表第十二号の様式の申請書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

（延納の申請の承認等）

第五十一条の十一の二の二 総合通信局長は、前条の申請（次条において「申請」という。）を行つた者（次条において「申請者」という。）が電波利用料を現に滞納していない場合には、当該申請を承認する。

第五十一条の十一の二の三 総合通信局長は、申請を承認した場合は、その旨を申請者へ通知する。

二 総合通信局長は、申請を承認しないこととした場合には、その理由を記載した文書を申請者に送付する。

第五十一条の十一の二の四 総合通信局長は、第五十一条の十一の二の二の規定により延納を承認された電波利用料が次条第二項に規定する期限までに納付されなかつたときには第五十一条の十一の二の二の承認を取り消すことができる。

二 前項の規定により第五十一条の十一の二の二の承認が取り消された場合は、当該承認が取り消された日から起算して三十日以内に取消された当該承認に係る電波利用料を納付しなければならない。

（延納による納付の期限等）

第五十一条の十一の二の五 免許人は、第五十一条の十一の二の二の規定により延納を承認された場合は、その納付すべき電波利用料を、十月一日から十二月三十一日まで、翌年の一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで及び七月一日から九月三十日までの各期に分けて納付することができる。

二 前項の規定により延納する免許人は、その電波利用料の額を期の数で除して得た額を各期の電波利用料として、最初の期の電波利用料については十一月一日までに、その後の各期の電波利用料についてはそれぞれその前の期の末日までに納付しなければならない。

（予納の届出）

第五十一条の十一の二の六 表示者（法第百三条の二第十三項の表示者をいう。以下同じ。）は、

同条第二十項の承認を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

- 一 予納期間の開始の年月日
- 二 表示者の氏名又は名称及び住所
- 三 特定無線設備の種別
- 四 周波数
- 五 無線局の有する機能ごとの表示を付す無線設備の見込数
- 六 予納する電波利用料の見込額（次項において「予納額」という。）

2 総合通信局長は、前項の申請があつた場合において、その申請に係る予納額が特定周波数終了対策業務ごとに総務大臣が定める金額以上であるときは、これを承認するものとする。

3 総合通信局長は、第一項の申請につき承認をしたときはその旨を、承認をしないこととしたときはその旨を理由を付した文書をもつて申請者に通知するものとする。

（予納期間の終了事由）

第五十一条の十一の二の七 法第百三条の第二十一項の総務省令で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 表示者が登録証明機関である場合にあつては、法第三十八条の十七第二項（法第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその登録が取り消されたとき。
- 二 天災その他の事由により表示を付すことが困難となつた場合において総務大臣が必要であると認めるとき。

（表示を付した無線設備の数の届出）

第五十一条の十一の二の八 法第百三条の第二十一項の規定による表示を付した無線設備の数の届出は、別表第十二号の三の様式の表示数届出書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

（予納に係る還付の請求）

第五十一条の十一の二の九 法第百三条の第二十二項の規定による還付の請求は、別表第十二号の四の様式の還付請求書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

（口座振替の申出等）

第五十一条の十一の二の十 免許人等は、免許人等所属の無線局に係る電波利用料を法第百三条の二第二十三項に規定する方法（以下「口座振替」という。）により納付しようとするとき

（再免許又は再登録を受けようとする場合であつて、当該無線局が再免許又は再登録を受けた場合において当該無線局に係る電波利用料を口座振替により納付しようとするときを含む。）は、当該電波利用料の納期限となる日から三十日前（法第百三条の第二十二項前段に規定する電波利用料にあつては、九月三十日）までに、別表第十三号の様式（広域開設無線局が使用する広域使用電波に係る電波利用料（次項及び第五十一条の十五第二項において「広域使用電波に係る電波利用料」という。）にあつては、別表第十三号の様式）の申出書を提出することによつて、その旨を総合通信局長に申し出るものとする。

2 無線局の免許等を受けようとする者は、免許等を受けた場合において当該無線局に係る電波利用料を口座振替により納付しようとするとき（既に無線局の免許等を受けている者が再免許又は再登録を受けようとする場合であつて、当該無線局が再免許又は再登録を受けた場合において当該無線局に係る電波利用料を口座振替により納付しようとするときを除く。）は、当該免許等の申請に併せて、別表第十四号の様式（広域使用電波に係る電波利用料にあつては、別表第十三号の様式）の申出書を提出することによつて、その旨を総合通信局長に申し出るものとする。

3 特定免許等不要局を開設した者又は表示者は、その開設し又は表示を付した特定免許等不要局に係る電波利用料を口座振替により納付しようとするときは、法第百三条の第二十二項又は第十三項の届出を行う日までに、別表第十四号の二の様式の申出書を提出することによつて、その旨を総合通信局長に申し出るものとする。

4 前三項の口座振替による納付を希望する旨の申出（以下「口座振替の申出」という。）は、その後に納期限が到来する電波利用料（当該無線局が再免許又は再登録を受けた場合における当該無線局に係る電波利用料を含む。第五十一条の十一の五において同じ。）の納付についての口座振替の申出とみなす。

（口座振替の申出の承認等）

第五十一条の十一の三 総合通信局長は、次の各号のいずれかに該当しない場合には口座振替の申出を承認する。

- 一 口座振替の申出を行つた者（以下「申出人」という。）が申出人所属の無線局（当該

口座振替の申出に係る無線局以外の無線局を含む。）に係る電波利用料を現に滞納している場合

二 無線局の免許等を受けようとする者が行う口座振替の申出であつて、第九条の規定により当該無線局の免許等の有効期間が次のいずれかである場合

(1) 免許等の申請者の申請により第七条から第八条までに規定する期間に満たない一定の期間

(2) 周波数割当計画による免許等に係る周波数を割り当てること可能な期間が第七条から第八条までに規定する期間に満たない期間

三 申出に係る電波利用料の納付について前納の申出がされている場合

四 申出に係る電波利用料の納付について予納の申出がされている場合

第五十一条の十一の四 総合通信局長は、口座振替の申出を承認した場合は、その旨を申出人に通知する。

2 総合通信局長は、口座振替の申出を承認しないこととした場合は、その理由を記載した文書を申出人に送付する。

第五十一条の十一の五 口座振替による電波利用料の納付を行つた次の表の上欄に掲げる者が、その後に納期限が到来する電波利用料について口座振替による納付を行わないことしようとするときは、同表の下欄に掲げる事項を記載した申出書を、総合通信局長に提出するものとする。

等	免許人
	（一）無線局の免許等の年月日及び免許等の番号
二 特定免許等不要局では、特定無線設備の種別	（二）氏名又は名称及び住所
	（三）無線局の種別
者又は表示者	（四）無線局の有する機能
	（五）氏名又は名称及び住所

第五十一条の十一の六 総合通信局長は、次に掲げる場合には口座振替の申出の承認を取り消すことができる。

- 一 承認に係る電波利用料が法第百三条の二第二十四項に規定する期限までに納付されなかつたとき。

二 承認に係る電波利用料の納付について前納の申出がされたとき。

三 承認に係る電波利用料の納付について予納の申出がされたとき。

（口座振替による納付の期限）

第五十一条の十一の七 法第百三条の第二十四項の総務省令で定める日は、同条第二十三項の金融機関において、当該電波利用料の納付に關し必要な事項について電磁的方法により記録されたもの（電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）による通知を受けた日又は必要な事項を記載した書類が到達した日から四取引日を経過した最初の取引日とする。

2 前項に規定する取引日とは、当該金融機関の休日以外の日という。

（納付の督促）

第五十一条の十二 法第百三条の第二十五項の規定による電波利用料の納付の督促は、別表第十五号の様式の督促状を送達して行うものとする。

（証明書の携帯）

第五十一条の十三 法第百三条の第二十六項の規定により滞納処分を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

2 前項の証明書の様式は、別表第十六号に定めるものとする。

（延滞金の免除）

第五十一条の十四 法第百三条の第二十七項ただし書の総務省令で定めるときは、次のとおりとする。

- 一 督促に係る電波利用料の額が千円未満であるとき。
- 二 法第百三条の第二十七項本文の規定により計算した延滞金の額が百円未満であるとき。

第二節の六 混信等の許容の申出

第五十一条の十四の二 免許人等は、他の無線局からの混信その他の妨害を許容することができる場合には、その旨を総務大臣に申し出ることができる。

第三節 権限の委任

（権限の委任）

第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号、第五

号の二及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

- 一 法第四条、第五条（第四項を除く）、第六条第一項、第七條から第十二條まで、第十四條第一項、第十五條、第十七條から第十九條まで、第二十条第二項から第六項まで、第九項及び第十項、第二十一條、第二十二條、第二十四條、第二十七條第一項、第二十七條の三第一項、第二十七條の四、第二十七條の五第一項及び第二項、第二十七條の六、第二十七條の八、第二十七條の九、第二十七條の十第一項、第二十七條の二十一第一項及び第二項、第二十七條の二十二から第二十七條の二十五まで、第二十七條の二十六（第三項を除く）、第二十七條の二十七第二項、第二十七條の二十八、第二十七條の二十九第一項、第二十七條の三十、第二十七條の三十一、第二十七條の三十二第二項、第二十七條の三十三（第三項を除く）、第二十七條の三十四、第二十七條の三十五、第三十九條第四項（法第五十一條（法第七十條の九第三項において準用する場合を含む。）及び第七十條の九第三項において準用する場合を含む。）、第七十條の七第二項（法第七十條の八第二項及び第七十條の九第二項において準用する場合を含む。）、第七十五條、第七十六條の八第三項（法第七十條の九第三項において準用する場合を含む。）、第二項、第三項（法第七十條の七第四項及び第七十條の九第三項において準用する場合を含む。）及び第六項並びに第八十條の規定に基づく総務大臣の権限であつて、次の無線局（法第五條第一項第二号に掲げる者の開設に係るものを除く。）に関するもの
- (1) 固定局、地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。）、陸上局、移動局、無線測位局、V S A T 地球局、船舶地球局、航空機地球局、携帯移動地球局、非常局、アマチュア局、簡易無線局、構内無線局、気象援助局、標準周波数局及び特別業務の局を除く。）の行う無線通信業務に係る実用化試験局
- 一の二 法第四條の二第二項（同項の規定による技術基準の指定に係る部分を除く。）、第四項及び第六項並びに法第四條の二第五項にお

- いて準用する法第三十八條の二十及び第三十八條の二十一第一項に基づく総務大臣の権限
- 二 法第七十七條（無線設備の設置場所の変更及び無線設備の変更の工事に係る部分に限る。）及び第十八條の規定に基づく総務大臣の権限であつて、第一号に掲げる無線局以外の無線局（法第五條第一項第二号に掲げる者の開設するもの及び基幹放送局を除く。）に関するもの
- 二の二 法第二十四條の二第一項、第二項及び第四項、第二十四條の二の二第一項、第二十四條の三、第二十四條の四第一項、第二十四條の五第一項、第二十四條の六第二項、第二十四條の七、第二十四條の八第一項、第二十四條の九第一項、第二十四條の十並びに第二十四條の十一の規定に基づく総務大臣の権限
- 二の二の二 法第二十五條第二項の規定に基づく混信又はふくそうに関する調査に係る総務大臣の権限
- 二の二の三 法第二十六條の二並びに第二十六條の三第六項及び第七項の規定に基づく総務大臣の権限
- 二の三 法第四十一條第一項、第四十二條及び第四十五條の規定に基づく総務大臣の権限であつて、第一級海上特殊無線技士、第二級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士、レーダー級海上特殊無線技士、航空特殊無線技士、第一級陸上特殊無線技士、第二級陸上特殊無線技士、第三級陸上特殊無線技士、国内電信級陸上特殊無線技士、第三級アマチュア無線技士及び第四級アマチュア無線技士の資格に関するもの（法第四十五條の規定に基づくものうち、法第四十六條第一項の規定により、総務大臣が同項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）に同項に規定する試験事務（以下「試験事務」という。）を行わせることとした場合の当該試験事務に係る無線従事者国家試験に関するものを除く。）
- 二の四 法第四十一條第二項第二号、第四十八條第一項及び第七十九條第一項（免許の取消しに係る部分を除く。）の規定に基づく総務大臣の権限
- 二の五 法第四十八條の二第二項第二号、第四十八條の三第一号、第七十九條第二項において準用する同条第一項（船舶局無線従事者証明の取消しに係る部分を除く。）、第七十九條

一の二 船舶の無線局 及び船舶地球局	その船舶の主たる停泊港の所在地	二の二 法第七十一條の五、第七十二條、第七十三條（第七項を除く。）、第八十一條（法第七十條の七第四項、第七十條の八第三項及び第七十條の九第三項において準用する場合を含む。）、及び第八十二條（法第八十一條において準用する場合を含む。）の規定に基づく総務大臣の権限	三の二 V S A T 地球局の送信の地球局（三の項に制御を行う V S A T 制御地球局を除く。）
	在り	二の三 包括免許 （法第二十七條の二第一号に掲げる無線局に係るもの） 二の四 包括免許 （法第二十七條の二第二号に掲げる無線局に係るもの） 二の五 法第二十七條の二第三号に掲げる無線局に係るもの	三の三 包括免許 （法第二十七條の二第三号に掲げる無線局に係るもの） 三の四 包括免許 （法第二十七條の二第四号に掲げる無線局に係るもの） 三の五 法第二十七條の二第五号に掲げる無線局に係るもの
二 航空機の無線局 及び航空機地球局	その航空機の設置場の所在地	三の六 法第二十七條の二第六号に掲げる無線局に係るもの	三の六 法第二十七條の二第六号に掲げる無線局に係るもの
三 宇宙局並びに申請者又は免許人の住所 包括免許に係る特定無線局であつて、その通信の相手方が人工衛星局であるもの及び包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局	申請者又は免許人の住所	三の七 法第四十八條の二第二項、第四十八條の三第一号、第七十九條第二項において準用する同条第一項（船舶局無線従事者証明の取消しに係る部分を除く。）、第七十九條の二第二項の規定場所。ただし、当該届出を行	三の七 法第四十八條の二第二項、第四十八條の三第一号、第七十九條第二項において準用する同条第一項（船舶局無線従事者証明の取消しに係る部分を除く。）、第七十九條の二第二項の規定場所。ただし、当該届出を行

による届出に係る者の住所とすることを妨 無線局及び無線設備（三の七の項に 掲げる事項を除く。）	四 移動する無線局（一の項から三の項までの三の項まで、三の無線局にあつては、当該船舶の主たる停泊港又は当該航空機の定置場の所在地）（十二の項に掲げる事項を除く。）	五 移動しない無線局（三の四の項又は演奏から三の八の項又は演奏所の所在地を除く。）（十二の項に掲げる事項を除く。）	五の二 登録検査等事業者の登録を受ける者若しくは登録検査等事業者の住所又はこれらが検査若しくは点検の業務を行う事務所の所在地	五の三 法第二十五條第二項に規定する無線局の送信所の所在する混信又はふく地（人工衛星の無線局にあつては請求者の住所、移動する無線局にあつては常置場所）に関する事項	五の四 法第二十六條の二に規定する電波の利用状況（それぞれ下欄に掲げる場所の調査及び法第二十六條の三に規定する電波の有効利用の程度の評価等に関する事項）	六 無線従事者の免許に関する事項（法附則第五項又は第六項の規定により無線従事者の免許を受けたものとみなされた者で
あつて、昭和三十年六月一日に免許の更新を受けたものの当該免許については、同日における本籍地）、修了した法第四十一條第二項第二号の養成課程の主たる実施の場所（その場所が外国の場合にあつては、当該養成課程を実施した者の主たる事務所の所在地。七の項において同じ。）、同条第二項第三号の無線通信に関する科目を修めて卒業した同号の学校（当該科目を修めて学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十七條の二に規定する前期課程を修了した専門職大学を含む。）の所在地又は修了した従事者規則第三十三條に規定する認定講習課程の主たる実施の場所。ただし、申請者の住所とすることを妨げない。	七 法第四十一條その養成課程の主たる実施の第二項第二号の無線従事者の養成課程	八 無線従事者国家試験の施行地	八の二 船舶局無線の無線従事者証明に 線従事者証明に する事項（次の項に係る六の項の下欄に掲げる事項を除く。）	八の三 法第四十條その訓練の主たる実施の場所 八の二第二項第二号及び第四十八條は、当該訓練を実施した者の三第一号に規 定する訓練の課程 に関する事項	九 無線従事者又はその船舶局無線従事者証明を受けた者の住所又は居所（現に免許者の業務の従事の停止は、当該無線局につき一の項	十 高周波利用施設（その主たる装置の設置場所又は常置場所）
から四の項までの上欄に掲げる無線局の区分に従いそれぞれ下欄に掲げる場所）	十一 法第二百二條その主たるものの施工地	十二 特定免許等特定免許等不要局を開設した料に関する事項	十三 広域使用電波にその広域使用電波を使用する区域（当該区域が法別表第七の十二の項、十三の項又は十四の項に掲げる区域である場合は、当該広域使用電波を使用する広域開設無線局の免許人又は法第二百三條の二第三項の規定により当該広域使用電波を最初に使用する特定基地局の免許を受けた免許人とみなされる認定開設者の住所）	十四 法第二百三條その広域使用電波を使用するの二第七項及び第九区域（当該区域が法別表第七の八項に規定する電波の項から十三の項まで、波利用料に関する十五の項若しくは十六の項に掲げる区域のうち、複数の区域を使用する場合又は法別表第七の十二の項、十三の項若しくは十四の項に掲げる区域である場合は、その当該広域使用電波を使用する広域開設無線局の免許人の住所）	3 無線局の送信装置のある場所が前項の表の下欄に掲げる場所と異なる場合において、同項に規定する総合通信局長が当該無線局の検査を行なうことが著しく不適当であるときは、第一項第一号、第二号、第三号又は第六号に掲げる総務大臣の権限（無線局の検査に係るものに限る。）が委任されることとなる所轄総合通信局長は、前項の規定にかかわらず、当該無線局の送信装置のある場所を管轄する総合通信局長とする。	4 法第四條の二第二項、第四項及び第六項の規定による届出を行う者又は無線従事者の免許を受けようとする者の住所が本邦内にない場合に
おける第一項の所轄総合通信局長は、第二項の規定にかかわらず、関東総合通信局長とする。アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。以下この項において同じ。）に係る申請について、申請に係る無線局に関する第二項の表の下欄に掲げる場所と申請に係る無線従事者の免許に関する同表の下欄に掲げる場所とが異なる場合であつて、当該申請がこれらのいずれかの場所を管轄する総合通信局長に同時に提出されるときにおける第一項の所轄総合通信局長は、第二項の規定にかかわらず、当該アマチュア局の無線設備の常置場所（常置場所を船舶又は航空機とする無線局にあつては、当該船舶の主たる停泊港又は当該航空機の定置場の所在地）又は当該アマチュア局の送信所（通信所又は演奏所）があるときは、その通信所又は演奏所の所在地を管轄する総合通信局長とする。	5 法第二十四條の十三第一項、同条第二項において準用する法第二十四條の二第二項及び第四項、第二十四條の三、第二十四條の四第一項、第二十四條の五第一項、第二十四條の六第二項、第二十四條の七第一項及び第二十四條の八第一項、第二十四條の九第一項及び第二十四條の十一並びに第二十四條の十三第三項の規定に基づく総務大臣の権限は、関東総合通信局長に委任する。ただし、当該権限は、総務大臣が自ら行うことがある。	6 法第二十四條の十三第一項、同条第二項において準用する法第二十四條の二第二項及び第四項、第二十四條の三、第二十四條の四第一項、第二十四條の五第一項、第二十四條の六第二項、第二十四條の七第一項及び第二十四條の八第一項、第二十四條の九第一項及び第二十四條の十一並びに第二十四條の十三第三項の規定に基づく総務大臣の権限は、関東総合通信局長に委任する。ただし、当該権限は、総務大臣が自ら行うことがある。	第四節 提出書類（書類の提出）	第五十二條 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、次の表の上欄に掲げるものに関するものは同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長を、その他のもの（法第二十五條第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの、法第二十七條の十三第一項に規定する開設指針の制定の申出に関するもの、法第二十七條の十四第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの、無線設備の機器の型式検定に関するもの、法第三十八條の二第二項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出（法第百條第五項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に関するもの並びに法第三十八條の五第一項に規定する登録証明機関、法第三十八條の三十一第二項に規定す	第五十二條 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、次の表の上欄に掲げるものに関するものは同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長を、その他のもの（法第二十五條第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの、法第二十七條の十三第一項に規定する開設指針の制定の申出に関するもの、法第二十七條の十四第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの、無線設備の機器の型式検定に関するもの、法第三十八條の二第二項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出（法第百條第五項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に関するもの並びに法第三十八條の五第一項に規定する登録証明機関、法第三十八條の三十一第二項に規定す	第五十二條 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、次の表の上欄に掲げるものに関するものは同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長を、その他のもの（法第二十五條第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの、法第二十七條の十三第一項に規定する開設指針の制定の申出に関するもの、法第二十七條の十四第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの、無線設備の機器の型式検定に関するもの、法第三十八條の二第二項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出（法第百條第五項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に関するもの並びに法第三十八條の五第一項に規定する登録証明機関、法第三十八條の三十一第二項に規定す

る承認証明機関、法第三十九条の二第一項に規定する指定講習機関、法第四十六条第一項に規定する指定試験機関、法第七十一条の三第一項に規定する指定周波数変更対策機関、法第七十一条の三の二第二項に規定する登録周波数終了対策機関、法第二百二条の十七第一項に規定するセンター及び法第二百二条の十八第一項に規定する指定校正機関に関するものを除く。）は前条第一項に規定する所轄総合通信局長（以下「所轄総合通信局長」という。）を経由して総務大臣に提出するものとし、法及び法の規定に基づく命令の規定により総合通信局長に提出する書類は、所轄総合通信局長に提出するものとする。ただし、法第四条の三の規定に基づく呼出符号又は呼出名称の申請に関する審査請求書及び法第八十三条第一項に規定する審査請求書は、総務大臣に直接提出することを妨げない。

一 法第四条の三に規定する申請者の住所
呼出符号又は呼出名称の指定

二 従事者規則第二章第四節その学校の本部に規定する学校等の認定
（当該認定がその学校の特定の学部又は学科に係るものであるときは、その学部又は学科）の所在地

二の二 従事者規則第三章のその学校の本部に規定する履修内容の確認（当該確認がその学校の特定の学部又は学科に係るものであるときは、その学部又は学科）の所在地

二の三 従事者規則第四章にその講習課程の主規定する講習課程の認定及びたる実施の場所
実施結果の報告

二の四 従事者規則第七十三
条に規定する主任講習

二の五 従事者規則第八十一その講習を実施し条に規定する講習の実施結果た事務所の所在地の報告

二の六 従事者規則第九十三その試験事務を条に規定する試験事務の実施した事務所の所結果の報告及び従事者規則第在地

九十四条に規定する受験停止等の処分の報告
三 法第五十六条第一項に規その受信設備の指定する指定に係る受信設備 置場所
三の二 法第七十条の五の二その航空機局又はに規定する無線設備等保守規航空機地球局が設程の認定、変更の認定、変更置される航空機の届出及び無線設備等の点検定置場の所在地その他の保守の実施状況の報告
四 第四十四条第一項第二その高周波利用設号、同条第二項及び第四十五備の製造業者等の条第三号に規定する高周波利住所
確認

2 法第十条第一項の規定による届出書類、法第十八条第一項本文の規定による検査を受けようとする場合の免許規則第二十五条第四項の規定に基づく届出書類又は無線設備等の点検実施報告書であつて船舶局、航空機局、遭難自動通報局、無線航行移動局、ラジオ・ブイの無線局又は船舶地球局に係るものについては、前項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を経由して所轄総合通信局長に提出することを妨げない。

3 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの、法第二十七条の十三第一項に規定する開設指針の制定の申出に関するもの及び法第二十七条の十四第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの並びに法第三十八条の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出については、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を経由して総務大臣に提出することができる。

4 検査実施報告書であつて船舶局（第四十一条の二の六第八号に規定するものを除く。）、遭難自動通報局、無線航行移動局（第四十一条の二の六第十三号に規定するものを除く。）、又は船舶地球局（第四十一条の二の六第十七号に規定するものを除く。）に係るものについては、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を経由して所轄総合通信局長に提出することを妨げない。

5 エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取

扱いについては、総務大臣が別に告示することによる。

第五十二条の二 削除

（電子申請等の場合の添付書類等の提出）

第五十二条の三 法及びこれに基づく命令の規定による申請又は届出を電子申請等により行う場合において、当該申請又は届出に添付することとされている書類等（当該書類等に記載すべき事項について総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに電子申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して記録するときとされているものを除く。）があるときは、当該書類等の提出は、免許状、免許証その他の総務大臣が別に告示するものを除き、当該書類等をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を当該申請又は届出に併せて送信することにより行うことができる。

2 前項の規定により電磁的記録を送信した者は、当該電磁的記録を送信した日から二年間（この間に当該申請又は届出に係る許可等の有効期間が満了する場合は、当該有効期間が満了する日までの間）、前項の規定により読み取つた書類等を保存しなければならない。ただし、当該書類等が、電子申請等をした者が当該申請又は届出のために自ら作成したものであるときは、この限りでない。

3 総務大臣は、第一項の規定により送信された電磁的記録に疑義があるとき又は判読することができないときは、当該電磁的記録を送信した者に対して、期限を定めて、前項の規定により保存する書類等の提出を求めることができる。

4 エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いについては、前三項の規定によるほか、総務大臣が別に告示するところによる。

（電子情報処理組織の使用の特例）

第五十二条の四 電子申請等に係る電子情報処理組織（情報通信技術活用法第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）の停止（あらかじめ停止する旨を公表している場合を除く。）その他やむを得ない事由により、法及びこれに基づく命令の規定による申請又は届出の期間内に電子情報処理組織を使用する方法により申請又は届出を行うことが著しく困難と認める場合は、当該各規定にかかわらず、総務大臣の指定する方法により、その申請又は届出をすることができる。

2 総務大臣は、前項の規定により指定した方法について、インターネットの利用その他の方法により公表する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和二十五年十二月一日から施行する。

（公示する期間内に申請することを要しない無線局についての特例）

2 一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。）が開設する放送局（自ら行う放送であつてデジタル放送以外のテレビジョン放送の大部分の放送番組を含めて放送するデジタル放送を行う放送局（人工衛星に開設するものを除く。）に限る。）については、第六条の四各号に掲げるもののほか、関東広域圏（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）の各区域を併せた区域をいう。以下この項において同じ。）、中京広域圏（岐阜県、愛知県及び三重県の各区域を併せた区域をいう。以下この項において同じ。）、又は近畿広域圏（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の各区域を併せた区域をいう。以下この項において同じ。）、を放送対象地域（放送法第二条の二第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。以下この項において同じ。）、とする放送局にあつては平成十五年十二月三十一日までの間、関東広域圏、中京広域圏及び近畿広域圏以外の区域を放送対象地域とする放送局にあつては平成十八年十二月三十一日までの間、公示する期間内に申請することを要しない無線局とする。

3 この規則による改正前の規定に基づく処分、手続その他の行為は、この規則中これに相当する規定があるときは、この規則によつてしたものみなす。

4 電波法及び放送法の施行に関する暫定規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第二号）は、廃止する。

（附属設備）

5 法附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の二第四項第十二号の三の総務省令で定める附属設備は、中継局その他の設備に電力を供給し、又は当該設備を監視し、若しくは制御するための設備とする。

6 法附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第百三条の二第四項第十二号の四の総務省令で定める附属設備は、同号の電気通信設備に電力を供給するための設備とする。

7 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局及び同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局についての第三条第一項及び第四条第一項の規定の適用については、当分の間、第三条第一項第五号中「水域」とあるのは「区域」と、第四条第一項第十二号中「(船上通信局を除く。）」とあるのは「(船上通信局を除き、陸上移動業務に係る実用化試験局を含む。）」とする。

附 則 (昭和二十六年五月一日電波監理委員会規則第六号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十六年二月二日電波監理委員会規則第九号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十七年四月二日電波監理委員会規則第四号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十七年六月一日電波監理委員会規則第五号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十七年七月三十一日電波監理委員会規則第一〇号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十七年九月二十九日郵政省令第三号)
この規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年八月一日から適用する。

2 この省令による改正前の規則に基づく処分、手続その他の行為は、改正後の規則中のこれに相当する規定によつてしたものとみなす。

附 則 (昭和二十八年十一月二十五日郵政省令第五七号) 抄
この省令は、公布の日から施行し、附則第三項の規定に限り昭和二十八年六月一日から適用する。但し、第十五条第二項の改正規定は、この省令施行の日から六箇月間は施行しないものとする。

5 この省令施行の際従前の規則の規定により特殊無線技士(超短波陸上無線電話)の資格を有する者は、この省令の規定による特殊無線技士(超短波陸上無線電話)の資格を有する者とみなす。

6 この省令施行の際従前の規則の規定により特殊無線技士(超短波多重無線電話)の資格を有する者は、この省令の規定による特殊無線技士(超短波多重無線装置)の資格を有する者とみなす。

附 則 (昭和二十九年九月二日郵政省令第三四号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十九年十一月二六日郵政省令第三九号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十九年十二月二八日郵政省令第四五号) 抄
この省令は、昭和三十年一月一日から施行する。

附 則 (昭和三十年一月二九日郵政省令第四号)
この省令は、昭和三十年二月一日から施行する。

附 則 (昭和三十年九月二二日郵政省令第四二号)
この省令は、公布の日から施行する。

この省令施行の際従前の規則の規定により特殊無線技士(超短波陸上無線電話又は超短波海上無線電話)の資格を有する者は、引き続きこの省令による改正後の規則の規定による特殊無線技士(超短波陸上無線電話又は超短波海上無線電話)の資格を有する者とみなす。

附 則 (昭和三十一年一月二九日郵政省令第二〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十一年二月二日郵政省令第二三三号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十三年五月二二日郵政省令第八号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十三年六月一日郵政省令第九号)
この省令は、昭和三十三年七月一日から施行する。

附 則 (昭和三十三年九月二八日郵政省令第二四号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令施行の際、従前の規則の規定により左の表の上欄の資格を有する者は、引き続きこの省令による改正後の規則の規定による同表の下欄の資格を有する者とみなす。

超短波海上無線電話	超短波海上無線電話甲
超短波陸上無線電話	超短波陸上無線電話乙
超短波陸上無線電話	超短波陸上無線電話
中短波固定無線電話	中短波固定無線電話
中短波移動無線電話	中短波移動無線電話
国内無線電信甲	国内無線電信乙
国内無線電信	国内無線電信

3 前項の規定により新資格を有する者とみなされた者の有する旧資格の免許証は、従事者規則第十七条又は第二十二條の規定による申請に基づいて免許証の交付を受けるまで、新資格の免許証とみなす。

附 則 (昭和三十三年二月二日郵政省令第二八号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十三年十一月五日郵政省令第二六号) 抄
この省令は、電波法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第百四十号)施行の日(昭和三十三年十一月五日)から施行する。

2 この省令施行の際、現に改正前の規則第四条第一項の規定による放送中継局の免許を受けているものは、この省令による改正後の規則第四条第一項の規定による固定局の免許を受けたものとする。但し、その免許の有効期間は、現に受けている免許の有効期間の残存期間とする。

3 この省令施行の際、現に改正前の規則第四条第二項の規定による陸上局又は移動局の免許を受けているものは、それぞれこの省令による改正後の規則第四条第一項の規定による携帯基地局又は携帯局の免許を受けたものとする。但し、その免許の有効期間は、現に受けている免許の有効期間の残存期間とする。

5 改正後の規則第十三条の四の規定は、この省令施行の際現に施設している二五、〇〇〇k以下以下の周波数の電波を使用する単一通信路の無線電話については、昭和三十七年十二月一日から施行する。

附 則 (昭和三十四年五月二五日郵政省令第一六号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十四年二月二日郵政省令第三一三号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十五年九月二七日郵政省令第一八号)
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十六年六月一日郵政省令第一二二号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令施行の際現に免許又は予備免許を受けている無線局のうち気象援助局(レーダーのみを使用するものに限る。)及び無線測位局(改正後の第三条第一項第十二号の二に規定する無線標定業務に該当する業務に係るものに限る。)は、この省令の施行の日において改正後の第四条第一項の規定による無線標定陸上局又は無線標定移動局の免許又は予備免許を受けたものとみなす。ただし、その免許の有効期間は、現に受けている当該無線局の免許の有効期間の残存期間とする。

3 前項の規定により無線標定陸上局又は無線標定移動局の予備免許を受けたものとみなされる者が当該種別の無線局に係る同項の残存期間の満了の日以前に当該無線局の免許を受ける場合のその有効期間は、当該残存期間の満了の日までの期間とする。

4 この省令施行の際現に免許又は予備免許を受けている無線局の無線設備につき指定を受けている電波の型式及び空中線電力は、この省令の施行の日において改正後の第四条の二及び第四条の四の規定に従つてそれぞれ相当の指定を受けたものとみなす。

附 則 (昭和三十八年七月三十一日郵政省令第一号)
この省令は、昭和三十八年八月一日から施行する。

2 改正前の第十二条第四項の規定に基づく告示は、改正後の第十二条第十一項の規定に基づく告示とする。

附 則 (昭和三十九年二月一日郵政省令第一号) 抄
この省令は、昭和三十九年八月一日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四〇年五月二六日郵政省令第一一〇号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

2 改正前の第十二条第十一項の規定に基づく告示は、改正後の第十二条第十二項の規定に基づく告示とする。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正前の第十二条第十一項の規定に基づく告示は、改正後の第十二条第十二項の規定に基づく告示とする。

附 則（昭和四〇年九月一日郵政省令第二八号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年五月三〇日郵政省令第五号）
この省令は、昭和四十一年六月一日から施行する。

附 則（昭和四二年七月一五日郵政省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年一月二五日郵政省令第三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年七月一日郵政省令第二二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年八月二〇日郵政省令第三〇号）
この省令は、昭和四十三年八月二十二日から施行する。

附 則（昭和四四年三月二八日郵政省令第六号）抄
この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二十八條及び第二十八條の二第一項各号の改正規定、第二十八條の二第二項一号を加える改正規定、第二十八條の二第三項及び第四項の改正規定、第二十九條の三第一項及び第三項の改正規定（海岸局に係る部分を除く。）並びに第二十九條の四第一項の改正規定、昭和四十四年十月一日

二 第十三條第一項の改正規定（簡易無線局の周波数から四六七Mcを除く措置に関する部分を除く。）昭和四十五年一月一日

三 第十二條第一項及び第六項の改正規定（二六・一Mcをこえ二八Mc以下の周波数帯の電波を送信に使用する船舶無線電話局に係る部分に限る。）昭和四十六年四月一日

昭和五十六年十二月三十一日までの間における改正後の第十二條第四項の適用については、同項の表

A三H電波二、一八二A三H電波二、一八二kH z	A三H電波二、一八二A三H電波二、一八二kH z
A三A電波及びA三JA三A電波及びA三J電波地方電波監理局	A三A電波及びA三JA三A電波及びA三J電波地方電波監理局
長が指示する周波数	長が指示する周波数

とあるのは、

A三H電波二、一八二A三電波一、六〇五kH z	A三H電波二、一八二A三電波一、六〇五kH z
A三H電波及びA三J電波地方電波監理局長が指示する周波数	A三H電波及びA三J電波地方電波監理局長が指示する周波数

第十三條の四ただし書の規定の適用を受ける船舶局の無線電話（一、六〇五kH zをこえ三、九〇〇kH z以下の周波数帯の電波を使用するものに限る。）であつて、昭和四十七年十二月三十一日までに設置されたものにおいて具備すべき電波については、改正後の第十二條第一項及び第四項の規定にかかわらず、昭和五十六年十二月三十一日までは、なお従前の例による。この場合における改正後の第二十八條の二第二項の規定の適用については、昭和五十六年十二月三十一日までは、同項中「A三H電波」とあるのは、「A三電波」とする。

改正前の第十二條第十二項の規定に基づく告示は、改正後の同条第八項の規定に基づく告示とする。

この省令の施行の際現に、免許又は予備免許を受けている海上移動業務又は海上無線航行業務の無線局であつて、無線電話により通信を行なうために単側波帯の電波の周波数の指定を受けているものは、この省令の施行の日において当該周波数から一、五〇〇サイクル（当該周波数が四Mcをこえ二三Mc以下の周波数であるときは、一、四〇〇サイクル）低い周波数の指定を受けたものとみなす。

附 則（昭和四五年九月三日郵政省令第二〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年一月二五日郵政省令第二九号）抄
この省令は、昭和四十五年十二月一日から施行する。

附 則（昭和四六年六月一日郵政省令第九号）抄
この省令は、昭和四十六年十月一日から施行する。ただし、施行規則第十條の二の次に一条を加える改正規定及び施行規則第十三條の三の改正規定（但し、郵政大臣）を「ただし、地方電波監理局長」に改める部分を除く。）並びに免許規則第二十五條第五項の改正規定は、公布の日から施行する。

この省令の施行前に改正前の免許規則の規定によつてなされた免許又は許可の申請に係る郵政大臣の権限であつて、改正後の施行規則第五十一條の二第二項の規定により所轄地方電波監理局長に行なわせるものについては、改正後の同項の規定にかかわらず、なお郵政大臣が行なう。

附 則（昭和四六年一月一日郵政省令第二六号）
この省令は、昭和四十六年十二月一日から施行する。

この省令の施行前になされた養成課程に係る郵政大臣の認定は、改正後の第五十一條の二第二項の規定により所轄地方電波監理局長がしたものとみなす。

附 則（昭和四六年二月二四日郵政省令第三一号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年四月二一日郵政省令第三一三号）
この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

この省令の施行の際現に許可を受けている無線設備の変更の工事であつて、改正後の第十條第二項に規定する軽微な事項に該当するものは、改正後の第十條の三の規定にかかわらず、変更検査を受けることを要しない。

固定局、海岸局、航空局、一般の利用に供するために開設する信号報知局、遭難自動通報局、無線測位局、非常局、標準周波数局又は特別業務の局に備えつけておかなければならない業務書類であつて、この省令の施行前になされた免許若しくは許可の申請又は届出に係るものについては、改正後の第三十八條第一項又は第五項の規定にかかわらず、当該無線局の免許の有効期間が満了する日までは、なお従前の例による。

改正前の第三十八條第四項及び第五項の規定に基づく告示は、それぞれ改正後の第三十八條第三項及び第四項の規定に基づく告示とする。

この省令の施行の際現に許可を受けている高周波利用設備に備えつけておかなければならない書類については、改正後の第四十六條の二第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

る。ただし、改正後の同条第二項の規定の適用があるものとす。

この省令の施行前になされた免許又は許可の申請に係る郵政大臣の権限であつて、改正後の第五十一條の二第二項の規定により所轄地方電波監理局長に委任することとなるものについては、改正後の同項の規定にかかわらず、なお郵政大臣が行なう。

この省令の施行前に郵政大臣がした処分又は郵政大臣に対してなされた手続（免許又は許可の申請を除く。）その他の行為であつて、改正後の第五十一條の二第二項の規定により所轄地方電波監理局長に委任することとなる郵政大臣の権限に係るものは、改正後の同項の規定により所轄地方電波監理局長がしたものとみなす。

附 則第四項及び前項に規定する場合のほか、この省令による改正前の規定によつてなされた処分又は手続は、改正後の規則中のこれに相当する規定によつてなされたものとみなす。

附 則（昭和四七年五月一日郵政省令第一六号）
この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則（昭和四七年七月一日郵政省令第二五号）抄
この省令は、公布の日から施行する。ただし、電波法施行規則第四十條第二項の改正規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

この省令の施行前になされた電波法（昭和二十五年法律第三十一号）に基づく告示、処分、手続その他の行為のうち、周波数の計量単位として、サイクル毎秒若しくはサイクル、キロサイクル、メガサイクル、ギガサイクル又はテラサイクルを用いたものは、この省令の施行の日以降においては、それぞれ、ヘルツ、キロヘルツ、メガヘルツ、ギガヘルツ又はテラヘルツを用いたものとみなす。

改正前の施行規則第三十九條第三項の規定に基づく告示は、改正後の同条第四項の規定に基づく告示とする。

附 則（昭和四七年一月二一日郵政省令第四一号）
この省令は、昭和四十八年一月一日から施行する。

附則（昭和四十八年五月一日郵政省令第一四号）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三十七条第十八号の次に一号を加える改正規定は、昭和四十八年七月一日から施行する。

2 アマチュア局又は簡易無線局に備えつけておかなければならない業務書類であつて、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までになされた免許、再免許若しくは許可の申請又は届出に係るもの（無線局免許手続規則の一部を改正する省令（昭和四十八年郵政省令第十五号）による改正前の免許規則別表第一号、別表第二号、別表第三号、別表第四号の五、別表第四号の六又は別表第五号の様式によるものに限る。）については、改正後の第三十八条第一項又は第三項の規定にかかわらず、当該無線局の免許の有効期間が満了する日までは、なお従前の例による。

附則（昭和四十八年八月一日郵政省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十九年二月一日郵政省令第二一号）

1 この省令は、昭和五十年一月一日から施行する。ただし、第五十一条の二第二項第二号の二を改正し、同号を同項第二号の三とし、同項第二号の次に一号を加える改正規定（法第四十七条の規定に基づく郵政大臣の権限に係る部分を除く）、第五十一条の二第二項の表中七の項を十の項とし、六の項を九の項とし、五の項を六の項とし、四の項の次に加える改正規定及び第五十二条第一項の表中一の項から三の項までを削る改正規定（一の項に係る部分を除く。）は、同年四月一日から施行する。

2 改正前の第三十八条の四の規定により保存しななければならないこととされている遭難自動通報設備の機能試験の記録については、改正後の第四十三条の二の規定によりこの省令の施行の日以後において最初に実施した当該設備の機能試験の報告がなされる日まで保存しなければならない。

3 昭和五十年三月三十一日までになされた無線従事者の免許又は免許証の再交付の申請に係る郵政大臣の権限であつて、改正後の第五十一条の二第二項の規定により所轄地方電波監理局長に委任することとなるものについては、改正後の

の同項の規定にかかわらず、なお郵政大臣が行う。

4 昭和五十年三月三十一日までに郵政大臣がした処分その他の行為又は郵政大臣に対してなされた手続その他の行為（無線従事者の免許又は免許証の再交付の申請を除く。）であつて、改正後の第五十一条の二第二項の規定により所轄地方電波監理局長に委任することとなる郵政大臣の権限に係るものは、改正後の同項の規定により所轄地方電波監理局長がしたものとみなす。

5 改正前の別表第二号の二の（4）のアの規定に基づく告示は、改正後の同表の二の（5）のアの規定に基づく告示とする。

附則（昭和五〇年二月一日郵政省令第一九号）

この省令は、昭和五十一年一月一日から施行する。ただし、第十二条第三項の改正規定は、昭和五十二年六月一日から施行する。

附則（昭和五一年三月二五日郵政省令第六号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 昭和五十二年三月三十一日以前に免許又は予備免許を受けた義務航空機局の無線設備の機器であつて次の表の上欄に掲げるものについては、当該機器の設置が継続する限り、改正後の同表の下欄の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の同表の下欄の規定に適合する無線設備の機器及び昭和五十二年四月一日以後における取替え又は増設に係る無線設備の機器については、この限りでない。

一、六〇五kHzから二八、〇〇〇kHz第十五条H zまでの周波数の電波を使用する無第三項無線設備の機器	一八MHzから一四四MHzまでの第十五条周波数の電波を使用する無線設備、A第二項及T Cトランスポンダ及び航空機用気象び第三項リーダーの機器
---	--

3 この省令の施行の際現に許可を受けている無線設備の変更の工事であつて、改正後の別表第一号に規定する軽微な事項に該当するものは、改正後の別表第二号の規定にかかわらず、変更検査を受けることを要しない。

4 改正前の第十五条第四項第四号、別表第一号第一の二の項及び別表第二号二の（5）のアの規定に基づく告示は、それぞれ改正後の第十

五条第四項第二号、別表第一号第一の二の項及び別表第二号二の（6）のアの規定に基づく告示とする。

5 放送局又は地球局に備え付けておかなければならない業務書類であつて、この省令の施行前になされた免許若しくは許可の申請又は届出に係るものについては、改正後の第三十八条第一項又は第五項の規定にかかわらず、当該無線局の免許の有効期間が満了する日までは、なお従前の例による。

6 船舶局又は航空機局に備え付けておかなければならない業務書類であつて、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までになされた免許、再免許若しくは許可の申請又は届出に係るもの（無線局免許手続規則の一部を改正する省令（昭和五十一年郵政省令第七号）による改正前の免許規則別表第一号、別表第二号、別表第三号又は別表第五号の様式によるものに限る。）については、改正後の第三十八条第一項又は第五項の規定にかかわらず、当該無線局の免許の有効期間内は、なお従前の例による。

附則（昭和五二年一月三二日郵政省令第三号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 信号報知局（一般の利用に供するために開設するものを除く）、実験局及び気象援助局に備え付けておかなければならない業務書類であつて、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までになされた免許、再免許若しくは許可の申請又は届出に係るもの（無線局免許手続規則の一部を改正する省令（昭和五十二年郵政省令第四号）による改正前の免許規則別表第一号、別表第二号、別表第三号又は別表第五号の様式によるものに限る。）については、改正後の第三十八条第一項の規定にかかわらず、当該無線局の免許の有効期間が満了する日までは、なお従前の例による。

附則（昭和五三年九月五日郵政省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五三年一月二七日郵政省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五四年二月八日郵政省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五四年七月四日郵政省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、昭和五十四年八月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に免許を受けている簡易無線局（二六MHz帯及び二七MHz帯の周波数の電波を使用する無線電話の簡易無線局であつて、検定規則による型式検定に合格した簡易無線業務用の無線設備の機器を使用するものに限る。以下同じ。）及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令（昭和五十四年郵政省令第十一号）附則第五項の規定により、同省令による改正前の様式の免許状を交付された簡易無線局に備え付けておかなければならない業務書類については、改正後の施行規則第三十八条第三項の規定にかかわらず、当該無線局の免許の有効期間の満了の日までは、なお従前の例による。

附則（昭和五四年七月四日郵政省令第一二号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五五年五月六日郵政省令第一二二号）

1 この省令は、電波法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

2 改正前の施行規則第十五条第四項第二号の規定に基づく告示は、改正後の施行規則（以下「新省令」という。）第一条の四第四項第二号の規定に基づく告示とする。

3 この省令の施行の際現に免許を受けている無線標準移動局（ラジオ・パイの無線局を除く。）については、新省令第三十八条第三項の規定にかかわらず、当該無線局の免許の有効期間が満了する日までは、なお従前の例による。

附則（昭和五五年二月一日郵政省令第三二二号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五六年三月二日郵政省令第六号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五六年十一月二四日郵政省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十六年一月二二日郵政省令第三八号）

1 この省令は、電波法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第四十九号）の施行の日（昭和五十六年十一月二十三日）から施行する。（経過措置）

2 改正前の施行規則別表第一号第一の25の項、別表第二号二の（3）のエ及び別表第二号二の（6）のアの規定に基づく告示は、それぞれ改正後の施行規則別表第一号第一の26の項、別表第二号二の（4）のエ及び別表第二号二の（7）のアの規定に基づく告示とする。

附 則（昭和五十七年三月八日郵政省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十七年九月一三日郵政省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十七年十一月二二日郵政省令第六一号）

1 この省令は、昭和五十七年十二月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定、同条に一項を加える改正規定及び第五十一条の二第一項第一号の改正規定は、昭和五十八年一月一日から施行する。

2 改正前の施行規則第三十八条第一項の表の六の項及び同条第三項の規定は、昭和五十七年十二月三十一日までは、なおその効力を有する。

3 改正前の第六条第二号の規定に基づく告示は、改正後の同条第一項第二号に基づく告示とする。

附 則（昭和五十八年一月三一 日郵政省令第九号）

この省令は、電波法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第五十九号）の施行の日から施行する。

1 この省令は、昭和五十八年七月一日から施行する。

2 この省令による改正前の施行規則、免許規則、設備規則、特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則、運用規則及び検定規則に基づく処分、手続その他の行為（アマチュア局に係るものを除く。）のうち、改正前の施行規則第

四条の二の規定に従った電波の型式の表示は、この省令の施行の日以降においては、改正後の同条の規定に従って相当の電波の型式の表示をしているものとみなす。

附 則（昭和五十八年五月三〇日郵政省令第一九号）

この省令は、昭和五十八年六月六日から施行する。

附 則（昭和五十八年九月二六日郵政省令第三六号）

この省令は、昭和五十八年十月二日から施行する。

附 則（昭和五十八年九月二六日郵政省令第三七号）

この省令は、昭和五十八年十月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年一月三〇日郵政省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令の施行の際現に免許又は予備免許を受けている気象用ラジオ・ロボットの無線局の電波の型式及び周波数は、昭和六十六年五月三十一日までは、改正後の第十三条の三の二の規定にかかわらず、この省令の施行の際に指定されているところによることができる。

附 則（昭和五十九年六月三〇日郵政省令第二七号）

この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年七月二五日郵政省令第三二号）

1 この省令は、電波法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第四十八号）の施行の日（昭和五十九年九月一日）から施行する。

2 昭和六十年八月三十一日以前に船舶無線電信局に備えた無線電話の送信設備の有効通達距離については、その備付けが継続する限り、改正後の第二十八条の二第三号の規定は、適用しない。

3 法第三十二条の計器及び予備品の備付けについては、改正後の第三十条及び第三十一条の規定にかかわらず、昭和六十年一月三十一日（同日以前に免許又は予備免許を受けた無線局の無線設備に備え付けるものにあつては、昭和六十四年七月三十一日）までは、なお従前の例によることができる。

4 改正前の第十二条第八項の規定に基づく告示及び改正前の第二十八条の二第五項の規定に基

づく告示は、それぞれ改正後の第十二条第九項の規定に基づく告示及び改正後の第二十八条の二の二第二項の規定に基づく告示とする。

附 則（昭和五十九年二月二四日郵政省令第四七号）

この省令は、昭和六十年一月十五日から施行する。

2 航空機用救命無線機又は航空機用携帯無線機に關し、この省令の施行前にされた電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）に基づく告示、処分、手続その他の行為のうち、電波の型式としてA二Aと表示したものは、この省令の施行の日以降においては、A三Xと表示しているものとみなす。

附 則（昭和六〇年三月二五日郵政省令第五号）

この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

2 この省令による改正前の規定（第十三条の三の規定を除く。）によつてなされた処分、手続その他の行為は、改正後の規則中のこれに相当する規定によつてなされたものとみなす。

3 改正前の第十三条の三の規定は、昭和六十七年十一月三十日までは、なおその効力を有する。

4 昭和六十七年十一月三十日以前に改正前の第十三条の三の規定により免許又は予備免許を受けたラジオ・ブイの局の電波の型式及び周波数並びに空中線電力は、改正後の第十三条の三の規定にかかわらず、昭和七十二年十一月三十日までは、なお従前の例によることができる。

附 則（昭和六〇年六月一日郵政省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年七月二七日郵政省令第六三号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前になされた船舶局無線従事者証明に係る新規訓練の課程の郵政大臣の認定は、改正後の第五十一条の二第一項の規定により所轄地方電気通信監理局長がしたものとなる。

附 則（昭和六〇年一〇月一五日郵政省令第七七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年一二月四日郵政省令第八一号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に郵政大臣の指定を受けている型式に属する電子レンジについては、なお従前の例による。

3 改正前の施行規則第四十五条の二第二項、第四十五条の三第二項及び第四十五条の四第五項の規定に基づく告示は、それぞれ改正後の第四十六条第二項、第四十六条の二第二項及び第四十六条の三第五項の規定に基づく告示とする。

附 則（昭和六一年一月八日郵政省令第一号）

この省令は、昭和六十一年一月二十日から施行する。

附 則（昭和六一年三月二二日郵政省令第二二号）

1 この省令は、許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律（昭和六十年法律第百二二号）第二十一条中電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十七条の改正規定の施行の日（昭和六十一年三月三十一日）から施行する。

附 則（昭和六一年五月二七日郵政省令第二四号）

1 この省令は、昭和六十一年六月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定は、公布の日から起算して三年を経過した日から、第四十条及び第五十二条第一項の改正規定は、昭和六十二年七月一日から施行する。

2 第六条の改正規定の施行の際現に開設されている無線局であつて改正前の第六条第一項第一号の規定に適合するものについては、公布の日から起算して十年を経過する日までは、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の日から昭和六十一年六月三十日までの間は、改正後の施行規則第十一条の四第一項中「法第三十七条第四号」とあるのは「電波法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第三十五号）による改正後の法第三十七条第四号」と、同条第一項中「第三十七条第五号」とあるのは「第三十七条第四号」と、同条第四項中「第三十七条第六号」とあるのは「第三十七条第五号」とする。

4 法第三十七条第三号に規定する救命艇用携帯無線電信については、この省令の施行にかかわ

らず、昭和六十一年六月三十日までの間は、なお従前の例による。 5 改正前の第十三条の四の規定に基づく告示は、改正後の第十五条の規定に基づく告示とする。 附 則（昭和六一年七月二八日郵政省令第四三三号）抄 この省令は、昭和六十一年八月一日から施行する。	1 この省令は、昭和六十一年八月一日から施行する。 附 則（昭和六一年一月二六日郵政省令第六四四号） この省令は、許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律（昭和六十年法律第百二二号）第二十一条の規定（電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十七条の改正規定を除く。）の施行の日（昭和六十一年十二月一日）から施行する。	2 改正前の施行規則第三十九条第四項の規定に基づく告示は、改正後の施行規則第三十九条第五項に基づく告示とする。 附 則（昭和六二年三月五日郵政省令第四号） この省令は、公布の日から施行する。 2 改正後の第四十六條の二第一項の適用については、同項第三号（一）（五）中「五六デシベル」及び「六〇デシベル」とあるのは、昭和六十二年五月三十一日までの間に行われる型式の指定の申請については、「六六デシベル」及び「七〇デシベル」と、同年六月一日から昭和六十二年十一月三十日までの間に行われる型式の指定の申請については、「六〇デシベル」及び「六四デシベル」とする。 附 則（昭和六二年三月一六日郵政省令第八号） この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第三号の改正規定は、昭和六十二年四月一日から施行する。	1 この省令は、公布の日から施行する。 2 改正後の第四十六條の二第一項の適用については、同項第三号（一）（五）中「五六デシベル」及び「六〇デシベル」とあるのは、昭和六十二年五月三十一日までの間に行われる型式の指定の申請については、「六六デシベル」及び「七〇デシベル」と、同年六月一日から昭和六十二年十一月三十日までの間に行われる型式の指定の申請については、「六〇デシベル」及び「六四デシベル」とする。 附 則（昭和六二年三月一六日郵政省令第八号） この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第三号の改正規定は、昭和六十二年四月一日から施行する。	1 この省令は、公布の日から施行する。 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附 則（昭和六二年九月二九日郵政省令第四八号）抄 この省令は、電波法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第五十五号）の施行の日から施行する。
2 この省令の施行の際現に免許又は予備免許を受けている無線局の条件として付されている附属規則付録第四十四号の船舶局選択呼出番号又は海岸局識別番号については、昭和六十三年四月一日以降においては、改正後の第六條の四第四号の規定による識別信号とみなす。ただし、昭和六十三年三月三十一日までに当該条件が取り消されたものについては、この限りでない。 3 改正前の施行規則別表第一号第一の表26の項及び同表第二の表2の項の規定に基づく告示は、それぞれ改正後の施行規則別表第一号の第四第一の表26の項及び同表第二の表2の項の規定に基づく告示とする。 附 則（昭和六二年二月一五日郵政省令第六〇号） この省令は、昭和六十三年一月一日から施行する。	2 この省令は、公布の日から施行する。 附 則（昭和六三年四月八日郵政省令第一九号）抄 この省令は、公布の日から施行する。 附 則（昭和六三年四月一九日郵政省令第二一五号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（昭和六三年九月二八日郵政省令第五四四号） この省令は、昭和六十三年十月一日から施行する。	1 この省令は、公布の日から施行する。 附 則（昭和六三年四月一九日郵政省令第二一五号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（昭和六三年九月二八日郵政省令第五四四号） この省令は、昭和六十三年十月一日から施行する。 2 この省令の施行の際現に免許を受けている放送局の免許の有効期間については、なお従前の例による。 附 則（昭和六三年二月二一日郵政省令第七四四号） この省令は、昭和六十四年一月一日から施行する。	1 この省令は、公布の日から施行する。 附 則（平成元年一月二七日郵政省令第三三三号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（平成元年六月一日郵政省令第二六六号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（平成元年六月三〇日郵政省令第四一四号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（平成元年一〇月二日郵政省令第六二二号） この省令は、平成元年十月三日から施行する。	1 この省令は、公布の日から施行する。 2 この省令の施行の際現に免許又は予備免許を受けている船舶局であつて改正後の施行規則第十二条第一項又は第四項の規定により一五六・六五MHzの電波を送り、及び受けることができるものでなければならぬこととなるものに
附 則（平成元年二月一日郵政省令第六八八号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（平成元年二月七日郵政省令第七一七号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（平成元年二月二二日郵政省令第七四四号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（平成元年二月二八日郵政省令第七五五号） この省令は、公布の日から施行する。	1 この省令は、公布の日から施行する。 2 前項に定める日から平成三年六月三十日までの間は、この省令による改正後の電波法施行規則第四條第一項第二十号の五中「第六條第一項第四号」とあるのは、「第六十三條第五項」と読み替えるものとする。 附 則（平成二年三月三一日郵政省令第一五五号） この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成元年法律第六十七号）の施行の日（平成二年五月一日）から施行する。	1 この省令は、公布の日から施行する。 2 この省令の施行の日から平成二年十月三十一日までの間は、改正後の施行規則第三十四條の七第一項中「六箇月以内」とあるのは、「平成三年四月三十日まで」とする。 附 則（平成二年六月一八日郵政省令第三二二号） この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三十八條第一項の改正規定は、平成三年六月一日から施行する。 附 則（平成二年九月一八日郵政省令第四五五号） この省令は、平成三年七月一日から施行する。ただし、第二條第一項第四十九号の四の次に一号を加える改正規定、第十三條第三項の改正規定、別表第一号の四第一の表7の項及び8の項の改正規定並びに別表第二号の二の改正規定は、公布の日から施行する。	1 この省令は、公布の日から施行する。 2 改正前の施行規則第十二條第十項の規定に基づく告示は、改正後の施行規則第十二條第十五項に基づく告示とする。 3 この省令の施行の際現に免許又は予備免許を受けている船舶局であつて改正後の施行規則第十二條第一項又は第四項の規定により一五六・六五MHzの電波を送り、及び受けることができるものでなければならぬこととなるものに	1 この省令は、公布の日から施行する。 2 改正前の施行規則第十二條第十項の規定に基づく告示は、改正後の施行規則第十二條第十五項に基づく告示とする。 3 この省令の施行の際現に免許又は予備免許を受けている船舶局であつて改正後の施行規則第十二條第一項又は第四項の規定により一五六・六五MHzの電波を送り、及び受けることができるものでなければならぬこととなるものに
つては、平成八年六月三十日までの間は、これらの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 附 則（平成二年九月二六日郵政省令第五二二号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（平成二年九月二九日郵政省令第五四四号） この省令は、平成二年十月一日から施行する。 附 則（平成二年十一月二一日郵政省令第六〇号） この省令は、平成三年七月一日から施行する。ただし、第五十一條の七の改正規定は、公布の日から施行する。 附 則（平成三年一月二一日郵政省令第二二二号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（平成三年三月一日郵政省令第一四四号）抄 この省令は、公布の日から施行する。 附 則（平成三年二月二二日郵政省令第五六六号） この省令は、平成四年二月一日から施行する。	1 国際航海に従事する総トン数三〇〇トン未満の船舶（旅客船を除く。）及び国際航海に従事しない船舶の義務船舶局は、この省令による改正後の施行規則第二十八條第一項の規定にかかわらず、郵政大臣が別に告示する日までは、ナブテックス受信機を備えることを要しない。 3 電波法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十七号）附則第三項の郵政省令で定める機器は、次の表の上欄に掲げる機器とし、同項の郵政省令で定める日は、同表の上欄に掲げる機器の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる日（国際航海に従事する総トン数三〇〇トン未満の船舶（旅客船を除く。）及び国際航海に従事しない船舶の義務船舶局については、郵政大臣が別に告示する日）とする。	1 ナブテックス受信機平成五年八月一日機及び衛星非常用位置指示無線標識の機器		

搜索救助用レーダ
ートランスポンダ
の機器

平成四年一月三十一日以前に
建造された船舶の義務船舶局
平成七年二月一日以後に建造
された船舶の義務船舶局 義
務船舶局の開設の日

4 電波法の一部を改正する法律(平成三年法律
第六十七号)附則第二項の規定によりなお従前
の例によることとされる義務船舶局につい
ては、船舶局無線従事者証明に関する事項を除
き、同項に定める日までは、なお従前の例によ
る。

5 前項の義務船舶局の無線設備の操作につい
ては、前項に規定する日までは、この省令による
改正前の施行規則第三十二条の十の規定は、な
お効力を有する。

附 則 (平成四年一月一六日郵政省令第
五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年四月二〇日郵政省令第
一九号)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただ
し、第三十八条第三項の改正規定は、平成四年
六月一日から施行する。

2 第三十八条第三項の改正規定の施行の際現に
免許を受けているアマチュア局については、改
正後の第三十八条第三項の規定にかかわらず、
当該アマチュア局の免許の有効期間の満了する
日までは、なお従前の例による。

附 則 (平成四年五月一五日郵政省令第
二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年六月二四日郵政省令第
三四号)

この省令は、平成四年六月二十六日から施行
する。

附 則 (平成四年八月三日郵政省令第四
五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年九月二四日郵政省令第
五三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年一二月二四日郵政省令
第七三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年一二月二五日郵政省令
第七八号)

この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成五年二月四日郵政省令第二
号) 抄

1 この省令は、電波法の一部を改正する法律
(平成四年法律第七十四号)の施行の日(平成
五年四月一日)から施行する。ただし、次項及
び附則第三項の規定は、公布の日から施行す
る。

2 免許人は、電波法の一部を改正する法律によ
る改正後の法第三十三条の二第五項の規定により
電波利用料を前納しようとするとき(次項に規
定する場合を除く)は、前項の規定にかかわ
らず、この省令の施行前においても、この省令
による改正後の施行規則第五十一条の七第一項
の規定による申出をすることができ。

3 無線局の免許を受けようとする者は、免許を
受けた場合において当該無線局に係る電波利用
料を電波法の一部を改正する法律による改正後
の法第三十三条の二第五項の規定により前納しよ
うとするときは、第一項の規定にかかわらず、
この省令の施行前においても、この省令による
改正後の施行規則第五十一条の七第二項の規定
による申出をすることができ。

附 則 (平成五年三月九日郵政省令第八
号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年四月七日郵政省令第一
八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年六月一六日郵政省令第
三二二号)

1 この省令は、公布の日から施行する。
改正前の施行規則第三十四条の十の規定に基
づく告示は、改正後の施行規則第三十四条の十
の規定に基づく告示とする。

附 則 (平成五年一〇月五日郵政省令第
五〇号)

1 この省令は、公布の日から施行する。
この省令の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年一〇月二二日郵政省令
第五四四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年一二月二六日郵政省令
第六一〇号) 抄

1 この省令は、平成六年四月一日から施行す
る。ただし、第八条第一項の改正規定は平成五
年十二月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に免許を受けているコ
ミュニティ放送を行う放送局、陸上移動業務の
無線局、携帯移動業務の無線局、無線呼出局及
び地球局の免許の有効期間については、なお従
前の例による。

3 改正後の第八条第一項の規定にかかわらず、
第八条の二及び第九条が適用される場合を除
き、この省令の施行後、平成七年十月三十一日
までの間に免許するコミュニティ放送を行う放
送局の免許の有効期間は、平成七年十月三十一
日まで、平成六年五月三十一日までの間に免許
する陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無
線局及び無線呼出局の免許の有効期間は、平成
十年五月三十一日まで、平成六年一月三十一日
までの間に免許する船舶地球局の免許の有効期
間は、平成十年一月三十一日までとする。

附 則 (平成六年一月三二日郵政省令第
三三〇号)

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令の施行の際現に免許を受けている陸
上を移動する地球局であつて停止中のみ運用
を行うもの(VSAT地球局を除く)につい
ては、改正後の第三十八条第三項の規定にか
かわらず、当該無線局の免許の有効期間が満了
する日までは、なお従前の例によることができ
る。

附 則 (平成六年二月二日郵政省令第四
号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年三月一六日郵政省令第
一九九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年四月二八日郵政省令第
二八八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年五月二六日郵政省令第
三二二号)

この省令は、平成六年六月一日から施行す
る。

附 則 (平成六年六月二日郵政省令第三
四四号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。
改正前の施行規則第三十四条の十一の規定に
基づく告示は、改正後の施行規則第三十四条の
十二の規定に基づく告示とする。

附 則 (平成六年七月五日郵政省令第四
九号)

この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成六年八月四日郵政省令第五
五号) (施行期日)

1 この省令は、平成六年十一月四日から施行す
る。ただし、第十二条第八項、第二十八条第一
項、第三十六条の二第二項第四号、第三十六
条の二第三項第三号、別図第四号及び別図第十
二号の改正規定は、平成七年二月一日から施行
する。

(経過措置)
2 この省令の施行の際現に免許を受けている衛
星非常用位置指示無線標識の無線設備を施設す
る海上移動業務の無線局は、改正後の第十二
条第七項及び第三十六条の二第二項第七号の規
定にかかわらず、これを引き続き当該無線局を開
設する船舶に設置している場合に限り、なお従
前の例による。

附 則 (平成六年九月三〇日郵政省令第
六七号)

この省令は、平成六年十月一日から施行す
る。

附 則 (平成六年九月三〇日郵政省令第
六八号) 抄

1 この省令は、行政手続法(平成五年法律第八
十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成六年一〇月六日郵政省令第
六九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年一一月三〇日郵政省令
第八一〇号)

この省令は、放送法の一部を改正する法律
(平成六年法律第七十四号)の施行の日(平成
六年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成六年一二月二二日郵政省令
第八六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年二月三日郵政省令第六
号)

1 この省令は、公布の日から施行する。
この省令の施行の際現に免許又は予備免許を
受けている無線局に備え付けておかなければな
らない無線検査簿については、改正後の別表第
五号の規定にかかわらず、なお従前の例による
ことができる。

附 則 (平成七年三月二四日郵政省令第
一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年三月二八日郵政省令第二七号）

（施行期日）

1 この省令は、平成七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正前の別表第一号の三で定める表示は、改正後の同表で定める表示とみなす。

3 平成八年三月三十一日以前に呼出符号又は呼出名称の指定を受けた無線設備に付する表示は、改正前の別表第一号の三で定める表示によることができる。

附 則（平成七年七月二一日郵政省令第五三号）

（施行期日）

1 この省令は、平成七年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に郵政大臣の指定を受けている型式に属する電磁誘導加熱式調理器については、なお従前の例による。

附 則（平成七年八月八日郵政省令第五八号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に改正前の第四条第一項に規定する基地地球局又は陸上移動地球局の免許又は予備免許を受けているものは、それぞれ改正後の第四条第一項の規定による携帯基地地球局又は携帯移動地球局の免許又は予備免許を受けたものとみなす。

附 則（平成七年一〇月六日郵政省令第七四号）

この省令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成七年一〇月二二日郵政省令第七六号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年一二月二二日郵政省令第八六号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行後最初に提出する抄録の期間については、改正後の第四十一条の規定にかかわらず、平成七年十月から平成八年三月までとする。

附 則（平成八年二月二八日郵政省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年三月一日郵政省令第一七号）

（施行期日）

この省令は、平成八年六月一日から施行する。

（経過措置）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年四月三〇日郵政省令第四一五号）

（施行期日）

1 この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成七年法律第八十三号。以下同じ。）附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の日（平成八年五月一日）から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 免許人は、この省令の施行の日以後に到来する起算日以後の期間に係る電波利用料を電波法の一部を改正する法律による改正後の法第百三二条の二第七項に規定する方法（以下「口座振替」という。）により納付しようとするとき（再免許を受けようとする場合であつて、当該無線局が再免許を受けた場合において当該無線局に係る電波利用料を口座振替により納付しようとするときを含む。）は、この省令の施行の日以前においても、この省令による改正後の施行規則第五十一条の十一の二第二項に規定するところにより、その旨を地方電気通信監理局長に申し出ることができる。

3 無線局の免許を受けようとする者は、免許を受けた場合において当該無線局に係る電波利用料のうちこの省令の施行の日以後に到来する起算日以後の期間に係るものを口座振替により納付しようとするとき（既に無線局の免許を受けている者が再免許を受けようとする場合であつて、当該無線局が再免許を受けた場合において当該無線局に係る電波利用料を口座振替により納付しようとするときを除く。）は、この省令の施行の日以前においても、この省令による改正後の施行規則第五十一条の十一の二第二項に規定するところにより、その旨を地方電気通信監理局長に申し出ることができる。

附 則（平成八年七月二一日郵政省令第五五号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年一二月二二日郵政省令第七七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成九年一月一日から施行する。ただし、無線局根本基準第六条の三第三号の改正規定、施行規則第六条の四第三号及び第四号の改正規定、施行規則第三十三号の二第二項第一号の改正規定、施行規則第三十八号の改正規定（「通信条約及び附属規則」を「通信憲章、通信条約及び無線通信規則」に改める部分を除く。）、免許規則別表第五号の二の改正規定、運用規則第百五十三号の二の改正規定、設備規則第七号第三項の改正規定、設備規則第三十八号の三第一号の改正規定、設備規則第四十条の二第二項第一号の改正規定、設備規則第四十条の五第一項第二号の改正規定、設備規則第四十条の七第三項及び第四項の改正規定、設備規則第四十一条第三項の改正規定、設備規則第四十五条の十二の四の改正規定、設備規則第五十八号の改正規定並びに設備規則別表第一号の改正規定は、平成十年六月一日から施行する。

2 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年六月九日郵政省令第二六号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年六月一六日郵政省令第三三三号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 平成九年六月三十日以前に建造され、又は建造に着手された国際航海に従事する旅客船の義務船舶局であつて、電波法第三十三号の規定により船舶及び航行区域の区分に応じて当該義務船舶局の無線設備に備えなければならない機器については、この省令による改正後の施行規則第二十八号第一項の規定にかかわらず、当該義務船舶局に対して平成九年七月一日以降最初に電波法第七十三号第一項本文の検査を行う日までは、なお従前の例によることができる。

附 則（平成九年六月二四日郵政省令第四二二号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年六月二六日郵政省令第四九号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年九月二二日郵政省令第五八号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律（平成九年法律第五十八号）の施行の日から施行する。ただし、第八号第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年九月二五日郵政省令第七一七号）

（施行期日）

1 この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）の施行の日から施行する。

2 この省令の施行の日から平成十年三月三十一日までの間は、この省令による改正後の施行規則第五十二条第一項中「センター及び指定較正機関」とあるのは「指定検査機関、センター及び指定較正機関」とする。

附 則（平成九年九月二六日郵政省令第七五五号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第五十一条の十五第二項の表の改正規定は、平成十年一月一日から施行する。

附 則（平成九年一二月一六日郵政省令第八六号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年三月一七日郵政省令第一一八号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十年三月三十日から施行する。

2 この省令の施行の日から平成十年三月三十一日までの間は、第五十二条の二中「第三十九条第三項」とあるのは「第三十九条第四項」とする。

3 改正前の施行規則第四十二条の規定に基づく告示は、改正後の施行規則第四十二条の規定に基づく告示とする。

附 則（平成一〇年三月三〇日郵政省令第一一八号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年三月三一日郵政省令第二二二号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年九月二四日郵政省令第七四号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年九月三〇日郵政省令第七五号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年一〇月一日郵政省令第七八号）

1 この省令は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

2 この省令の施行の際現に免許を受けている無線局の無線設備については、この省令による改正後の第二十一条の三の規定にかかわらず、当該無線局の免許の有効期間が満了する日まで、なお従前の例によることのできる。

附 則（平成一〇年一〇月五日郵政省令第六号）

この省令は、電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第五十八号）の施行の日から施行する。ただし、別表第一号の改正規定（「注4」を削る部分及び注4を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年二月一日郵政省令第一〇一号）

この省令は、平成十一年一月一日から施行する。

附 則（平成一〇年二月一八日郵政省令第一〇五号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十一年二月一日から施行する。ただし、第三条第一項第二号及び第四条第一項（第二号を削り、第三号を第二号とし、第三号の二を第三号とする部分に限る。）の改正規定並びに次項の規定は、平成十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成十年十二月三十一日以前に改正前の第四条第一項第二号に規定する航空固定局の免許又は予備免許を受けているものは、平成十一年一月一日以降においては、第四条第一項第一号に規定する固定局の免許又は予備免許を受けたものとみなす。

3 この省令の施行の際現に免許を受けている非常用位置指示無線標識、緊急自動受信機、緊急自動電鍵装置、緊急自動電話装置及び航行警報信号発生装置の機器を施設する海上移動業務の無線局は、改正後の別表第一号の三の規定にかかわらず、これらの機器を引き続き当該無線局

に施設している場合に限り、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年二月二五日郵政省令第一二一号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年二月二日郵政省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年二月一八日郵政省令第六号）

この省令は、電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第五十八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成一二年三月八日郵政省令第一八号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年三月二九日郵政省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年五月二日郵政省令第三九号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年七月二日郵政省令第五五号）抄

この省令は、平成十一年七月十一日から施行する。

附 則（平成一二年七月二日郵政省令第六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年七月二八日郵政省令第六二号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年一〇月八日郵政省令第七五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年一〇月一三日郵政省令第七八号）

この省令は、平成十二年一月一日から施行する。

附 則（平成一二年一〇月二八日郵政省令第八四号）

この省令は、放送法の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十八号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一二年一〇月二九日郵政省令第八九号）

この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十七号）附則第一項ただし書に掲げる改正規定の施行の日から施行する。

附 則（平成一二年二月一六日郵政省令第九九号）抄

この省令は、平成十二年二月一日から施行する。

附 則（平成一二年二月二日郵政省令第一〇〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年三月一日郵政省令第九号）

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則（平成一二年三月二六日郵政省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年三月二二日郵政省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年六月二日郵政省令第三五号）

この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成十一年法律第九九号）附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の日から施行する。

附 則（平成一二年七月七日郵政省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年八月九日郵政省令第四八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年九月二七日郵政省令第六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。この場合、改正前の様式又は書式により調製した用紙を修補して、使用することがある。

附 則（平成一二年一月二日郵政省令第六三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年一月二九日郵政省令第六九号）抄

（施行期日）

1 この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成十二年法律第九九号）の施行の日（平成十二年十一月三十日）から施行する。

附 則（平成一二年二月二七日郵政省令第八五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年二月一日総務省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年二月二三日総務省令第一五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年三月二六日総務省令第二七号）

この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律（平成十二年法律第二百六号）の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附 則（平成一三年三月三〇日総務省令第五〇号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年四月一七日総務省令第六三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年五月二八日総務省令第七五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年六月二〇日総務省令第八八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年七月二三日総務省令第九七号）

（施行期日）

1 この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成十三年法律第四十八号）の施行の日（平成十三年七月二十五日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正前の電波法施行規則別表第十一号から別表第十四号まで及び別表第十六

号に規定する開設無線局数届出書、還付請求書、電波利用料口座振替納付申出書（既設局用）及び電波利用料徴収職員証票の様式は、この省令の改正後の電波法施行規則のそれぞれの規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附 則（平成一三年二月一三日総務省令第一六七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に船舶に施設している船舶航空機間双方向無線電話の機器は、当該船舶に施設している限り、その型式について総務大臣の行う検定に合格しているものとみなす。

附 則（平成一三年二月一八日総務省令第一七二号）

この省令は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則（平成一四年一月二五日総務省令第五号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、法の施行の日（平成十四年一月二十八日）から施行する。

附 則（平成一四年二月二八日総務省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年三月一五日総務省令第二七号）

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年六月一四日総務省令第五九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年六月二八日総務省令第七四号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日前に建造に着手された船舶であつて次の表の上欄に掲げるものの義務船舶局については、この省令による改正後の施行規則（以下「新規則」という。）第二十八条第一項の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる

日までは、船舶自動識別装置の機器を備えることを要しない。

一 国際航海に従事する船舶	平成十五年六月三十日
（一）旅客船	
（二）総トン数三〇〇トン以上	総務大臣が別に告示する日
（三）総トン数五万トン以上の	平成十六年六月三十日
船舶（旅客船及び油槽船を除く三十日	

（四）総トン数三〇〇トン以上	平成十六年十二月三十日
五万トン未満の船舶（旅客船及び月三十一日	
油槽船を除く。）	
二 国際航海に従事しない船舶	平成二十年六月三十日

3 この省令の施行の日から平成十六年六月三十日までの間に建造に着手された総トン数五〇〇トン以上の漁船（国際航海に従事しないものに限る。）の義務船舶局であつて、総務大臣が別に告示するものは、当該告示において規定する日までは、船舶自動識別装置の機器を備えることを要しない。

4 この省令の施行の日前に建造に着手された船舶の義務船舶局であつて、この省令による改正前の施行規則第十一条の四項に規定する中波無線方位測定機を備えるものは、新規則第二十八条第一項の規定にかかわらず総務大臣が別に告示する日までは、地上無線航法装置又は衛星無線航法装置の機器を備えることを要しない。

5 この省令の施行の際現に船舶に設置している地上無線航法装置又は衛星無線航法装置の機器であつて、当該装置が無線設備規則の一部を改正する省令（平成十四年総務省令第七十六号）による改正後の設備規則第四十七条の二又は第四十七条の三の規定に適合していることにつき総務大臣が別に告示するものについては、当該船舶に施設している間は、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものとみなす。

附 則（平成一四年九月一九日総務省令第九六号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日前に有効であつたワイヤレスカードシステムの無線局（この省令による改正前の施行規則第六条第四項第八号に規定するものをいう。以下同じ。）の免許は、この省令の施行の日に、その効力を失う。

この省令の施行の日前にワイヤレスカードシステムの無線局の無線設備として、法第三十八条の二の二第一項の技術基準適合証明を受けたものについては、この省令による改正後の施行規則第四十四条第一項第三号（三）の規定による、その型式について総務大臣の指定を受けた誘導式読み書き通信設備とみなす。

4 この省令の施行の日前に法第三十八号の十六第一項の認証を受けたワイヤレスカードシステムの無線局の無線設備の工事設計に係る型式は、この省令による改正後の施行規則第四十四条第一項第三号（三）の総務大臣の指定を受けたものとみなす。

5 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の施行規則第四十六条の二第一項の規定による総務大臣の型式の指定を受けている搬送式インターホン、一般搬送式デジタル伝送装置、特別搬送式デジタル伝送装置、超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械及び無電極放電ランプについては、それぞれこの省令による改正後の同項の規定による総務大臣の型式の指定を受けているものとみなす。

6 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の施行規則第四十六条の七第一項の規定により製造業者等が型式の確認を行った電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器については、それぞれこの省令による改正後の同項の規定により製造業者等が型式の確認を行ったものとみなす。

7 電磁誘導加熱式調理器の試験成績書は、この省令による改正後の施行規則別表第九号第2の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の様式によることができる。

附 則（平成一四年九月二七日総務省令第一〇一号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年一〇月三〇日総務省令第一一一号）

この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十八号）の施行の日（平成十四年十月三十一日）から施行する。

附 則（平成一四年二月二〇日総務省令第一二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年一月一七日総務省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年三月五日総務省令第三三三号）

1 この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十八号）の一部の施行の日（平成十五年三月十七日）から施行する。

2 平成十五年三月三十一日までの間においては、改正後の施行規則第十一条の二第二十二号中「貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第三号第一項に規定する第一種貨物利用運送事業の登録を受けた者又は同法第二十条に規定する第二種貨物利用運送事業の許可を受けた者が開設する無線局」とあるのは、「又は貨物運送取扱事業法（平成元年法律第八十二号）第三号第一項に規定する利用運送事業の許可を受けた者が開設する無線局」と、同規則別表第二号の二の二中「一〇 日本郵政公社が、日本郵政公社法（平成一四年法律第九七号）第六十三条第三項に規定する郵政監察官の職務の円滑な遂行を図るために開設するもの」とあるのは、「一〇 郵政事業庁が、郵政事業庁設置法（平成一一年法律第九二号）第十四条第一項に規定する郵政監察官の職務の円滑な遂行を図るために開設するもの」と読み替えるものとする。

附 則（平成一五年三月三一日総務省令第六〇号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第三十三条の二第二項第二号の改正規定は、平成十五年六月一日から施行する。

附 則（平成一五年八月二一日総務省令第一〇七号）

1 この省令は、平成十六年一月十三日から施行する。

2 この省令の施行前にしたアマチュア局に係る施行規則、免許規則、設備規則、証明規則、運用規則及び検定規則に基づく処分、手続その他の行為のうち、電波の型式の表示は、この省令の施行の日以降においては、施行規則第四条の二の規定に従つて相当の電波の型式の表示をしているものとみなす。

附 則（平成一五年九月三〇日総務省令第二二四号）

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年一〇月九日総務省令第一三二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年一月二六日総務省令第四号）
この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十八号）の施行の日（平成十六年一月二六日）から施行する。

附 則（平成一六年三月一日総務省令第二七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年三月二二日総務省令第四〇号） 抄
この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成一六年三月二九日総務省令第五七号）
この省令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附 則（平成一六年六月三〇日総務省令第九七号） 抄
この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

1 この省令は、平成十六年七月一日から施行する。
(経過措置)

2 この省令の施行の日前に建造に着手された旅客船（国際航海に従事するものであって、船首、船尾又は舷側に開口部を有するものに限る。）の義務船舶局の無線設備に備えなければならない搜索救助用レーダー・トランスポンダの台数については、この省令による改正後の電波法施行規則（以下「新規則」という。）第二十八号第一項の規定にかかわらず、平成十六年七月一日以降最初に行われる法第七十三条第一項の検査の日までは、なお従前の例による。

3 この省令の施行の日前に建造に着手された旅客船（国際航海に従事しないものであって、船首、船尾又は舷側に開口部を有するものに限る。）の義務船舶局の無線設備に備えなければならない搜索救助用レーダー・トランスポンダの台数については、新規則第二十八号第一項の規定にかかわらず、平成十九年七月一日以降最初に行われる法第七十三条第一項の検査の日までは、なお従前の例による。

4 この省令の施行の日前に建造に着手された船舶であって、次の表の上欄に掲げるものの義務船舶局については、新規則第二十八条第三項の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる日までは、船舶保安警報装置を備えることを要しない。

一	旅客船並びに総トン数五〇〇トン以上の油槽船、以降最初に行われる化学薬品運搬船、ガス運搬法第七十三条第一項船、ばら積貨物船及び高速の検査の日
二	総トン数五〇〇トン以下で平成十八年七月一日の貨物船（一）に掲げるも以降最初に行われるのを除く。）及び移動式海底法第七十三条第一項資源掘削船

附 則（平成一六年七月二二日総務省令第一〇五号）
この省令は、電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年七月十二日）から施行する。

附 則（平成一六年九月二九日総務省令第二二二号）
この省令は、平成十七年五月九日から施行する。ただし、第四条の四及び第十五条の三の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に免許を受けた無線局及び現に免許、再免許若しくは変更の申請を行っている無線局（予備免許中のものを含む。）であって、この省令の施行後に免許等を受けた無線局に係る電波法第二十五条第二項の無線局に関する事項に係る情報の提供については、この省令による改正後の電波法施行規則別表第二号の二の二の規定にかかわらず、一部の情報に代えて、相当する改正前の電波法施行規則別表第二号の二の二の情報を提供することができ

附 則（平成一六年一二月二八日総務省令第一四六号）
この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成一七年三月三日総務省令第一八号） 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年三月二八日総務省令第四五号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この省令による改正後の第四十六条第一項第六号、第四十六条の二第二項第七号及び第四十六号の三第一項第五号の規定にかかわらず、無線電極放電ランプに係る総務大臣の型式の指定に関する規定は、この省令の施行の日から起算して二年を経過する日までは、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の第四十六条の二第二項の規定による総務大臣の型式の指定を受けている無線電極放電ランプ及び前項の規定により従前の例による型式の指定を受けた無線電極放電ランプについては、改正後の同項の規定による総務大臣の型式の指定を受けているものとみなす。

4 改正後の第四十六条の二第一項第七号の（四）の（一）及び（二）の規定は、この省令の施行の日から起算して二年を経過する日まで、適用しないことができる。

5 改正後の第四十六条の二第一項第七号の（四）の（一）の表「一五〇kHz以上五〇〇kHz以下」の項に規定する許容値にかかわらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までは、次の表の許容値を適用することができる。

周波数帯		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	平均値
一五〇kHz以上八三デシベル以下	一五〇kHz以上八三デシベル	七三デシベル	
二一五kHz以上六六デシベル以下	二一五kHz以上六六デシベル	五六デシベル	

6 改正後の第四十六条の二第一項第七号の（四）の（二）の表「一五〇kHz以上五〇〇kHz未満」の項に規定する許容値にかかわらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までは、次の表の許容値を適用することができる。

周波数帯		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	平均値
シベルとする。）	シベルとする。）		

一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	二〇デシベル	九〇デシベル
------------------	--------	--------

7 この省令の施行の日から平成十七年五月八日までの間における第三十四条の六の規定の適用については、同条第一号中「第四条第二項の表六の項」とあるのは、「第四条第二項の表五の項」とする。

附 則（平成一七年三月三一日総務省令第六五号）
この省令は、所得税法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成一七年四月一日総務省令第七〇号）
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年五月一三日総務省令第八二号）
この省令は、平成十七年五月十六日から施行する。

2 この省令の施行の際現に免許を受けている無線局（当該無線局の設置場所（移動する無線局にあつては、移動範囲）がこの省令による改正後の施行規則（以下「新規則」という。）第十八条に規定する区域であるものに限る。次項において同じ。）のうち新規則第十六条第一号又は第三号の規定に該当するものは、この省令の施行後最初に到来する当該無線局の免許の応当日（法第百三条の二第一項に規定する応当日をいう。次項において同じ。）において、法第二十七号の十八第一項の登録を受けた無線局とみなす。この場合において、その登録の有効期間は、現に免許を受けている当該無線局の免許の有効期間の残存期間とする。

3 この省令の施行の際現に新規則第十六条第一号又は第三号の規定に該当する無線局の免許の申請をしている者に対する無線局の免許については、なお従前の例による。ただし、当該無線局は、免許後最初に到来する免許の応当日において、前項の規定を適用する。

4 還付請求書、電波利用料口座振替申出書（既設局用）及び電波利用料口座振替申出書（新設局用）の様式は、新規則別表第十二号、別表第十三号及び別表第十四号の様式にかかわらず、

この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附 則（平成一七年五月一六日総務省令第九二号）

1 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 小電力データ通信システムの無線局は、この省令による改正後の施行規則第六条第四項第四号（3）に規定する周波数にかかわらず、当分の間、なお従前の周波数を使用することができる。

附 則（平成一七年六月二〇日総務省令第一〇二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年六月二九日総務省令第一〇六号）

この省令は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。

附 則（平成一七年七月一五日総務省令第一〇八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年八月九日総務省令第一一八号）

この省令は、平成十七年十二月一日から施行する。ただし、第六条第四項第二号及び第三号の改正規定は公布の日から施行する。

附 則（平成一七年八月二一日総務省令第一三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年八月二二日総務省令第一三二号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この省令の施行の際現に免許を受けている設備規則第四十九条の八の三に規定する技術基準に係る無線設備を使用する空中線電力が一〇ミリワット以下の基地局は、この省令の施行後最初に到来する当該無線局の免許の応当日（法第百三条の二第一項に規定する応当日をいう。次項において同じ。）において、法第二十七条の十八第一項の登録を受けた無線局とみなす。この場合において、その登録の有効期間は、現に

免許を受けている当該無線局の免許の有効期間の残存期間とする。

3 この省令の施行の際現に設備規則第四十九条の八の三に規定する技術基準に係る無線設備を使用する空中線電力が一〇ミリワット以下の基地局の免許の申請をしている者に対する無線局の免許については、なお従前の例による。ただし、当該無線局は、免許後最初に到来する免許の応当日において、前項の規定を適用する。

附 則（平成一七年二月二日総務省令第一五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年二月二五日総務省令第一五五号）

この省令は、平成十七年十二月一日から施行する。

附 則（平成一七年二月二九日総務省令第一六〇号）

（施行期日）
1 この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年十二月一日）から施行する。
（経過措置）

2 この省令の施行の際現に法第百三条の二第二項に規定する広域専用電波を使用する無線局の免許を受けている者についての施行規則第五十一条の十一の二の五第二項の規定の適用については、同項中「九月三十日まで」とあるのは、「電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令（平成十七年総務省令第六十号）の施行の日」とする。

3 この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。この場合、改正前の様式又は書式により調製した用紙を修補して、使用することができる。

附 則（平成一八年二月二四日総務省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年二月二五日総務省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年二月八日総務省令第一六号）

この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（平成十七年法律第七号）附則第一

条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成一八年三月二八日総務省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年五月二九日総務省令第八九号）

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 改正後の第四十六條の二第二項第七号の規定にかかわらず、無電極放電ランプ（利用周波数が一〇kHzから一五〇kHzまでの範囲のものを除く。）に係る総務大臣の型式の指定に関する規定は、この省令の施行の日から起算して二年を経過する日までの間に限り、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現に総務大臣の型式の指定を受けている、又は前項の規定によりなお従前の例によることができるものとされる無電極放電ランプについては、改正後の第四十六條の二第二項の規定により総務大臣の型式の指定を受けているものとみなす。

4 改正後の第四十六條の二第二項第七号の（4）の（一）の表（一〇kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯に限る。）の適用については、同表の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過した日までの間に限り、次の表の許容値とすることができる。

周波数帯	許容値（マイクログラットを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一〇kHz以上五一五デシベル		
〇kHz未満		
五〇kHz以上一一五デシベルから一〇〇kHz未満	〇八デシベルまで	※
一〇〇kHz以上九五デシベルから九二一五〇kHz未満デシベルまで	※	

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

附 則（平成一八年五月三一日総務省令第九一号）

この省令は、平成十八年七月三十一日から施行する。ただし、第十二条第九項の表衛星非常用位置指示無線標識の項、第三十六條の二第一項及び別図第六号の改正規定は、平成十八年十二月一日から施行する。

附 則（平成一八年六月一四日総務省令第九六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年八月一日総務省令第一〇四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年一〇月四日総務省令第一一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年一二月二〇日総務省令第一三二号）

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 次の表の上欄に掲げる船舶に対する第二十八條第四項の規定は、同表の下欄に掲げる日（総務大臣が当該船舶の船齢等を考慮して差し支えないと認める場合は、その指示するところによるものとする。）までは、適用しない。

国際航海に従事する総トン数平成十九年七月一三、〇〇〇トン以上二〇、〇〇〇トン以降最初に行わ〇〇トン未満の船舶（旅客船れる法第七十三條及び専ら漁うに従事する船第一項の検査の日を除き、平成十四年六月三又は平成二十二年十日以前に建造されたものに七月一日のいづれに限る。）

国際航海に従事する総トン数この省令の施行の二〇、〇〇〇トン以上の船舶日以降最初に行わ（旅客船及び専ら漁うに従れる法第七十三條事する船舶を除き、平成十四第一項の検査の日年六月三十日以前に建造され又は平成二十一年七月一日のいづれのものに限る。）

附 則（平成一八年一二月二一日総務省令第一四一号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十九年一月十五日から施行する。

附 則（平成一八年一二月二〇日総務省令第一四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年一月三一日総務省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月二九日総務省令第四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年五月七日総務省令第五八号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条の二第六号の改正規定、第三十七条第三十一号の改正規定、第四十一条の二第二号の改正規定、第四十一条の二第二十二号中「十一」の項（一）を「十二」の項（一）に改める改正規定及び別表第一号の第三十一の表七の項の改正規定 公布の日

二 第四十一条の二第二十二号を同条第二十三号とし、同条中第二十一号を第二十二号とし、第十一号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に一号を加える改正規定 平成二十年四月一日

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に免許を受けている無線航行移動局及び船上通信局の免許の有効期間については、なお従前の例による。

3 改正後の第八条第一項の規定にかかわらず、第九条が適用される場合を除き、この省令の施行後、平成十九年十一月三十日までの間に免許する無線航行移動局の免許の有効期間は平成二十三年十一月三十日まで、平成二十年五月三十一日までの間に免許する船上通信局の免許の有効期間は平成二十四年五月三十一日までとする。

4 この省令の施行の際現に免許を受けている法第五条第一項各号に掲げる者が開設するアマチュア局（本邦に永住することを許可された者が開設するものを除く。）の免許の有効期間については、この省令による改正後の第九条第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成一九年六月二八日総務省令第七三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年六月二九日総務省令第七七号）

この省令は、平成二十年一月一日から施行する。

附 則（平成一九年八月一日総務省令第八八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年一〇月二日総務省令第一三〇号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正前の電波法施行規則別表第十三号から第十五号までの様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。

附 則（平成一九年一二月二九日総務省令第一四四号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十九年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に免許を受けている無線局（当該無線局の無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、移動範囲）がこの省令による改正後の施行規則第十八条第一項第一号に規定する区域内であるものに限る。次項において同じ。）のうち施行規則第十六条第四号、第五号又は第六号に掲げるものは、この省令の施行後最初に到来する当該無線局の免許の応当日（法第百三条の二第一項に規定する応当日をいう。次項において同じ。）において、法第二十七号の十八第一項の登録を受けたものとみなす。この場合において、その登録の有効期間は、同日における当該無線局の免許の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

3 この省令の施行の際現に施行規則第十六条第四号、第五号又は第六号に掲げる無線局の免許の申請をしている者に対する無線局の免許については、なお従前の例による。ただし、当該無線局は、免許後最初に到来する免許の応当日において、前項の規定を適用する。

附 則（平成一九年一二月二七日総務省令第一五四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年二月二七日総務省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年三月二六日総務省令第三一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年三月二六日総務省令第三一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年三月二六日総務省令第三一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百三十六号）の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

附 則（平成二〇年三月二六日総務省令第三二〇号）

（施行期日）

1 この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百三十六号）及び同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受けている実験局又は免許を受けている特定実験局は、免許若しくは予備免許を受けた実験試験局又は免許を受けた特定実験試験局とみなす。

3 この省令の施行の際現にされている実験局又は特定実験試験局の免許の申請は、実験試験局又は特定実験試験局の免許の申請とみなす。

4 前二項に規定するもののほか、この省令による改正前のそれぞれの省令の規定によつてなされた処分、手続その他の行為は、改正後のそれぞれの省令の相当する規定によつてしたものみなす。

附 則（平成二〇年三月二七日総務省令第三三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年五月八日総務省令第六一〇号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十年六月三十日以前に建造に着手された船舶に積載される高速救助艇については、その積載が継続する限り、この省令による改正後の電波法施行規則第二十八条第五項の規定は、適用しない。

附 則（平成二〇年五月二九日総務省令第六五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年五月三〇日総務省令第六七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年五月三〇日総務省令第六八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年六月一八日総務省令第七五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年七月一七日総務省令第八二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年八月二九日総務省令第九五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年九月一八日総務省令第一〇二〇号）

この省令は、電波法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年十月一日）から施行する。

附 則（平成二〇年一二月二八日総務省令第一二六号）

（施行期日）

1 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の電波法施行規則第四十三条の四及び第二条の規定による改正後の無線局免許手続規則第五条第二項に規定する公益社団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例社団法人を含むものとする。

附 則（平成二〇年一二月九日総務省令第一四〇号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年一二月二二日総務省令第一四八号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条の五第三号及び第三十三号の二第一項の改正規定は、平成二十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の施行規則第二十八条第六項の無線設備のうち、平成二十年十二月三十日以前に建造に着手された船舶に設置するものには、同項の規定にかかわらず、平成二十年十二月三十一日以降に行われる法第十条第一項の検査の日又は平成二十年十二月三十一日以降最初に行われる法第七十三条第一項の検査の日

のいずれか早い日までの間は、船舶長距離識別追跡装置を備えることを要しない。

附 則（平成二十二年四月三日総務省令第四二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年六月八日総務省令第五七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年六月二二日総務省令第六二号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。
（施行期日）
（経過措置）

2 この省令の施行の日前に電磁的記録により提出された書類についての無線局への備付け及び高周波利用設備の設置場所への備付けについては、改正後の第三十八条第六項（第四十五条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする。

附 則（平成二十二年六月二五日総務省令第六六号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の施行規則第十三条の三の二の規定により指定した気象援助局（ラジオゾンデのものに限る。）の電波の型式及び周波数並びに空中線電力（以下「電波の型式等」という。）についての施行規則の規定の適用については、なお従前の例による。

3 総務大臣は、この省令による改正後の第十三条の三の二の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して十年を経過する日までの間に限り、気象援助局（ラジオゾンデのものに限る。）に対し、この省令による改正前の第十三条の三の二の規定により電波の型式等を指定して、免許又は予備免許を与えることができる。
4 前項の規定により指定した気象援助局（ラジオゾンデのものに限る。）の電波の型式等についての施行規則の規定の適用については、第二項の規定を準用する。

附 則（平成二十二年六月三〇日総務省令第六九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年一〇月二日総務省令第九四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年一二月二二日総務省令第一一八号）
この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、第三十八条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年三月三日総務省令第一四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年四月二〇日総務省令第四六号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。
（施行期日）
（経過措置）

2 この省令の施行の日から平成二十八年十二月三十一日までの間、この省令による改正後の施行規則第四条の四第二項第二号中「二四・二五」とあるのは「二二」とする。

附 則（平成二十二年四月二三日総務省令第五一五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年五月二四日総務省令第六二二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年六月一七日総務省令第六九号）
この省令は、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十九号）の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。

附 則（平成二十二年七月三〇日総務省令第八〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年八月二五日総務省令第八二二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年一〇月二六日総務省令第九三三号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2 無線設備規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第九十四号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされた無線局の無線設備に係る施行規則第六条の三の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年二月二五日総務省令第六号）抄
（施行期日）

1 この省令は、放送法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年三月一日）から施行する。

附 則（平成二十三年三月一日総務省令第一五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年五月二五日総務省令第五一五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年六月二二日総務省令第五六号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年六月二九日総務省令第六四号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。
（経過措置）

2 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実施報告書の様式は、この省令による改正後の別表第五号の三の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることとする。この場合においては、改正後の別表第五号の三の注5に掲げる内容を別紙に記載して添付又は改正前の別表第五号の二の様式の余白に記載すること。

附 則（平成二十三年七月二二日総務省令第九七号）
（施行期日）
（経過措置）

1 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 船舶局の局名録及び海上移動業務識別の割当表並びに海岸局及び特別業務の局の局名録の備付けについては、この省令による改正後の電波法施行規則第三十八条第一項の規定にかかわらず、公布の日から平成二十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることとする。
3 この省令による改正前の電波法施行規則第三十八条第五項の規定により公表したもの又は認定したものについては、この省令による改正後の同項の規定により公表したもの又は認定したものとはみなす。

附 則（平成二十三年七月二八日総務省令第一〇二二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年八月三二日総務省令第一二七号）
この省令は、電波法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年八月三十一日）から施行する。

附 則（平成二十三年九月二七日総務省令第一三四号）抄
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二十三年九月二八日総務省令第一三五号）
この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年一〇月二五日総務省令第一四〇号）抄
（施行期日）

1 この省令は、平成二十三年十一月一日から施行する。
附 則（平成二十三年一二月一四日総務省令第一六二二号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（電波法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第二条 この省令による改正前の施行規則第六条第四項第二号（一）の規定は、平成三十年三月三十一日までは、なお効力を有する。

2 この省令による改正前の施行規則第十五条の三第七号（一）の規定は、平成二十六年三月三十一日までは、なお効力を有する。
附 則（平成二十三年一二月一六日総務省令第一六四号）抄
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二十四年三月二六日総務省令第一五五号）抄
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二十四年三月三〇日総務省令第二三三三号）抄
（施行期日）

1 この省令は、平成二十四年四月二日から施行する。
（電波法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
2 この省令による改正後の電波法施行規則第七條第二号の二の規定にかかわらず、平成二十五

年三月三十一日までの間に免許する地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。）の免許の有効期間は平成二十五年三月三十一日までとする。

附 則（平成二十四年六月二六日総務省令第五六号）抄

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年七月四日総務省令第六五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年七月六日総務省令第六六号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。ただし、別表第二号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、改正後の第十一条の二の四第五項に掲げる書類には、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第十五条第一項及び第二十八条第一項の規定により在留カード又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書を含むものとする。

附 則（平成二十四年八月一日総務省令第八一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年一〇月三〇日総務省令第九三三号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年一二月五日総務省令第九九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年一二月二五日総務省令第一〇五号）

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則（平成二十四年一二月二七日総務省令第一〇八号）抄

この省令は、平成二十五年二月一日から施行する。

附 則（平成二十五年二月二〇日総務省令第七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二二日総務省令第一九号）

この省令は公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二七日総務省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二八日総務省令第三一〇号）

この省令は、平成二十六年五月七日から施行する。

附 則（平成二十五年五月九日総務省令第四八号）

この省令は、航空法施行令及び航空法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三百三十三号）の施行の日（平成二十五年五月十日）から施行する。

附 則（平成二十五年五月三一日総務省令第六二二号）

この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。

附 則（平成二十五年六月二二日総務省令第六五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年六月一三日総務省令第六七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年九月九日総務省令第八六号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の施行規則第四十四条第二項第二号に規定する広帯域電力線搬送通信設備に係る法第百条第一項の許可並びに施行規則第四十四条第一項第一号の（一）の指定及び施行規則第四十六条の三第一項の承認は、この省令の施行前においても、この省令による改正後の施行規則、免許規則及び設備規則の規定の例により行うことができる。

3 この省令による改正前の施行規則第四十四条第二項第二号に規定する広帯域電力線搬送通信設備に係る施行規則第四十四条第一項第一号の（一）の指定は、この省令の施行前に製造され

た当該指定に係る広帯域電力線搬送通信設備に限り、なお効力を有する。

附 則（平成二十五年九月二六日総務省令第九〇号）

この省令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

附 則（平成二十五年一二月一〇日総務省令第一〇五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年四月二三日総務省令第六四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年五月七日総務省令第四七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年五月一九日総務省令第四九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年七月三日総務省令第五七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年七月九日総務省令第六二二号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の前日に建造された船舶（建造に着手されたものを含む。）であつて、同日前に船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六條ノ五の規定による型式承認を受けた航海情報記録装置を備えているものの義務船舶局については、当該航海情報記録装置の設置が継続する限り、第一条の規定による改正後の施行規則第二十八条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年八月八日総務省令第六七号）

この省令は、電波法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年九月一日）から施行する。

附 則（平成二十六年八月二二日総務省令第六九号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年九月三日総務省令第七二号）

この省令は、電波法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。

附 則（平成二十六年九月二五日総務省令第七四号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に免許を受け、又は免許の申請をしている設備規則第四十九条の八の三に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局に係る免許については、第一条の規定による改正後の施行規則第十六条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年九月二六日総務省令第七五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年三月二七日総務省令第七五号）抄

（施行期日）

1 この省令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十六号。次項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十七年三月三一日総務省令第七七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年六月二一日総務省令第七七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に指定を受けている超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダの型式の条件については、第一条の規定による改正後の施行規則第四十六条の二第一項第六号の規定にかかわらず、なお従前の例による。この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間にした超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダの型式の指定の申請については、第一条の規定による改正前の施行

規則第四十六条の二第二項第六号の規定は、なおその効力を有する。

4 前項の規定によりなおその効力を有することとされた第一条の規定による改正前の施行規則第四十六条の二第二項第六号の規定による指定を受けた超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルダーの型式の条件については、なお従前の例による。

5 この省令の施行の際現に指定を受けている電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械及び無電極放電ランプの型式の条件については、第一条の規定による改正後の施行規則第四十六条の二第二項第七号及び第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間にした電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械及び無電極放電ランプの型式の指定の申請については、第一条の規定による改正前の施行規則第四十六条の二第二項第六号及び第七号の規定は、なおその効力を有する。

7 前項の規定によりなおその効力を有することとされた第一条の規定による改正前の施行規則第四十六条の二第二項第七号及び第八号の規定による指定を受けた電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械及び無電極放電ランプの型式の条件については、なお従前の例による。

8 この省令の施行の際現に製造業者等が型式確認を行っている電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器の型式の条件については、第一条の規定による改正後の施行規則第四十六条の二第一項第一号及び第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間にした電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器の型式確認の届出については、第一条の規定による改正前の施行規則第四十六条の二第一項第一号及び第二号の規定は、なおその効力を有する。

10 前項の規定によりなおその効力を有することとされた第一条の規定による改正前の施行規則第四十六条の二第一項第一号及び第二号の規定による確認を行った電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器の型式の条件については、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年八月一三日総務省令第七〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年二月二六日総務省令第九六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年二月三〇日総務省令第九九号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 この省令の施行の際現に証明規則第二条第一項第八号の規定に係る法第三十八条の二の第二項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）を受けている第二条の規定による改正前の設備規則第四十九条の十四第十二号においてその無線設備の条件が定められている第一条の規定による改正前の施行規則第六条第四項第二号に規定する特定小電力無線局（以下「旧特定小電力無線局」という。）の無線設備については、第三条の規定による改正後の証明規則第二条第一項第十九号の四の三の規定に係る技術基準適合証明等を受けている第二条の規定による改正後の設備規則第四十九条の二十七号においてその無線設備の条件が定められている第一条の規定による改正後の施行規則第六条第四項第四号に規定する小電力データ通信システムの無線局（以下「新小電力データ通信システムの無線局」という。）の無線設備とみなす。

3 この省令の施行の際現に行われている旧特定小電力無線局に係る技術基準適合証明等の求めについては、新小電力データ通信システムの無線局に係る技術基準適合証明等の求めとみなす。

附 則（平成二十七年二月二二日総務省令第一〇五号）

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二日総務省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年三月一五日総務省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二五日総務省令第二七号）

この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十八年三月二八日総務省令第二八号）

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月三一日総務省令第三三号）

この省令は、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十八年四月四日総務省令第四七号）

1 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の施行規則第四十六条の二第二項の規定による総務大臣の指定を受けている無電極放電ランプの型式の条件については、この省令による改正後の施行規則第四十六条の二第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間にした無電極放電ランプの型式の指定の申請については、改正前の施行規則第四十六条の二第二項第八号の規定は、なおその効力を有する。

4 前項の規定によりなおその効力を有することとされた改正前の施行規則第四十六条の二第二項第八号の規定による指定を受けた無電極放電ランプの型式の条件については、なお従前の例による。

附 則（平成二十八年七月二三日総務省令第七二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年八月三一日総務省令第八三号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 この省令の施行の際現に一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）を受けている無線設備は、第一条の規定による改正後の施行規則第六条第四

項第二号（13）に規定する人・動物検知通報システムの無線局の無線設備とみなす。

3 この省令の施行の際現に受けている一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

附 則（平成二十八年一月四日総務省令第八九号）

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則（平成二十八年二月二七日総務省令第一〇一号）抄

1 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。（施行期日）

附 則（平成二十九年三月一日総務省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年四月一七日総務省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年七月二二日総務省令第五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年八月二九日総務省令第五七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年九月一日総務省令第五九号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年九月五日総務省令第六一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年九月二二日総務省令第六二号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。（経過措置）

2 この省令の施行の際現に登録を受けている第一条の規定による改正前の施行規則第十六条第十号に規定する無線局の無線設備については、第一条の規定による改正後の施行規則第十六条第九号に規定する無線局の無線設備として登録を受けたものとみなす。この場合において、そ

の登録の有効期間は、現に登録を受けている当該無線局の登録の有効期間の残存期間とする。

附 則（平成二十九年九月二五日総務省令第六五号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際、現に免許又は予備免許を受けている無線局の無線設備については、この省令による改正後の施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。ただし、この省令の施行の日以後における空中線の取替え又は増設に係る無線設備については、この限りでない。

附 則（平成二十九年九月二六日総務省令第六六号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に免許を受けている設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものの免許の有効期間については、なお従前の例による。

附 則（平成二十九年九月二七日総務省令第六七号）

この省令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）の施行の日から施行する。

附 則（平成三〇年一月二五日総務省令第三三三号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年二月一日総務省令第四四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年三月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に免許を受けている無線局については、この省令による改正後の施行規則第三十八条第一項又は第三項の規定にかかわらず、当該無線局の免許の有効期間が満

了する日までは、なお従前の例によることのできる。

附 則（平成三〇年二月二日総務省令第五五号）

この省令は、電波法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第二十八号）の施行の日（平成三十年二月二日）から施行する。

附 則（平成三〇年三月二九日総務省令第一四四号） 抄

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年六月二九日総務省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年七月二五日総務省令第五〇号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年八月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年七月二五日総務省令第五一五号）

この省令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年八月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年九月二五日総務省令第六六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年一〇月四日総務省令第五八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙については、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。この場合、この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙を修補して使用することができる。

附 則（平成三一年一月二四日総務省令第四四号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年三月二一日総務省令第六六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年三月二七日総務省令第二四四号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年四月二二日総務省令第五二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年五月一七日総務省令第七七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年五月二〇日総務省令第七八号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日総務省令第一九号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年七月二一日総務省令第二七号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年一〇月一日総務省令第五〇号）

この省令は、電波法の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十月一日）から施行する。

附 則（令和元年一一月二〇日総務省令第五八号）

この省令は、電波法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十一月二十日）から施行する。

附 則（令和元年一二月二三日総務省令第六四号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（令和元年一二月二四日総務省令第六八号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一月三〇日総務省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年四月一五日総務省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年四月一七日総務省令第四一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年六月二二日総務省令第六一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年七月三一日総務省令第七一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年八月二七日総務省令第七八号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一一月一九日総務省令第二〇五号）

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

附 則（令和二年一二月一日総務省令第一〇九号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（準備行為）

2 電波法の一部を改正する法律（令和二年法律第二十三号）による改正後の電波法（以下この項において「新法」という。）第百二条の十七第五項において準用する新法第三十九条の五第一項前段の規定による認可を受けようとする者は、この省令の施行の日前においても、照会相談業務等（この省令による改正後の電波法施行規則第五十一条の七に規定する照会相談業務等をいう。）の実施に関する事項について業務規程を定めることができる。

附 則（令和二年一二月一〇日総務省令第一一三三号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一二月一五日総務省令第一一七号）

この省令は、電波法の一部を改正する法律（令和二年法律第二十三号）の施行の日（令和二年十二月十五日）から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則
(令和三年三月一〇日総務省令第
一七号)

の省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年六月三〇日総務省令第

2 この省令による改正前の電波法施行規則第四十四條第二項第二号に規定する広帯域電力線搬送通信設備に係る電波法第百条第一項の設置の許可並びに電波法施行規則第四十四條第一項第一号の（一）の型式の指定は、この省令の施行後においてもなおその効力を有する。

この省令の施行の際現に改正前の電波法施行規則第四十六条の二の規定によりされている広帯域電力線搬送通信設備の型式の指定の申請又は電波法第一百零二項の規定によりされている設置の申請については、この省令による改正前の電波法施行規則、免許手続規則及び無線設備規則の規定の例により行うことができる。

この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

則（令和三年一月一九日総務省令
二〇二号）

この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十一月二十日）から施行する。

1 この省令は、令和四年五月一日から施行す

三三三号)

省令は、公布の日から施行する。

2 (経過措置)
この省令の施行の際現に登録を受けている第一条の規定による改正前の電波法施行規則第十六条第二号に規定する無線局の無線設備については、第一条の規定による改正後の電波法施行規則第十六条第二号に規定する無線局の無線設備として登録を受けたものとみなす。

省令は、公布の日から施行する。

1 (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

省令は、公布の日から施行する。

則（令和五年三月三日総務省令第一

この省令は、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年

附則（令和五年三月二日総務省令第一七号）抄

(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。ただし

し、第一条（電波法施行規則第三条第一項第十五号の改正規定、第四条第一項第二十四条の改正規定、第八条第二項第十号の改正規定、第十一条の三第七号の改正規定、第十三条の二の改正規定、第十五条の改正規定、第三十四条の三第三号の改正規定、第三十四条の十の改正規定、

定、第四十三条第四項の改正規定、第五十一条

の十五第一項第一号及び第二号の三の改正規定並びに別表第三号の表注5の改正規定を除く。）及び第二条（無線局免許手続規則第二条第一項第八号の改正規定、第五条第二項の改正規定並

びに別表第二号の三第3の注6、注8ただし書、注14(1)イ及び同注(2)の改正規定を除く。)の規定並びに第六条(無線従事者規則別表第十一号様式の改正規定に限る。)の規定は、令和五年九月二十五日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年三月三十一日総務省令第

附則（令和五年四月一四日総務省令第

第一条 この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（次条第一項及び第三条第一項に

附 則 (令和五年四月一七日総務省令第三九号)

この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。

六七号 抄
(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和五年二月一日総務省令

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年一二月七日総務省令第

この省令は、公布の日から施行する。

この省令による改正前の電波法施行規則（「旧規則」という。）第四十四条第二項第二

に規定する広帯域電力線搬送通信設備に係る
 設法第百条第一項の設置の許可及び旧規則第
 百四十四条第一項第一号（一）の型式の指定並び
 に電磁誘導加熱式調理器に係る旧規則第四十六
 条第七項（第二号に係るものに限る。）の

附則（令和五年一二月八日総務省令第八六号）

附則（令和五年二月二日総務省令
第九四号） 抄

附則（令和五年二月二日総務省令
第九五号） 少

全
の
を
に
た
る
は

別表第一号の二「呼出符号又は呼出番号指定書の様式(昭和56年5月22日現在関係)」

呼出符号(呼出番号)指定書

指定を受けた者
種別(法)
製造者名
指定した呼出符号(呼出番号)

年 月 日

総務大臣 

切

別 記 (日本産産電機株式会社)

注 コードレス電話の無線機に使用するための無線設備(の)ように記載すること。

別表第一号の二 呼出符号又は呼出名称指定書の様式（第6条の2の2第2項関係）

別表第一号の三許可を要しない工事設計の軽微な事項（第10条第1項関係）		無線機、双方向無線電話及び船舶航空機間双方向無線電話の工事設計	
第1 設備又は装置の工事設計の全部について変更する場合（設備又は装置の全部について変更の工事をする場合を含む。）			
工事設計のうち軽微適用の条件なものとするもの		4 レーダー（ACAS、機上DME、機上タカン、航空機用気象レーダー及び航空機用ドップラ・レーダーを除く。）の工事設計のうち次に掲げる部分	
1 簡易無線局の無線設備（法第38条の2の2第1項に規定する特定無線設備のものを除く。）の工事設計のうち次に掲げるもの		（1） 当該機器の全部に当該部分の全部について削る場合に限る。	
（1） 受信機に係る部分	当該部分の全部について削る場合に限る。	（2） 電源設備に係る部分	
（2） 電源設備に係る部分	当該部分の全部について改める場合（電気的特性を低下させることとなる場合を除く。）に限る。	（3） 空中線に係る部分	
（3） 空中線に係る部分	当該部分の全部について改める場合（型式、構成、高さ、位置、指向方向又は電気的特性に変更を来すこととなる場合を除く。）に限る。	（4） 給電線に係る部分	
（4） 給電線（ファイラ及び共用器を含む。）に係る部分	当該部分の全部について改める場合（空中線に供給される電力又は受信機入力の変更が（H）1デシベルを超えることとなる場合その他電気的特性を低下させることとなる場合を除く。）に限る。	（5） （2）から（4）まで及び送信機に係る部分を除く部分	
2 デジタル選択呼出装置、狭帯域直接印刷電信装置、衛星非常用位置指示無線標識、搜索救助用レーダートランスポンダ及び設備規則第45条の3の5に規定する無線設備の工事設計	当該部分の全部について削る場合に限る。	5 ACAS、機上DME、機上タカン、ATCトランスポンダ、航空機用気象レーダー及び航空機用ドップラ・レーダー	
3 航空機用救命無線機、航空機用携帯する場合に限る。	当該部分の全部について削る場合に限る。		

20 機器の配置に係る工事設計（義務航空機局に設置する無線設備の機器であつて、航空法（昭和27年法律第231号）第60条の規定により装備しなければならぬもの並びに無着陸で550キロメートル以上の区間を飛行する航空機に設置する航空機用ドップラ・レーダーについては、当該業務用の検定合格機器の型式名に付された検定規則別表第8号に規定する記号のうち使用する環境に係るものが表す内容が、当該機器を設置する場所の環境に適合することとなる場合に限る。）	21 その他総務大臣が別に告示する工事設計	注 第10条第2項の規定により準用する場合においては、工事設計のうち軽微なものとすることを「欄中「工事設計」とあるのは「変更の工事」と、適用の条件の欄中「削る場合」とあるのは「撤去する場合」と、「改める場合」とあるのは「取り替える場合」と、「追加する場合」とあるのは「増設する場合」と、「に係る工事設計に改める場合」とあるのは「に取替える場合」と、「に係る工事設計を追加する場合」とあるのは「を増設する場合」と、「新たな工事設計として追加する場合」とあるのは「新たに附設する場合」とそれぞれ読み替えるものとする。
第2 設備又は装置の工事設計の一部分について変更する場合（設備又は装置の一部分について変更の工事をする場合を含む。）		
工事設計のうち軽微適用の条件なものとするもの		

1 次に掲げる部品に係る工事設計（1）第1の1の項から7の項まで及び9の項に掲げる設備又は装置（空中線及び給電線を除く。）の部品（2）第1の8の項に掲げる送信機及び10の項に掲げる受信機（法第1条第3項第2項の義務航空機局に設置する当該装置の継電器で周波数の切換えに使用しない場合を除く。）（3）第1の11の項から20の項までに掲げる装置の部品	次に掲げる条件に適合する場合に限る。 （1）当該部品の属する設備又は装置の性能を低下させない場合であること（送信機の回路（低周波回路を除く。）に使用する電子管、半導体製品（集積回路及び記憶部品を含む。）に係る工事設計を改める場合）にあっては、その性能に変更を来すこととならない場合に限る。）
2 発振の回路方式又は変調の回路方式に変更を来さない場合であること。ただし、電波の型式、周波数又は空中線電力の指定の一部の削除に伴う部品に係る工事設計を削る場合又は改める場合であつて、当該変更に係る部分以外の部分の電氣的特性に変更を来すこととならない場合を除く。	3 電波の型式、周波数又は空中線電力の指定の変更に伴う場合でないこと。ただし、次に掲げる場合を除く。 （1）電波の型式、周波数又は空中線電力の指定の一部の削除に伴う部品に係る工事設計を削る場合又は改める場合であつて、当該変更に係る部分以外の部分の電氣的特性に変更を来すこととならない場合
（2）適合表示無線設備の水晶体に係る工事設計を改める場合（技術基準適合証明、工事設計認証又は技術基準適合自己確認に係る周波数に変更を来すこととなる場合を除く。）	4 第1に規定する当該部品の属する設備又は装置の工事設計の変更の適用の条

2 その他総務大臣が別に告示する工事設計	件に抵触することとならない場合であること。
注 第10条第2項の規定により準用する場合においては、工事設計のうち軽微なものとすることを「欄中「工事設計」とあるのは「変更の工事」と、適用の条件の欄中「に係る工事設計を改める場合」とあるのは「を取り替える場合」と、「に係る工事設計を削る場合」とあるのは「撤去する場合」と、「追加する場合」とあるのは「増設する場合」とそれぞれ読み替えるものとする。	別表第一号の四 許可を要しない電気通信設備の軽微な事項（第10条第3項関係） 変更の許可を要しない基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の軽微な事項は、次に掲げる電気通信設備に係る変更とする。 電気通信設備 適用の条件 電気通信設備の現用機器の機当該電気通信設備を代替することができ予の性能を低下させない変更であること。ための電源設備と。
別表第二号 変更検査を要しない場合（第十条の四関係）	一 無線設備の設置場所の変更で次に掲げるものの場合 （1）フェムトセル基地局に係るもの （2）特定陸上移動中継局に係るもの （3）特定実験試験局に係るもの（当該特定実験試験局が使用する周波数の使用が可能な地域として総務大臣が公示する地域の範囲内における設置場所の変更に限る。） （4）総務大臣が別に告示する無線設備を使用するアマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。）に係るもの （5）（3）及び（4）に掲げる無線局以外の無線局に係るものであつて、次に掲げるもの ア 空中線の位置の変更であつて、総務大臣又は総合通信局長が法第十七条第一項の許可に際し、当該変更について検査を要しない旨を申請者に対して通知したもの

（1）無線設備を適合表示無線設備に取り替える工事又は適合表示無線設備の追加の工事	（2）航空機局の無線設備の機器であつて、検定合格機器たるものの取替えの工事（同一型式によるものに限る。）	（3）送信機の回路に使用する電子管、半導体製品（集積回路及び記憶部品を含む。）の取替えの工事（電波の型式、周波数又は空中線電力の指定の変更に伴うものを除く。）	（4）通信路実装数の変更又は送信機の最高変調周波数、変調周波数、通信速度若しくはトーン周波数の変更に係る変更の工事（いずれも占有周波数帯幅が増大することとなるものにあつては、総務大臣又は総合通信局長が法第十七条第一項の許可に際し、当該変更の工事について検査を要しない旨を申請者に対して通知したものに限る。）	（5）選択呼出装置（デジタル選択呼出装置を除く。）に係る変更の工事で次の一に該当するもの ア 設備規則第九条の二の選択呼出装置の取替え又は増設（同条第一項に定める選択呼出装置その他総務大臣が別に告示する選択呼出装置については、新たに附設する場合を含む。）の工事 イ ア以外の選択呼出装置の取替え又は増設（新たに附設する場合を含む。）の工事	（6）設備規則第九条の二第一項の識別装置の取替え又は増設（新たに附設する場合を含む。）の工事 （7）附属装置に係る変更の工事で次の一に該当するもの ア 多重端局装置、テレビジョン伝送装置、無線呼出局用端局装置、模写電送装
--	--	---	---	---	--

- (イ) 指向方向の変更が変更前の空中線の指向特性における水平面の主輻射の角度の幅の二分の一を超えるもの

ウ 標準テレビジョン放送若しくは高精細度テレビジョン放送を行う無線局、超短波放送、超短波音声多重放送若しくは超短波文字多重放送を行う無線局又はマルチメディア放送を行う無線局であつて、空中線の利得値から給電線の損失値を減じた値の当該変更の工事による増減が一デシベルを超えないもの

(イ) 受信空中線又は受信給電線の変更の工事であつて、総務大臣又は総合通信局長が法第十七条第一項の許可に際し、当該変更の工事について検査を要しない旨を申請者に對して通知したもの

(11) 送信機の出力端子から送信空中線までの間又は受信空中線から受信機の入力端子までの間にそう入される各装置の変更の工事（基幹放送局及び無線航行陸上局の送信設備のものにあつては総務大臣又は総合通信局長が法第十七条第一項の許可に際し、当該変更の工事について検査を要しない旨を申請者に対して通知したものに限る。）

(12) 無線設備の設置場所を同じくする二以上の無線局において、その一の無線局の無線設備の一部を他の無線局の無線設備として共通に使用する場合における当該他の無線局の無線設備の変更の工事

(13) 同一人に属する二以上の無線局で無線設備の設置場所又は常置場所が同一の総合通信局の管轄区域内にあるものにおいて、その一の無線局の無線設備と同一規格の予備の無線設備（空中線系については、同一型式とする。）の各装置を他の無線局の予備の無線設備の装置として共通に使用する場合における当該他の無線局の無線設備の変更の工事

(14) 同一人に属する二以上の航空機局又は航空機地球局でその航空機の定置場の所在地が同一総合通信局の管轄区域内にあるものにおいて、その一の航空機局又は航空機地球局の無線設備のうち免許規則第二条第六項第二号又は同項第三号に規定する装置を他の航空機局又は航空機地球局の無線設備

(1)
無線設備の設置場所を同じくする二以上の無線局のうち、一部の無線局を廃止し（当該一部の無線局の免許の有効期間が満了する場合を含む）、当該一部の無線局の無線設備の全部を他の無線設備としてそのまま継続使用する場合における当該他の無線局の無線設備の変更の工事

(10) 一の人工衛星に開設される二以上の無線局のうち、一の無線局の無線設備の一部を削除し、当該無線局の削除した無線設備の全部又は一部を他の無線局の無線設備としてそのまま継続使用する場合における当該他の無線局の無線設備の変更の工事

(17)
複信方式の通信系を構成する同一免許人の他の固定局により無線通信の制御が行われる固定局の送信機の増設の工事（当該固定局が既に指定を受けている周波数と同一の周波数帯の周波数の電波を使用し、当該固定局が既に指定を受けている空中線電力と同一の空中線電力を使用するものである）と、かつ、当該固定局の通信事項及び通信の相手方に変更のない場合に限る。）であつて、総務大臣又は総合通信局長が法第七十七条第一項の許可に際し、当該変更の工事について検査を要しない旨を申請者に対して通知したものの

(10) (1) から (17) までに類する無線設備の変更の工事であつて、総務大臣が別に告示するもの

第1 公表内容が特に制限される無線局

(1) 衆議院及び参議院の各事務局が、国会法（昭和22年法律第79号）第28第1項に規定する事務の円滑な遂行を図るために開設するもの

(2) 警察法（昭和29年法律第162号）第2条第1項に規定する警察の責務の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

(5) 法務省設置法（平成11年法律第93号）第4条第12号から第12号の3まで

(4) 検察庁法（昭和22年法律第61号）第4条に規定する検察官の職務の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

(5) 公安調査庁が、公安調査庁設置法（昭和

27 年法律第 241 号) 第 3 条に規定する
任務の円滑な遂行を図るために開設する
もの

(6) 外務省設置法（平成11年法律第94号）第3条に規定する外務省の任務の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

(7) 財務省が、財務省設置法（昭和11年法律第95号）第4条第1項第26号に規定する事務の円滑な遂行を図るために開設するもの

(8) 厚生労働省が、厚生労働省設置法（昭和11年法律第97号）第4条第1項第32号及び第46号に規定する事務の円滑な遂行を図るために開設するもの

(9) 海上保安庁法（昭和23年法律第28号）第2条第1項に規定する海上保安庁の任務の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

(10) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第3条に規定する自衛隊の任務の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

(11) 国及び地方公共団体相互間において消防

組織法（昭和22年法律第226号）第一条に規定する任務の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

(17) 国又は地方公共団体が、漁業の指導監督（試験、調査及び練習を含む。）に関する業務の円滑な遂行を図るために開設するもの

(13) 地方公共団体が開設する無線局であつ

て、都道府県知事又は消防組織法第9条（同法第28条において準用する場合を含む。）の規定により設けられる消防の機関が消防事務の用に供するもの

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者、同法第35条

(7) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第5項に規定する航空保安施設によつて航空機の航行の援助又は航空交通の安全に必要な無線通信を行うことを目的とするもの (8) 航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2の規定により、航空機の製造又は修理事業について、経済産業大臣の許可を受けた者が、その事業又は業務の安全かつ円滑な遂行を図るために開設するもの (9) 前各号に掲げる無線局と同様の無線通信の態様を行い、かつ、同様の目的を有する無線局であつて、特に総務大臣が認めるもの 別表第二号の二の二（第11条の2の3関係） 無線局の種別情報提供項目 1 地上基幹1 免許規則別表第六号の様式の放送局及び地以下の欄に記載された事項 上基幹放送試（1） 放送区域の欄 験局（8の項（2） 無線設備の設置場所の欄 に掲げる無線2 免許規則別表第二号の二第1局を除く。）の様式の以下の欄に記載された事項		2 衛星基幹1 免許規則別表第六号の様式の放送局及び衛星基幹放送試（1） 放送区域の欄 験局（8の項（2） 無線設備の設置場所の欄 に掲げる無線2 免許規則別表第二号の二第8局を除く。）の様式の以下の欄に記載された事項 3 人工衛星1 免許規則別表第六号の様式及び宇宙局式の無線設備の設置場所又は移動（9の項に掲げる無線局を） 2 免許規則別表第二号の二第8の様式の以下の欄に記載された事項		4 固定局1 免許規則別表第六号の二の様式（9の項に掲げる無線局を） 2 免許規則別表第二号の二第3の様式の以下の欄に記載された事項	
(1) 装置の区別の欄のうち番号の欄 (2) 送信の方式コードの欄 (3) 送信機の欄のうち ア 定格出力の欄 イ 低下させる方法コードの欄 ウ 低下後の出力の欄 エ 変調方式コードの欄 オ 適合表示無線設備の番号の欄 (4) 空中線系番号の欄 (5) 空中線線の欄のうち空中線柱の高さの欄を除く各欄 (6) 給電線等の欄の全ての欄 (7) 発射する周波数等の欄 (8) 受信する周波数等の欄 (9) 受信する周波数の欄 (10) 空中線系に関するその他の事項の欄 (11) 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の全ての欄		(1) 装置の区別の欄のうち番号の欄 (2) 通信方式コード又は送信の方式コードの欄 (3) 通信路数の欄 (4) 送信機の欄のうち ア 定格出力の欄 イ 低下させる方法コードの欄 ウ 低下後の出力の欄 エ 変調方式コードの欄		オ 終段部の真空管又は半導体コールドの欄 カ 電力束密度の欄 キ 最大電力密度の欄 (4) 受信機の欄の全ての欄 (5) 空中線系番号の欄 (6) 空中線線の欄の全ての欄 (7) 給電線等の欄の全ての欄 (8) 発射する周波数等の欄 (9) 受信する周波数等の欄 (10) 空中線系に関するその他の事項の欄 (11) 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の全ての欄	
(1) 装置の区別の欄のうち番号の欄 (2) 送信の方式コードの欄 (3) 送信機の欄のうち ア 定格出力の欄 イ 低下させる方法コードの欄 ウ 低下後の出力の欄 エ 変調方式コードの欄 オ 適合表示無線設備の番号の欄 (4) 空中線系番号の欄 (5) 空中線線の欄のうちEQLコールドの欄を除く各欄 (6) 空中線線の欄の全ての欄 (7) 給電線等の欄の全ての欄 (8) 発射する周波数等の欄 (9) 受信する周波数等の欄 (10) 使用する無線電中継装置の欄 (11) 通信の相手方の欄の全ての欄 (12) 無線電中継装置番号の欄 (13) 無線電中継装置の欄のうち設置場所番号の欄を除く各欄		(1) 装置の区別の欄 (2) 通信方式コードの欄 (3) 送信機の欄のうち ア 定格出力の欄 イ 低下させる方法コードの欄 ウ 低下後の出力の欄 エ 変調方式コードの欄 オ クロック周波数の欄 カ 検定番号の欄 キ 適合表示無線設備の番号の欄 (4) 受信機の欄のうちEQLコールドの欄を除く各欄 (5) 空中線系番号の欄 (6) 空中線線の欄の全ての欄 (7) 給電線等の欄の全ての欄 (8) 発射する周波数等の欄 (9) 受信する周波数等の欄 (10) 使用する無線電中継装置の欄 (11) 通信の相手方の欄の全ての欄 (12) 無線電中継装置番号の欄 (13) 無線電中継装置の欄のうち設置場所番号の欄を除く各欄		オ 終段部の真空管又は半導体コールドの欄 カ 電力束密度の欄 キ 最大電力密度の欄 (5) 受信機の欄の全ての欄 (6) 空中線系番号の欄 (7) 空中線線の欄の全ての欄 (8) 給電線等の欄の全ての欄 (9) 発射する周波数等の欄 (10) 受信する周波数等の欄 (11) 空中線系に関するその他の事項の欄 (12) 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の全ての欄	

5 地上一般1 免許規則別表第六号の二の様 放送局、気象式の無線設備の設置場所又は移動 援助局、標準範囲の欄に記載された事項 周波数局、特2 免許規則別表第二号の二第2 別業務の局、の様式の以下の欄に記載された事 基地局、携帯項 基地局、無線(1) 装置の区別の欄のうち番号 呼出局、陸上の欄 移動中継局、(2) 通信方式コードの欄 実験試験局及(3) 送信機の欄のうち び海岸局(9ア 定格出力の欄 の項から11イ 低下させる方法コードの欄 の項までに掲ウ 低下後の出力の欄 げる無線局をエ 変調方式コードの欄 除く。) オ 検定番号の欄 カ 適合表示無線設備の番号の欄 キ 受信機の欄のうち ク ア 検定番号又は名称の欄(海岸 局に限る。) コ イ 通過帯域幅の欄(海岸局を除 く。) ク ウ 雑音指数の欄(海岸局を除く)	(14) 空中線系に関するその他の の事項の欄 (15) 発射する電波の型式、周 波数及び空中線電力の欄の全ての の項に掲げる	(2) 通信方式コードの欄(航空 局に限る。) (3) 有効到達距離等の欄(航空 局及び無線標識局を除く。) (4) 測定精度の欄(無線航行陸 上局に限る。) (5) 最小測定距離の欄(無線航 行陸上局に限る。) (6) 送信機の欄のうち ア 定格出力の欄 イ 低下させる方法コードの欄 ウ 低下後の出力の欄 エ 変調方式コードの欄 オ 検定番号又は名称の欄 カ 適合表示無線設備の番号の欄 キ 受信機の欄のうち ク ア 検定番号又は名称の欄(無線 標識局を除く。) コ イ 通過帯域幅の欄(航空局及び 無線標識局を除く。) ク ア 空中線系番号の欄 (8) 空中線等の欄の全ての欄 (9) 給電線等の欄の全ての欄 (10) 発射する周波数等の欄 (11) 受信する周波数等の欄 (12) 受信する周波数の欄(航 空局及び無線標識局を除く。) (13) 空中線系に 関するその他の事項の欄 (14) 発射する電波の型式、周 波数及び空中線電力の欄の全ての	無線局を除く。 (2) 通信方式コードの欄(航空 局に限る。) (3) 有効到達距離等の欄(航空 局及び無線標識局を除く。) (4) 測定精度の欄(無線航行陸 上局に限る。) (5) 最小測定距離の欄(無線航 行陸上局に限る。) (6) 送信機の欄のうち ア 定格出力の欄 イ 低下させる方法コードの欄 ウ 低下後の出力の欄 エ 変調方式コードの欄 オ 検定番号又は名称の欄 カ 適合表示無線設備の番号の欄 キ 受信機の欄のうち ク ア 検定番号又は名称の欄(無線 標識局を除く。) コ イ 通過帯域幅の欄(航空局及び 無線標識局を除く。) ク ア 空中線系番号の欄 (8) 空中線等の欄の全ての欄 (9) 給電線等の欄の全ての欄 (10) 発射する周波数等の欄 (11) 受信する周波数等の欄 (12) 受信する周波数の欄(航 空局及び無線標識局を除く。) (13) 空中線系に 関するその他の事項の欄 (14) 発射する電波の型式、周 波数及び空中線電力の欄の全ての	6 航空局、1 免許規則別表第六号の二の様 無線標識局、式の無線設備の設置場所又は移動 無線航行陸上範囲の欄に記載された事項 局及び無線標2 免許規則別表第二号の二第4 定陸上局(9の様式の以下の欄に記載された事 の項に掲げる (1) 装置の区別の欄	7 海岸地球 局、航空地球 局、携帯基地 地球局及び地 球局(9の項 に掲げる無線 局を除く。)	8 1の項又は1 免許規則別表第六号の様式の は2の項に掲以下の欄に記載された事項 ける無線局で(1) 放送区域の欄 あつて、適合(2) 無線設備の設置場所の欄 表示無線設備(3) 電波の型式、周波数及び空 のみを使用す中線電力の欄 る無線局 (1) 2 免許規則別表第二号の二第1 又は第8の様式の以下の欄に記載 された事項 (1) 送信機の欄のうち適合表示 無線設備の番号の欄(同表第1に 限る。) (2) 空中線等の欄の全ての欄 (3) 給電線等の欄の全ての欄	無線局(第11 5条の2第22 適合表示無線設備の番号の欄 項第1号及び3 空中線等の欄の全ての欄 第3号に掲げ4 給電線等の欄の全ての欄 る無線局に係5 発射する電波の型式、周波数 るものに限及び空中線電力の欄の全ての欄 る。) 11 包括免1 免許規則別表第六号の四第2 許に係る特定のの様式の電波の型式、周波数及び 無線局(第1空中線電力の欄に記載された事項 5条の2第22 免許規則別表第三号の六の様 項第2号に掲式の以下の欄に記載された事項 げる無線局に(1) 無線設備の設置場所の欄 係るものに限(2) 適合表示無線設備の番号の 欄	9 3の項から1 免許規則別表第六号の二の様 式に掲げる無線(1) 無線設備の設置場所又は移 動中継局であつて、動範囲の欄 適合表示無線(2) 電波の型式、周波数及び空 線局又は検定中線電力の欄 合格機器のみ2 免許規則別表第二号の二第2、 を使用する無第3、第4又は第5の様式の以下 線局(10の欄に記載された事項 項及び11の(1) 送信機の欄のうち検定番号 項に掲げる無の欄、検定番号又は名称の欄又は 線局を除く。) (2) 適合表示無線設備の番号の欄 (3) 空中線等の欄の全ての欄 (4) 給電線等の欄の全ての欄	10 包括免1 免許規則別表第三号の五の様式の 許に係る特定以下の欄に記載された事項	11 無線局(第11 5条の2第22 適合表示無線設備の番号の欄 項第1号及び3 空中線等の欄の全ての欄 第3号に掲げ4 給電線等の欄の全ての欄 る無線局に係5 発射する電波の型式、周波数 るものに限及び空中線電力の欄の全ての欄 る。) 11 包括免1 免許規則別表第六号の四第2 許に係る特定のの様式の電波の型式、周波数及び 無線局(第1空中線電力の欄に記載された事項 5条の2第22 免許規則別表第三号の六の様 項第2号に掲式の以下の欄に記載された事項 げる無線局に(1) 無線設備の設置場所の欄 係るものに限(2) 適合表示無線設備の番号の 欄	無線局(第11 5条の2第22 適合表示無線設備の番号の欄 項第1号及び3 空中線等の欄の全ての欄 第3号に掲げ4 給電線等の欄の全ての欄 る無線局に係5 発射する電波の型式、周波数 るものに限及び空中線電力の欄の全ての欄 る。) 11 包括免1 免許規則別表第六号の四第2 許に係る特定のの様式の電波の型式、周波数及び 無線局(第1空中線電力の欄に記載された事項 5条の2第22 免許規則別表第三号の六の様 項第2号に掲式の以下の欄に記載された事項 げる無線局に(1) 無線設備の設置場所の欄 係るものに限(2) 適合表示無線設備の番号の 欄	12 無線局(第11 5条の2第22 適合表示無線設備の番号の欄 項第1号及び3 空中線等の欄の全ての欄 第3号に掲げ4 給電線等の欄の全ての欄 る無線局に係5 発射する電波の型式、周波数 るものに限及び空中線電力の欄の全ての欄 る。) 11 包括免1 免許規則別表第六号の四第2 許に係る特定のの様式の電波の型式、周波数及び 無線局(第1空中線電力の欄に記載された事項 5条の2第22 免許規則別表第三号の六の様 項第2号に掲式の以下の欄に記載された事項 げる無線局に(1) 無線設備の設置場所の欄 係るものに限(2) 適合表示無線設備の番号の 欄	13 無線局(第11 5条の2第22 適合表示無線設備の番号の欄 項第1号及び3 空中線等の欄の全ての欄 第3号に掲げ4 給電線等の欄の全ての欄 る無線局に係5 発射する電波の型式、周波数 るものに限及び空中線電力の欄の全ての欄 る。) 11 包括免1 免許規則別表第六号の四第2 許に係る特定のの様式の電波の型式、周波数及び 無線局(第1空中線電力の欄に記載された事項 5条の2第22 免許規則別表第三号の六の様 項第2号に掲式の以下の欄に記載された事項 げる無線局に(1) 無線設備の設置場所の欄 係るものに限(2) 適合表示無線設備の番号の 欄	14 無線局(第11 5条の2第22 適合表示無線設備の番号の欄 項第1号及び3 空中線等の欄の全ての欄 第3号に掲げ4 給電線等の欄の全ての欄 る無線局に係5 発射する電波の型式、周波数 るものに限及び空中線電力の欄の全ての欄 る。) 11 包括免1 免許規則別表第六号の四第2 許に係る特定のの様式の電波の型式、周波数及び 無線局(第1空中線電力の欄に記載された事項 5条の2第22 免許規則別表第三号の六の様 項第2号に掲式の以下の欄に記載された事項 げる無線局に(1) 無線設備の設置場所の欄 係るものに限(2) 適合表示無線設備の番号の 欄	無線局(第11 5条の2第22 適合表示無線設備の番号の欄 項第1号及び3 空中線等の欄の全ての欄 第3号に掲げ4 給電線等の欄の全ての欄 る無線局に係5 発射する電波の型式、周波数 るものに限及び空中線電力の欄の全ての欄 る。) 11 包括免1 免許規則別表第六号の四第2 許に係る特定のの様式の電波の型式、周波数及び 無線局(第1空中線電力の欄に記載された事項 5条の2第22 免許規則別表第三号の六の様 項第2号に掲式の以下の欄に記載された事項 げる無線局に(1) 無線設備の設置場所の欄 係るものに限(2) 適合表示無線設備の番号の 欄	15 無線局(第11 5条の2第22 適合表示無線設備の番号の欄 項第1号及び3 空中線等の欄の全ての欄 第3号に掲げ4 給電線等の欄の全ての欄 る無線局に係5 発射する電波の型式、周波数 るものに限及び空中線電力の欄の全ての欄 る。) 11 包括免1 免許規則別表第六号の四第2 許に係る特定のの様式の電波の型式、周波数及び 無線局(第1空中線電力の欄に記載された事項 5条の2第22 免許規則別表第三号の六の様 項第2号に掲式の以下の欄に記載された事項 げる無線局に(1) 無線設備の設置場所の欄 係るものに限(2) 適合表示無線設備の番号の 欄	16 無線局(第11 5条の2第22 適合表示無線設備の番号の欄 項第1号及び3 空中線等の欄の全ての欄 第3号に掲げ4 給電線等の欄の全ての欄 る無線局に係5 発射する電波の型式、周波数 るものに限及び空中線電力の欄の全ての欄 る。) 11 包括免1 免許規則別表第六号の四第2 許に係る特定のの様式の電波の型式、周波数及び 無線局(第1空中線電力の欄に記載された事項 5条の2第22 免許規則別表第三号の六の様 項第2号に掲式の以下の欄に記載された事項 げる無線局に(1) 無線設備の設置場所の欄 係るものに限(2) 適合表示無線設備の番号の 欄	17 無線局(第11 5条の2第22 適合表示無線設備の番号の欄 項第1号及び3 空中線等の欄の全ての欄 第3号に掲げ4 給電線等の欄の全ての欄 る無線局に係5 発射する電波の型式、周波数 るものに限及び空中線電力の欄の全ての欄 る。) 11 包括免1 免許規則別表第六号の四第2 許に係る特定のの様式の電波の型式、周波数及び 無線局(第1空中線電力の欄に記載された事項 5条の2第22 免許規則別表第三号の六の様 項第2号に掲式の以下の欄に記載された事項 げる無線局に(1) 無線設備の設置場所の欄 係るものに限(2) 適合表示無線設備の番号の 欄	無線局(第11 5条の2第22 適合表示無線設備の番号の欄 項第1号及び3 空中線等の欄の全ての欄 第3号に掲げ4 給電線等の欄の全ての欄 る無線局に係5 発射する電波の型式、周波数 るものに限及び空中線電力の欄の全ての欄 る。) 11 包括免1 免許規則別表第六号の四第2 許に係る特定のの様式の電波の型式、周波数及び 無線局(第1空中線電力の欄に記載された事項 5条の2第22 免許規則別表第三号の六の様 項第2号に掲式の以下の欄に記載された事項 げる無線局に(1) 無線設備の設置場所の欄 係るものに限(2) 適合表示無線設備の番号の 欄	別表第二号の二の三(第11条の2の3関係) 対象となる無線局情報提供項目 開設指針において1 免許人等の氏名又は名称 定める終了促進措(注1) 置に係る無線局2 住所(注2) (法第4条第1号3 無線局の種別 から第3号までに4 無線局の目的及び通信事 掲げる無線局が含項(注3) まれるときは、当5 無線設備の設置場所(注 該無線局を除く。)4 (注5) 6 電波の型式、周波数及び 占有周波数帯幅(注6) 7 空中線電力
--	---	--	---	---	--	--	---	---	---	--	---	--	--	--	---	--	--	--	---	--

別表第二号の二の四（第11条の2の4第2項関係）

注1	8 (注7)	適合表示無線設備の番号
	9 (注8)	開設している無線局の数

9 開設している無線局の数
(注8)

注
1

氏名については、請求者が認定開設者（法第27条の15第3項に規定する認定開設者をいう。以下同じ。）である場合に限り、提供する。

2 請求者が認定開設者以外の者である場合にあつては、都道府県名及び市区町村名に限り提供する。

3 登録局の場合にあつては、提供しない。

4 移動する無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）にあつては常置場所、包括免許に係る特定無線局にあつては包括免許人の事務所所在地を提供することとする。ただし、請求者が認定開設者以外の者である場合にあつては、都道府県名及び市区町村名に限り提供する。

5 既設電気通信業務用基地局の場合にあつては、原則として都道府県名及び市区町村名に限り提供する。

6 登録局の場合にあつては、周波数に限り提供する。

7 技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を提供する。

8 包括免許に係る特定無線局又は包括登録に係る登録局の場合に限り、提供する。

別表第二号の二の四(第11条の2の4第2項関係)

無線局情報提供請求書

年 月 日

収入印紙貼付欄
(収入印紙を必要額
を超えて貼ってい
る場合は、請求書
の余白に「過納承認
氏名」のように記入
してください。)

(4) 総合通信局長(沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務局長とする。) 殿
 請求者(法2)
 住 所
 氏名又は名称
 法 人 番 号
 代表者氏名

電波法第25条第1項の規定に基づき、下記のとおり調査又はふくそうに関する調査に必要と認める情報の提供を請求します。

1 請求理由(注2)

☐ 無線局の開設	☐ 周波数の変更	☐ 通信の相手方の変更
☐ 無線設備の設置場所の変更	☐ 電波の型式の変更	☐ 空中線電力の変更
☐ 運用許容時間の変更	☐ 放送区域の変更	☐ 工事設計の変更
☐ 無線設備の変更の工事		

2 開設又は変更しようとする無線局の概要(注3)

(1)	免許等の番号
(2)	免許等の年月日
(3)	種別
(4)	目的
(5)	通信事項
(6)	識別符号
(7)	無線設備の設置場所又は移動範囲
(8)	電波の型式及び周波数 占有周波数率幅 電波の型式

周波数
(9) 空中線電力
(10) その他

3 上記1の理由の詳細(注4)

3 希望する情報提供の範囲(注3)

(1) 開設又は変更をしようとする無縁局の周波数との上下の隣

(2) 無縁設備の設置場所からの距離の範囲(移動する無縁局の
都道府県)

5 希望する情報提供の実施の方法(注4)

☐ 印刷に出力したものの交付

☐ 電磁的方法による提供

(電子メールアドレス) :
 請求に関する連絡責任者
 住所
 所属
 氏名
 電話番号
 電子メールアドレス

(1) 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所を記載すること。

(2) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の氏名を記載すること。ただし、請求者が国の機関、地方公共団体、または国・地方公共団体から設立された法人及び特別の設立行為をもって設立された法人

(3) 請求者が外国人である場合は、住所については、日本にあること。

(4) 代理人による請求の場合は、請求者に関する必要事項に当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、便番号及び電話番号を付記すること。

(5) 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行

(1) (1)の定数 a の値を、(2)の定数 b の値をそれぞれ求めよ。

に免許等を受けている無線局の免許等の番号及び年月日
すること。

次の表に掲げる記号により記載すること。

無線局の種類	記号	無線局の種類	記号
固定局	FL	無線呼出局	RF
特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局	BB	陸上移動中継局	FRB
特定地上基幹放送局	BC	陸上移動局	RL

				局
特定地上基幹施設試験局 以外の地上基幹施設試験 局	第2	無線航行地上局	第1	
特定地上基幹施設試験局	第2	無線特定地上局	第2	
地上一般放送局	第3	無線標準局	第3	
海上局	第4	無線標準局	第4	

海洋局	74	海洋地球局	75
航空局	76	航空地球局	77
基地局	78	携帯基地地球局	79
携帯基地局	80	地球局	81

(5) (4)の目的は、「電気通信業務」、「公共業務」、「基幹マルチメディア放送」；又は「一般業務」のように記載さ

- (4) (5)の通信事項は、「電気通信業務に関する事項」、「事項」、「電気事業に関する事項」又は「一般事業利用通信に載ること。
- (5) (7)の無線設備の設置場所については、送信空中線長及び経度を、度、分及び秒をもって記載すること。
- (6) (8)の電波の型式及び周波数並びに(9)の空中線電力とする無線局の種類に応じて、免許規則別表第二号第1、

(7) ④の識別符号及び⑤の電報の型式については、登録略する。

4 3の上記1の標典の註解については、開段又は変更が必要と。

5 4の希望する情報提供範囲については、次によること。

(イ) ①及び②の場合は、日本国及びその領土、領海、領空並びに船舶、航空機

(1) (1)の国境又は変更を生ずべきの国境上の国境線については、国境又はふくそう調査に必要と考える必要最小限の何処かの範囲)のように記載すること。

- 95 デシベル（単位時間当たり5パーセント未満の時間は192デシベル。）（1ワットを0デシベルとする。）を超えないこと。
- 13 固定地点の地球局と宇宙無線通信を行う人工衛星局であつて対地静止衛星に開設するもの又は気象に関する情報を取得するために宇宙無線通信を行う人工衛星局に限る。
- 14 固定地点の地球局と宇宙無線通信を行う人工衛星局であつて、対地静止衛星に開設する人工衛星局以外のものに限る。
式中Xは、当該人工衛星局の総数Nについて次のとおりとする。
Nが50以下の場合、Xは0
Nが50を超え288以下の場合、Xは $(5/119)(N-50)$
Nが288を超える場合、Xは $(1/69)(N+402)$
- 15 宇宙研究業務を行う宇宙局に限る。
- 16 固定地点の地球局又は移動する地球局と宇宙無線通信を行う人工衛星局に限る。
- 17 一般公衆によつて直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はファクシミリによる宇宙無線通信の業務を行う宇宙局を除く。
- 18 対地静止衛星に開設する人工衛星局以外の宇宙局であつて、宇宙研究業務を行うものに限る。
- 19 対地静止衛星に開設する人工衛星局以外の宇宙研究業務を行う宇宙局であつて、深宇宙に係る設備を打ち上げている期間及び地球近傍において運用している期間に限る。
- 20 人工衛星局の数が99以下の場合に限る。

別表第二号の六 無線設備の技術基準の策定等の
申出の様式（第32条の9の2及び第45条の2
の2関係）

別表第二号の六 無線設備の技術基準の策定等の申出の様式（第32条の9の2及び第45条の2の2関係）

無線設備技術基準策定等申出書

期 間 大 区 画

申 出 人
姓 名
法人又は
代表者氏名

電話番号
電100番以内において使用する同局設備30条の2第4号の規定に基づき、下記ののとおり申し出ます。

記
1 技術基準の策定又は変更の申出の目的
2 策定すべき技術基準の概要又は行うべき技術基準の変更の概要
(1) 申出に係る無線局の種類
(2) 申出に係る無線局の目的
(3) 申出に係る無線局の周波数の範囲
(4) その他策定すべき技術基準の概要又は行うべき技術基準の変更の概要
3 申出に係る周波数帯を特定し、又は変更する事項
4 申出に係る技術基準の策定に係る無線設備が他の無線局に干渉するその他の情
況を発生しないことについて対策を講ずるその他の事項の策定の目的を特定する事
項
5 申出人が策定している事業の概要及びその内容（申請人が法人に該当するであら
うときは、その法人又は団体の目的及び事業の内容）
申出に関する連絡責任者
氏名
所属
住所
電話番号
電子メールアドレス

規 則
(日本電波利用法附則)
(1) 申請人の権利の保護は、次のとおりとする。
(2) 技術基準については、法人又は団体の場合は、本表又は主たる事業所の所在地を記載
すること。
(3) 法人又は団体の場合は、その報告又は本表並びに代表者の氏名及び住所を記載
すること。ただし、申請人が団体の機関、地方公共団体、国家により直接に設立
された法人及び特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名
の記載を要しない。
(4) 申請人が外国人である場合は、住所については、国境及び国境における郵便局
を記載すること。
(5) 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人
を識別するための番号の利用等に関する法律（第15条）に規定する法人番号
を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
2 21(1)の欄は、第45条に掲げる無線局の種類を記載すること。ただし、第45条の2第2

に規定する申出の場合は、電力線伝送設備、線路式送電設備、送電設備、工業
局用無線設備又は無線機利用を記載すること。ただし、第45条の2第2に規定する申出
の場合は、最高放射設備の目的を記載すること。
4 21(2)の欄は、第45条第1号の欄から第45条第2号の欄までの欄に規定すること。ただし、第4
5条の2第2に規定する申出の場合は、最高放射設備の周波数の範囲を記載すること。
5 申出に係る連絡責任者の欄は、個人の場合は、住所、所属及び氏名の記載を要
しない。
6 周波数に支障を及ぼすことができない場合は、その欄に特別に記載する旨を記載
し、この欄に支障を及ぼす場合に特別に記載すること。

別表第三号 無線従事者選解任届の様式（第34
条の4関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの

2 不要の文字は、括弧すること。

法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下第15号に規定する法人番号法）を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載をしない。

4 この欄は、主権無効事項である場合に限り、「注記」と記入すること。

5 関係の組合については、14号2で及び他の14号の欄の記載を省略することができる。

6 社団の「メタデータ」については、この欄に記入しないうで、適宜の局面に特定当事者の名を、無関係担当者先着順の番号（第3号に規定する外国政府が付した登録簿を有する者）を記す。その関係性を記載して提出しなくてはならない。ただし、公益社団法人その他これに準ずるものについて、総務大臣が定めるものは、当該事項のうち行政手続が認められるもの記載を省略することができる。

注1 「(何)総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては沖縄総合通信事務局長とする。

2 包括免許に係る特定無線局の検査の場合は、「識別符号」とあるのは「包括免許の番号」と、「免許等の番号」とあるのは「特定無線局の番号(免許規則第24条の2第1

注1 「(何)総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては沖縄総合通信事務局長とする。
 2 包括免許に係る特定無線局の検査の場合は、「識別番号」とあるのは「包括免許の番号」と、「免許の番号」とあるのは「特定無線局の番号」とする。

別表第四号（第39条第1項関係）

記す等の記録は歴史事業等における「提供」として記載することとする。

5. 一の特定記録事項が複数の関係者の点検を実施した場合には、本録査書の各項目の内容の相違点を明確にした上で統一して記載することとする。当該統一に記できない場合は、別添として添付することができる。

6. 代理人による取調の場合は、発問者等の氏名又は住所を記載するほか、当該代理人の氏名又は住所、職業等及び電話番号を付記することとする。

7. 発問に付する特定記録事項の点検の場合は、「発問の番号」とあるのは「包括発問の番号」と、「識別番号」とあるのは「特定記録事項の番号」とする。

8. 該点検結果を記載することができない場合は、その欄に別添に記載する旨を記載し、この様式に定める様式の別添に添付することとする。

別表第五号の四（第42条の7関係）

別表第五号の四(親縁等の関係)

外国人等による施設等の保有制限等に関する規定の遵守状況の報告書

年 月

経営大臣 殿

郵 送 番 号
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人又は団体にあ
ては、名称及び代
表者の氏名)
電 話 番 号
法 人 番 号
(法 1)

電波法第90条の2の規定により、 年 月 日から、 年 月 日までの外国人等に、
る議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況を、次のとおり報告します。

大事故時に該当することとならないよう にうすために議にした措置の実施状況				
変更の理由を要した外国人等海外帰国 者保有議決権割合又は外国人等海外 議決権割合の変更(注2)	変更前日	変更前	変更後	
		%	%	%
外国人等直接保有議決権割合又は外国 人等保有議決権割合に係る株式の移 動の要否(注3)	変更前日			
所要を防止するために議にした措置の 実施状況(注4)				

[illegible]

(H2) 記載の事業決定に係る外国人等関係議決権割合に変更がないものであつて、免許取得後第2号第1項に規定する特約の旨に変更があつたもののみをこの条について記載し、変更内容が主たるものとして当該株式の2分の1以上を有する。このとき、変更箇所を印付し、備考欄又は注に変更年月日を記載し、当該日において当該株式の内容を証する書類として添付することとされる書類を添付すること。

(H4) 過去5年以内に法律第25条第2項の規定により免許を取消しなされたこととされた基幹選任に限る。

(H5) 旧株の未払い分は、日本商船振替株式会社より取り。

別表第五号の五 記載事項等の変更届出書の様式
(第43条第5項関係) (総務大臣又は総合通信

- (2) 法人合併については、法人は法人格の消滅に際し、行方不明とされている個人債権者に対する弁済の事務の整理に関する法律第15条に規定する法人事務の整理に関すること。ただし、法人合併や行方不明の債権者は必要でない。
- (3) 債権者はその債権の消滅する旨を主張すること。
- (4) 裁判所は第37条の規定又は同条に規定する債権者のうち対象となる債権者を選定し、その債権者に対して無効訴訟係争行為の効力に対する主張の理由を「基因別」のように記載すること。
- (5) 債権者となる債権者を明らかにすること。
- (6) 債権消滅する行為場所を明らかにすること。
- (7) 債権者の住所や行方不明は、契約等により住所や行方の消滅及び責任の消滅を表明することであることを証明する必要があること。
- (8) 上記の通知は債権者に対して全員で合せて、当該債権者に係る事務の内容に実質的な変更がないこと、その内容が正確で、当該債権者に係る事務の内容と一致すること。

合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

(2) 法人事務については、法人又は団体の趣旨に照り、行政手続を要するに非ざるの事務の利率に関する法律並に法律第 100 号を記載すること。ただし、法人事務が不明の場合には記載を要する。

（3） 債権を有する債権事項の主要の文書は添附すること。

(4) 原簿記載額 137 万の 2 倍又は 137 万に 2 倍を超える基高のうちの、そのうち 2 倍に相当する部分を受け付無効施設費取戻金第 4 条に基づき算出、そのように記載すること。

(5) 債権を収める関係を示明すること。

(6) 返済計画を付添明書に添附すること。

(7) 保付の委託を行う場合は、契約書面により保付者の顔写真を添付し、これを添付すること。これを添附する旨を添付すること。

(8) 既に授け付係保関係の継続を行っている場合であつて、当該継続授け付係保関係が、その原簿に記載して、当該継続授け付係保関係の委託を受けること。

別表第六号 許可を要しない高周波利用設備の変更の工事（第45条の2関係）	
第1 装置の全部について変更の工事をする場合	変更の工事のうち適用の条件
変更の工事のうち軽微なものとするもの	
1 通信設備の変更の工事のうち次に掲げるもの	
（1）送信装置の変更の工事	当該部分の全部について撤去する場合に限る。
（2）電源濾波器（装置の筐 ^こ ）える場合（電氣的特性を低下させ体内に収められせることとなる場合を除く。）又ているものを除は増設する場合（新たに附設する。）の変更の場合を含む。）に限る。	
（3）高周波塞流線輪（装置の筐 ^こ ）える場合（電氣的特性を低下させ体内に収められせることとなる場合を除く。）又ているものを除は増設する場合（新たに附設する。）の変更の場合を含む。）に限る。	
2 通信設備以外の設備の変更の工事のうち次に掲げるもの	
（1）高周波発生装置の変更の工事	当該部分の全部について撤去する場合、又は当該部分の全部の取替えであつて次に掲げる条件に適合する場合に限る。
1 無線設備規則第65条第1項第1号から第4号までに該当するものであること。	
2 使用周波数又は発振の方式に変更をきたすこととならない場合であること。	
3 占有周波数帯幅又は周波数変動幅が拡大することとならない場合であること。	
4 高周波出力が増加することとならない場合であること。	
5 当該部分の性能を低下させない場合であること。	

（2）電源濾波器（装置の筐 ^こ ）える場合（電氣的特性を低下させ体内に収められせることとなる場合を除く。）又ているものを除は増設する場合（新たに附設する。）の変更の場合を含む。）に限る。	（3）遮蔽室の変更の工事	当該部分の全部について撤去する場合又は取り替へる場合（いずれも遮蔽効果を低下させることとなる場合を除く。）若しくは増設する場合（新たに附設する場合を含む、遮蔽効果を低下させることとなる場合を除く。）に限る。
第2 装置の一部分について変更の工事をする場合	変更の工事適用の条件のうち軽微なものとするもの	第1の1の次に掲げる条件に適合する場合に限る。
第1の1の次に掲げる条件に適合する場合に限る。	1 使用周波数又は発振の方式に変更をきたすこととならない場合であること。	2 占有周波数帯幅又は周波数変動幅が拡大することとならない場合であること。
3 高周波出力が増加することとならない場合であること。	4 当該部品の属する装置の性能を低下させない場合であること。	

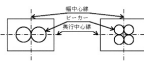
別表第七号（第46条の4関係）

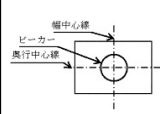


- 注
- 遮蔽室は図に示すものとし、大きさは遮蔽室の中心部から測定点までの距離が1メートル以内となること。ただし、図に示す測定点の位置とは、遮蔽室の中心部から測定点までの距離が1メートル以内となること。この場合において、図に示す測定点の位置は、遮蔽室の中心部から測定点までの距離が1メートル以内となること。
 - 遮蔽室は、遮蔽室の中心部から測定点までの距離が1メートル以内となること。この場合において、図に示す測定点の位置は、遮蔽室の中心部から測定点までの距離が1メートル以内となること。
 - 遮蔽室は、遮蔽室の中心部から測定点までの距離が1メートル以内となること。この場合において、図に示す測定点の位置は、遮蔽室の中心部から測定点までの距離が1メートル以内となること。
 - 遮蔽室は、遮蔽室の中心部から測定点までの距離が1メートル以内となること。この場合において、図に示す測定点の位置は、遮蔽室の中心部から測定点までの距離が1メートル以内となること。

別表第八号 型式確認に係る試験方法（第46条の7関係）	
第1 電子レンジ	試験条件
（1）測定場所	ア 温度 摂氏5度から摂氏35度までの範囲
（2）湿度	イ 相対湿度 45パーセントから85パーセントまでの範囲
（3）電力	ア 磁界強度又は電界強度以外の項目の測定の場合 平坦な非金属性の台の上に通常の使用状態で置く。 イ 磁界強度又は電界強度の測定の場合 水平面上にある回転する非金属性の支持台の上に置き、底面が地表又は床面から80センチメートルの高さになるようにする。 この場合において、電源電線が支持台の中心から垂直に降ろして余分があるときは、その部分を束ねておく。 50 Hz又は60 Hz
（4）出力	出力切換えのある場合は、高周波出力の定格値が最大となる位置とする。

（5）高周波出力又は漏えい電波の電力束密度以外の項目の測定の場合	（ア） 負荷 摂氏15度から摂氏25度までの範囲の水を用いる。	（イ） 容器 外径190ミリメートルH5ミリメートル、高さ90ミリメートルH5ミリメートルの低損失ピーカーを1個使用する。	（ウ） 負荷量 1,000ミリリットルの水を用いる。	（エ） 位置 加熱室の中心部に次の図に示すように置く。
（ア） 高周波出力の測定の場合	（ア） 負荷 摂氏8度から摂氏12度までの範囲の水を用いる。	（イ） 容器 容量1,000ミリリットルの低損失ピーカーを2個使用する。ただし、これを入れることができない場合は、容量500ミリリットルの低損失ピーカーを4個使用することができる。	（ウ） 負荷量 2,000ミリリットルの水を各ピーカーに等分する。	（エ） 位置 加熱室の中心部に次の図に示すような状態で互いにピーカーが接するように並べ、1,000ミリリットルのピーカー2個を使用した場合



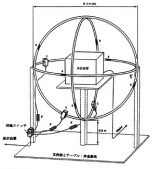
測定等		2	
(1) 占有周波数帯幅に含まれる周波数の範囲		(2) 高出力波	
5分間以上動作させた後、負荷を取り替え、負荷が沸騰点に達するまでの発振周波数の変化を周波数測定装置により測定する。その後、スペクトラムアナライザによる占有周波数帯幅（スペクトル分布の波形の最高値から26デシベル低下したレベルにおける周波数帯幅とする。）を測定する。		次の手順により測定及び算定を行う。 ア 30分間以上動作させた後、負荷を取り替え、温度が約10度上昇する時間（t）を求める。 イ 再度負荷を取り替え、t時間加熱して各ビーカーの水温度上昇値の平均を求める。 ウ イの動作を5回繰り返し、各回の温度上昇値を平均して、平均温度上昇値	
			
		ウ 漏えい電波の電力束密度の測定の場合 (ア) 負荷 摂氏18度から摂氏22度までの範囲の水を用いる。 (イ) 容器 容量500ミリリットルの低損失ビーカーを1個使用する。 (ウ) 負荷量 260ミリリットルから290ミリリットルまでの範囲の水を用いる。 (エ) 位置 加熱室の中心部に次の図に示すように置く。	

(3) 電源端子における消費電力の測定		(4) 不要発射による電界強度	
電子レンジを高さ40センチメートルの台の上に置き、80センチメートル離れた位置に擬似電源回路網を設置し、疑似電源回路網の電源出力端子に電子レンジの電源入力端子を接続し、電子レンジを動作させ、10秒以上経過後に測定する。 直径0.6メートルのループアンテナを接続した校正済みの磁界強度測定器により、支持台を回転させ、電子レンジから3メートルの距離における最大値を測定する。 ループアンテナの下端の地上高は1メートルとする。 動作を開始してから10秒以上経過後に測定する。 空中線系を含め校正済みの電界強度測定装置により周波数ごとに、偏波面及び空中線の高さを変化させるとともに支持台を回転させ、1,000MHz以下の周波数範囲においては電子レンジから10メートルの距離における最大値を測定する。ただし、ケーブル		(5) 不要発射による電界強度	
ただし、本手順により難しい場合は、電源端子における消費電力の測定により代えることができる。 $P(W) = \frac{8,400 \times \Delta T (\text{摂氏温度})}{t(\text{秒})}$		ア及びウの値に基づき次の式により高周波出力（P）を求める。 (エ) T を求める。	

試験条件		(6) 電界強度の測定	
第2 1 (1) 測定 ア 温度 摂氏5度から摂氏35度までの範囲		(7) 漏えい電波の電力束密度	
電磁誘導加熱式調理器		(8) 安全性	
イ 高圧電気により充電される器具及び電線の収容状況		ア 屏を閉めた状態 イ 発振管の発振停止装置が動作する直前の位置まで屏を開いて固定した状態 ウ ラッチなどの固定装置を有するものは、通常屏を開く力の2倍の力で屏の取手の任意の箇所を引いた状態 一般的な妥当性を有する方法により次の事項を確認する。 ア 絶縁抵抗値その他きょう体の絶縁状況 イ 高圧電気により充電される器具及び電線の収容状況	
		を合せて直径1.2メートル、床から1.5メートルの円柱形の体積内に収まる設備に限り、3メートルの距離において測定することができる。 1,000MHzを超える周波数範囲においては3メートルの距離における最大値を測定する。 動作を開始してから10秒以上経過後に測定する。 測定装置の分解能帯域幅を1MHz、ビデオ帯域幅を1MHz以上に設定する。 測定装置の分解能帯域幅を1MHz、ビデオ帯域幅を10Hzに設定し、対数値モードで測定する。 尖頭値が最も高い妨害波の周波数を中心として、少なくとも掃引5回の間の最大値保持モードで測定した結果を用いる。 耐久試験（屏を十回開閉する。）後起動させ、次の各状態における電子レンジの表面から5センチメートル離れた全ての場所における電力束密度を測定する。	

(3) 電源周波数		(2) 電磁誘導加熱式調理器の設置方法	
(4) 負荷の方法		場所の温度及び湿度	
ア 負荷 摂氏18度から摂氏22度までの範囲の水を用いる。 イ 容器 接触面の寸法が、10、145、180、210又は300ミリメートルのうち、仕様の範囲内で最も小さいほうの鉄製容器。ただし、平らな容器で使用することを想定していない加熱領域を持つものについては、附属された容器又は仕様が推奨された容器 ウ 負荷量 容器の定格容量の80%以上の水 エ 位置 加熱部の中心に置く。		イ 相対湿度 45パーセントから85パーセントまでの範囲 ア 磁界強度又は電界強度以外の項目の測定の場合 平たんな非金属性の台の上に通常の使用状態で置く。 イ 磁界強度又は電界強度の測定の場合 水平面上にある回転する非金属性の支持台の上に置き、底面が地表又は床面から80センチメートルの高さになるようにする。この場合において、電源電線は支持台の中心から垂直に降ろす。 ただし、当該設備の対角線の寸法が1.6メートルを超えるときは、地表又は床面に薄い絶縁体を敷き、その上に置く。 50Hz又は60Hz	

測定等	2	オ アからエまでにかかわらず、 最大出力に設定する場合は、 この限りではない。	(1) 電源を投入し起動させてから15分経過後の周波数を測定する。周波数の切換えが可能な機器にあつてはそれぞれの周波数に、周波数が連続して可変なものにあつてはその最低周波数及び最高周波数を測定する。	(2) 電源を投入し起動させてから15分経過するまでの間、(1)の利用周波数に対応する周波数について最低値と最高値を測定する。	(3) 幅動変数波周	(4) 力出波周高	なお、 $\eta(\%) = \frac{(V+0 \times \eta)(T-T_0)}{E \times 880} \times 100$
			次の手順により測定及び算出を行う。 ア 最大の高周波出力で加熱し、消費電力量が120ワットに達したときは、装置の電源を切断し、負荷の水を十分かくはんした後、その温度を測定し、次の式から熱効率 η を求める。	V…なべ等の中の水の重量(g) C…試験に用いたなべ等の比熱(cal/de g) W…試験に用いたなべ等の重量(g) T…加熱後の水の温度(℃) T ₀ …加熱前の水の温度(℃)			

E…加熱に要した消費電力量(W) h)	4	イ 次の式から高周波出力Pを求める。 $P = \frac{E}{t} \times \frac{p}{p_0} \times \frac{p}{p_0}$ なお、 p…定格消費電力(W)	ウ 高周波出力の測定値は、少なくとも3回以上行う。 ただし、本手順により難しい場合は、電源端子における消費電力の測定により代えることができる。 電磁誘導加熱式調理器を高さ40センチメートルの台の上に置き、80センチメートル離れた位置に擬似電源回路網の電源出力端子に電磁誘導加熱式調理器の電源入力端子を接続し、電磁誘導加熱式調理器を動作させ、10秒以上経過後に測定する。 加熱領域を複数持つ場合は、順番に単独で動作させて測定する。(5) から(7) までにおいても適用する。)	1つの加熱領域に複数の誘導コイルを持つ場合は、最初に領域内の最も小さいコイルを動作させて測定し、次に領域内の全てのコイルを動作させて測定する。(5) から(7) までにおいても適用する。)	次の図のとおり装置を設置し、電源を投入し起動させてから5分経過後に測定する。 電流プローブを用いて三方向のループアンテナのそれぞれについて行う。		ケーブル類は次の図のとおり一緒にして引き直し、直径2メートル	5	ア プールのルート

ルのループアンテナが占める同一の八分儀区画から引き出し、どのループアンテナに對しても0.4メートル以内に近づかないように配置する。	6	直径0.6メートルのループアンテナを接続した校正済みの磁界強度測定器により、次の手順により測定を行う。 ア 電源を投入し起動させてから5分経過後に最大の高周波出力で漏えい磁界強度を測定する。 イ 漏えい電波を受信したときは支持台及び受信アンテナを回転し、最大の測定値を求め、これをもつてその周波数の測定値とする。		空中線系を含め校正済みの電界強度測定装置により、次の手順により測定を行う。 ア 電源を投入し起動させてから5分経過後に、最大の高周波出力で電界強度を測定する。 イ 漏えい電波を受信したときは周波数ごとに、偏波面及び空中線の高さを変化させるとともに支持台を回転させ、電磁誘導加熱式調理器から10メートルの距離における最大値を測定する。ただし、ケーブルを含めて直径1.2メートル、床から1.5メートルの円柱形の体積内に収まる設備に限り、3メートルの距離において測定することができる。	7	度強界電るよに射発要不	度強界磁ので点地たれ離ルート	3	測定の流れ電るよにナテン

(8) 安全性	一般的な妥当性を有する方法により次の事項を確認する。 ア 絶縁抵抗値その他きよう体の絶縁状況 イ 電線の収容状況
---------	--

別表第九号 試験成績書の様式（第46条の8関係）

別表第九号 試験成績書の様式（第46条の8関係）
欄1 電圧レンジ

試験成績書				報告書形式表	
試験成績書		測定値		測定値の範囲	
1	(1) 振動周波数	測定値		測定値の範囲	測定値の単位
		測定値			
2	(2) 共振周波数範囲	測定値		測定値の範囲	測定値の単位
		測定値			
3	周波数	測定値		測定値の範囲	測定値の単位
		測定値			
4	電圧	測定値		測定値の範囲	測定値の単位
		測定値			
5	電圧	測定値		測定値の範囲	測定値の単位
		測定値			

		周波数範囲	測定値		
		150 ~ 400MHzと2,000MHz			
		30 ~ 2,000MHzと4 ~ 400MHz			
		300 ~ 2,000MHzと10 ~ 2,000MHz			
		90 ~ 5,000MHzと400 ~ 2,000MHz			
		11 ~ 11,700MHzと2 ~ 7,000MHz			
		11.7 ~ 7,000MHzと2,000MHz			
6	電圧レンジ	測定値	測定値の範囲	測定値の単位	
		1 ~ 4,000Vと0.1 ~ 100V			
		2 ~ 5,000Vと0.1 ~ 100V			
7	測定値	測定値			
8	測定値の範囲	測定値の範囲			
9	測定値の単位	測定値の単位			
10	測定値の単位	測定値の単位			
11	測定値の単位	測定値の単位			
12	測定値の単位	測定値の単位			

注1 測定条件等については、測定条件及び試験方法（別表、備考及び製造者等）の結果等と同一事項を記入すること。
2 40dBの「測定値範囲」には、計測からの誤差を記載すること。
3 周波数の大きさは、日本産業規格JIS規格とすること。

別表第九号 試験成績書の様式（第46条の8関係）
欄2 電圧レンジ

		試験成績書		測定値		測定値の範囲	測定値の単位
		測定値		測定値			
1	電圧レンジ	測定値		測定値		測定値の範囲	測定値の単位
		測定値		測定値			
2	高周波出力	測定値		測定値		測定値の範囲	測定値の単位
		測定値		測定値			
3	周波数範囲	測定値		測定値		測定値の範囲	測定値の単位
		測定値		測定値			
4	電圧レンジ	測定値		測定値		測定値の範囲	測定値の単位
		測定値		測定値			
5	電圧レンジ	測定値		測定値		測定値の範囲	測定値の単位
		測定値		測定値			

電圧レンジ	測定値		測定値の範囲	測定値の単位
	測定値			
	測定値			
	測定値			
	測定値			
高周波出力	測定値		測定値の範囲	測定値の単位
	測定値			
	測定値			
	測定値			
	測定値			
周波数範囲	測定値		測定値の範囲	測定値の単位
	測定値			
	測定値			
	測定値			
	測定値			
電圧レンジ	測定値		測定値の範囲	測定値の単位
	測定値			
	測定値			
	測定値			
	測定値			
電圧レンジ	測定値		測定値の範囲	測定値の単位
	測定値			
	測定値			
	測定値			
	測定値			

注1 測定条件等については、測定条件及び試験方法（別表、備考及び製造者等）の結果等と同一事項を記入すること。
2 40dBの「測定値範囲」には、計測からの誤差を記載すること。
3 周波数の大きさは、日本産業規格JIS規格とすること。

別表第十一号の二（第51条の10の2の4、第51条の10の2の8関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第十一号の三（第51条の10の3関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[illegible][illegible]

③ 沖縄県の区域においては、沖縄県公設法律事務所長とする。

2 署名者の欄の記載は、次に示ることとする。

(1) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名を記載すること。

(2) 代理人による署名の場合は、届出を行う特定免許等不要品を製造したる必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

(3) 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第13項に規定するを記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

別表第十二号（第51条の11関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第十二号の三（第五十一条の二の八関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第十二号の四（第51条の11の2の9関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第十二号の四（第51条の11の2の9関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第十二号の四（第51条の11の2の9関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第十三号（第51条の11の2の10第1項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第十三号（第51条の11の2の10第1項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第十三号（第51条の11の2の10第1項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第十三号の二（第51条の11の2の10第1項及び第2項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第十三号の二（第51条の11の2の10第1項及び第2項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第十三号の二（第51条の11の2の10第1項及び第2項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第十四号（第51条の11の2の10第2項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第十四号（第51条の11の2の10第2項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第十四号（第51条の11の2の10第2項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[illegible][illegible][illegible]

別図第一号(第36条の2第1項第1号関係)

同期符号	呼出しの種類 (注1)	自局の識別信号	遭難の種類	遭難の位置	遭難の時刻	テレ コマンド (注2)	終了符号	誤り検定 符号
------	----------------	---------	-------	-------	-------	--------------------	------	------------

同期符号	呼出しの種類 (注1)	相手局の識別表示 (注2)	優先順位 (注3)	自局の識別信号	テレ コマンド (注4)	遭難船舶 局の識別 信号	遭難の 種類	遭難の 位置	遭難の 時刻	テレ コマンド (注5)
------	----------------	------------------	--------------	---------	--------------------	--------------------	-----------	-----------	-----------	--------------------

終了符号	調り検定 符号
------	------------

注2 呼出しの種類をコード番号「116」としたときは省略すること。
注3 できる限りコード番号「112」であること。

注5 引き続いて行う通報の型式をコード化したものであること。

3 通報警報に対する応答									
同期符号	呼出しの種類	優先順位	自局の識別符号	テレコマンド	通報船舶局の識別符号	通報の種類	通報の位置	通報の時刻	テレコマンド
	(注1)	(注2)		(注3)					(注4)

誤り検定符号

- 注1 コード番号「116」であること。
注2 できる限りコード番号「112」であること。
注3 コード番号「110」であること。
注4 引き続き行う通報の形式をコード化したものであること。

4 その他

同期符号	呼出しの種類	相手局の識別表示	優先順位	自局の識別符号	テレコマンド	通報に係る事項	終了符号	誤り検定符号
		(注1)	(注2)		(注3)	(注4)		

- 注1 呼出しの種類にコード番号「116」としたときは省略すること。
注2 コード番号「112」であること。
注3 引き続き行う通報の形式をコード化したものであること。
注4 引き続き行う通報の周波数等をコード化したものであること。

別図第二号（第36条の2第1項第2号関係）

別図第二号（第36条の2第1項第2号関係）

1 インマルサットC型を使用するもの

呼出しの種類	自局の識別表示	相手局の識別表示	通報の位置及び時刻	通報の種類	通報に係る事項	誤り検定符号
(注1)						

- 注1 「1010001」：（最後に送るものにあつては「1010000」）であること。
注2 船舶の連絡等をコード化したものであること。

2 インマルサットF型を使用するもの

同期符号	呼出しの種類	自局の識別表示	相手局の識別表示	通報の形式	通報の位置	誤り検定符号
	(注1)			(注2)	(注3)	

- 注1 「1110001」であること。
注2 引き続き行う通報の形式等をコード化したものであること。
注3 船舶の位置をコード化したものであること。

3 第12条第6項第2号に規定する船舶地球局の無線設備を使用するもの

ポートのバーション	通報の種類	設定時間	通報の形式	通報の位置	通報に係る事項	識別表示	通報の時間	信頼性に関する符号	誤り検定符号
						(注1)			

- 注1 船舶の連絡等をコード化したものであること。

別図第三号（第36条の2第1項第3号関係）

別図第三号（第36条の2第1項第3号関係）

通報の種類	通報の順位	自局の識別表示	グループ呼出しに係る事項	誤り検定符号	通報
(注1)	(注2)	(注3)			

- 注1 「00101000」であること。
注2 繰り返し送られた回数に「111」（最後に送るものにあつては「110」）を続けたものであること。
注3 通報の印字形式をコード化したものであること。

別図第四号（第36条の2第1項第4号関係）

別図第四号（第36条の2第1項第4号関係）

1 F1B電流420kHzを使用するもの

同期符号	自局の識別表示	通報の種類	通報の番号	復号改訂係	通報	終了符号
(注1)	(注1)	(注1)	(注2)			

- 注1 第1バイト「1100000000」及び第2バイト「0001000100」であること。
注2 第1バイト「1100000000」及び第2バイト「0000010001」の組合せを3回繰り返し送るものであること。

2 F1B電流519kHzを使用するもの

同期符号	自局の識別表示	通報の種類	通報の番号	キャラクタ復号係	改訂係	通報	終了符号
	(注1)	(注1)	(注2)				

- 注1 「00010001」であること。
注2 「01000101」を2回繰り返し送るものであること。

別図第九号（第36条の2第2項第3号関係）

通報の種類 (注1)	通報の 順位 (注2)	通報に係 る事項 (注3)	自局の 識別表示	グループ 呼出しに 係る事項	誤り検定 符号	通報
---------------	-------------------	---------------------	-------------	----------------------	------------	----

注1 「00101000」以外のものであること。
注2 繰り返し送られた回数に「011」（最後に送るものにあつては「010」）を続けたものであること。
注3 通報の印字形式をコード化したものであること。

別図第十号（第36条の2第3項第1号関係）

同報符号	呼出しの種 類	相手局の 識別表示 (注1)	優先順位 (注2)	自局の 識別符号	テレ コマンド (注3)	通報に係 る事項 (注4)	終了符号	誤り検定 符号
------	------------	----------------------	--------------	-------------	--------------------	---------------------	------	------------

注1 呼出しの種類をコード番号「116」としたときは省略すること。
注2 コード番号「100」又は「102」であること。
注3 引き続いて行う通報の形式をコード化したものであること。
注4 引き続いて行う通報の周波数等をコード化したものであること。

別図第十一号（第36条の2第3項第2号関係）

通報の 種類 (注1)	通報の 順位 (注2)	通報に係 る事項 (注3)	自局の 識別表示	グループ 呼出しに 係る事項	誤り検定 符号	通報
-------------------	-------------------	---------------------	-------------	----------------------	------------	----

注1 「00101000」以外のものであること。
注2 繰り返し送られた回数に「101」（最後に送るものにあつては「100」）を続けたものであること。
注3 通報の印字形式をコード化したものであること。

別図第十二号（第36条の2第3項第3号関係）

1 F10電波424kHzを使用するもの

同報符号	自局の識別 表示 (注1)	通報の種類 (注2)	通報の番号	度 増 改 行 信 号	通 報 終 了 符 号
------	---------------------	---------------	-------	----------------	-------------

注 次のいずれかの組合せであること。
(1) 第1バイト「Y1Y0BY1Y0B」及び第2バイト「Y1Y0BBY1Y0Y」
(2) 第1バイト「Y1Y0BY1Y0B」及び第2バイト「BY1Y0BBY1Y0Y」
(3) 第1バイト「Y1Y0BY1Y0B」及び第2バイト「BY1Y0BY1Y0B」

2 F10電波518kHzを使用するもの

同報符号	自局の識別 表示 (注1)	通報の種類 (注2)	通報の番号	キャリッジ 復帰信号	改 行 信 号	通 報 終 了 符 号
------	---------------------	---------------	-------	---------------	---------	-------------

注 「BBBY1Y0」、「BY1Y0B」又は「BY1Y0B」のいずれかであること。